を貸し、一日の飢をも休め給へといひたりければ、内より怪しげなる下女一人出合ひ、是こそ可レ然佛神の御計ひと覺えて候へ、是の主の女房物怪を病せ給ひ候、祈りてたばせ給はらんや、と申せば、女房我等は夫山伏にて候ふ間、叶ひ候ふまじ、あれに見え候辻堂に、足を休めて居られて候先達こそ、効驗第一の人にて候へ、此樣を申さんに子細候はじといひければ、女房大に悦びて、さらば其先達の御房、是へ入進らせ給へといひて、喜びあへる事限りなし。女尊走り歸りて此由を申しければ、宮を始め奉りて、御供の人、皆彼が館へ入らせ給ふ。宮病者の臥したる所へ御入ありて御加持あり、千手陀羅尼を二三反高らかに遊ばれて、御念珠を押し揉ませ給ひ　れば、病者自ら口走りて樣々の事をいひける、誠に明王の縛にかけられたる體にて、足手を縮めて戰き、五體に汗を流して、物怪は則ち立ち去りぬれば、病者忽に平愈す。主の夫斜ならず喜びて、我畜へたる物候はれば、別の御引出物までは叶ひ候ひまじ、枉げて十餘日是に御逗留候ひて、御足を休めさせ給へ、例の山伏楚忽に忍びて、御逃げ候ひぬと存じ候へば、恐れながら是を御質に給はんとて、面々の笈どもを取り合せて、皆内にぞ置きたりける。御供の人々、上には其氣色を顯はさずもいへども、下には皆悦び思へる限りなし。かくて十餘日を過させ給ひけるに、或夜家主の兵衛尉、客殿に出で、燒火などさせ、四方山の物語どもしける。次に申しけるは、かたゝくは定めて聞き及ばせ給ひたる事候ふらん。誠やらん大塔宮、東都を落させ給ひて、熊野の方へ趣せ給ひ候ひんなる、三山の別當定遍僧都は、無二の武家方にて候へば、熊野邊に御忍びあらんことは成り難く覺え候、哀此里へ御入り候へかし、所こそ分内は狹く候へども、四方皆嶮岨にて十里廿里が中へは鳥も翔り難き所にて候、其上人の心偽ならず、弓矢を取る事世に超えたり。されば平家の嫡孫維盛と申ける人も、我等が先祖を憑みて此處にかくれ遂に源氏の世に恙なく候ひけるとこそ承り候へと語りければ、宮誠に嬉しげに思召したる御氣色顯れて、若し大塔宮なんどの、此所へ御憑ありて入らせ給ひたらば、憑まれさせ給はんずるかと問はせ給へば、戸野兵衛申にや及び候、自不肖に候へども菜一人だにかゝることぞと申さば、鹿瀬、蕪坂、湯淺、阿瀨川、小原、芋瀨、中津河、吉野、十八鄕の者までも、手剋す者候ふまじきにて候と　申しける。其時宮、木寺相模に、きと御目合ありければ、相模戸野兵衛が側に居寄りて、今は何をか隱し申すべき、あの先達の御房こそ、大塔宮にて御座あれさいひければ、此兵衛尉も不審氣にて、彼此の顔をつくゞくと守りけるに、片岡八郎矢田彦七、あらあつやさて、頭巾をぬきて側に指し置く。實に山伏ならねば、さかやきの跡隱れなし。兵衛是を見て、實にも山伏にて御座さゞりけり、賢うぞ此事申し出でたりけるあなあさまし、此程の振舞さこそ尾籠に思召し候ひつらんと、以の外に驚きて、首を地に着け手を束ね、疊より下りて蹲踞ぜり。俄に黒木の御所を作りて、宮を守護し奉り、四方の山々に關を据ゑ、路を切り塞きて、用心嚴しくぞ見えたりける。是も猶太儀の計略叶ひ難しとて、叔父竹原八郎入道に此由を語りければ、入道頓て戸野が語ひに隨ひて、我館へ宮を入れ進らせ、無二の氣色に見えければ、御心安く思召して、此に半年ばかり御座ありける程に、人に見知られじと思召されける御支度に、御還俗の體に成らせ給ひければ、竹原八郎入道か息女を夜のおとゞへ召されて御おぼえ他に異なり。さてこそ家主の入道も彌志を傾け、近邊の鄕民共も次第に歸伏申したるよにて、却りて武家をば禍しけり。去程に熊野の別當定遍此事を聞きて、十津河へ寄せんずることは、縱令十萬騎の勢ありとも叶ふべからず、其邊の鄕民共の欲心を勸めて、宮を他所へおびき出し奉らんと相計りて、道路の辻に札を書きて立てけるは、大塔宮を討ち奉りたらん者には、非職凡下をいはず、伊勢の車間の庄を恩賞に可レ被二充行一由、關東の御教書有レ之、其上に定遍先づ三日が中に六萬貫を與ふべし、御内伺候の人、御手の人なを討ちたらん者には五百貫、降人に出でたらん輩には三百貫、何れも其日の中に必ず沙汰し與ふべしと定めて、奥に起請文の詞を載せて、嚴密の法をぞ出しける。夫移木の信は約を堅うせんがためなれば、欲心強盛の八庄司ども此札を見てければ、いつしか心變じ色替りて、奇しき振舞ごもにぞ聞えける。宮かくては此所の御止住、始終惡しかりなん。吉野の方へも御出あらばやと仰せられけるを、竹原入道如何なることや候ふべきと、强ひて留め申しければ、彼が心を破られんことも、さすがに叶はせ給はで、恐懼の中に月日を送らせ給ひける。結局竹原入道が子どもさへ、父が命を背きて、宮を討ち奉らんとする企ありと聞きしかば、宮潛に十津河を出させ給ひて、高野の方へぞ趣かせ給ひける。（略）既に中津河の峠を越えんとし給ひける所に、向の上の峰に玉置が勢と覺えて、五六百人が程混冑（ひたかぶと）に鎧ひて、楯を前にすゝめ、射手を左右へ分けて關の聲をぞ揚げたりける（略）所に北の峰より赤旗三流、松の風に翻して、其勢六七百騎が程かけ出でたり。其勢次第に近づくまゝ、三手に分けて關の聲を揚げて、玉置庄司に相向ふ。眞前に進みたる武者大音聲を揚げて紀伊國の住人野長瀨六郎、同七郎、其勢三千餘騎にて、大塔宮の御迎に參る所に、恭くも此君に對し進らせて、弓を控き楯を列ぬる人は誰ぞや、玉置庄司殿と見るは僻目か、只今滅ぶべき武家の逆命に隨ひて、即時に運を開かせ給ふべき、親王に敵對申しては、一天下の間何れの處にか身を置かんと思ふ、天罰遠からず、是を鎭めん事我等が一戰の中にあり、餘すな漏すな、をめき叫びてぞかゝりける。是を見て玉置が勢五百餘騎叶はじとや思ひけん、楯を捨て旗を卷きて、忽に四角八方へ逃げ散りぬ。其後野長瀨兄弟甲を脫ぎ弓を脇挾みて遙に長る。宮の御前近く召されて、山中の爲體、大儀の計略叶ひ難かるべき間、大和河内の勢へ打ち出でゝ、方をつけんために、今二進發二之處に、玉置庄司只今の擧動、當手の兵萬死の中に一生をも得難しと覺えつるに、不慮の共に逢ふこと天運尙憑あるに似たり。抑此事何さして存ぜ知りたりければ、此戰場に馳せ合ひて、遖徒の大軍をば靡けぬるぞと御尋ありければ、野長瀨長れて申もはゞかりに候ひし、童の名をば老松といへりと名のりて、大塔宮明日十津川を御出ありて、小原へ御通りあらんずるが、一定道にて難に逢はせ給ひぬと覺ゆるぞ、志を存ぜん人は急ぎ御迎に參れと、觸れ廻り候ひつる間、御使ぞと心得て參りて候ぞと申しける。宮此事を御思案あるに徒事にあらずと思召し合せて、年來御身を放されざりし膚の御守を御覽ずるに、其日少し開きたりける間、彌怪しく思召して、則ち開き御覽ぜられければ、北野天神の御神體を金銅にて鑄進らせたる其御眷屬、老松の明神の御神體遍身より汗がいて、御足に土のつきたるぞ不思議なる。さては佳運神慮にかなへりと、遖徒の退治何の疑があるべきさて、其より宮は、槇野上野房聖賢が搆へたる、槇野の城へ御入ありけるが、此も尙分内狹くて惡しかるべしと御思案ありて、吉野の大衆をかたらはせ給ひて、愛善寶塔を城郭に搆へ、岩切り通す吉野河を前に當てゝ、三千餘騎を隨へて楯籠らせ給ひけるとぞ聞えし。（太平記、大塔宮熊野落の條）

（四）後南朝の哀史

久しき間打ち續きたる南北の抗爭も早晩解決すべき時期は迫り來れり。さきに足利義詮が正平廿一年に和睦の議を朝廷に申し入れしも降參の禮を要求したるに依り朝廷に於て之を斥け給ひしが、其の後南衰北盛の形勢、漸次著しくなりしに依り足利義滿は明德三年（元中九年）大內義弘を朝廷に遣して御和睦の義を申請はしむ、後龜山天皇之を許し給ひ、父子の禮を以て神器を後小松天皇に傳へ給ひ、五十七年間分立せる南北の爭ひも始めて終結することゝなれり。此の媾和に關し吉野の朝廷が如何に衰へしとはいへ無條件に皇位を傳へらるべき筈なく、久しき間の歷史的關係に基き兩統迭立の契約ありて、始めて媾和の成立せしことは無論の次第なり。然るに後小松天皇薨去後、稱光天皇、後花園天皇相次で持明院統のみ天位に即き給ひ大覺寺統は殆ど顧みる所とならざりしを以て不平に堪へ兼ね南北合一の後も南方の宮々や其の遺臣が南朝の再興を圖りし事度々に及べり、正長元年には北畠滿雅、小倉宮（後龜山天皇皇子）を奉じて兵を擧げしことあり、翌永享元年には楠木光正南都に忍び入り將軍義敎の下向を伺ひ之を殺さんとしたる事あり、其後義敎の弟義昭は兄を伐つて之に代らんとし南方の宮方に通じて越智維通等と共に南帝の御末を奉じて兵を大和に擧げたることあり何れも事成らずして斬に處せられしが嘉吉三年には南朝の遺臣禁闕を犯すあり神璽は數年の間南方宮方の手に在りしことあり、萩野由之博士の「日本史講話」中に

> 嘉吉三年楠木某、越智某等は吉野十津川、河內、紀伊等の兵を集め、尊秀王を奉じて兵を擧げた、日野有光も亦其謀に與かつた、宮方の軍は禁闕を犯し、神璽鏡劍を奪うて、叡山に楯籠つたが、官軍の爲に擊ち破られて、尊秀王は自害し、楠木、越智等は戰死した。是より先に神鏡、寶劍は官軍に取り返されたけれども、神璽は尙彼の手に在つたので、翌文安元年には、更に南帝の遺胤を奉じて兵を吉野の北山に擧げ、四年の暮落城するまでは、幕府の軍に抗敵して居た。此後も南朝の皇胤はなほ大和にあり、之を奉ずる遺臣もあつて私に天靖の年號を稱しなどして居たが、長祿二年に神璽は赤松の遺臣の手で吉野から奪ひ還された。斯く度々の擧兵で、大覺寺の統は絕え果て、皇位は獨り持明院の統が之を繼承し給ふ事となつた。（編者云ふ本文中吉野の北山とあるは熊野の北山なり下文に詳記す）

斯の如く南北合一の後も尙ほ如何にもして南朝を恢復して後醍醐天皇討幕の叡慮に副ひ奉らんとて再興の擧を企てしこと啻に一再のみに非ざりしなり、此の時代を稱して歷史家は後南朝と稱へたり。

後南朝時代に於て南朝の皇胤を奉じて幕府を脅かしたる其の主動地は我が熊野にして大和の北山村より紀伊の北山、西山兩鄕一帶の地は其の策源地なりとす。抑も吉野朝廷が一隅に偏在して能く北朝の大敵に抗して五十七年の久しき運命を保ちしは、無論北畠、楠二氏の精忠之が基を爲せるは勿論なりと雖、然かも吉野の背後を包める我が熊野の險要が與りて大に力ありしなり。前きに屢々記せるが如く、我が熊野の山地が幾內を保護するに於て如何に重要なる地位にありしかは神武天皇中洲經略の際に於ける廟謨によりて最も明かに這般の消息を解せしむるに足るべく、吉野と熊野とは地理上脣齒輔車の關係を有し、吉野山の兵略的價値の一半は實に熊野の險要を擁するに由れり。大塔宮の熊野落も其裏面には熊野と一大秘密を藏せり。南北合一の後、南帝の遺胤、圓滿院圓胤僧正の兵を擧げ給へる紀州北山も、自天王の潛幸して神璽を擁し給ふことも、十餘年の久しきに及びし北山も、又市河宮尊雅王の薨去し給へる神ノ山も皆共に熊野にして南朝史の裏面には熊野の伏在せるあり。斯く南朝と重大なる關係を有し、常に南黨の根據地となれる熊野殊に其の紀州北山に對しては從來の學者は甚だ之を閑却し、却つて吉野郡の北山及び十津川に重きを置きて南朝の事蹟を多くこゝに繫くるは何ぞや。殊に芳野の舊記は勉めて南朝事蹟を其地に牽强附會したる痕跡ありて殊に十津川、川上二鄕に於て最も甚しとなす。焉くんぞ知らん南朝の根據地として每に風雲を捲起して幕府の心膽を寒から

しめたるものは、十津川若くは川上地方に非ずして却て紀州北山の萬山重疊の裡にあらんとは。是れ從來の學者多くは机上の空論に偏し史學の根抵たる實地踏査を怠るの結果にして、紀州北山の史蹟の多く湮晦するに至れるは熊野の山河の爲め甚だ遺憾に堪へざる也。

「康富記」に圓胤僧正擧兵の事を擧げて

南方宮方、於二大和吉野奥一被レ擧二御旗一之由……或説云、吉野ノ奥ト云　共非二大和國一、是紀伊國内也、

とあるは最も能く事實を語れるものなり。然るに「楠氏系圖」に

正理　左京太夫　此時南帝後醍醐天皇四代孫也。亦於二謀叛一奪二取三種神器一歸京。自是十津川皇居破。而於二北山高野上高福寺一崩御。

と見わたるを伴信友の「殘櫻記」に

尊雅王痛手を負ひて、吉野の北山なる、高野上の高福寺に遁れ坐ましけるが、御創の惱重なりて遂に薨じ給ひぬ

と曲解せるが如きは机上學者の通弊に陷れるものなり。北山は單に和州のみに限れる稱に非ざるに今日にては北山といへは直に大和の事のみと思ふもの多し、文學士渡邊世祐氏の「室町時代史」にも

南軍の手に神璽あれば南軍之を奉じて大和に逃れ、其殘黨を集めて尚ほ孤節を守れり。文安元年説成親王の子圓滿院の門跡圓胤親王を奉じて大和國吉野郡北山に兵を擧ぐ。北山は大峰大臺原二大嶽に夾まれ尤も幽邃の地なり。南軍の潜伏するには屈竟の地たり。

と記して又同一の誤りを受けたり。圓胤增正が擧兵の地點は其の北山の果して何の地に相當するかは不明に屬すと雖も、其の北山は「康富記」に云へる如く斷じて紀州北山なるを主張せんとするものなり。尚ほ北山の疆界に就きては第二章疆域の變遷中に詳記しあれば參照せられんことを望む。

茲に一言すべきは紀州北山の分界なりとす。今日にては紀州北山は五郷村、飛鳥村の全部と神川村の一部なる舊北山郷のみを指斥する者の如く唱ふれどもれども、余輩は北山郷と共に舊西山郷も併せて紀州北山の内に包含せるものなりと主張するものなり。舊北山郷は藩政時代に北山組と稱へられ西山郷は入鹿組等に分割せられしを以て紀州北山は北山郷のみと解するに至れるも、是は北山の稱呼に囚はれしものにして古の北山莊は西山、北山兩郷の地を總括せるものなり。今其の所屬村を考ふるに

北山郷　十六個村

神ノ上　長原　柳谷　大井谷　桃崎　湯ノ谷　寺谷下番　寺谷上番　和田　神ノ山　野口　佐渡　小阪　小股　大股下番　大股上番
右北山郷十六個村これを北山組とす

西山郷　十四個村

赤木　長尾　平谷　尾川　赤倉　粉所　長井　大沼　下尾井　小森　小松　竹原　花知　七色
右西山郷の内赤木、長尾、平谷、尾川、赤倉、粉所、長井七個村。入鹿莊板賓、大河内、大栗須、三個村。大野莊下桐原村。尾呂志莊矢野川、片川二個村總て十四個村之を入鹿組とし、西山郷の内、大沼、下尾井、小森、小松、竹原、花知、七色七個村之を新宮北山組とす

以上の内現今にては北山郷の神ノ山、長原、柳谷及び西山郷の花知、長井、尾川、赤倉、粉所各村を神川村とし、北山郷の和田、寺谷、湯ノ谷、桃崎、大井谷各村を五郷村とし北山郷の大又、小又、小阪、佐渡、野口、神ノ山各村を飛鳥村とし、西山郷の赤木、長尾、平谷、小森各村を西山村とし、同郷の大沼、下尾井、小松、竹原、七色各村を東牟婁郡北山村となせるものにて舊北山、西山兩郷は神川、飛鳥、西山、五郷、北山の五個村に分割され居るが右の内神川、西山、五郷、北山四ケ村は何れも北山川上流兩岸に位し、飛鳥一村のみは北山川を離れて稍東南に位せるも地勢連續して同一の接壤地となり、何れも評議峠一帶山脈の北方に位し海岸地各村とは自然に懸隔して自ら一區寰をなせり。元來北山、西山の稱は有馬莊を主として呼び做せるものなりと紀伊續風土記に考證せるが、西山郷を有馬莊よりして西山なりとは如何にしても首肯し難き處にして、地理上より見ても此邊一帶の地は北山なりしことは明かなり。故に最初は普通に北山と呼び做せる

ものにて其地餘りに尨大なりしが故に神川村中央を横斷せる日暮山を境として其の西方なる今の西山村、北山村を西山と稱へしものにて此等は其地理、地形を實査する時は直に明瞭なる處なり。現に藩政の頃の舊記にても西山の出來事は單に北山と一括して稱へ來れるものあるに徴しても之を知るべし。故に余輩は南北朝時代の北山は必ずや此の兩鄕を合せ稱したるものならんと解釋するに躊躇せざるなり。

斯の如く本郡內の神川、五鄕、飛鳥、西山四ヶ村の地は對岸の東牟婁郡北山村と共に紀州北山莊として南黨の根據地にして又其の策源地たりしものなり。此の緣由に依り南北合一後と雖も尙ほ其の遺圖を繼承し最後に至る迄幕府討滅の企を放棄せず、終に南朝皇胤の絕滅と共に其の運動を中止せり。所謂南方と共に働き、南方と共に滅びしものなり。

南北合一に關する媾和に如何なる條件ありしや史の記述闕けて的確に之を知る能はざるも其の兩統迭立か唯一の條件たりしは從來の歷史的關係に徴して之を明かにするを得べく、南朝の皇胤と其の遺黨とが終始兩統の迭立を望みつゝありしは固より當然の事なり。されど後醍醐天皇以來の成行を考察する時は、此の望みは眞にはかなき望みなりしなり、其のはかなき望みなるにも拘らず最後の一兵の存する迄恢復の擧を忘れざりしは其志もまた哀れならずや。要するに南朝の歷史は哀の歷史なり「歌書よりも軍書に悲し吉野山」とは豈に歌人のみの嘆ならんや。殊に後南朝の歷史に至りては更に涙の歷史なり、明德三年の合一より長祿二年の全滅に至る迄六十六年間、敗殘の南軍を以て堂々たる天下の室町將軍を倒さんとす、畢竟螳螂の斧たるを免れずと雖も其志に至りては誠に悲哀に堪へざるものあり。抑も皇統既に一に歸す、理に於て最早や南あるなく北あるなし。何者の兇徒ぞ、神器を奪ひ取りて熊野の邊隅に奉安すること十有六年の久しきに渉らしめたるや。誠に是れ希代の珍事なり。而かも飜て思ふに南朝の歷史は義の歷史也。情の歷史也。血の歷史也。涙の歷史也。徒らに冷酷なる理性のみに依りて這般の消息を解決し去るべきに非ざるなり。嗚呼南朝五十七年ものは甚だ稀なり。且つ其の遺蹟も徒らに窮山幽谷の裡に埋沒して人の之を訪ふもの稀なり。彼等不歸の冤魂に對しまた甚だ哀れならずや。彼等が鮮血を以て彩られたる熊野の奥は永久に血涙の山河なり。義烈の山河なり。吾輩は其末路の志に對し泣かざらんとするも得ざる也。

（五）尊雅王事蹟

本郡飛鳥村及び五鄕村附近に於ける尊雅王の遺蹟に關しては從來學者の說紛亂して一定する所あらず、飛鳥村大字神山なる光福寺に於て御最後ありたる說に付きても其地名に就き「殘櫻記」に吉野の北山なる高野上の高福寺などと記したるが爲め此の誤りを受けたる史家も少からず、或は尊雅王の御名正史に見ざるを以て烏有の人物となすものありて、甚だ適從する所を知る能はざる如くなれども、潛心研究する時は神ノ山の光福寺は、尊雅王の遺蹟たること殆ど疑を容れざる所なり。且つ尊雅王を假りに烏有先生なりとする學者も「飛鳥及五鄕の御遺蹟は南方諸皇子の中の何れかに關するものたるは否定する所にあらず」と唱ふるを以て見れば、此等地方が南朝史蹟に關係あることは衆口の一致する所なり。只だ文獻備らざるがため互に臆測を逞うして終に混亂を來せるものなり。由來南朝に關する記錄は其の筋の干涉によりて多くは破壞せられ、其の舊蹟は官の忌諱を恐れて、故らに湮晦せるものありて、史家をして隔靴搔痒の感あらしむ。後南朝の事蹟に至りては殊に然りとす林水月氏の吉野名勝誌中にも「北山の鄕民、長祿元年宮御遭難の後、幕府を憚りて姓

名を更へ墳墓を隠蔽するもの多し。徳川氏時代に至るも尚ほ此舊習を守れり。然るに明治維新の御代となり木材の價額俄に騰貴して山主自ら資産を造り、これ等の村民祖先に恩を報ずる爲め墓を修繕し、或は寺院に追號を乞うて位牌を建るものあり。故に古墳其態を變じ石塔仕替られ、舊時の事此に於て終に尋ね難きに及べるは、實に史蹟を探る者の遺憾する所なりといへり。南朝史蹟の闡明も亦難い哉といふべし。今左に諸學者の說を臚列し以て史家の考究に資す、讀者須らく潛心覃思以て隱れる史蹟の闡明を期すべきなり。

△紀伊續風土記に曰く

光福寺（資鏡山）（禪宗曹洞派甲斐國巨摩郡宮澤村深向院末）　村中に在り、寛文記に應永元年の緣起文を載す、（此緣起應永の頃の物にあらず、後に書し、物と見ゆ、虛實混するに似たり）其略に、平惟盛我家の重寶赤圖扇を持來り當國にて入水す、其後南天皇當國に流されまし〳〵此地を御見立、一寺を建給ひ劍鏡圖扇を納め置給ふ。又曰此境地は惟盛の建立にて二俣竹の赤圖あり。阿彌陀堂四間四面、此天井に箱を御納置き、上の重には緡の切金、下の重には鏡一面袋十二重に包みありといひ傳へたるのみにて見たる者なしと見ゆ。天正の頃、吉川三藏の内に左近兵衛といふ者是を開きみたりしに、其後新宮神倉にて天狗に引裂かれたり。寺の由來書、團扇眞壺は大和大納言に差上しに、那山城にて團扇光を放ちし故寺へ返され、餘二種は止められ、高五十貫の地を寺領に寄らる。其後淺野家の時改めて米五俵が附すとあり。（以上寛文記）此餘の什物三尊彌陀畫像、十六善神畫像、青磁香爐横笛などありて、皆惟盛所持の品と云ひ傳へたりしが、元祿年中の火災に盡く燒失して今遺るものは鐵の切金三片鏡の輪廓の闕たりとおぼしき燒殘りの物七八片あり、又等雨の逢磨の畫一幅を藏む、其圖普通の容と大いに異り、又近年塀を修理するとて掘出したる古鏡一面あり今寺領五石なり。殘櫻記（若狹小濱の家士伴信友か著）に後龜山天皇の御孫尊義王比叡山にて失れ給ひし後、其第一の御子尊秀王、第二の御子忠義王を、南方宮方の武士等取立奉りて北山の內大河內と河野谷とに（大河內河野谷は皆大和の內の地名なるべし）置奉りて南方宮と稱して、舊の南朝の皇統に復し奉らんと企てけるに、長祿元年丁丑十二月赤松の一族詐謀を設けて兩宮を弑し奉れり、然れとも南方の宮方鄕民等と共に赤松の黨類を追討ちて神寶を取り返し奉り、猶も尊義第三の御子尊雅王を取立奉り、神寶を奉りて十津川に安置し奉りぬ。明る二年寅二月に吉野の奥に御座所を構へて遷しまゐらせけり。此時赤松の殘黨小寺性說、小河中務小輔、間島衣笠等相謀りて宮の御座所を襲ひ奉りければ、そこを遁れ給ひて、又十津川に遷り給ふ。小寺等續きて追懸て嚴く攻けるに、八月二十七日の夜其處を攻破られ、宮も痛手を負給ひて北山なる高野の上高福寺に遁れ坐ましけるが（高野の上は今神上と書く、北山內の村名なり。高福寺は今光福寺と書す、神山村にあり。茲に高野の上といふは、神上、神山近村にて名の似たるによりて誤るなるべし）御創の憊重りて遂に其處にて薨給ひ、高福院と諡り奉りけるとそ。此寺のわたりに葬め奉れるなるへし。扨又神璽は元より御事なく坐しましければ、此時小寺性說等か手に守り返し奉れり（以上殘櫻記に依りて書せり。信友自注に曰く、尊雅王薨し給へる事、神璽を守返し奉れる時の事、諸書に記せる趣混雜しき乎、南朝紹運圖、上月記、楠氏系圖、南方紀傳等を考證して記せり。楠氏系圖正理の譜に、此時南帝後醍醐帝四代孫也、赤松某反取神璽之後、十津川皇居破而扇於北山高福寺と記せるは此時の事を云へるにや）とあり。かく尊雅王十津川にて痛手を負せ給ひ此地に遁れ來らせ給へるにて、湯谷村に南帝王御腰掛石といひ傳ふる石あるは、即此時暫時休ませ給へる所なるへし。それより此寺に入らせ給ひ、遂に薨し給ひし故、御身に添へ給へる御寶は皆此寺に遺り傳はりしなるへし。此より乾の方一里許、寺谷下番村に赤松屋敷といふ地ありて、其處に今に古き五輪の石塔あるは是即王を葬奉りし所なるへし（此處赤松屋敷といふ事心得がたき稱にて、又五輪の石塔は誰の石塔なりや、土人も其傳なきは必其緣あることなるへし、王既に薨し給ひし後は此地も敵方の地となれは事を正しく傳へは、いかなる災を引出さんも計りかたけれは、事を替へ名を改めて隱し包みし故其事實を失ひしなるへし）寺の緣起には平雅盛卿の持來せる重寶といひ、又南帝王の遺し給へる御寶といひて、事の混せし如く聞ゆるは謀あるに似たれとも、つら〳〵考ふるにこれ又緣ある事とおもはる。

色川左衛門尉盛氏は、世々色川の强族にて維盛卿の後裔なり、其家に維盛卿の遺物は傳はれるなるべし。然るに忠義王、尊雅王の兩宮は皆盛之の女の生み奉れる所なれば盛氏家の重寶を宮に進め奉り、宮も亦身に添へ持せ給へる故、宮薨し給ひて其物を寺に遺りて、二傳を一にいへるなるへし。又御鏡の袋十二重に包みありしに、それを開き視る者、新宮神倉にて天狗に引裂かれたりと云ふ、神罰の著きを思へは穴かしこ尋常の物にはあらさるへし（嘉吉の亂に眞の內侍所は其儘禁中に御坐ましければ、此御鏡は眞に準へて南方にて別に作り給へるものなるへし）元祿の回祿に罹りて其燒殘の物とて、御鏡の輪廓の所と覺しくて、幅六七分長さ二寸許にて少し曲りたるもの七片のみなるは惜むへき事ならすや、近年掘出たる鏡は宮の常に用ひさせ給へる物なるへし。

△續風土記の編修に預れる仁井田長群の「郡居雜記」に曰く

明德合一して神器京に歸る。後盟約破れ南朝之遺王所在に起る。北山部神山村に光福寺有り、寶鏡山と號す、南朝の遺王高秀王行營の地也。王之母は色川氏の女也。色川氏は郡の著姓にして平維盛の後也。故に所謂青葉笛なる者、之を王に傳ふ、王沒して王家の遺物皆寺寶と爲る。大和大納言氏の此地を管するや、笛を郡山に徵し後所在を失す。今寺に破鏡有り、相傳ふ王之重器なりと、余其の遺物の散失せんことを惜み、誰で重襲密封し縣長寺僧をして妄に之を啓くなからしむ。

入鹿部大河內村は幽僻の窪村也。南朝之遺王、兵を斯に起す、其の徵兵の概は色川莊長清水氏の家に在り。余春巡して村に臻る、山高く谷深くして人の至る者希なり。架田、階田有るのみ、王行宮の所を求むるに知る者無し、之が爲に悽愴せざる莫し。（郡居雜記）

△市河宮尊雅王御略傳、　山田正

謹みて按ずるに、尊雅王は後龜山天皇の皇曾孫にして尊義王（萬壽寺宮空因と申す　第三の王子に座し、御母は熊野の豪族色川左兵衛尉盛氏（平維盛の裔にして熊野色川村の豪族、今は清水氏と稱せり）の女なり。頃は嘉吉三年の九月御父尊義王京都を攻め軍敗れて叡山の中堂に薨ず。王に三人の王子座しませり、長は北山宮尊秀王、次は忠義王、第三は即ち尊雅王なり。三王子神璽を奉じて大和の國吉野郡の山中に匿れ給ひ、地方の豪族皆擁戴守衛し奉れり。是より先賊赤松滿祐の家亡びたり、是に至りて其遺僕間島彦太郎、上月滿吉、中村貞友等南朝の諸王子を弑し、神璽を取返し奉り、其功を以て主家の再興を計らんと企て、康正二年の頃より來りて諸王子に侍り仕へ、遂に長祿元年（康正三年九月に長祿と改めたり）十二月二日の夜、大雪に乘じて尊秀王を大和國吉野郡北山鄉大河内の御所にて弑害し奉れり。此時鄉人等賊を追ひ、同郡伯母谷村の近傍に至りて之を鏖殺す。鄉人大西助五郎と云ふ者賊を射殺し、王の御首及び神璽を奪返す（大西助五郎の家は現に奈良縣吉野郡川上村大字寺尾にあり、當時賊を射殺したる弓矢は今尚ほ其の家に傳ふと聞く）御弟忠義王は吉野郡河野鄉の御所（今の同郡川上村字神之谷にして前記北山鄉大河内より山路約八里なりと云ふ）に座せしが、同夜又賊に襲はれ弑害ぜられ給ひしか、侍衛の士多く戰死し、鄉人賊を追擊して川上鄉鹽谷に至り、賊を殺し王の御首を奪還し、御尊骸は川上村神之谷金剛寺境内に葬り奉る。第三王子尊雅王は吉野郡北山鄉の山中に隱れ給へり。或は云ふ同郡十津川鄉に遷り坐せりと。賊又來り襲ふ、王重傷を負ひ給ひ、僅に遁れて今の三重縣南牟婁郡飛鳥村大字神山なる興福寺に入り給ふ。同年十二月廿日御重傷の爲に終に同寺にて薨じ給ひぬ。後醍醐天皇の皇胤是に至りて絕ゆ。この飛鳥村大字神山は、中古紀伊牟婁郡北山鄉十六個村の一にして神山村と稱へたれば、櫻櫻記に吉野の北山とあるは誤り也。又同鄉十六個村の中に神上村ありき、同記は是が爲め神上と高野上とを混じたるが如しも。興福寺中に尊雅王の御靈牌を安置せり。同寺は元祿の頃火災に罹りたりと聞けば、現在の御靈牌は其の後の再造に係れるものならん。

興福院殿南天皇御正位　尊儀

と記し上に菊章を刻す。

又石寶殿あり、長凡三尺、本寺の庭中にあり。寺中の古傳に、王の遺骨を收めし所なりと。寶殿中一片石あり、甲冑、騎馬の童像を刻せり舊雙扉に菊章を刻せしが、明治維新の初め寺院の菊桐の紋章を嚴禁せられたる時これを剝ぎ去れりと云ふ。今幽に其の痕跡を認むべし、往時は北朝を憚りて特に王の舊蹟たるを隱秘して、此の寶殿の如きも鎭守八幡宮と稱し、來れるが、其の實は例月二十日（王の忌日）には、寺僧此の實殿に香華を供し、參拜讀經するを本寺の恒例となす。

△竹口榮齊の南朝編年記略に曰く

長祿元年十二月二日赤松家臣入河野鄉害二宮忠義雖取返神璽爲鄉民被奪鄉民神璽奉市河宮尊雅王（兩宮叔父也）

同二年六月廿七日赤松家人小寺藤兵衛尉則職攻之、廿八日廣橋宮尊雅王（又號市河宮）患疵崩于北山高野上高福寺（年二十三歲）號弘福寺殿是也、八月晦日神璽還入內裡云々

△又同人の南朝紹運錄に曰く、

長祿二年戊寅六月廿七日赤松家人小寺藤兵衛入道性說等攻之、於吉乃爭戰蒙疵退十津川於高福寺患疵逝年二十三歲

或云尊雅王早世非也又以高秀王事混尊雅事今紀之

△大草公弼の南山巡狩錄に曰く、

去年一宮二宮討たれ給ふといへども、尊雅王是を携へて閑居し給へり、しかるに長祿二年越智某ならびに小寺藤兵衛入道（去年討手にむかひし京方の魁なり）小河中務丞等調略をとゝのへ八月宮を攻奉りしかば終に防戰叶はずして神璽を奪ひ返され宮も疵を蒙り給ひぬ。此一條南朝紹運圖及び上月記等より推考し竹口榮齊が說を合せてしるすといへども、疑ひなきにあらず、姑く決を後人に讓り、また南朝紹運圖には程なく今度の御心疵にて薨じ給ふといふ。同月晦日神璽は御入洛ありて內裏に歸座ましましける。

△伴信友の殘櫻記に曰く、

其後南方宮方の者ども、猶も思ひよわる事なく、楠正理等尊義王の第三の御尊子尊雅王を取立奉り、神璽を上りて潛に大和の十津川におはしまさせ、明る長祿二戊寅年六月また吉野の山奥に御在所を構へて遷し座せまゐらせけり、こゝに小寺性說は越智の雜掌として、大和の國內に在けるが、國人越智某小河中務少輔と議りて間島衣笠等と共に、其宮の御在所を襲ひければ其處を遁れ給ひてまた十津川に遷り給ふ、小寺等追續きてはげしく攻けるに八月廿七日の夜、つひに其處を打ち破られ、尊雅王痛手を負ひて吉野の北山なる高野上の高福寺に遁れ坐ましけるが、御創の惱重りて、遂に其處にて薨じ給ひぬ、高福院と謚たてまつりけるとぞ、（此寺のわたりに葬め奉れるなるべし）さて又神璽はもとより御事なく坐ましけるを、此時小寺藤兵衛入道性說等が手に守返し奉りぬ。

△成嶋良讓の南山史に曰く、

尊雅亦二王（北山宮河野宮を指す）族也、自二二王之死一、代護二神璽一、長祿二年八月、大和越智某、與二赤松遺臣小寺性說一謀襲攻レ之、尊雅防戰被レ疵、神璽終爲二賊所一レ奪未レ幾、尊雅病レ疵歿、而赤松氏籍レ此、再得レ繼レ祀云。

△飯田忠彥の野史に曰く、

尊雅王。二兄王遇レ戦。而後楠正理等。擁二立尊雅一。奉二神璽一。居二十津川一。長禄二年六月。遷居二吉野一。小寺性說在二大和一。與二國人越智某小河中務少輔一議率二岡島祝笠等一來襲。尊雅復走二十津川一。八月二十七日夜。性說中務等。追躡掩撃。（續正統記上月記）尊雅被レ傷。適二吉野北山高野山高福寺一。遂薨。諡云二高福院一。紀岡島等。奉二神璽一入二京師一。南朝皇胤。於レ是乎絶。（續正統記、上月記、赤松記）

△谷森種松の南山小譜に曰く、

尊雅王、兄尊秀王薨後代擁神璽長祿二年八月廿七日夜赤松家人小寺入道性說襲十津川宮于蒙荘逃入于北山高野上高福寺、同月廿八日夜薨于高福寺號高福院。

△林嘉三郎の南朝遺史に曰く、

尊雅王は北山の莊口の殿御所に座し口ノ殿（クチドノ）と號し玉ふ、赤松遖賊の所爲に御傷を負ぜ玉ふて御所を落され御創惱重くなりて十二月二十日薨じ玉ふ、

御靈牌

興福院殿南天皇御正位　尊儀

此く御靈牌は紀伊國南牟婁郡神の山村光福寺に祭れり此寺の本堂の傍に石の寶殿あり靈を崇めて八幡宮と稱し奉る

△橋詰照江、竹内護文の南山義烈史に曰く、

寶鏡山は、寺號興福、神の山村に在り、相傳ふ長祿の亂尊雅王十津川の難を遁れ來て此に在り、傷劇して遂に薨ずと、寺內靈牌を藏す表記左の如し、

（南朝遺史載る所と同じきを以て略）

興福寺の右側に古石祠あり、石寶殿と稱す祠內神牌あり碑面南天王の三字を刻す、古來里人の最も崇長する所なり、祠上凡そ四五十尺許、荊棘の中古塋あり小塔を建つ。

△南紀名勝畧志、

本　京

一、北山の莊湯ノ谷村の西畔に東西十二三間、南北六七間の地をいふ。相傳ふ昔南帝此所へ遷幸なりて御越年ありけりと。

寶鏡山光福寺

一、北山庄神野山村の北邊山の半腹に在る禪宗なり。相傳ふ小松三位中將維盛創建せりと云ふ。其の後甲州深向院之五世雲外和尙を中興開山と云ふ。什物三尊彌陀之像一幅、十六善神の畵像一幅各筆者不知。靑磁の香爐一、二股團扇一本、橫笛一管、團扇、橫笛は維盛之所持也と也ふ。

△大日本史に云ふ、

嘉吉三年前權大納言藤原有光、起レ兵入二禁中一取二神璽寶劍一、擁二王子萬壽寺僧金藏主者一據二延曆寺一敗死。棄二寶劍於淸水寺傍一。吉野遺民、奉二神璽一、擁二王子二人一據二吉野一。（註曰、吉野高峰福源寺、有二古碑一、曰二ノ宮自天親王、二ノ宮忠義大禪定門一。紀伊色川村色川氏所藏文書曰、色川鄕先皇舊地、其龍孫旣幸二大河內行宮一、宜三速赴二錦幡下一。）

△南朝紀傳に云ふ、

長祿二年六月、南帝十津川より吉野に遷幸。同月京勢芳野を攻む、南帝防ぎ戰ふ、南帝十津川に遷幸、同月廿七日の夜、南帝御手を負はせ給ひ、高福寺に還幸。同日崩御。高福院と號す。後醍醐院より五代にて、南帝亡びさせ給ふ。此故は（中略）中村以下赤松家の浪人十四人吉野に行き、僞りて南宗に仕へんと請ふ、南帝許し給ふ。六月廿七日の夜中村彈正忍び入り、南帝を討ち奉る。南帝御手を負はせ給ひながら、十津川に還幸、終に崩御。吉野の軍兵出合ひ、中村彈正を討つ、其間に眞島衣笠神璽を奪ひ取り、都に還り大內に奉る。八月晦日、明德の例に任せ、紫宸殿に納め奉る。

△後南朝遺蹟考　　大西源一

（前略）思ふに高福院薨去の南朝皇子を以て尊雅王となすことは竹口榮齋の「南朝編年記略」及「南朝紹運錄」に初り伴信友の「殘櫻記」に「上月記」「南方記傳」「南朝紹運圖」「楠氏系圖」等を參取して記述したるによりて世に傳播し、「紀伊續風記」が之を敷衍して益々其の流布を助けたるが如し而して其の說の因て起れる高福寺の出所は

「南方紀傳」及「楠氏系圖」にありとす。

「楠氏系圖」は高福寺に一步を進めて、高野上の地名を冠することゝ下の如し。

「南方紀傳」云

長祿二年六月南皇自二十津川一移二吉野一。同月京勢攻二吉野一。南皇被レ疵。走二十津川一。入二高福寺一崩。號二高福院一。自二後醍醐一至二于
彡一南皇四代而亡。

「楠氏系圖」云

正理左京太夫

此時南帝後醍醐四代孫也。赤松謀殺奪取三種神器歸京。自是十津川皇居破。而於北山高野正高福寺崩御。

抑も長祿元年の十二月二日、吉野の北川山上にて一の宮二の宮が害せられ給へる事は、備前國和氣郡安養寺の文書及「上月記」「赤松記」の二書に載せて亦紛ふかたなき處なるを「南方紀傳」に絕にて其の事を記さず、却て長祿二年六月に於ける高福寺の一件を掲げたるは如何の事にや。又長祿二年八月晦日に、神璽始めて京に還りたる趣は「陰涼軒日錄」「天地根元歷代圖」「大乘院日記目錄」「上月記」「赤松記」等に載せていと著き事實なるが、さて一の宮二の宮が害せられ給へる長祿元年の十二月より此の年八月に至る九ヶ月間に於ける神璽の御動靜は如何なりけむ。今史料缺けて當時の事情を明にするを得ざるも、彼の「上月記」のつゞきに「神璽出現之計略小寺藤兵衛入道性說。罷二下和州一。小河中務少輔相共廻二種々調略一重而奉二取返一訖。終翌年長祿二年八月晦日。奉レ戻二神璽一入洛畢」。と云ひ「赤松記」に「小寺藤兵衛入道。大和衆越智と申者を頼み。種々の謀を廻らし鄕民をすかし取。次の年長祿二年八月晦日神璽を內裏へ備申候。」とあるによりて考ふるに、一の宮二の宮の薨後、神璽は北山鄕士によりて保護せられたるを、（一の宮御遭害の時、伯母谷にて鄕士の手に神璽を奪ひ返したること「上月記」「赤松記」「吉野舊事記」に見わたり。此時の鄕士は、北山鄕士なりけむことと著し。）小寺藤兵衛入道性說が爲に賺し取られたるものにして、此間別に南方の皇系を推戴するが如きことなかりしは、二記の文意によりて想像せらるゝなり。若し此の際再び尊雅王御遭難の事實ありしとせば「上月記」「赤松記」等に何等かの記載なるべからず。これ余輩が長祿二年八月に於ける尊雅王一件に向て大に疑を挾まんとする所以なりとす。「南方記傳」は以上の事件に關する南朝方唯一の記錄なれども、書中の記事は往々にして錯誤を免れず、されば彼の高福寺のことの如きも、何等かの誤傳にして、到底信憑の價値あるものにあらざるべし。

彼の大和吉野郡川上村神之谷なる金剛寺內に建てたる自天王碑の舊稿に、自天王の諡を高福院となしたるが如きは、此の南方紀傳の記事を直に一の宮の御事と解釋したるより來る處の速斷にして輕卒の擧と謂ふべし。

また「楠氏系圖」によれば赤松遺臣の爲に神璽を奪ひ還されたる後、南朝の皇子、猶十津川に潛み給るものありしが軍破れて高福寺に薨去ありしが如く解せらる。これ「南朝編年紀畧」「殘櫻記」以下の主として據とする處なれども、其事の頗る怪むべきは上に言へるが如し。「大日本史」後龜山天皇本記の末註には、此の「楠氏系圖」の記事を解して「此所謂南帝指一宮乎、雖系圖脫畧、不足爲據、今姑附以備參考」と云へど其の當らざるは「殘櫻記」既に之を云へり。又「十津川之記」と云ふものに「去ほどに楠は二度都へ紛れ入後龜山上皇第二の皇子高福院の宮萬壽寺にて出家しておはしましけると第三の宮勝法親王圓滿院の門主にてましく〳〵けるを二人とも盜み出し奉り、吉野の奧十津川へ入奉り高福院宮を新皇と崇め鄕民を招き舊功の者をかり催す」と記し、勝法親王（按ずるに、こは深勝法親王のことを混じたるなり。尙下に云ふべし）湯淺に戰歿ありて後、長祿二年二月、高福院宮吉野に移り同じき七月廿五日、眞島七郎、石見太郎左衛門、中村彈正か爲に害に遭ひ給ひ、神璽を奪返されたる由を記したるは、彼の文安に於ける圓滿院圓胤の御事及長祿に於ける一の宮の御事の紛れたるものと覺ゆるが、元來揑造談にして、其の眞事實を去ること遠しといふべし。十津川皇居の事は、正史上毫も其の徵證なく、旦今日十津川鄕內に絕ゐて其遺蹟の據るべきものあるなし。要するに一箇の空中樓閣たるのみ。「南方記傳」及「楠氏系圖」の之を載するは、最も信を置きがたし

然るに、竹口榮齋、伴信友の共に之を信じ、飯田忠彦、谷森種松、諸氏の平然として雷同せるは、所謂一犬虛を吠ゆれば萬犬實を傳ふるの類なりとす。若夫れ尊雅王の名諱系屬に至ては南朝系圖中、比較的正確と思はるゝものに全然之を載せざるあり。其の會々之を載するものと雖も、或は萬壽寺金藏主の子となし、（有栖川宮本系圖、「南山巡狩錄」「殘櫻記」「野史」「南山小譜」等皆之に從ふ。）或は良泰親王の子、金藏主の弟となし、（「南朝編年記」「南朝編年記紀畧」「纂輯御系圖」畧）或は天基王の子となし（「南朝皇胤譜」「南朝紹運圖」）嘗て歸一するなし。又「南朝編年記紀畧」に、廣橋宮、一に市河宮と號すと記し、母を權大納言經泰の女となしたれども、固より正確なる據ありての事にもあらざるべし。而して、王の事正史實錄一として之を載せず。因て余輩久しく其の或は烏有先生にあらざるかを疑へり。之を要するに長祿二年に於ける十津川皇居、又尊雅王高野上高福寺薨去の一件につきては、余輩は到底安んじて之を信ずること能はず、然れどもそれが爲に高福寺以下南牟婁郡に於ける遺蹟のすべてをも抹殺せんとするものにあらず。其の之を以て尊雅王に繫ぐの說には首肯し難しと雖、此等の遺蹟傳說が必ずや南朝の某皇子に關するものたるを信ぜん今實地を明かにするに、問題に上れる高福寺（今は光福寺と書く、又興福寺とも書けり）は、紀伊國（三重縣）南牟婁郡衙の所在地たる木本町より北西三里許飛鳥村大字神山（カウノヤマ）にあり。寺域直に北山街道に臨み、門前「南帝尊雅王御遺跡神之山御所寶鏡山興福寺」と刻せる一石標を建てたり。然れども今寺に藏する處史料として據るべきもの一として存するなし。唯纔に徵とすべきもの一位牌のみ、其の高二尺三四寸黑漆にて表面に「興福院殿南天王都正位尊儀」の十二字を刻せるの外亦文字を認めず。彼の「紀伊續風土記」等に見ゆる鏡は圓鏡にして徑四寸ばかり、表面に疵あり。こは先年土中より堀り出しゝ時、損傷したるものといへり。裏面には菊花紋及小鳥二羽を彫出せり。其の紋樣上の研究によれば、正しく足利時代に屬すべきものにして、南朝皇子の御遺物となすことは、時代の上於にて合理なれば、余輩は之を以て高福寺對南朝皇子の關係を語るべき不文の記錄として、本件の傍證に資せんとするものなり。

余輩亦同寺の過去帳を一覽したるが、「光福院殿康正三丁丑十二月廿日」とあり。按ずるに、康正三年に長祿と改元あり、其の十二月二日の夜、大和吉野なる北山川上にて一の宮二の宮害に遭ひ給ひたるが、茲に廿日とあるは此の兩宮御殁日にもあらざるが如し。いかさま甦ばしきものなり。

本堂の右側に、南帝の靈を祀れりと稱する石寶殿ありて、小高き處に東面して立てり。石龕苔青し。「南山義烈史」に、祠內神牌あり、南天王の三字を刻すと云へるも、今實檢するに粘板岩の石片に、觀音と思はるゝ佛像を陰刻にせるものを安置しありたり。俗に八幡祠と稱し、興福寺の鎭守なる由、住職の話なれど、紀伊新宮の人山田正氏の說に、もと左右の石扉の表面に菊花紋を刻みたりしを、維新の際剝き取りたるものなりと云へり。熟視するに成程さる形跡もあり。又其の石寶殿の上の方二三十間なる山腹に、一區劃の塋域ありて、叢林中に埋れたるが、高さ四尺許の石塊の上に、丈け一尺二三寸の粗末なる五輪塔の唯一基、悄然停立せるを見たり、俗に南帝の御火葬地とも云へり。これ等の實蹟に徵するに、此の石寶殿及五輪塔は必ず由ある人の鎭靈地とは知られたり。思ふに室町以降德川氏幕政の世に際しては、南朝に關する記錄遺蹟の如きは、或は幕府の干涉によりて破壞せられ、又は鄕民の間に於て故意に隱蔽して自ら晦したるものも多かりけむ。南山史蹟の多く明確を缺く、或は如此の結果にはあざるか。余輩は此の興福寺の御遺蹟に關しても、積極的に之を確定するの材料を得ざるを憾みとなすのみ。鄕人の語る處によれば、もと南朝に關する史料の寺に傳はりたるものもありしが、元祿四年八月十八日の火災に燒失して、今何物をも存せざるに至れりと云へり。但し當寺を以て平維盛の開基となし、

今寺に其の位牌を傳ふ、二あり一は表に寶鏡院殿當寺開基正位維盛淨蓮尊儀と刻し、高二尺三寸五分巾四寸あり、一は表に菖蒲院華屋妙蓮

大姉裏に當時七代泰冠立之と刻し、高一尺七寸あり、過去帳には年號を記さず、維盛を廿八日其蒲院を十二日の日に收めたり。

或は南朝皇子を以て色川氏（維盛の子孫と稱す）の女の所産となすが如き妄誕取るに足らず。

「南朝編年紀略」に、北山宮河野宮を以て色川左兵衛盛定が女の出となし、「南山巡狩錄」「南山小譜」「纂輯御系圖」等之に從ひ、「紀伊續風土記」に河野宮及尊雅王を以て色川左衛門尉盛氏（或は盛之歟）が女の產む所として、以て興福對色川氏の關係を說かんとしたり。又色川氏の裔にして、目下東牟婁郡色川村に住せらるゝ清水盛治氏が家に、彼の有名なる忠義王の文書を藏す。然れども、戰國以降の武士妄りに系を皇統に繫くるもの天下其例多し。吾人は彼の所謂系圖なるものに於て、最も警戒を要す。色川氏の事亦當に知るべきのみ、且彼の家に傳はれる系圖を見るに、盛氏の名あるも盛定を見ず。

余輩又彼の「楠氏系圖」に「於北山高野上高福寺崩御」とあるを「殘櫻記」に「吉野の北山なる高野上の高福寺」と敷演せられたる事につきて、一言辯なき能はず。今日の所謂北山鄉は全然大和國吉野郡に屬し、郡の南東極、大蜂山系と、大臺ケ原山彙との中間なる北山川（音無川東支）上流の峽谷を指す。其の上池原、下池原、大瀨、池峯、寺垣內、浦向、佐田、上桑原、下桑原、前鬼（ゼンキ）は、新村の區劃によりて下北山村に屬し白川、河合、小椽、西原は上北山村に入れり。然るに「紀伊續風土記」によれば今日の三重縣紀伊國南牟婁郡なる大股上番、大股下番、山股、小坂、佐渡、野口、神山、（以上新村飛鳥村に屬す）寺谷上番、寺谷下番、湯谷、桃崎、大井谷、和田、（以上新村神川村の一部）の十六村、北山鄉（タウノウヘ）神上、長原、柳谷、（以上新村神川村の一部）の十六村、北山鄉に屬せり。されば往古に所謂北山鄉は、北山川の左右兩岸に亘りたりしが、後和州紀州とに分れ其の鄉名の大和に殘りて、紀伊に絕えたるものなるべし。猶「續風土記」には、今日の和州に屬する上北山、下北山、の部分も、往昔は紀州のよし考證あり。地形及河流の方向より考ふるに、さもありけむ。因て高野上の地名を廣義的の北山鄉內に求むるに、獨り今日の南牟婁郡神川村大字神上、之に相當するのみ、而も高福寺は神上にあずして、却て飛鳥村大字神山（イヤト）に存せり。神上、神山、共に同鄉內にありて比隣なるにより、

彼此相誤りたるものなること、殆ど疑を容れず。何れにしても「殘櫻記」に「吉野の北山なる高野上」と云へるは精ならずと云ふべし。然るに又說をなすものあり、高野上は神山の小字にして「楠氏系圖」の記事は決して誤謬にあらずと云ふ。因て余輩之を實地につきて調査するに神山には更に高野上と稱する小字を存せず「楠氏系圖」は矢張誤りなることを確め得たりき。神山の北西につゞける北山街道上の一部落を、五鄉村大字寺谷（テラクニ）となす。街道の左方なる田畦の間に、五輪の小塔一基ありて、其の附近の字を赤松屋敷と云へり。又同村の舊家と稱する中野邦利の家に、此の附近より堀り出したる、刀劍の朽ちたるものを藏し、其欄頭に「勝」の一字を彫りたるものを存す。「紀伊續風土記」に、此の五輪塔を以、尊雅王の御墓なるべしと云ひ（上文參照）「南朝遺史」「市河宮尊雅王御遺蹟考」川口常文等之に從ひ、且彼の「勝」字につきて彼是論ひたれど、元來漠然たる話にて、一の想像說に過ぎず。又此塚のある附近も、もと草野竹籔にて、其中に數中の墳墓ありしを、後世に至り開墾して田地となしたるものゝありたるにもあらざれば、固より得體の知れたるものにあらず。且南朝皇子の高福寺に御最期ありたるものとすれば、之を故らに一里も距りたる、寺谷迄持ち來りて葬り奉れりとせむよりも、寧ろ高福寺內とせむかた穩當にはあらずや。故に余輩は右兩御墓の中にては、先づ高福寺の方に從ふを以て當然なりと信ずるなり。又此の寺谷より街道を右に入り十五六町行きたる處に湯の谷と稱する一部落ありて、同じく五鄉村に屬せり。其の村に本京（ホンキヤウ）某（現主虎吉）と云ふものありて、其邸內（今は移轉せり）に南帝の御腰掛石と稱とするものあり。其の傍に一株の榊樹を植ゑて不敬を警めたり。鄉人の話に南帝は之より此の村の奥なる高臺山（タカダイサン）へ向けて落ち延びさせ給へりと云へり。これ亦南朝皇子に由緒ある御遺蹟なるべし。明治十八年の頃川口常文等南牟婁郡に於ける尊雅王御遺蹟の表彰を圖りしが、事就らずして歿せり。然るに近年興福寺住職溝口天

嶺氏有志と相圖りて同寺内に皇靈殿を建設し、彼の王の御位牌を安置するに至れり。

按ずるに大和の吉野郡、及これにつゞける紀州熊野の山地は南朝黨の巣窟にして、其の北山郷は實に後南朝の根據地なりき。今其の郷人の間に南朝皇子等の名諱を傳へず、混じて南天皇と稱するを以て、其の事の眞相得て知るべからずと雖、彼の「康富記」に云ふ所の如き、最もかくれなき事實なりとす。即ち

六日壬子晴候二竹園一御讀一、退出之時醫師宮内卿上座語云、南方宮方於二大和吉野奥一被レ擧二御旗一之由、自然熊野本宮令三注二進檢校聖護院一云々、件注進昨日參二着聖護院一云々、新宮那智注進未レ到、不審也、自二吉野一被三觸二廻熊野三山一之故存知歟、又或説云、吉野奥と云共非二大和國一是紀伊國内也、北山南山とて兩所あり、北山にて宮方被レ擧二御旗一之由、有二其聞一矣、上野宮御部類歟云々。

十九日乙丑内侍所は神樂臨時三箇被レ行レ之、（中略）去月北、紀州北山有二南方擧一レ旗之間、又無レ何御祈可レ然二折節者歟。以上文安元年八月條

十日、舊冬於二紀伊國一南方宮部類其頸京進、自二畠山殿一被レ執二進之一、（中略）件宮去年十二月廿二日於二紀伊國一隱謀露顯之間、奉レ謀レ之云々、（中略）是圓滿院前門主令二還俗一於二紀伊國北山一と云、所有二隱謀企一之間、畠山左衛門入道仰二國人等一去年十二月廿二日、於二紀伊國一奉レ討レ之、南朝護性院部類云々、以上文安五年正月條、

とある是也。而して本條の圓滿院還俗の宮は、系圖或は圓悟となすも其の大僧正圓胤なること「諸門跡譜」等に見ゑたり。其の御系に至ても或は圓胤を以て泰成親王の子、圓悟を以て説成親王の子となし、其の共に説成親王の子となすものも御兄弟の順位を以て圓胤、圓悟と次第するあり。然れども、今「諸門跡譜」によるに共に上野宮説成親王の子にして、圓悟圓胤と次第し奉るべきが如し。

彼の「大日本史」皇子列傳説成親王の傳の註に「按二古本帝王系圖一以二圓胤一爲二泰成子一然考二康富記一或云二上野宮之族一或云二護性院之族一、護性院蓋五常院其爲二説成之子一明矣故今從二諸門跡譜一」と云へるもの通説とすべし。

「南朝紹運錄」「殘櫻記」「南山小譜」「野史」「纂輯御系圖」皆一致す。獨り「南山史」泰成親王の子となすもの他に見る處あるにやいぶかし。

又「薩戒記」永享九年八月八日の條に「或人云大覺寺僧正被レ落二着吉野山奥一還俗俗名義有方々送二回文一云々」と云へるによりて、從來の學者所謂大覺寺僧侶を以て「康富記」の圓滿院還俗の宮「諸門跡譜」の圓胤大僧正となし、還俗の御名を義有と稱し奉れりと解せり。然れども「諸門跡譜」大覺寺門跡の譜に「義照大僧正（准后稱念寺）鹿苑院義滿公男。嘉吉元年三月十三日。於二日向國櫛間一自害。（島津氏家臣樺山某。率レ兵逼二義照一自殺）」とあるによれは「薩戒記」の記事は此の義照大僧正を指すものゝ如し。或は彼の大覺山僧正と云へるは、大覺寺門跡を指したるものにあらずして、單に大覺寺統の僧正と云へる程の事にもあらむかと思ひたれどよく〳〵考ふれば矢張り大覺寺門跡の事と覺ゑたり。而して其の「被落着吉野山奥」と云へるは、當時風説のまゝを記したるものにて其の實は日向にての事なりけむ。茲に於て義有を以て圓滿院圓胤還俗の宮と妄信したる從來の諸説は、其の根柢より覆らざるを得ず。（此事は既はに井野邊茂雄氏「南朝の末路」に於て發明せられたり、茲に謹で氏の卓見を頌す。）因て余輩は、永享九年に於ける吉野奥の一件は、毫も圓胤大僧正に關するものにあらざることを斷ぜんとす。按に圓滿圓胤の擧兵は文安元年にして其の御最後は同五年十二月廿二日なりしこと、前掲「康富記」の記載によりて明なる處なるが、今其の中間の五年間に於ける御動靜を伺ひ奉るを得ざるを遺憾とす。又「諸門跡譜」等に、其の御歿日を十二月十六日とせるもの如何あるべき。又其の御終焉の地は「康富記」にも明記せざるを以て、今俄に斷定を下し難しと雖も或は北山郷にはあらざりしか。彼の「南方紀傳」「楠氏系圖」等に見ゑたる高野上高福寺の一條は此の際のことの紛れたるやも知べからず。然れども是れ單に余輩一個の臆測に過きず。是非の斷は尚之を他日の研究に俟たざるべからず。今は唯試に此の假定説を提出して、大方識者の教を請はんと欲するのみ。由來圓胤僧正擧兵の始末に關しては、異説紛々として、余輩殆ど適從する處に苦めり、「南方紀傳」には「秋八月南皇御子二人蜂

起。一人吉野奥持二神璽一（按にこれ長祿元年に北山にて害せられ給へる一の宮の御事なるべし。）蜂起。鄉人號二南方新皇一。一人簒二八幡山一。和泉河内大和浪人楯籠。畠山衆發攻レ之。畠山方負。南軍爭來。細川出羽守發向。破二南軍一拔二八幡城一。南軍走二紀州一」（文安元年の條）「秋紀州宮方爲二退治一。畠山方遊佐並加勢宇都宮入道發向合戰。京勢悉打負敗軍。宇都宮入道祥綱隱二粉川寺一。」（文安三年の條）「冬十二月於二紀州一遊佐兵庫助宇都宮入道攻二落湯淺城一。南皇宮並楠木第二郎等討取首上洛。」（文安四年條）と云ひ、「今川出」「鎌倉大日記」（文安四年條）にも字都宮祥綱（或ひは禪綱に作る）敗軍して粉河寺に隱れ、畠山氏の手に南方皇子を害し奉りたる趣に見わたるがさて嘉吉三年に、尊秀王神璽を奪ひて叡山に楯て籠り軍敗れて御自害ありたる後の神璽の御行末は如何なりけむ。「南方紀傳」によれば其の翌る文安元年に一の宮（北山宮）其の神璽を繼承して北山に據らせ給ふにより、圓滿院大僧正圓胤も同時に兵を擧げて聲援をなし給へるが如く聞ゆれども今俄に信じがたし。或は尊秀王御最期につき、神璽は圓胤僧正の手に保護せられたるぞ、文安五年に圓胤また御戰歿ありて、初めて一の宮（北山宮）に移り、以て長祿二年歸洛に至りたるものとなすの穩當ならずや。然れども圓胤大僧正紀州湯淺城にて御最後といふことは、「南方紀傳」「櫻雲記」「十津川記」等の俗書に見ゆるのみにて、正確なる史料に所見なければ、容易く信據し難し。彼の「櫻雲記」に「南方の宮（源勝法親王）圓滿院門主を還俗させ云々、」「十津川記」に「後龜山上皇の第三の宮勝法親王圓滿院の門主にてましましけるを云々」と記したれど、「諸門跡譜」圓滿院の譜に、さる親王の御名見わざれば、これも亦彼の書ごもの、圓胤僧正の御事を誤り傳へたるものなるべし。

源勝法親王の御名は「南方記」等にも見えたれど、此の源勝の源は、深の草體相ひ似たるにより、傳寫の間にうつし曲めたるものにて「紹運圖」「紹運錄」等に深勝法親王とあるを以て正しとすべし。其の親王は、「新葉集」に、二品親王深勝とて、其の御歌を收められたる方の御事なるべし。其の御系は、或は後龜山天皇の御子、小倉宮の御弟となす、或は後龜山天皇の御弟となす、右兩說中にては、余は寧ろ後說に從ふを以て至當なりと信ず「新葉集」の成りたる享和元年より文安五年まで六十七年其の擧兵說の謬妄推て知るべし。

「紀伊續風土記」に在田郡石垣庄吉見村（今の有田郡御靈村大字吉見）なる若宮八幡宮は圓胤僧正の御靈を祀ると云ひ、近傍に其の御墓と稱するものあり（土俗吉見親王の墓と云ふ。「續風土記」は圓胤還俗義有說を信ずるを以て、吉見親王を義有に附會したり。）と云へど、固より取るに足らず。又八幡山の城につきては、吉田東伍博士の「大日本地名辭書」に、紀州有田郡八幡村大字清水（舊山保田莊寺原村地に石清水八幡宮あるを以て改稱す）なる八幡山（續風土記に云ふ紅葉山城）ならんと云ひ（「殘櫻記」にもまた紀伊國と なせり）たれど、何等確證あるなし。今「南方紀傳」に「破二南軍一拔二八幡城一南軍走二紀州一」と云へるによれば寧ろ之を紀伊以外に求むべきにあらずや。彼の「南山小譜」に河内となし、「南朝遺史」に山城男山となしたるは、他に據ありてのことにや。更に按ずるに「大乘院寺社雜事記」に「文明元年十一月廿一日口遊。南主蜂起。兄弟一所は吉野奥。一所は熊野。十方被レ廻レ宣云々。年號は明應元年云々。希有事也」とあるは、南朝皇子が紀伊大和の間に據らせ給へるものにして、其の吉野奥と云ひ、熊野と云ふは決て彼の北山附近なりけむと覺し。而してこゝに「年號は明應元年云々」とあるは最も注意すべき事實にして、これ南朝方にして私に年號を建てゝ明應と稱し給へるものなるべし。又同書同二年三月十六日の條に、「難波新左衛門自二大和和泉庄上洛一、（中略）相語云、南方蜂起條事實也。廻文御使僧。於二和泉國一召籠。所々御請文等取二上于京都一。和泉國は大畧南方に參申了。露顯上者。兩方守護可レ令二下向一歟云々。」と云ひ、其の廿一日の條に「南方宇惠左衛門之所、被レ上二御旗一。中將敎政自二越智一馳參了。當月八日藤白仁御出云々。郡者共大畧成二御方一。（皆以畠山義就之彼官人等云々）以外大義也。字知郡狩野之說也。畠山右衛門佐手者陣二取八幡邊一之間。可二

滅亡云々。」と見わたり。全文を通讀するに「南方紀傳」等に見わたる文安のことは、頗之に相類似するものあり。因て考ふるに、文安と文明と年號の稱呼相近きにより、「紀傳」の誤り傳へたるにもあらむか。されば、「紀傳」の八幡山の一件も、或は此の際のことの紛れたるやも知るべからず。而して時恰も應仁の大亂に際し、此の皇子は終に西軍の擁立する所となり給ひしが、其の御終を詳にせず。

「大乘院寺社雜事記」文明三年閏八月九日の條に此の皇子の御事を「小倉宮御息也云々、御父並御弟御座云々「小倉宮御息十八歲成給（或は十二三歲とも）など見えたるにより、成島良譲の「南山史」に「是當教尊弟也」と斷じたれど、全輩は教尊の御子ならんと思惟するなり。云は教尊の御父たる小倉宮聖承は、伏見宮本「建内記」によれば、既に嘉吉三年の五月九日に御逝去ありたること明かなり。（「看聞御記」は七日となす）さればそれより二十八年を距りたる文明三年には、固より御存命あるべからず、「雜事記」に「御父並御弟御座」と云へる御父は、聖承にあらずして其の御子教尊ならざるべからざるを以てなり。今彼の皇子を以て、文明三年に十八歲と定め、正長元年聖承が兵を伊勢に擧げ給へる時の教尊の御歲を二十と假定して算するに、今は教尊恰も六十歲にならせ給ふこととなりて是よく符合す。

又「親長記」に「文明二年十二月六日、南方餘流人打取云々、賊首京着之由尾張守注進廻文刀等執進二上之一」と見わ「重胤記」に同月十二日首實檢の事を載せ「大乘院寺社雜事記」に、此の皇を以て日尊王となせり、こは彼の小倉宮御息と云へるとは全くの別人と覺ゆるが、諸書其の擧兵及御最期の地を明記せざるにより、今俄に斷定を下し難しと雖。何れ大和紀伊の間なりけむ。以上述るが如く、南北朝合一の後、南朝遺孽の皇子の猶吉野熊野の山間に據りて、恢復を圖り給へること一再にして足らず。今謹で御花園天皇の御製を拜し奉るに、其の「殘民爭採首陽薇」と遊ばされたる、これ明德以後文明に至る八十年間に於ける南朝黨の實狀なりけり。唯志籍の不備其の委曲を明にする能はざるを憾むのみ。されば紀伊國南牟婁郡飛鳥村及五郷村に於ける御遺蹟の如きも、此等諸皇子の中の何れかに關するものとなすは、決して余輩が强辨にはあらじ。但し之を以て尊雅王に擊くるの說に至ては、到底左袒する能はざること、上文考證する處の如し。

△吉野郡舊記

南朝一の宮自天王、三之公假御所に於て軍議を遂げ、康正元乙亥、熊野吉野之公文庄司、熊野之那智山へ軍を興し、程もなく敵し難く忍んで熊野川を潜に登り、北山小瀧寺に座し蟄居云々。

△南朝皇胤譜

自天王　忠義王

南方王業之事、來秋、必定可レ有二其企一候、早不レ忘二先皇之宿思一、任二其成敗之旨一、可レ有二出陣一、然者依二勳功一可レ領二恩賞一者也

六月十五日　忠義判

竹原新兵衛館、（平婁郡三里鄉三越村宗之丞藏）

同文言

湯川豐之丞館、（同郡道湯川村湯川氏藏）

同文言

佐々木七郎左衛門館、（同郡佐本庄大谷村吉右衛門藏）

右三通南狩遺文

按に右の三通何れも年號詳ならねど、來秋必定可レ有二其企一といへるを、乙亥八月の令書に考へ合はすれば、蓋し享德三年壬甲のものならん。

立願之事。

一、御遷宮之事

一、御領寄進之事

一、每年以二御代管一可レ有二參詣一之事

一、御劍

一、神馬

右所願成就之時、可レ有二其成敗一者也。

乙亥七月十八日

熊野權現那智御寶殿前、

忠義（花押）　熊野夫須美神社藏

伴翁曰、件の御願文を案ふるに、これも尊秀王の奉りてものし給へるなり。當時那智わたりに心よせ奉れるものゝ在けるによりて、殊さらに此神に御立願ありて、かつは御方人の心をも勵ましめ給へるなるべし。前に文安元年義有王、牟婁の北山に坐して御企ありける事を、熊野本宮の者どもより武家へ注進したりけるに、新宮那智のともがらは、其の事無かりつるをもて疑ひたる事、上に記せるがごとし。おもひ合すべし。

按するに、伴翁の尊秀王を自天王に當てしは誤りなり。尊秀王は嘉吉三年叡山にて討れ給へり。

忠　義　（花押）

色河鄉、即

先皇由緒之地也、其龍孫鳳鞏、已幸二大河内之行宮一也、早參二錦幡下一、可レ致二軍功一、然者可レ有二恩賞一者也、

天氣之趣如レ此矣、

乙亥八月六日

色　川　鄉　惣　中　（清水文書）

伴翁曰、忠義王之令書に、先皇と書き給へるは、前の南朝の天皇だちの御事をさし、其龍孫云々とは、其の皇尊と坐す尊秀王いま大河内の宮に坐す由なり、早參二錦旛下一云々、天氣之趣如レ此矣とは前皇の御志を繼で錦の御幡を揚て軍人を招し給ふ、速に宮方に參るべきよし、すべて皇潛てのたまへるなり。乙亥は事實を推考るに、康正元年に當れり。時の年號を用ひ給はむ事も、はたくちをしくて、干支のみものしし給ひけるなるべし。

十竹翁云、按に紀州那智山實方院、並に紀州色川村色川が家に、忠義と名ある文書あり、乙亥七月十八日、乙亥八月六日とあり。余この文書を見て、忠義は誰人と云ふことを知らず。その後和州吉野郡高原村高峰山福源寺に、長祿年中被レ殺玉へる南帝兩王子の位牌なりといひ傳へて、古き位牌あり。一本の中に兩人の名を書て、一の宮自天親王、二の宮忠儀大禪定門とあり、この忠儀大禪定門、右の文書にある忠義なるべし、蓋し康正元年か、北朝の年號をきらひて甲子ばかりしるせるものか。

後龜山院―小倉院―教尊
　　―萬壽寺宮―北山宮
　　―河野宮

△史學雜誌

（上畧）扨て南朝の皇胤は其の名諱系屬詳かならざれども今姑く實錄諸書に載する所を擧ぐれば小倉宮といひ（後龜山の皇太弟泰成親王を云ふか、但泰成子なし後龜山の皇子其後を承くるならん）上野宮と云ひ（後村上第五の皇上野大宇說成親王の胤）玉川宮といひ（長慶帝の胤、帝曾て紀州の王川に在りしを以て此稱あり）又圓滿院宮（長慶帝の胤）護正院宮（又護聖五庄に作る說成親王の胤）等あり、此諸皇族の內或は遺臣に奉戴せられ或は幕府不逞の徒に挾持せられ前後屢兵を動かして繼統を爭ひ給ふ、然れども皆志を得ず、或は橫に禍害に罹り、或は逃匿して終る所を知らず、其の京に在るもの足利氏薙髮入寺せしめて其の胤を絕たんことを謀れり、嘉吉二年南朝の餘黨萬壽寺金藏主（後名尊秀王）を擁して兵を起し、潛に禁闕に入り神璽を奪ふ金藏主殺さるに及び、又上野宮中類（一に護聖院宮に作る或云即圓滿圓胤なりと三年に襲じ忠義の事は實錄の徵すべき者なし）を擁す、長祿二年赤松氏の遺臣一ノ宮二ノ宮を害し神璽を收還す。南北合一より此に至て又六十六年南朝王子の事是の後見る所なし云々。（史學雜誌）

△市河宮尊雅王御遺跡考　川口常文

市河ノ宮尊雅王と申し奉るは、後龜山天皇の御曾孫にして、萬壽寺ノ宮尊義王の第三の御子にましまして、御兄一ノ宮尊秀王二ノ宮忠義王兩宮ともに、赤松滿祐の一族家人等の殘黨の爲に討れ給ひし後、潛に神璽を擁て大和國十津川及吉野の山奥にまし〳〵けるが、赤松の殘黨の爲に手疵を負ひ給ひて、後に紀伊國牟婁郡北山の鄉にて薨し給ひき。其御遺跡御墳墓今尙彼の地にのこりたるを世に知る人少なく、又此王の事を諸書に記したるも、混れたるが多かるは甚だ口惜しき事なれば、常文が年頃見聞たる事等を書記して其の御遺跡をあかさんとす。但し此の宮の御事を記せる書は、上月記、赤松記、應仁別記、南方紀傳、南朝紹運圖、南帝系

圖、南朝皇胤紹運錄、南朝編年記略、同附錄等種々あれども、こゝに記載せず、其は伴氏が殘櫻記に參考したれば、それにゆづりてわざと省略せるなり。

○南山巡狩錄に曰、去年一ノ宮、二ノ宮討れ給ふといへども、尊雅王この神璽を携へて閑居し給へり、しかるに同二年越智某竝に小寺兵衛入道去年討手にむかひし京方の魁なり、小河中務永等、調略をとゝのへて同宮を攻たりしかば、終に防戰叶はずして、神璽を奪ひ返され、宮も疵を蒙りたまひぬ。同月晦日神璽は御入洛ありて内裏に歸座ましく〳〵ける。

○殘櫻記に曰、其後南方宮方の者ども、猶も思ひよはる事なく、楠正理等尊義王の第二の御子尊雅王を取立奉り、神璽を上りて、潛に大和の十津川におはしまさせ、明る長錄二戊寅年六月又吉野の山奥に御在所を構へて遷し座せまゐらせけり。按に事企てたまへる尊義王又その第一の御子の尊秀王と稱せる御名の尊の字は、御祖後醍醐天皇の御名尊治と稱したてまつれるを受けたまへる御意なるべし。第二の御子忠義王は尊の字を降りて御父尊義王の義字を襲き用ひ給ひけん。しかるを第三の御子とまして尊雅としも稱し給へるは、尊秀王うしなはれ給ひて、後其御志を繼給ひて、神璽を擁りたまへるによりて、しか尊の字を御名に付け給へるなるべし。こゝに小寺性說は、越智の雜掌として大和の國内に在けるが、國人越智某、小河中務少輔と議りて間島衣笠等と共に、其宮の御在所を襲ひけれども、其處を遁れ給ひて、又十津川に遷り給ふ。小寺等追續きてはげしく攻けるに、八月二十七日の夜つひに其處をうち破られ、尊雅王痛手を負ひて、吉野の北山なる高野上の高福寺に遁れ坐ましけるが、御劔の惱重りて、遂に其處にて薨じ給らぬ。高福院と謚たてまつりけるぞ。此寺のわたりに葬め奉れるなるべし。さて又神璽はもとより御事なく坐しましけるを、此時小寺藤兵衛入道性說等が手に守り返し奉りぬ。尊雅王の薨じ給へる事、神璽を守り返し奉れる時の事、誌書に記せる趣

混雜しきを、上月記、楠氏系圖、南方紀傳、南朝紹運圖等を相證し參考へて記せり。但し此時の事、上月記には何れの宮と云ふ事を記さず、南方紀傳には、尊秀王と混へて記せり。大日本史に引給へる、楠氏系圖又南朝紹運圖に記せる趣き實に符へり。さてその楠氏系圖正理の譜に、此時の南帝は後醍醐帝の四代の孫也、赤松某反シテ神璽ヲ取之、後十津川ノ皇居破レテ而崩ニ於北山ノ高野上高福寺ニ一と記せるは、此時の事を云へるにて三ノ宮尊雅王の御事として、事實明瞭なり。然るに後醍醐帝四代の孫としも云へるは、いづれの王としても世數合ひがたし、楠氏の子孫、此系譜記せる頃の謬傳なるべし。又其譜によりてして考れば、後醍醐天皇の皇子、後村上天皇より數へ始て、尊雅王尊秀王尊義王の三代におよぼして、四代の孫といへるにてもあるべし。然らば古書の世系に祖とせる人の名をあげて、其人の子より世數をかぞへて若干世の孫とも書ける例の如し後醍醐天皇を御祖として、御數をば後村上天皇より計へたりとすべく、又後龜山天皇は、北朝と御合體にて吉野を出で還幸し給へるによりて、南方の宮の世數を避けて計へたる心しらへなるべし。又南方紀傳に、尊雅王の御事を、後醍醐帝より五代にて亡じ給ふと云へるは、後醍醐天皇より始奉りて、南朝の三御代に尊義王を加へ、又尊秀王、尊雅王御兄弟をば、連ねて一代の如く申せるなり。此王たちの世數などは、いと世のつねならぬうへの事なれば、そのかみを思ひやりて、心しらひして考たるなり。しかるに大日本史に、件の楠氏系圖を引て、一ノ宮自天皇と申せるは、尊雅王の御事ならむと記されたるは、校者の訂しあへざりしなるべし。又彼の系圖の文ざまを按るに、正理も尊雅王に仕奉れりし事著く、また尊雅王を南帝と稱ひ、又十津川の皇居といひ、又崩給ふなど、皇僭て書し、又赤松某反云など書したる、某氏人の筆のあとに猶たゆみなき志のにほひ遺りて、以てあはれにきこゆかし。

○南山小譜ニ曰、萬壽寺ノ宮、尊義王ノ第三ノ御子、市河ノ宮尊雅王、兄尊秀王薨ノ後、代テ擁ニ神璽一。長祿二

年八月廿七日ノ夜、赤松ノ家人、小寺入道性說襲ヒ十津川ノ宮尊雅王ハ、後龜山天皇ノ御曾孫にして、萬壽寺宮ノ尊義同月廿八日ノ夜薨タマヒ于高福寺ニ號ス高福院ト。

謹而按に、右に揭げし書等に記したる如く、市河ノ宮尊雅王の第三の御子にましませり。但し或書等に、後龜山天皇第三の皇子とし、又小倉ノ宮第五の御子にして尊義弟宮とし、又御兄北山宮尊秀王と、御同人の如く記したれども、共に信じかたし。總て此の南朝の末の宮方の御事につきては、混らはしき事の多くあるは、伴氏が殘櫻記に委しく辨へたるが如し。なほ紀伊ノ國北山ノ鄕、大和ノ國北山ノ鄕、及吉野ノ鄕、十津川ノ鄕、川上ノ鄕等にては、いづれの宮方も同じく南天皇或は南天王又南帝王と稱し奉りし旨にて、今も猶しか稱へ奉りて其區別なきが如し。故に混らはしき事多かれば、よくよく考へ合すべき事なりけり。さて尊雅王は、御兄北山ノ宮尊秀王（私に南方新王、南方ノ宮或は自天大王、又自天勝公とも稱せり）及河野ノ宮忠義王兩宮ともに、長祿元年十月二日の夜、赤松の殘黨等の爲にうたれ給ひし後、南方宮方の者等か猶もよはる事なく、南正理等が取立奉るまに〳〵、神璽を擁ちて潛に大和の國十津川におはしまして、翌る長祿二戊寅年六月、また吉野の山奥に御在所を構へて遷り居給ひけるが、八月廿七日の夜、小寺性說等か爲に其所をうち破られ、痛手を負ひ給ひて、北山の鄕にのがれ出給ひ、高野山村なる高福寺といへる寺に坐しけるに、御劒の惱み重りて、翌廿八日の夜、遂に此寺にて薨じ給ひければ、高福院とぞ諡たてまつりける。或書に二十三歲と記したるは誤りなるらん。さて其の薨じ給ひし北山ノ高福寺といへるは、今の紀伊ノ國南牟婁郡北山の鄕なる神山村の寶鏡山光福寺の事なり。然るに、殘櫻記に、吉野の北山なる高野上の高福寺と記して、大和の國の事としたるは誤なり、是は紀伊國續風土記に、本國北山鄕、北の方和州に界し云々、北山の名南國に通じて稱する時は、其の本或は一なるに似たり、故に土人相傳へていふ、何れの時にかありけん、紀和兩國疆界を爭ふ事ありて、遂に其地を四分六分に分つ、紀州四分にして和州六分、これ今の北山の地なりといふ、此事信を取るに足らずといへども、是より以前分爭の地にして疆界一定なき事推して知るべし。今地形を以てこれを考ふれば、古紀州の界、北の方祖母峰及大臺に至りしなるべし、大抵證となすべきものあり、和州北山莊西野村寶泉寺觀音大士龕記に曰、南帝勅願寺紀州牟婁郡熊野奥北山內泉村興泉寺、永享九年丁巳二月建立、開山車僧とあり、是一の證となすべし。又安永年間、北山鄕の村民窮迫して家財を典賣する者あり、隣村の者、車長持を買得たり、後其長持の底の淺きを訝り、底を破りて視るに、二重底にして其中に古き文書を藏む、紀和兩國疆界の事を書せり、其文によれば古へ紀州の地今和州に入るもの多し、因りて官に訴へて古に復せん事を請ひし事是二の證となすべし。又北山の稱紀州に在りては固より當れり、和州にありては南山といふべし、北山といふべからず、是三の證となすべし。是を要するに戰爭の世互に相力奪して、疆界一彼一此古制を失ふもの多かるべし云々と記したるが如く、紀伊國の北山と、大和國の北山との區別は、いと混らはしく、はた實地をも心得ざるあまりに、伴氏も誤りて大和國と記したるものならん。其は大和國吉野の北山ノ鄕中には、高野上（カウノウヘ）といへる村もなく、又高福寺といへる寺もなければ、當らず。紀伊ノ國北山の鄕內には、大和ノ國十津川より神ノ山村への道筋にて、桃崎村といへる村より、廿四五丁許東北の山間に在る湯ノ谷村の內、本京といふ所に、南帝王の御腰掛石とて、尊雅王の十津川にて痛手を負ひ、此處まで遁れ給ひて、暫時休憩はせ給ひしといふ舊趾などもありて、この紀伊ノ國の北山なること明らけし。又高野上村とある上の字は山の字を書誤りたるものなるべく、又以前は高野と書きしを、後に今の神ノと書改し趣、言傳をも確實なれば、神ノ山なる事著く、高福寺の高の字も、古くは其字音の似たるより、高光與三字ともに書きたる旨なれば、今の光福寺なる事明

らかなるが上に、該寺には興福院殿南天皇都正位尊儀と記したる、いと古き御靈牌一個あり。亦王の御所持の物といひ傳へし古鏡も一面あり、圓鏡にして經四寸ばかりあり、表面に疵あり、是は先年土中より穿出しゝとき器械をあてしあとなりといふ、裏面には菊の紋をちりばめ、雀樣の小鳥二羽向ひ合にありて、一目見ても貴人の所持し給ひし物にて、凡人の所持せし物にあらざる事、著しく知り得られて、最もこう〳〵しき物なり。尙此他にも燒殘りの鐵片七八個あり、南天皇御納置にて云々の傳へもあり、彼是以て合考するに、其王の薨じ給ひし所は、此紀伊國北山ノ郷なる神山村の光福寺なる事、聊かも疑なきものをや。此事は既に彼の紀伊國續風土記なる、神ノ山村の條に、光福寺寶鏡山禪曹洞、本郷に在り、寬文記に平惟盛建立什寶に云々、又阿彌陀堂方三間、天井に箱あり、南帝御納置にて封をなし、中は上の重にて錢の切金、下の重には鏡一壺、袋十二重につゝみありと、傳へたるのみにて、見たるものなしとあり云々。南天皇此地を見たて、一寺を建給ひ、劔鏡圖扇を納め給ふともあり云々といひ傳しが、元祿中の火災に燒失、今のこる處の鐵の切金三片、鏡の輪廓の闕とおぼしき燒殘七八片あり云々。又同じ風土記に、殘櫻記に云々、尊義王第三御子尊雅王をとり立奉り、長祿二年吉野の奥に御座所をかまへ云々、又十津川に移り給ふ、八月廿七日の夜其所を攻破られ、宮も痛手を負たまひて、北山なる高野の上高福寺にのがれけるが、（高野ノ上ハ北山神ノ山ナリ、高福寺ハ此光福寺ナリ、神ノ上神ノ山高光似タルヨリ共ニアヤマレリ）御疵重りつひに薨じ給ひ、高福院と諡奉りけるとぞ。楠氏系圖正理の譜に、此時南帝後醍醐帝四代孫也、赤松某反亂神璽之後、十津川皇居破而崩於北山高野山高福寺と記せり、今湯ノ谷村南帝御腰掛石は、此時休ませ給へるなるべし、それより此寺にて薨しませるにより、御寶は皆此寺に遺り傳りたるなるべし。緣記は維盛のつたへと、南帝王の御遺物と紛らはしきやうなれども、是もよしあり、色川左衛門尉盛氏（之カ）は、强族にて維盛の後なり、忠義王尊雅王の兩宮は盛氏の女のうみ奉れるなればなるべし。但し御鏡は別に南方にてつくれるものなるべしと記したりき。さて御遺骸を葬し奉りし御墓所は、同じ紀伊ノ國南牟婁郡北山の鄕にて、神ノ山村につゞきたる寺谷村、此寺谷村は、往古長祿の頃は、神山村と一村なりけん、其は每年十二月二日、氏神社飛鳥神社例祭の節、神ノ山村の氏神社飛鳥神社の祭典を濟し、直に神酒を一樽携へて、寺谷村氏神社に赴き、該村及神ノ山村の人等當人と稱へ、其神事に關係する人等の交代の事を定むる例あり。又寺谷村なる、今の光明寺といへる寺は、凡そ三百年己來の寺にて、元は地福庵といひし、小さき庵室なりしといへるをもて合せ考ふれば、必ず一村なりけんとおもはるゝなり。この內字下番といふ所にて地名を赤松とも、赤松の屋敷跡とも稱ふ中に、同村なる中野某、是は此邊にて名ある舊家なり、今の戶主の名を邦利といふが、古しへより所有せる田地の中央にして、五輪の石塔を建てたる所なり、彼の紀伊國土記に、田地の字に赤松といふ所に、古き五輪の石塔あり、寬文記に播磨赤松の屋敷跡とあり、按に後龜山續風天皇第二皇子小倉宮の御子尊義王の三宮、此地に薨し玉ふ、此の石塔は其宮を葬し奉れるならんとあり。又此石塔のある田の周圍の地名を大田ともいへり、然のみ廣き田にもあらざるを、斯くいへるは蓋し王田の意ならんか。又往古は、此石塔のある地所の近邊は、總て草野竹籔等にて、其中に數十の墳墓ありしを、後世に至り、開墾して田地を成したるよしにて、今も其石塔の在る田の中に、別に石を積みたる墓樣の物三所あり、是皆墓の舊跡なりと一所あり。又其田地に續きたる田の畦にも、同じく小石を積みたる墓樣の物三所あり、是皆墓の舊跡なりといふ其何人の墓なるかは知らざれども、世人は此墓を除却なざることあらば、凡人の墓にあらざるを以て、崇をなすことありとて、耕耘等には頗る不便利なれども、敢て取除ることをなす者なし。近き頃、彼神ノ山村なる高福寺の境內、及墓地に、南天皇の御骨を埋めし所、また御火葬の灰を埋めし塚などゝ、彼の村人

が云ひ出し所あれども信ずるに足らず。

斯て世人は五輪の石塔をさして、赤松塚と稱したれども、中野某が家にては、密に王墓と稱へて、いと嚴重に尊崇して祭事をぞなし來りける。（四五十年以前までは、毎年秋季彼岸の中日には、必ず親族を集めて五輪塔の祭をなせしが、爾後は家族のみにて祭禮を行ふことゝなれり）されども其墓はおのが祖先といふにもあらず、亦何人の墓といふ事をも知らず、唯貴重なる御墓とのみ言傳へて、祭り來れるにて、其王墓と稱ふる事をも密にしたるは、此事の世に知れなばいかなる障害の來るも量りがたしとて、其を恐れての事なりしとぞ。（當時足利の專横及赤松の亂逆を極めし頃には、然もありけんか、しか想像さるゝになん）かくて安政元年の地震の際、五輪の石塔大く破壞しける故に、修繕を加へしに、其五輪の石塔の下より、いと古き太刀の朽損じたるが、現れ出けるを取集めて、彼の中野某が家に深く秘し藏たりけるを、常文がしきりに乞求めて拜見しつるに、是はいと細き御太刀にして、いたく朽くだけたれども、鋩先などは其まゝにのこりて、其御作さまも大略は知り得られて、武家の者などの帶たるものにあらずして、高貴の人の佩き給ひし御物なること著明しきが上に、鞆端に勝といふ文字を、一字凸出したるが、いと明らかにあらはれたりき。常文謹みて按に、勝の文字は即ち御兄一ノ宮尊秀王いかにもして勝利を得て本意を達し給はく、常に欲思召し給ひまた御方の武士等も、自天勝公と稱へ申して、勝利を得給はんことを切に望けるまゝに、其勝といふ事を吉相に取り給ひて、御太刀の御裝飾にも打ちつけ給へるものにて、此御太刀なん、正しく尊秀王の佩給ひし御物なる事著し。さるを尊秀王討れ給ひし後、御方の武士等が後の神璽とゝもに此尊雅王に奉り、かく一ノ宮尊秀王の御遺物を尊雅王に奉りしと思ふ、證は同じ時に討れ給ひし二ノ宮忠義王の御鎧、御太刀、御長刀などの御遺物は、今に吉野の川上鄕なる、七保九箇村、六保九箇村、四保五箇村、總て廿三の村々に寶物とし

て傳へ藏てるを、尊秀王の御物とては、一品も傳はらざるを以ても、其討れ給ひし後、尊雅王に奉りし事を知り得らるべくなん、尊雅王薨じ給ひし後、其御骸にそへて葬し奉れるものにて、此御太刀の出しぞ、寔に正しき御墓所なる事を知り得べき二なき證據にこそは有けれ。

さて此の市ノ河ノ宮尊雅王薨し給ひしにより、後醍醐天皇の御皇胤は遂に斷絕給ひけり、いともいともかしこき御事にこそ。或書に、北山ノ宮尊秀王河野谷ノ宮忠義王、討れ給ひしにより、南朝の御皇胤斷絕給ひしごとく記したるは、甚しき非說はり。尊雅王が尊秀王の御後をうけつぎ、神璽を擁て坐しましける御事は、彼の尊秀王の討れ給ひしは、長祿元年十二月二日の夜のことなるに、赤松の一揆黨が神璽を守かへし奉り、內裡に歸り入らせ給ひしは、翌二年八月晦日の御事なれば、此の一事を以てもはかりしらるべきものぞかし。此尊雅王の御事をなしとせば、彼の長祿元年十二月より翌二年八月まで、八月の間、神璽は何人の擁奉りて、何所にありしとせん。こゝをもて考ふれば、其尊秀王討れ給ひし後、尊雅王の神璽を擁し給ひしこと、明瞭なり。

抑も嘉吉三年よりこなたの御事は、殘櫻記にもいへる如く、既に御和睦御讓位ありし後にして、いたく大義にそむきたる事なることは、論ふまでもあらぬ事ながら、其の事のおこりは、當時足利の輩か逆意を恣にふるひて、畏くも重き御契約を違へ奉り、朝廷の大御本旨にあらぬ事ごもを行ひ、剩へ上皇及宮々を蔑如にし奉り、その御方の武士等をば、仇敵の如に取なしけるによりて、宮々は更なり、吉野の前朝より、父祖代々大義を重じ忠誠なりつる武士等が、憤り晴れがたくて、如何にもして、足利の武家を亡し、舊の南朝の宮方を取立て奉て、南北兩朝御和睦の時の御契約を遂げ奉らんと、思起してのすさびにて、其御情實を深く推量り思ひ奉れば、誠にやみがたかりつる御事なりけん。いと〳〵かしこくあはれに思ひ奉らん、あなかしこ、

「吉野山花のあはれは奥深く尋ね入りてぞ知るべかりける。」

後龜山天皇

第二皇子
小倉宮 ── 尊義王　出家萬壽寺宮空因後還俗南方私稱太上天皇
　　嘉吉三年九月廿五日於延曆寺中堂戰薨

尊秀王　犯擁神璽稱北山宮或稱南方神皇或南天皇或南方一宮或自天大王
　　或曰天勝公長祿元年十二月二日於大河内御所爲赤松黨被切害薨
忠義王　稱河野宮或南方二宮或南天皇或南帝王
　　長祿元年十二月二日於河野谷御所爲赤松黨被切害薨
尊雅王　犯擁神璽吉野山中爲御所私稱南天皇或南帝王
　　長祿二年八月廿八日於神山高福寺依兵創薨

明治廿一年十二月二日正八位川口常文謹考

前記「市河宮尊雅王御遺跡」著者川口常文は元度會縣中屬たりしことあり。平素史蹟の湮滅を慨し其の闡明に努め、明治七年本居豐穎等と協力し山室山神社を創立し本居宣長の靈を祀れり。又結城神社の荒廢を嘆し、其の昇格に奔走し、明治十五年一月其望を達し別格官幣社に列せられるゝに及び其の宮司に任ぜられたり。明治十七八年の交本郡に來り永く五鄕村方面に滯在し南朝の史蹟を探り、尊雅王の事蹟を探究したることあり。本書は即ち其の實地探究の結果に成れるものにして机上の空論には非ざるなり。而して同氏の本郡に在るや、尊雅王の遺蹟の湮滅せるを患ひ、光福寺内に王の記念碑を設立せんとし、之を同志に謀り、義捐金を募集せんことを企てしが、障る所ありて其の事終に成らざりしも、同氏の赤誠は蓋し感ずるに餘りあり、依て其の趣意書を左に揭ぐ、

乞賛助　市河宮尊雅王遺跡建碑之擧書

我三重縣紀伊國南牟婁郡北山鄕ナル神ノ山村光福寺ハ即チ　後醍醐天皇ノ御皇胤　市河宮尊雅王ノ薨去ノ地ニシテ　王ノ御位牌及御所持ノ寶鏡等今ニ現存セリ然ルニ其御遺跡タル世之ヲ知モノ稀ナリ遺憾ト謂ヘシ其レ　王ハ　後龜山天皇ノ御曾孫ニシテ嘉吉ノ亂後　南朝ノ回復ヲ圖リ　神璽ヲ擁シ吉野ノ山中及十津川等ニ潜居シ玉ヒ長祿二年八月廿七日赤松ノ殘黨小寺性說問島衣笠等ノ爲ニ十津川ニ於テ疵ヲ被リ逃テ該寺ニ入リ翌廿八日終ニ薨シ玉ヘリ嗚呼　南朝北兩朝ノ事タル御和睦御讓位ノ後ハ名分既ニ定ル況ヤ嘉吉以後ノ事ニ於テヲヤ其順逆ノ歸スル所喋々ヲ待ズシテ自ラ判然タリ然レモ亦タ當時ノ事タル皆武門ノ專橫ヲ以テ御契約ニ背キ或ハ姦謀ヲ以テ　朝廷ノ御本旨ニ非サル事ヲ行ヲ以テ慷慨悲憤ノ餘ニ發スル所ニシテ其御情實タル眞ニ己ヲ得サセラレサルモノ無シトセズ故ニ苟モ　後醍醐天皇ノ叡慮ヲ奉察シ　南朝ノ往昔ヲ追懷スル志士ニシテ其御遺跡ノ埋沒セルヲ傍觀ス可ケンヤ此ニ常文區々ノ心已ム能ハサル所ノ者アリ有志士ト謀リ光福寺ニ一ノ記念碑ヲ建テ以テ　王ノ御事蹟ヲ詳明シ其御遺跡ヲ天下ニ表彰シ之ヲ萬世ニ傳ヘ以テ　王ノ御寃魂ヲ奉慰セントス嗚呼大方ノ志士仁人宜ク常文ノ微衷ヲ察シ多少ノ義財ヲ捐テ以テ此擧ヲ成就セシメラルヘシ此擧ヤ特リ　王ノ御寃魂ヲ奉慰スルノミナラス天下士人ヲシテ自ラ大義名分ノ所在ヲ明知セシメ彌ヨ　皇室ノ尊嚴ヲ圖ルニ至ランコ疑ヲ容レサルナリ　常文頓首再拜

明治十八年二月

發起人

伊勢國安濃郡津藤枝町寓　川口常文

幹事

紀伊國南牟婁郡新鹿村　坪田美登

同　國同　郡神ノ山村　中村豐助

同　國同　郡野口村　金子泰寛

同補

同　國同　郡神ノ山村　福村伴藏

同　國同　郡上野村　倉谷庄太郎

下平秀作

第八章　群雄割據時代

(一)　畠山時代

室町幕府は南北合一の後は中央の統治機關として諸侯に臨みしも其の間戰亂相踵て起り、殊に應仁以後は全く政治的能力を失ひ、幕府の威令毫も天下に行はれざるに至りしかば、多年の間養ひ來りし諸國諸豪の獨立運動、著しく國家社會の表面に顯はれ、天下は潰裂して統一する所なかりき。即ち應仁の亂の前後より織田信長の勃興時代に至る迄百餘年間は此の趨勢にして群雄割據一に戰國時代と稱せり。

我が熊野も亦此の時代の趨勢に漏れずして、應永七年畠山基國紀伊國守護職に補せられ奥熊野迄も其の領地ざせられしも、威令毫も行はれずして、熊野各地に土豪起りて近邑を押領し殆ど各莊割據の狀を呈せり。應仁戰役の亂階たる畠山政長、義就の家督爭ひには、熊野は兩黨の爭奪地となれり。新宮の衆徒は此の時政長に黨したりと見れ、義就よりの軍勢催促狀十一通を藏せり。左に之を掲ぐ。

日足殿（三津ノ村西氏）は義就に黨したりと見れ、義就よりの軍勢催促狀十一通を藏せり。左に之を掲ぐ。

改年慶賀珍重候、仍出陣之事度々申遣之處、雖不可有等閑候、爾今其働不見之候條、無心元候。來月十日十一日必可進數候。此時以出陣忠節候者、別而可喜入候。萬一有無沙汰之儀者、眞實可背本意候。一段賴入候。委細者鹽屋治郎少輔可申候。恐々謹言。

正月廿三日　義就　花押

日足西入道殿

今度石谷方被罷上、其方合戰可有近日之由被申候、無心元候間、態下人候、次此方儀、敵國見と申在所へ陣取候。雖然無異子細二可心安候。返々其方合戰無心元候間、急下人候。恐々謹言。

三月晦日　　義就判

西重郎左衛門殿

（蟲喰）間（蟲喰）家門可越由意見候。嶽山事者兵粮以下迷惑候間如此候。被官人昔一人哉不殘相隨候而此方者可心安候、越知之儀以前に不相替候、さ候間其方儀早々被致計略可有出陣候。然者依注進間此方も可發向候。尙委細愛洲可申候。恐々謹言。

卯月十九日　　義就判

西重郎左衛門殿

近日可有出陣候由、萱振注進到來候之條、誠本望候。仍此方事遠路事候之間、細々注進以下可有連々候之間、就者萬之儀口下民部大輔へ可然樣被致談合、早々出陣候者、殊可爲祝着候。彌頼入候。恐々謹言。

五月廿五日　　義就判

西十郎左衛門殿

就下郡陣取之儀、先日以飛脚申處、彌無等閑由承候、本望候。仍之此方之儀餘延ニ候間、去廿一日粉河城へ致勢遣、合戰にて敵御方少々被打候。彼在所切取候事候間、先引退引候。於此方之儀者、無異子細候間、可心安候。連々如令申候其方之儀一向頼入候。定而可有雜說候間、以上沼孫左衛門尉、委細申候。恐々謹言。

六月晦日　　義就花押

西十郎殿

先日以上沼孫左衛門尉申候處、近日可有出陣候由、注進候、祝着不可過之候。然者今一同も早速出足候て悦入候。委細者愛洲彦次郎可申候。恐々謹言。

閏六月廿九日　　義就判

西十郎殿

其方儀尙今延引無心元候。今時節肝要候間、不廻時日早々出陣者、可爲祝着候。殊於此方種々計略之子細共候之條、其方儀無相違候は丶、是可爲本意候之間、日出候。猶以片時哉被急候者可然候。彌頼入候。恐々謹言。

八月十四日　　義就判

西十郎左衛門殿

其方儀計略可然候。祝著至候。彌等閑候は丶本望頼入候。恐々謹言。

十一月三日　　義就判

御本西殿

今度合戰之時儀、言語同斷次第候、雖然彌無等閑候條、祝著至候。於其方儀者一向頼入候。猶以被勵戰功候は丶肝要候。仍此方事無異子細候。可心安候。殊近日芳野郡惣衆致味方可出陣候由、令一定候間、大慶候。目出候。重可申候。恐々謹言。

十二月十一日　　義就判

西十郎左衛門殿

今度合戰之儀、言語道斷次第候。雖然彌無等閑由候。祝着候。仍以遊佐又七十郎、齋藤新右衛門尉申入候。猶以一向頼入候外無他候。同者早々被執立、重出陣可爲本望候。可然樣御計略肝要候。委細兩人可申候。恐々謹言。

十二月十八日　　義就判

西十郎左衛門殿

其方時宜致合力由、度々注進候。尤一勢可指遣候處、京都事も不勢と申、旁依不得隙、延引候處、先以被引退候由、目出候。下總守事、惡注進候、何樣可申諜候。今度忠節取分無比類候。熊野衆悉出陣候由、唯目出度。時宜如何候哉、無心元候。恐々謹言。

十二月廿五日　　義就判

足殿

昨日者、箭にて、萬御煩、長入候。特鹿皮給候。祝著之至、雖申盡候。依左道之至ニ候得共、開刀に候間、可進之候。恐々謹言。

三月三日　　國房判

御本惣右衛門殿

史を按ずるに、康正元年夏義就兵を大和に擧けて郡邑を侵略し、政長の黨と片岡に戰ふ、是より兩黨所在相抗衡して連戰、勝敗決せず。寬正元年十月義就嶽山城を守る。四年三月、義就嶽山城を棄て熊野に逃れ、轉

じて高野山に入る。尋で北山に走るとあり。されば義就は大和より熊野附近に出動して軍兵を徴發したるものなるべく、前記文書も此の時代のものなるべし。文中に熊野衆出陣とあれば新宮川沿岸の日足殿支配下の本郡上川邊よりも無論出陣せしものなるべし。又義就が本宮神官に加勢を頼みたる文書あれども本郡に直接關係なきを以て之を省く。

元來紀伊國は應永七年管領畠山基國が本國守護となりしより其子孫滿家、持國に傳へ以て政長に傳へ、而して政長の時義就との家督爭ひに依り紀伊一國は兩派の分爭地となり、延いて我が熊野地方にも其の波及を及ぼせしものなり。

戰國時代に我が熊野が中央政界との交涉史實としては、足利義昭の熊野に賴りし事、織田信長の熊野三山を安堵せしこと、毛利元就の熊野信仰等あれども、直接本郡に關係尠きを以て之を省略す。唯だ武田信玄の花井村湯川氏に遣はせし書狀は本郡に關係あるを以て左に揭載す。

小者遣近日其成妨誠黨共二百騎許濃州太山邊野山荒夜々往來惱難遁願依之長尾彈正光清差爲越處連時追拂大見附行方窺伊勢熊野境の籠と聞和丈日比勇健以勵討死殘輩佇所無之樣賴入度旨急上尾出館迄返輸茲待早々穴賢

二月三日　　信玄判

湯川中務三郎殿

右之書狀は年號記載なきに依り年代不明なるも文意に依れば、武田信玄に敵對の者濃州に立籠り往來の人民を惱ますに依り長尾彈正光清を差遣はしたるに殘黨熊野境に籠城せる由なるに依り、日頃勇健なる貴公の盡力に依り殘黨の佇む所なき樣剿討を賴むとあり。且つ湯川中務三郎とは平素昵懇の間柄なりしは文意に依り之を察するを得べければ、此の間何等かの消息の存すあものありたるならんも史實の徵すべきものなきを遺憾とす。

（二）上綱時代

熊野三黨は熊野國造の後を承けて、桓武天皇の頃より凡そ三百年熊野の政治に預かりしが、堀河天皇の御宇に白河上皇熊野御詣の後熊野別當を置き法橋長快を之に任じたり（別當は嵯峨天皇の御宇に快慶に始まると の異說あれども今之を取らず）之より熊野の政治は別當の支配する所となれり。熊野別當は頭に限なき神威の餘光を戴き、莫大なる神地、社領を有し、その富は王侯を凌ぎ、且つ强大なる兵馬の權を有するが故に其の權勢、國主を凌ぎ永く熊野全體を統治したりしが、南北朝の比より其勢力漸く衰へ威令普く行はれざるに至れり。而して戰國時代に至り、熊野の地も亦土豪割據の勢を馴致したるが、此の時代に熊野三山には上綱なるものありて衆徒神官の上座に立ちて神領を支配し兼て熊野を統治せり。上綱は一人に非ずして數多ありしものゝ如く又其の補任も已に延元元年の文書に新宮諸上綱と見ゐたれば鎌倉時代の末頃既に存在せるものなるべく此の諸上綱は神官を統べて相共に熊野神領地を分轄し、熊野の政治に與りしものなるが、後に至り有力なる上綱七人出でたり。之を七人上綱といふ。七人上綱とは新殿、芝殿、宮崎殿、瀧本殿、矢倉殿、中曾殿、簑島殿の七家なり。

熊野記に曰く

一、新屋氏　一萬石、氏善、石垣右市之助をして之を殺さしむ。本廣寺也。
一、芝　氏　文龜の頃、定景とある者、今東忠兵衛地也。內記事。
一、宮崎氏　五千石、定朝とある者。今の東仙寺の地也。
一、瀧本氏　長珍とある者。今の利生院の地也。矢口勘太夫居す。

一、矢倉氏　氏弘とある者。矢倉明神前、今神戸となる。
一、中曾氏　天正年中氏則とある者。今牛之助地也。
一、簑島氏　五千石、天文の比、定義とある者。今別當屋敷也。
　件の人々は熊野根本にして社人の棟梁也、宮崎氏は別當の子孫なるべし。弘安平中還俗して宮崎豐後といふ。

とあり。又應永八年（足利義滿時代）の文書には、芝源次右衞門定賴、中洲藏人氏勝、瀧本大藏長則、箕島左衞大輔宗重、樟内膳行村、宮崎長門守定範の名あり。享祿九年（將軍足利義晴）の「庵主文書」に矢倉兵衞尉、新宮周防守、箕島民部大輔、瀧本監物、芝之坊、中脇大炊介、宮崎豐後守の名あり。又或る一書に

一、前代より慶長五年子の年迄に神官に七人の上綱衆と申すもの有り、内
一、房州殿　其の跡屋敷全龍寺也。
　是は七人之内衆とも、又外の別當職ともいふ。
一、新屋敷　同屋敷本廣寺也。
一、矢倉殿　同屋敷本廣寺也。
一、矢倉殿　同屋敷矢倉大明神の南の方に畑あり。
一、瀧本殿　同屋敷は矢口彦四郎。
　（熊野年代記に、曆應三年瀧本大膳屋敷立つ、箕島の兄弟とあり）。
一、簑島殿　同屋敷東仙寺也。
一、芝　坊　同屋敷東忠兵衞處也。
　（熊野年代記に、康永二年芝坊定長屋敷立つ、宮崎婿とす）
一、中曾殿　同屋敷永田牛之助處也。
　（熊野年代記に中脇とあり）
一、宮崎殿　同屋敷不知。
　此の八人の内一人外衆有よし

とあり、堀内氏は七人上綱の外なり。かく七人上綱は衆徒神官の上に立ち神領地を分轄して熊野の政治に與りしが後堀内氏の崛起するに及び、自ら熊野別當と稱し、豊臣秀吉に款を送りて熊野を總管せんことを請ひ其の允許を受け即ち七人の上綱を招きて我れ新に別當職を命せられたり、今より我が命を守るべしと告げしに、七上綱は大に其の無法を怒りたれども、其の勢威に敵し兼ね六人は承服したるも新殿一人は之を聽かざりしため、堀内は石垣右市之助をして之を殺さしめ是より上綱の政治全く止みたり。

（三）豪族割據

上綱の政治も普く熊野全體に行はれしものに非ず、豪族各地割據の勢は次第に馴致せられ元龜天正前後は五裂十剖の狀況に陷れり。今本郡の狀態を概擧すれば左の如し。

日足殿　新羅三郎の末葉、湯川氏、愛洲氏等と同族なりと云ふ、西氏と稱す、東牟婁郡三津村日足に住し近鄉を領す、本郡上川村の大部分は三ヶ村鄉に屬するを以て其の支配する所となれり。畠山義就に黨して其の一勢力たり。隣接の淺里鄉、花井莊邊及び十津川地方を領し、義就、尙順、植長等父子に仕へたり。

入鹿殿　姓氏は山本氏なりと云ふ。古傳に「古熊野は皆三山の領地なりしに、山中僻遠の所自然に開け、村居處々に出來しに、其中に土豪强族ありて互に境界を爭ひて、靜謐ならざるより社家の號令山中に行はれず、因て足利氏の初め頃、山中の守護として京都より士族の人來り之を鎭せり、其人子三人あり、長子は入鹿の地頭たり、次子は尾呂志莊の地頭たり、三子は西山鄉竹原に居り同鄉を領せり」と。入鹿莊を根據として傍邑を支配せしものなるべし。（編者云ふ入鹿殿の入鹿に來りしは伏見天皇の正應中なること は人物誌中に述ぶ所の如し參照すべし）

尾呂志殿　入鹿殿の次子尾呂志莊の地頭たりしことは前記入鹿殿の部に記するが如し。此の人の子孫にや尾呂志殿といへる人何時の頃よりか同莊上野村に城宅を構へたり、其の城跡宅址今同村にあり。長享、永

祿の頃に至り其の名稱初めて見はる。永祿の頃尾呂志孫三郎と云ふものあり、後隱居して慶閑といふ。其の子傳兵衛堀内安房守の聟となり姻戚たるを以て堀内の旗下に屬せり。

曾根殿　近江佐々木六角氏の支族なり曾根浦に居り、曾根莊を領す、依りて曾根殿といふ。天正の頃佐々木彈正（曾根彈正）と云ふあり、堀内守に屬せり。

三木氏　其初めを詳かにせず。天正の頃三木新八郎といへるもの三木浦に居城を構へ、三木莊を領す。然るに新宮堀内氏舟軍を率ゐて攻め寄せ來る、互に勝敗あり。志州鳥羽城主九鬼大隅守舟軍を率ゐて來り新八郎を助けて堀内と戰ひ、大に之を破り有馬莊邊まで押領せしが、後新八郎大隅守と不和になり、堀内氏盧に棄じて再び攻め來り、城終に陷り新八郎走りて大和に死す。其の地堀内氏に併せらる。

有馬殿　有馬村產田神官榎本氏廿四代の孫を有馬和泉守忠永といふ。應永の頃近郷を侵掠し南阿田和村より北は木本鄉新鹿、遊木。曾根莊二木島。三木莊九木、早田、行野の諸村十六個村を領し、有馬村二ッ石に城を築きて居城とし應永三十一年に死す。其子和泉守忠親繼嗣なきに依り、其甥河内守忠吉を其聟養子とし、己は木本浦に隱居す。然るに其後實子孫三郎出生せしより、河内守に罪を負はせ久生屋村にて自盡せしむ。河内守親族の者之を憤り忠親を攻む。忠親防ぐこと能はず送に自盡す。是に因り家臣相謀りて孫三郎を立てゝ主とす。孫三郎廿五歳にて死す。子なし。親族大和守城代として領内を守る。此時に當り新宮の安房守氏虎遠近を侵略し遂に有馬の地に及ぶ。有馬の家臣能く防戰するを以て氏虎志を得ること能はず。後有馬の士相議し堀内氏と和を講じ氏虎の次男楠若を請ひて有馬の主となす。有馬主膳氏善是れなり。然るに堀内氏虎死し、嫡子若狹守家を繼ぎしに幾もなく又死し、家を繼ぐべきものなきに依り、堀内の家臣等氏善をして堀内の主とならしむ。是に於て有馬、堀内相合一して氏善兩家の主となれり。堀内氏是れにより愈强大となれり（有馬氏の事蹟は堀内氏と關渉する所多きを以て下文に更に詳記すべし）

（四）豐臣氏の熊野統一

天正十二年豐臣秀吉が德川家康織田信雄と小牧に戰ふや紀州にては雜賀、根來、太田を初め熊野の諸族相應じて家康に黨せり。此等の紀州勢は泉州岸和田に於て一戰を試みたり。又遙かに四國なる長曾我部元親と相策應して大阪を襲はんと謀り、同年十一月元親が略ぼ四國を平定したりしを以て紀州の徒と相應じ大に準備を整へんとなしたる折柄、突如として秀吉は織田氏と和を講せり。是れ種々の事情に原由するものなるも一面に於ては紀州勢及び四國勢に其背後を襲はるゝの恐ありしが故なり。秀吉は深く紀州勢が德川氏內應の擧を憤り翌天正十三年三月紀州征伐の師を起し、先づ根來寺を滅し直に太田城に向へり。太田の主將太田左近衆に告げて曰く

> 此城僅に方二町半の小城なれども、隍深く櫓高く、兼て要害に構へたれば大事を引受けて一戰せんに何の不足かあるべき。殊に熊野八庄司後詰の約もあれば不日に到着必定なり。唯々城を枕に死を潔くせん

と、あるに見ても當時熊野が太田等と結びて秀吉に抗敵せしを知るに足るべし。

斯の如く豐臣秀吉は熊野を初め紀州勢が德川氏に與せしを憤り、十一月織田氏と媾和せし其翌年三月には既に紀州征伐の師を發し一戰に根來勢を破り廿三日破竹の勢を以て太田城に迫り、城の容易に拔げざるを以て水攻めの策を執り、攻圍一ヶ月にして之を降したるが（四月廿四日）、太田の未だ落城せざる四月七日（天正十三年）には仙石權兵衛、尾藤久右衛門、藤堂與右衛門、蜂須賀彥右衛門、杉若越後守等の諸將をして水陸より熊野地方を征伐せしめたり。所在風を望んで歸服せるも、日高小松原城主湯川直春獨り屈せず、防き戰ひしも利あらず

して牟婁郡に走り、近露の横矢氏等と潮見峠の險に據りて戰ひ、目良淡路守、山本主膳等と相策應じ防戰月餘に及びしも終に歸服するに至れり。此の時熊野に崛起し連りに諸豪を兼併したりし堀内氏善（下文參照）は早く款を送りて秀吉に通じ居りしかば本領安堵するを得、是れより益熊野の各城を攻め其の勢強大となれり。堀内氏の早く款を送りし事に付一書に左の如く記せり。

房州氏吉は、朝暮心中に新宮は固より熊野惣地なも申請け守護致したき願にて樂淨坊を以て太閤の御前にて房州存し寄の事、一々申上け其の上追附け房州と大阪へ罷り登り、熊野の地を殘らず申請け歸國致し、彼の上綱衆を召寄せられ申渡され候次第は各々へ直々に申渡すべき也熊野惣地殘らず申請け參候、何も自今以後其品に相隨ひ申さるべく候。但又其の義辭退數存せられ候はば、如何樣共分別次第に致さるべくと面談に急渡申渡され候處に、何も當惑して暫し案じ居らるゝ也。右の內六人は兎も角もと請け、則ち旗下に罷成り候、中にも新屋數一人同心無之故、堀內房州より押懸け迫り合ひ候由云々

秀吉の南征に依り群雄割據の紀州も初めて統一せられしかば、秀吉は其の弟秀長を當國及大和の國主に封せり。秀長大和郡山の城に居り、家臣桑山修理亮重勝を代官とし若山城に居らしめて當國の政治を執らしめ、熊野の地は堀内氏早くより歸服せしを以て、其の本領を安堵して奥熊野を鎭せしめ北山地方は特に奉行として吉川平助、同三藏の兄弟に下知せしめ、又口熊野には熊野征伐の將杉若越後を封じて田邊に居らしめたり秀長大和に居て紀伊を領すること七年にして卒し（天正十九年）養子秀俊封を襲ぎ居ること四年にして卒し（文祿三年）嗣なく國除かる。而して重晴尙ほ城代として若山城に居り、田邊には杉若、新宮には堀内相共に領主たりしなり。豊臣氏時代の提封は左の如し。

新宮	二萬七千石	堀内氏善	
和歌山	三萬石	桑山重晴	
田邊	一萬九千石	杉若氏宗	

（五）堀内氏と有馬氏

堀内氏は其の出自を詳かにせず、南朝紀傳に曰く、永享二年（後花園天皇）和泉、河内、紀伊の國の軍士悉く將軍家に降參す、近衛左大臣はじめは南帝をはなれ、みづからを立て、紀州におもむき、堀の內殿と號し、南帝徐黨多くかたらひ給ふ、是によりあまた之に從ふことあり。櫻雲記にも同樣の事を記して「永享二年和州紀州の南軍悉く衰へ皆以て武家に降參す。近衛左大臣南朝を離れ、紀州に至りて住居とす、堀內と號す。南方の殘黨多く以て附屬す」とあり。續風土記には「天正の頃堀內氏虎といふものあり。初は佐野に居り後新宮に遷る、今の全龍寺は其の屋敷跡なりといふ。この氏虎は大和國の人にて畠山家の代官なりとも云ふ。南朝紀傳に云ふ所の近衛家の子孫の家を奪ひて堀內と號せしにや、又は堀內は地名にて近衛家に與らざる事にや」と記し、同書に又「堀內氏と云ふもの他疆より來り威武を以て此邊を押領し、今の城下の內全龍寺の地に砦を築き、四方に池を堀てり城の形をなす、人呼びて堀內といふ、遂に氏とす」とあり。南紀古士傳には、「清和源氏藏人行家の苗裔にして先祖代々熊野新宮村に居住す、世々源家の貴族なるに依りて、足利家京都將軍の代々、新宮の領地他家に讓る事無し、文明、應仁、明德、山名、細川、畠山の將軍家管領たる時、數通の書札、將軍家の御敎書、院宣、綸旨等數通あり」と記して古くより熊野を支配せるものとせり。又兵家茶話には、

堀內氏善（或は重俊に作る）紀伊人也、姓は藤原氏、熊野別當湛增の後裔にして刑部氏綱十世の孫也、安房守と稱す、新宮城主たり。關白秀吉南海を徇ふや、氏善趨り拜せず、兵を和歌山に發し、聖族新宮城に嬰り、險に據りて屈せざりしか、終に和を乞ふて降る。

と記し、中興武家盛衰記には、

氏善は氏義に作る、信長新宮城を與ふ、城邑二萬石、天正十年秀吉に屬す、秀吉光秀と山崎に戰ひ、軍罷りて秀吉邑七千石を加ふ。文祿二年五月、兵八百五十（豐臣家譜五百七十人）を率ゐ明を征し城塞を守りて戰功有り。秀吉薨ずるに及び村正の短刀を賜ふ。庚子の亂に三成に屬し鳥羽城に出で而して居城に歸る、關原の敗を聞き、城を棄て、熊野山下に居る、籍を削りて放逐せらる。後大阪に入る、城陷りて後紀伊に歸る、道也と號し病死す。

とあり。

庵主文書に

入國の義來る十六日必定候、既遊佐河内右京一家衆申合、河州、堀州、泉州へ去る七日被取出得勝利候、然間廣之堺候義偏に憑入候、此段新九郎へ申越候、中郡衆被申談手遣肝要候、併各之依覺悟可屬本意候、猶以堀内可有入魂候、恐々謹言。

七月十日　　義英在判

遊佐河内は畠山尙順の執事長敎なり、尙順難を避けて紀州廣城に在り、後兵を起して畠山義豐を攻殺す、永正元年に至り義豐の子義英と成を行ひ一家和睦す。家督を植長に讓りて廣城に住す。天文元年湯川直光の叛くを擊ちて之を破る。義英の文書年號を記せざれごも、永正、天文前後の者なるべく、義英とあるは即ち畠山義英にして、堀内とあるは氏善の父氏虎の事なるべく、續風土記に畠山家代官なりとも云ふとあるに符號せり。之を要するに各書の記す所異同あれごも堀内氏は大和の出にして、畠山氏の代官となりて紀州に來り後牟婁に入りて新宮地方を占領せしものなるべく、其の熊野湛增ある後裔なりとし、藏人行家の後なりとなし近衛家の裔なりとするものは、所謂權門勢家の名を冒稱して系統の古きを誇る戰國時代の慣手段より出でしものと觀察するを正當とすべきに似たり。

又有馬家と堀内家との關係に就きても、紀伊續風土記と他書との記述に相違あり、而して同じ續風土記にも新宮の條と有馬の條とに記事の矛盾せるものあり。其の有馬の條に曰く、「有馬莊產田の神官和泉守忠親、嗣子なきにより其の甥河内守忠吉を婿養子として「己は木本浦に隱居す。其の後實子孫三郎出生せしによう忠親之を愛し、終に忠吉に無辜の罪を負はせ、久生屋村にて自盡せしむ、大抵大永の末の頃といふ。河内守親族の者是を憤り、北山鄕の者を誘ひ、多勢にて忠親を攻む、忠親防ぐこと能はずして遂に自盡す。於此家臣相謀りて孫三郎を立て、主となす。孫三郎二十五歲にて死し子なし、親族大和守城代として領地を守る。此時に當り新宮の堀内安房守氏虎猛威を遠近に振ひ有馬地を併せんご兵を擧げて有馬を擊つ。有馬の家士能く防戰するを以て氏虎志を得ること能はず、後有馬の士集り議して堀内氏と和を講じ、氏虎の次男楠若といへる八歲なるを請ひて有馬の家嗣とす、後有馬主膳氏善といふ是れなり。堀内氏虎死し、嫡子若狹守家を繼ぎて幾くもなくして又死し家を繼ぐべき子なきにより、堀内の家臣皆氏善を取歸して堀内の主とせんとす。是に於て氏善合せて兩家の主となる、これより又堀内安房守氏善と稱す。故に新宮と有馬とに各家士あり、又妻妾あれば其の子に新宮腹、有馬腹の差別あり、氏善兩家の主となりて勢益張大にて云々」とあり。然るに同書新宮の條には、「畠山家の衰ふる時氏虎傍邑を掠奪し其の勢盛なり、氏虎の弟を安房守氏善といふ。初は木本浦有馬氏の養子となりしが、氏虎死して嗣なきによりて新宮に歸りて堀内氏を嗣ぎ、有馬氏をも兼帶す、威勢強大にして上は田原より下は勢州堺錦浦に至り凡そ六万石の地を押領す」とありて、新宮の條には氏善を以て氏虎の弟とし、有馬の條には氏虎の次男楠若なるもの後に安房守氏善と稱せりと記して楠若、氏善を同一人とせり。然るに那智米良文書の堀内氏善の狀に依る時は楠若と氏善との同一人に非ざる事は明瞭なり。南紀古士傳を引ける熊野巡覽記には新宮堀内安房守三男楠若を迎へて有馬の家を繼かしめ有馬主膳と名乘るとありてこの安房守は氏虎なるか、氏善なるかを明記せず。熊野巡覽記に曰く、

新宮城主安房守堀内氏善は紀州の人、新宮十郎義盛（即ち行家）の裔なり、刑部大輔氏綱、刑部大輔氏敎、壹岐守氏家、主人正氏忠、隱岐守氏定、宮内少輔氏光、安房守氏虎、宮内少輔氏高、安房守氏善十世相繼ぎて新宮に住す、氏善氏柴秀吉に應せず、族を擧げて新宮城に據

る、後和睦して秀吉に仕ふ、慶長庚子之亂に石田三成に黨し封を除かる。

と記して氏虎、氏善の間に宮内少輔氏高を置けり。而して豊臣秀吉の朝鮮征伐に從軍したるは諸書に氏善としたれども、獨り南紀古士傳には

文祿年中高麗の役に船手大將桑山小藤太、紀州和歌浦より出船、同搦手大將堀内安房守氏虎新宮の湊を發船す、其の兩勢雜兵三千五百人。

と記して氏虎に繫げたるか是は氏善の誤記なるべし。又氏善の子に就きても異説あり。

一、氏善の子を若狹守行朝といふ、淺野家に屬し五百石を領す、大阪の役に籠城し落城の後弟主膳と共に誅せらるべきを、其の弟主水天樹院夫人を救ひし功によりて行朝赦宥せられ片桐出雲守より七十口を受けて客分となり後浪人して熊野に歸り後又和州に蟄居すといふ。主人は柳營の主となり、主膳は有馬に歸り後江戸に至りて仕を求るに意を得ずして再故郷に歸る封初廩米を賜ひ命ありて有馬を堀内に改め代々木本浦に住せしむ（紀伊續風土記）

一、房州子共あまた御座候、中にも新宮服の子は堀内若狹守と申、淺野紀伊守殿にて知行五百石取り罷在候處に、大阪御陣の砌、走り大阪に籠り申候、落城の後に捕へられ、已にきられ申分にて御座候處に、堀内主水と申候て房州子息天壽院樣大阪出御之時御用に立申すに付、其忠功によつて一門中今度大阪へ籠り申候者共の命、御免被爲成爲故、若狹守も命たすかり、片桐出雲守殿に七十人扶持にて仕へ申候へ共、今程は牢人仕り和州に居られ候由、此の若狹守は大力にて手柄者の樣に承り及び候。此八九年以前新宮へ被參候へば、昔の被官共馳走仕り路錢合力仕り歸し申候由。

有馬腹の子息は在馬主膳と申候、房州沒落以後熊野に罷り在り、大阪冬の御陣に北山一揆起り申候を退治仕り候。然れ共淺野右近太夫合力も不仕候故、夏の御陣へ籠り申候。落城の時是も右の主水故に命たすかり、方々牢人仕り罷在候

堀内主水は、右書付け申す如く、天壽院樣大阪出陣の時御用に立ち申候に付、一門中生御免被成、其の上知行五百石被下、今に御幡下に有之候、是も房州子息の由被申候へ共いづ方にて出來申候子にて御座候共何れも存せず候由（御國地侍覺書）

一、新宮若狹守行朝、大阪夏の役落城の刻行朝舍弟堀内主人一族宇殿藤介貳人の者秀賴卿御簾中を守護し奉り本田出雲守陣所へ立退申候事神妙に思召され兄行朝の科、御赦免の上主水に新地貳千石被下（南紀古士傳）

一、堀内主膳は同苗主水とて江戸にありしを、昔の被官等招き寄せ守りたて、堀内の名跡を襲がしむ（熊野巡覽記）

一、氏善の子、有政、重朝、氏久、有政若狹守と稱す、大阪冬の役、國人淺野長晟に屬するを以て、夏の役、兵五十人を率ゐて馳せて大阪城に入る、二子有り曰く主膳紀伊に居る、曰く某一閑と號す、氏久、主水と稱す、父兄と大阪に入る（中興武家盛衰記）

以上列擧せる如く堀内氏の系譜は甚だ錯雜せるも、諸書を參考して略系を作る時は左の如くなるべきか、

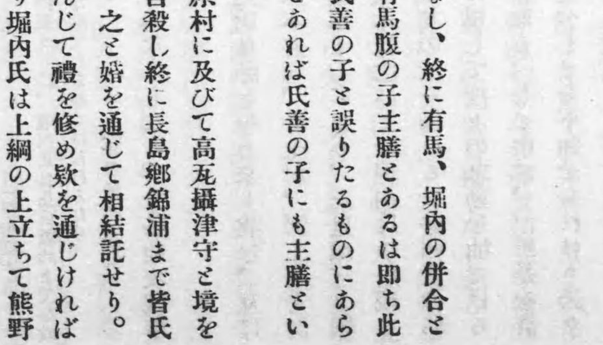

楠若は有馬家を相續したれども、僅か八歳の幼兒なれは、兄の氏善が後見をなし、終に有馬、堀内の併合となりたるものにして、楠若は氏善の長子行朝よりは年尚ほ少かりしならむ。有馬腹の子主膳とあるは即ち此の楠若にして有馬に在りて氏善、後見となりて我が子の如く守り立てし故、氏善の子と誤りたるものにあらざるか。舊記に堀内安房守氏善の次男有馬主膳氏時有馬村二ッ石の城に生るとあれば氏善の子にも主膳といふものありたるものか、其の詳なるを知りかたし。

扨て安房守氏善は有馬氏の領地兼帶してより勢威强大にして西南は太田莊田原村に及びて高瓦攝津守と境を接し、東北は曾根莊に及び曾根彈正も旗下に屬し、三木新八郎は從はずして自殺し終に長島鄕錦浦まで皆氏善の有となり凡そ六百石を領す當時九鬼大隅守嘉隆志摩國を領したれば氏善、之と嫡を通じて相結託せり。而して天正十三年秀吉南征の時、熊野は反抗の態度を執りしが、氏善獨り先んじて禮を修め款を通じければ秀吉之納れ、氏善の本領安堵を約し、且つ熊野七上綱を支配せしむ。是れより堀内氏は上綱の上立ちて熊野を支配するに至り其勢力益强大となり悉く傍近を侵掠せり。孝德天皇の時志摩に屬して英虞郡となりし曾根莊以東の地乃ち今の本郡南輪内、北輪内兩村より北牟婁郡の地は堀内氏の侵掠に依り、又牟婁郡の地に入りて紀伊の國境を大に東北方に擴めたり。今諸書に依り其の考證を左に揭ぐ。

今紀州勢州の境なる長島の荷阪峠より西南武鬼島浦竪崎まで路程十一里五町、村數四十個村昔は志摩國英虞郡の地なり。天正十年新宮堀内安房守攻取りて紀州牟婁郡の中となり。（寛永記）

天正三年春正月伊勢國司、志州長島城を加藤甚五郎に賜ふ。志州英虞郡脇島諸島は國司代々領知を爲し、二鬼島の相川以東を限る島々也。然るに近年紀州熊野新宮堀内安房守氏吉、武威を逞ふし脇島を押領せんと欲するに依り、國司は甚五郎をして新宮表を押へしむ云々。（伊勢記）

志摩の地は古大抵伊勢の神領にして（伊勢の神領たりしより伊勢國と書きたるもあり）後世北畠家押領せしに、堀内氏長島荷阪峠までを攻め取りて紀伊國熊野に併せしより、北畠家押領の地は伊勢國度會郡に止まりて本國と志摩とは伊勢を隔てたる地とはなれるなり。（紀伊續風土記）

蓋し堀内安房守は當時に傑出したる武勇の士にて熊野士豪中の最も勇猛なるものなりしなり。今各地攻戰事蹟中南北兩牟婁郡に關係あるものを各書に依り左に掲ぐ

三木城の戰——三鬼城は三木浦に在り、三鬼新八郎の居城なり。天正年中堀内氏舟師を率ゐ來り攻む、互に一勝一敗あり、志州鳥羽城主九鬼大隅守舟師を率ゐて來り、新八郎を援け、木本莊司、井土村、河上等を討取る、これによりて堀内氏軍を退く。後新八郎大隅守と不和になり、大隅守退軍せしにより、三鬼城守り難く新八郎和州北山に逃る、堀内氏北山の者を誘ひて新八郎父子を殺さしむ。三木氏亡びて後堀内氏の居城となる。中世治亂記三木城攻の條に曰く今年の夏勢州に合戰有りて國中騷動す、其の故を尋ぬるに勢州度會郡に赤羽新之亟といふ富人あり、渠は武勇ある男にて先年より北畠信雄の味方に屬して度々の忠勤を抽でけるが天正四年六月に信雄へ申けるは、某に大將の號を御免有らんには熊野山を斬取るべしと申す、信雄是を許され、加藤甚五郎に同郡長島城を賜はり、熊野山の押として新之亟に之を合すべしとそ下知せられけり云々其の後甚五郎長島城に移り赤羽と心を合せて熊野三木城に押寄せて火急にこそは責たりけれ。此の城は新宮堀内安房守か持城にて番兵を入れ置きたりしかども、軍不意に起りければ城禦ぎ難くて落ち行きたれば首共

少々討取りて其の城には甚五郎移り居たり。三鬼城の落人共新宮に逃れ來りて然々と語る。安房守大に怒て兵を催ふし三鬼城を取り返さんと用意したりけり。抑も此安房守と申は奥村彦十郎が息男にて小悴ものなりしかども、其の身才智にして武の器量ある男なれば、出世して武威を振ひ、新宮、九鬼、小和瀬、鬼ノ本なといふ熊野侍とも渠に與力しければ、彼輩觸つかはしける程に、熊野侍共悉く蜂起して其の勢既に二千餘人頓て三鬼城へ押寄て大手搦手に成て責たりけり。城主加藤甚五郎も此の城取り返されては口惜き事に思ひ、矢炮を飛せ、石弓を放ちて一日戰ひ暮しけり。其の夜に入りて寄手は城の案内者なりしかは、四方の嶮岨を傳へ、谷峰を登て城中に忍び入て夜討にこそはしたりけれ。加藤が軍兵途を失ひて防くにも及ばず八方に散して逃げける程に、或は谷又は峪に轉て死する者數を知らず、適々死を遁るゝ者も弓矢、太刀を捨てざる人は稀なりけり。大將甚五郎、虎口に死を遁て長島城にそ逃籠りけると云々。

長島城の戰——天正六年伊勢國司より加藤甚五郎を以て熊野の押へとして、長島城に城を搆へ三四年居住す近鄰の者これに背きて其の城を燒拂ふといふ。中古治亂記に曰く、加藤甚五郎は堀内安房守の爲に、三木城を責落され虎口の死を逃れて長島の城にそ遁れ籠りたる。堀内申けるは、軍の利は勝に乘りて遁るゝを追ふに如かず、敵の臆病神覺めぬ前に、長島城に押寄せて彼の城を責め取んとて、山の手、船手二に分て寄るべしと用意す、此の事勢州に聞わしかは、伊勢の軍兵數百人長島加勢に楯こもる。しかる處堀内安房守大將として新宮熊野衆相率ゐて其の勢三千五百餘人、二手に分れて山手、船手よりぞ押寄せける。加藤甚五郎も三鬼城の恥を雪んとて勇を勵し防ぎける加勢も爰を前途と戰ひしかは、輙く落つべくとは見わず、城中は兵粮多く蓄へたれば、此の勢にて縱令五十日籠るとも兵粮には事闕まし、其の中には信雄、後詰し給はんすれば敵を追拂はんこと近にありと、城兵賴み有て覺ければ、更に氣を屈せずぞ防ぎける。斯る處城中に楯籠り

たる赤羽新之亟心替りして寄手の方へ內通し、城中粮倉を燒き滅んとそ示し合ける。かくて或る夜風烈しく吹たるに粮倉より燒立たり。城中周章して火を消んとひしめく所に、相圖の火を見て寄手二方より押寄て時を作りて責め掛る。風は木折に吹て陣屋々々に火掛り防ぐべき樣なかりしかば、城兵終に城を落ち行けり。抑も今度新宮熊野の輩か謀叛して長島責め取る事は、新宮の城主堀內安房守の所爲なりと初の程は披露ありしかども、實は堀內の心一ッの所業に非ず、前の國司中納言具教の勸とそ聞けると云々

淺里城の戰——天正八年堀內、淺里の東ノ城を攻め、長川原より二百餘人、山越に五百餘人關を揚げて進み入り、城に火をかけて攻め落す。

阿田和の戰——堀內氏、有馬孫三郎を攻めんとて市木村金剛寺まで押寄す。有馬方の大將九鬼中務、有馬伊賀守兩人市木村に出城を構へ、阿田和の萩打平にて合戰せりと云ふ。

北山の戰——天正十六年、大和大納言秀長の下知に依り堀內安房守は奉行吉川平助、同三藏と共に人數三千四五百人を催ふし、北山を攻めんとて神山村まで寄せ來りて辛怒濤山の城に入り神ノ山、野口、佐渡、小坂、大俣五個村の者共に案內を賴みければ、五個村の者之に加勢しで北山勢の立籠れる寺谷の境なる茱萸の木の多尾の城に推寄せたり。五個村の者三百餘人勢揃ひして岩茸倉に攀ぢ登り鯨波の聲を噎と揚げければ、吉川堀內の軍勢同じく聲を掛合はせ、一揉みに揉み落さんと攻登る。城中の人數二千五百餘人必死に戰いけれども元より烏合の勢にて大將たるものもなければ、三十餘人討死し、遂に城を落されて四方の山々に逃げ匿れたり。

堀內の末路——關ヶ原の戰起るや氏善は其の姻戚たる九鬼長門守を誘ひ、共に石田三成に黨し兵を出して關ヶ原に赴かんとして勢州に至る。時に西軍敗走しければ、氏善引き返し暫く長門守の鳥羽城に居りしが遂に居城新宮に歸る。德川氏は和歌山の桑山、有田の石垣及び熊野七合人衆（周參見、安宅、兩小山、高瓦、色川）等をして新宮を攻めしむ。堀內氏降を請ひ、逃れて相野谷村大里に潛匿す。舊熊野神職の家なればとて、死を免され領地沒收せられて肥後國主加藤清正に預けられしが、元和元年（或は四年と云ふ）同地にて沒せり、其の墓現に同國宇土郡三寶院境內に在り。「紀伊國地侍之覺」には加藤肥後守に知行二千石計にて宇土の城を預かれりとあり。九鬼氏が堀內氏と關ヶ原役に參加したるに就きて大日本史の記する所に依れば「慶長四年夏九鬼嘉隆、稻葉道通と爭訟の事起る、德川家康裁斷して道通を直とす。嘉隆之を怒り子守隆に封を讓りて老す。慶長庚子の亂。守隆東師に屬す。三成嘉隆の怨望あるを察し之を招く、嘉隆辭して曰く、我れ今戰士あるなく且頽齡復た爲すなしと、三成更に堀內氏善をして強て之を請はしむ、是に於て嘉隆曰はく我豈に一死を吝まんやと乃ち諾す。守隆の留守を逐ひ鳥羽城を奪ひ之に據る。兵船を發して糧米を侵掠し濃尾の城塞に運ぶ、且つ新宮の城主堀內氏善を迎て鳥羽城を保たしめ、自ら兵を率ゐて道通を岩手城に攻む。守隆先鋒に隷して西上し、人を遣して嘉隆を諫む、嘉隆聽かず。守隆畔乘に次し勸むるに歸順を以てす、嘉隆怒りて使者を逐ふ。氏家、行廣、嘉隆を助けて畔乘を攻む。守隆擊て之を破る。關ヶ原の軍敗るゝに及て、嘉隆罪を懼れ氏善と其邑新宮に奔る。桑山一晴新宮を攻めて之を下す。守隆大阪に如き父の爲に哀を乞ふ、許さず。乃ち福島正則及び池田輝政に因りて切に請ひ始て命を得たり。守隆喜で人を馳せ之を迎ふ時に嘉隆志州桃取に潛む赦命使未だ至らざるに嘉隆自刃す」とあり。

氏善の子若狹守行朝父に似て勇名あり、且つ非常の大力なりき、南紀古史傳、及び武家高名記に左の如き記事あり、以て其の勇武を想ひ見るべし。

南紀古史傳に曰く

氏虎死去の砌、石田三成謀叛の時、石田樣より賴み越し、猶又本意の節は室一郡八萬石を宛て可行旨、神文添へて賴越に付、若狹守若輩の餘り、一味同心の返報遣す事此の家の不幸と謂ふべし。既に約束の時節になれば大將若狹守、同右衛門兵衛一族、宇殿藤介、楠嘉兵衛、湊百太郎、泰地五郎左衛門、石垣將監、長田正政所、和田藏人、西岡之介、東太郎左衛門等其の勢三百五十人新宮を進發し、伊勢路に趣く所早濃州關ヶ原一戰に石田方敗北し伊賀、伊勢兩國には、關東の軍兵所々に滿て、何方へ可出樣なかりけり。若狹守行朝合圖相違に付、さかく自是伊勢地に出て夜中に大和地を馳越、高野越に新宮に歸陣すべしとて、南都方へ越、泰地五郎左衛門生年十八歲なれども、さかきものにて、楠嘉兵衛に向ひ、何れも何と思召候哉、此勢にて大和地に出で申さん事、中々に叶ひ候はじ、雜兵並に與力の人々を皆々勝手にまかせ御暇遣はさるべく、手廻り計りにて和州に御出で然るべき旨申しけれども、嘉兵衛手を打ち成程我等も左樣に存候間、其の段若狹殿へ可申とて、五郎左衛門が分別申聞候得ば、行朝始め勢州八日市場より皆散々に成り行きける。是れよりは晝夜を舜せず急ぐ可しと、思ひ〳〵に打立ける所、小松阪南の端に、酒井左衛門尉、杉本因幡守三千餘騎にて控へける、人々爰を運命盡くる所也と、各打死の覺悟極め候處、泰地五郎左衛門例の不敵物なれば陣所近く歩み寄りて大音にて申けるは、某は紀州熊野堀內若狹守にて御座候、此の度石田治部少輔に賴まれ、濃州青野へ馳せ參り候處、石田敗北仕り候由承に付是れより故郷新宮へ罷り越し、關東の御裁許た奉待計りに御座候、夫れとも御勢を以て御打捕可被成と思召候はゞ、御馬を召され候樣にと高聲に申しける、然る所陣所より、武者一騎乘り出し、此度の御合戰に、はづれ候銘々を打ち候樣にとの仰せ無之に付、此の節取り籠り申すに及ばず候、早々歸陣可然と左衛門尉申され候と答へ候、兩人互に一禮して乘り戻し候節、左衛門尉使者申樣は、貴殿は若州御內にて御家名は如何と問ければ、泰地五郎左衛門賴茂と申す若輩者に御座候と申し捨て歸る、一騎當千と可謂。

武家高名記鑑の卷に曰く

慶長五年五月十五日、紀伊ノ國住人、淸和天皇後胤新宮十郎行家十六代苗裔新宮若狹守行朝伴士十人計にて忍んで和州五條の町を通る由告げ來りければ、松倉豐後守が執事山本權兵衛早速駈け付け散々相戰ふ、若州今は逃れぬ所也と死物狂に切り合ひける。山本が家來五拾人計り死傷に及ぶ所に、天野半之助跡より蒐け付け、新手を以て取り卷き若狹守を初め一族徒士十六人の內六人は深手負ひ即死す、十人は搦め捕られける、生捕士十人京都二條城に獻す、松倉大に稱美して新宮行朝が佩刀を山本に賜ふ、今に山本家の重寶也、脇差は大野半之介可古（コンヒサ）に賜ふ、此行朝及び相伴勇士大強なる者也、是より堀內數代の本領を收め、京都に漂泊せり。

行朝は後慶長十九年淺野紀伊守に屬して五百石を知行す、翌年大阪夏の役起るに及び、行朝、主膳、氏久（主水）兄弟大阪の募に應じ眞田幸村に從ひ勇戰しけり（或は云ふ行朝は氏善沒落の後浪々の身となりしが大阪冬の役起るに及び故鄕新宮に立ち歸り潛に譜代の家人を催ふし三百餘人を以て大阪に籠城す、秀賴感悅の餘り、紀州牢人、和州牢人都合五千餘人を預りて大和口を堅めしたりと）五月七日城陷る、氏久里廓より逃れ出づ、途に婦女數十人に遇ふ、相呼んで曰く來り救はゞ他日重賞あらんと、一婦人氏久を麾きて曰く我は刑部卿局也と、一神符の袋を揭げ之を視す、錦袋に葵の紋あり、氏久自ら姓字を揭げ護衛して矢石を避けて茶臼山に匿る。則ち天壽院にして秀賴の夫人、秀忠の女也、其の功によりて堀內一族の罪を赦され行朝は片桐出雲守より七十口を受けて客分となり、主水は五百を給せられて旗下の士となり、主膳は旗下の士となりしが、意を得ずして故鄕に歸りしが、後紀州侯より廩米を賜はり子孫代々木本浦に住す。堀內右衛門兵衛氏治は氏善の庶子にして、藤堂大學頭の姨婿たるの緣故により藤堂家に仕へ祿二千石を食めり。

堀內の被官——堀內氏の被官にして名ある者多し、南紀古士傳士姓舊事記等によりて左に摘錄す。

一、新宮長田正政——は新宮權現一の大宮司にして世々神職たり、堀內家に隨つて所々に軍功有り、正政二男永田次兵衛正次父兄を離れ、新宮城主淺野右近太夫に屬し、大阪亂の節高名有り、泉州樫井にて大阪方の侍大將塙團右衛門が首を捕る、但し紀州方の先陣龜田大隅と塙と馬上の鑓也、大隅も塙も小早川隆景の侍にて舊友なれば互に一笑して馬を乘りそらしける。永田正次龜田に詞をかけ、大隅殿高名は如何と申しける時龜田又馬を立て直し、團右衛門に鑓つける、治兵衛折り重り遂に塙か首を取る、團右衛門は古今無双の勇士にて容易に討るべき士にあらず、然れども此の度の合戰討死と覺悟極めたる事なれば、終に治兵衛に首を捕られける。三男永田五郎七も北山一揆の時、大沼にて一揆の張本鬼喜助を打捕りて高名あり。

一、鵜殿藤助——は堀內主水の一族也、主人と同時に秀賴公御簾中を守護し奉り、茶臼山御陣に立退し事、

神妙に思召鵜殿村千五十石秀忠公より永代御朱印頂戴す。

此度の働き別〻神妙思召候、仍て當地鵜殿高千五十石餘永代遣之候、彌奉公可仕者也

元和三年二月　秀忠公御朱印　鵜殿藤介との

鵜殿氏は其の家傳へて高倉下命七十九代の孫千代包の後なりといふ、天正年中に鵜殿孫次郎といふあり、家康公の御書に

（新宮文書）

甲斐國之内熊野領之事、右如前々領掌不可有相違者也、仍如件

天正十一年十月十一日　家　康（花　押）

鵜殿孫次郎殿

一、楠嘉兵衛良清――は楠正成の後裔正秀四世の嫡流なり。熊野山中に生立ち、堀内家に從ひ所々にて軍功を顯はす、累代の家風殘り軍術に妙有りて大敵を欺くこと數度に及ぶ屋敷は新宮權現の宮前なり。堀内滅亡の後同族なるを以て本宮社司竹ノ坊に寄り遂に其の家を襲ぐ、後江戸に至り楠不傳と稱し兵學を教授す、三子あり長を楠嘉兵衛正次といふ、次を和田良廣といひ、次を楠丈庵といふ、正次後土井大炊頭の招きに應じ食祿三百石を得たり、因りて社司職を弟良廣に讓る。

一、尾呂志傳兵衛――藤堂大學頭に知八百石にて仕ふ。

一、太地五郎左衛門――知行五百石にて土井大炊頭に仕ふ。

一、芝次郎左衛門――酒井讃岐守に知行七百石にて仕ふ。

其の他被官數百人あり。

有馬氏と堀内氏――堀内氏の傳を終るに臨み同家と最も密接の關係ある有馬氏の事に付き更に一言すべし。南紀古士傳に出てたる有馬武藏守常利と紀伊續風土記の記事とを混同して記載したるもの多きか如く、續風土記の記事にも大に矛盾せるものあり。同書に曰く

産田の神宮舊本氏廿四代の孫を有馬和泉守忠永といふ。應永の比近郷を凌奪し、南阿田和村より、北は木本郷新鹿、遊木、菅根莊二木島、三木莊九木、早田、行野の諸村の十六個村を領し、有馬村に二ッ石の城を築きて居城とし安樂寺を創建し應永三十一年に死す、其の子和泉守忠親繼嗣なく、其の甥河内守忠吉を其の婿養子として已は木本浦に隱居す、其の後實子孫三郎出生せしより河内守に畀を負はせ久生屋村にて自盡せしむ大抵安永の末の頃といふ、河内守親族の者是を憤り北山郷の者を語らひ多勢にて忠親を攻む、忠親防ぐこと能はず、遂に自盡す、是によりて家臣相謀りて孫三郎を立て主とす、孫三郎二十五歳にて死す、子なし、親族大和守城代として領内を守る、此の時新宮の堀内安房守氏虎猛威を逞ふに震ひ有馬の地を併さんと兵を擧げて有馬を擊つ、有馬の家士能く防禦するを以て氏虎志を得る事能はず、後有馬の士集り議して堀内氏と和を講じ、氏虎の次男楠若といへる八歳なるを請ひて有馬の家繼とす。云々。

其の安樂寺の條に曰く

緣起に曰く、有馬和泉守當莊を領せし時、文安元年防州龍文寺下の僧海雲熊野權現に參詣して產田社に詣でたる和泉守城中に請して是に歸依し遂に當寺を創建し海雲を住せしめ、同三年七堂伽藍落成すといふ。

和泉守忠永は、安樂寺を建て應永三十一年に死すとあるに、安樂寺の緣起には應永三十一年を距る二十二年後安永三年の創建とせるは第一の矛盾なり、緣起書は年代を古く書き立つるを通例とするが故に、應永年中に創建せるものを後世の年代に書き誤る筈もなきが故に、和泉守が父子相襲きたるものにして、安樂寺は忠永の子の和泉守の代に搬建せられたるものなるべし、次に和泉守忠永を應永年中の人とし、其の子和泉守忠親が甥河内守忠吉を自盡せしめたるは大永の末の頃とするは年代餘りに懸隔せるの感あり。仮りに忠親は父忠永の死せし應永三十一年に生れしものとするも大永七年には八十八歳の高齡に達し居るべき筈なり、若し父の死せしとき已に丁年に達し居たるものとする時は、安永の末に百八歳の壽となり事實上有り得べからざ

ることに屬す、是れ第二の矛盾なり。故に和泉守忠永と和泉守忠親との間に尚ほ一世あるべき順序となるなり。

次に南紀古士傳には

有馬武藏守常利は、元來熊野武士世々產田社の神官なり、武藏守代より近鄕を押領し、畠山義就へ出仕し和州北山の谷々、奥熊野海邊に威を震ひ、新宮堺目を諍ひ、尾鷲の中並に三木新八と取合ひ、數代領地を諍ひ方々へ出城を構へ、自分は有馬へ居住して有馬殿と號す、武藏守より三代有馬河内の代に一門の者共、徒黨致し河内守を鬼城にて刺殺し、堀内安房守三男楠若を迎へ、有馬家を繼ぎ有馬主膳と名乘る、是れ武藏守の五代に當る。

武藏守常利は畠山義就へ出仕したりとあれば、大抵應仁の頃の人なるべく、其より三代有馬河内とあれば、二代目は和泉守忠親なるべきか、因に考ふるに產田神田榎本氏二十四代の孫有馬和泉守忠永、應永の頃近傍を掠奪して應永三十一年に死し、其の子に武藏守常利ありて應仁の比勢威を振ひ、其の子和泉守忠親繼嗣なきにより其の甥忠吉を婿養子とし、尋で實子孫三郎出生せしにより、忠吉を自盡せしめ、親族の怒に遭ひて自刃し孫三郎家を繼ぎ二十五歳にて死し、堀内の三男楠若を迎へ立てたるものとすれば、古士傳に謂ふ所の武藏守の五代に當るとあるにも符合し、且つ年數より云ふも、忠永の死せし應永三十一年のとき、常利か已に二十歳に達せしものとする時は、應仁の頃には四十三歳に達し、六十の壽を保つとする時は文明の末に死せしなるべく、嗣子忠親當時已に二十歳に達したるものとする時は、有馬家内訌の起りたる大永の末には六十歳に達したるものと見得べく、其の子孫三郎二十五歳にして死せしとあれば大抵天文の中頃なるべし。而して堀内安房守氏虎の崛起せしは天明の頃なるべければ、時代の順序も相應したることゝなるなり。表を以て說明すれば、

和泉守忠永――武藏守常利――和泉守忠親――
（應永の頃）　（應仁の頃）　（大永の末に死す）

（甥）　（忠親の實子）　堀内三男
河内守忠吉――孫　三　郎――楠　若
（大永の末に死す）　（二十五歳にて死す）

寛永記に木本鄕古泊浦の古城址の條に、永祿十一年の頃、山中北山筋、相賀赤羽谷一味して有馬を攻んとす、因りて俄に此城を築き、九鬼治部少輔、佐竹源左衛門、大谷志摩等楯籠る、山中の人數と城の北にて合戰すとあり。當時有馬は已に堀内支配の下に屬せしものなるべし。

堀内、有馬兩家の家中――堀内、有馬兩家附屬の家中に就き新宮町大石雄狹彦氏所藏の文書中に左の記事あり、文字蠹魚の爲め侵蝕せられて不明の個所少からざるも、誠に貴重の史料たるを以て煩を厭はず之を左に掲ぐ、

△▽

堀内家中知行附

千五百石	與力十騎	家老	尾呂志傳藏	
千二百石	與力十騎	年寄	柴　次郎衛門	
六百石	伏見屋敷番同心三十人	年寄分	鈴木重兵衛	
七百石	番頭侍大將		江ノ元石見	

四百石　番頭侍大將
四百五十石　年寄　與力十騎
千石　年寄　旗大將　與力十騎
七百石　同心廿人　鐵砲廿丁　旗大將廿五人
六百石　番頭侍大將
四百卅石　同
二百石　小馬預　同心五人

奏者

三百石
百五十石　郡代
三百石　北山組にて卅
三百石　鐵砲三十丁頭　但外ニ十丁ロ
二百石　鐵砲三十丁頭　外
百八十石　同
二百石　槍奉行六十筋　小頭三人
三百石　大目付　組下五人
三百石　拘弓二十張
二百六十石　兩見同心廿人

佐藤又兵衛
日出善五郎
長田次平
太地五郎兵衛
日高德治
光井八助
尾呂志
岩村五衛門
鈴木八郎衛門
中井三郎兵衛
奥野彦左衛門
石橋新六
岩井七作
田川與十郎
次佐見源七
宮崎角左衛門
玉置三與藏
岡本彦藏

二百石
百五十石　郡代同心五人
二百石　小馬組弓三十張
二百石　鐵砲三十丁頭　外十町
二百石　鐵砲三十丁頭　外十丁ロ
二百石　同
百七十石　鐙奉行五十筋　小頭三人
二百石　大目付　組下七人
二百石　十五丁
二百石
三百石
三百石　使番毋衣　大將手附三人也
二百石　同斷
二百石
百五十石
百石
三百石廿石　江ノ元　石見跡役

奏者

鈴木太郎兵衛
星野
高崎九郎兵衛
水口十郎兵衛
渡邊正兵衛
米良權八郎
摩野吉五郎
藤田勘兵衛
綯　內記
小林源兵衛
玉村半兵衛
大竹又之進
木下角平
生野五郎太夫
本竹角右衛門
吉井新藏
長沼角介
望月半兵衛

百三十石
百
百廿石
三百石
三千俵　秀吉公御領
二百石　使番母衣　大將手附三人
三百石　同斷
百五十石
三百石
百八十石
百五十石
二百六十石
二百石
百石
二百石
七十石
百五十石
百五十石

矢頭彦左衛門
濱島助左衛門
人見新兵衛
新兵衛
羽柴六郎太夫
本目七太夫
太田原與右衛門
野寄二郎右衛門
戸浪作兵衛
田口次郎八
生野茂兵衛
寺田六兵衛
伊茂瀨
岩五郎兵衛
小玉平次
大木彌五郎
水島三郎
辻本十藏

八十石
百石
百石
百十石
百五十石
二百石
百五十石
三百十石
三百石
百石
二百石
二百石
二百石
百五十石
百五十石
百六十石

入江彦兵衛
齋藤吉衛門
寺田作兵衛
長島國太夫
戸柄三左衛門
多田十內
石川惣衛門
高村礒右衛門
石川
山
川北三五郎
井上市衛門
杉山嘉兵衛
東村又兵衛
林　又兵衛
竹脇勘十郎
小堀善衛門
安川七衛門

百五十石
八十石
百廿石
百
百七十石
百五十石
百七十石
百
百
二百石
二百石
百
百
五十石
百石
二百石
二百石
二百石
百五十石
百石
百
百
百

二百八十石　小堀庄右衛門
三百石　瀧本文衛門
百廿石　高木半藏
百五十石　見濱藏之助
三百石　櫻井門平
百五十石　彥坂元之助
二百石　長田三郎平
百五十石　星合權七
二百石　清水十郎兵衛
百五十石　平野良八郎
七十石　柳瀨與平次
百五十石　村田五右衛門
百石　高崎竺右衛門
百石　太澤伊兵衛
百石　榊原藤右衛門
百五十石　長田金平　小性
二百五十石　原伊右衛門　小性
五十人扶持　西尾礒右衛門

百八十石　奥川萬兵衛門
百石　岡田半右衛門
三百石　永井齋　醫師
百八十石　加藤市右衛門
二百五十石　鳥居六右衛門
二百石　長崎半衛門
二百石　金森惣兵衛　小性頭
三百石　堀
百石　三好吉十郎
百五十石　戸田五郎太夫
百五十石　正五郎
八十石　山下北庵
百五十石　小田與三兵衛
二百石　太井太右衛門
百石　佐野五兵衛　町奉行
百六十石　布山三右衛門　道具奉行
百五十石　武具道具奉行
七十石　森德　數奇や
七十石　田中長八郎　小奉行同心三人口

舟奉行同心五人　舟二百人口

百石　金奉行
百五十石　勘定奉行
五十石
百石
百石　納戸醫師
二百石　舟奉行同心五人小頭二百人口
百石　道具奉行
百石　武具道具奉行
百石　同
五十石　小奉行　同心三人
五十石
百石　金奉行
百五十石　勘定奉行
二百石
百石
百五十石
百石
二百石

爲地清處
玉村彌次郎
平戸儀右衛門
龜井勘平
戸田玄竹
高村三平
彦坂左內
奧島惣兵衛
田邊勘太郎
松原彌介
佐藤清藏
淺野左次兵衛
島村吉兵衛
酒井德右衛門
小堀作之亟
村山傳右衛門
光井與九郎
小林仁兵衛

二百石
百五十石
百五十石
百石
鐵砲五十挺弓二十張同心百人
三萬六千四百四十石
合三千百五十表
二百六十人扶持　惣合三萬八千百六十石程

△▽

有馬帶刀家中
五百石　家老黑田和泉
二百石　竹平次右衛門
百廿石　吉川小左衛門
五十石　安部彦兵衛
百石　岡部源衛門
百石　吉川右近
七十石　岩崎勘藏
五十石　渡島長藏

四百石　家老九鬼
百石　◇藤新左衛門
五十石　吉川吉兵衛
五十石　佐波新五郎
百五十石　鐵砲十組　近藤半四郎
八十石　野津內彌兵衛
七十石　深見六兵衛
九十石　今宮七太夫

小川甚右門
才木孫兵衛
大島五郎衛門
月島喜六

百五十石　寺澤十郎兵衛　百石　近藤六衛門

合二千四百三十石

堀内氏の民政――堀内氏は戰亂の際、崛起して能く熊野を統一し終に志摩國に攻め入りて、上古の熊野の地たる長島地方迄を攻略して之を紀伊國に隷屬せしめたる英傑なりしが故に、其の民政の上にも施設貢献したる處少からざりしなるべきも、文献備はらざる爲め其の事蹟を徴する能はず。今新宮町大西雄俠彦氏所藏文書に依り其の定書を左に掲げて以て民政の一斑を知るの資に供す。

△▽

堀内安房守定

一公義之式目堅可相守者也、若し違背之族於有之ハ、急度曲事可申付事
一家中諸侍文武之嗜可爲專一、殊武用之心懸無之者、武家錄爲盜人事
一家中諸侍中、毎年正月十一日定置候殘番之者、少も不可令違背、若於相背は挾間くゝり可爲同前事
一家老を初諸役人、仁をへ(原文ノマヽ)へらひ、假令親子之中たりと言とも依估仕間敷候、若於有之者、横目方へ可達事
一惣役人何にても禮物を受申間敷候、聞屆候はゝ急渡曲事可申付事
一物頭の面々、夫々の請取、無油斷吟味可仕事、軍用之定者外に出し申候也
一喧嘩口論我儘を以仕來り候事、堅令停止候我等見立を以扶持出し候、命を捨て候事可爲不忠事
一火事出來之節、火本へ駈付取消す樣可仕候、城邊火事出來候は至防可申事
一他所之者、於當浦喧嘩仕候はゝ、不及樣子討取可申事
一家中緣組之義、相應に可申合、左候はゝ横目方迄可相屆事
一諸侍下々□□獵に砂取、海上三里迄は、行可申、其外他浦へ越候義は無用候、舟人に對し我儘由間敷事
附り領内百姓町人に我儘を申間敷事、山林竹木切り取申間敷事
一博奕等女道之不義仕間敷候、堅令禁止候
右之條々堅可相守候、若違背之族於有之者、可爲罪科者也

文祿四年乙未四月十一日

（六）藤堂佐渡守

寛文雜記に「天正年間藤堂佐渡守、羽田長門守兩人北山の代官にて此邊（西山鄕北山鄕）を二ッに分ちて治めし時、犯せる者あれば赤木の城下に於て梟首す」とありて、西山村赤木の城は藤堂氏の築きたるものなりと記し、紀伊續風土記には「赤木の南西入鹿莊堺に田平子（タビラコ）と云ふあり、側に獄門塲跡とて平地に獄門柱の穴あり、是れ藤堂氏罪人を梟首せし處なり」とあり。又西牟婁郡周參見莊より、東牟婁郡の古座川邊を押領せし周參見氏家譜に

周參見主馬太輔氏長の弟源左衛門、關ヶ原亂後に藤堂佐渡守暫く紀州牟婁郡仕置の時、佐渡守より合力を請け牢人分にて家中に住む、大阪冬の役佐渡守家中を立ち退き、世靜りて鄕に還る

とあり。又色川鄕の豪族色川三九郎豊公征韓の役前（天正十八十九兩年）新宮川口にて高麗御陣の御船百艘を造る、御奉行は藤堂佐渡守殿なり、御船出來して佐渡守殿仰せらるゝは色川にも自分に一艘造り候と有之候に付一艘造り立ると色川文書に見えたり。此色川三九郎は地方の豪族にて征韓の役にも從軍し（藤堂氏に從ひたるなり）歸陣の後七百二十四石の知行朱印を賜はりしが、關ヶ原亂後收公せられたり。後淺野幸長當國に封ぜられ、慶長六年に脇家老淺野孫左衛門封内檢地の際、三九郎の申立に依り知行百石を給せられ、其後淺野氏國替にて德川賴宣入國（元和五年）水野氏新宮の治を爲せし時、舊に依りて知行給附の件を三九郎より申立て、水野氏より由緒御尋ねあり、高麗出陣以來の由緒を申立てたるに、然らば藤堂和泉守（慶長十一年和泉守に任ぜらる）の添狀を取り來れとの事に付、

三九郎は京都に至り藤堂氏の添狀を得て歸り、知行百五十石に取立られたるが、其の時の事を記して曰く

當國へ中納言輝宣公御入國被遊候に付御家老水野出雲守殿へ御訴訟申運候へば、右の由緒御尋有りて、高麗陣以來の由緒申運びければ、然らば藤堂和泉守殿の御狀を取り參候へと被仰、其節和泉守殿京二條の御城御普請御奉行にて在京中故に京都へ登り、和泉守殿へ案内を申上色川三九郎と申者參り候と仰上られ給り候へと賴み、奏者花崎右京申運ばれければ、和泉守殿早々玄關迄御出被成、色川三九郎と被仰、廣間へ直に被召寄（中略）淺野殿の御扶持を蒙り罷在、廣島迄御供仕り、御暇申請、只今中納言樣へ御訴訟申懸け候へば、水野出雲守殿より由緒御尋に付、高麗陣以來貴公へ相附き申せし由來申運候へば、然らば貴公の御狀申受け參り候へと被仰候に付、久々の御無音なも不願、罷登り申すと申上る。そは安い事と被仰、則御振舞被下、町宿へ歸り居り申所に、明る朝御使者尋れ來り、只今和泉屋敷へ御出候へと被申罷出候へば御對面有り、茲に五三日も留置き、古を噺し申度候へ共、其方久々の牢人と云ひ、殊に此度は我等狀早速取下り申す方首尾能く候間、此度は先づ早々歸り候へと被仰候て御狀被下、御暇申上げ罷り立つ。其狀に曰く

態申入候所其國色川之侍中先年紀伊國に在之內拙者同心の內にて御座候。此三九郎致組頭我等に相着申候。其身も律義成仁候條其元相應に被召遣御馳走候は、於我等忝可存候　恐惶謹言

尙山中之儀に候へは其身おもてむき不調法に御座候へ共りちきに候間扨賴入候也

八月九日

水野出雲守樣　　藤和泉守

同御中　　（色川文書）

又三九郎傳記中北山一揆（慶長十九年）の條に

扨北山一揆御成敗のため御陣有之、淺野孫左衞門殿御家來吉甚兵衞殿並色川鄕中相催し北山へ立ち申す。北山御陣大將藤堂和泉守樣、赤木村に城を搆へ一揆の徒黨御赦免せらるべきに付、御禮申す樣にと仰付られ召出して御禮申ける時、一人つゝからめとり殘らず御成敗成されしと也

とありて、色川三九郎は天正十八年秀吉の命に依り新宮にて造船の際奉行藤堂佐渡守監督の下に組頭として造船の事に携はり、後征韓の役に藤堂氏の旗下に屬し色川衆（傳記に三十六人とあり）を率ひ其の組頭となりて出陣せしものなり。又關ヶ原役後熊野の武士にして藤堂氏の旗下に屬せしもの多し。前記周參見源左衞門の如きも其の一人にて又土姓舊事記に、堀內安房守の庶子右衞門兵衞は藤堂大學頭の姨婿たるの緣故に依り藤堂家に仕へ祿二千石を食みとあり。又尾呂志殿の子孫尾呂志傳兵衞は勢州に至り藤堂和泉守に仕へ知行千石（或は云ふ八百石と）を給はりたりとある如き是れなり。

尙ほ藤堂氏の熊野に關する文書に左の如きものあり。

○高麗出陣に付用意事

一馬壹疋　是は名越迄引也
一甲一はね　印金とつはひ
一大さし物八人　內もしない三本、鐘五本、さや金の唐繪
一小さし物八人　內四人弓、四人鐵砲
一人數之儀者不及觸に自身用意嗜次第
右御下知如件
六月十日　　藤堂佐渡守
小山式部大輔殿　　（西牟婁郡久木村小山文書）

○來春早々唐入御陣用意事

一のほり　一本
一こさし物　八人　但三本しなへ內弓てつはう
一かふと　一つ　金のとつはい
一やり　八本　さや　金ノたうちわ
一馬のり　一騎　金ののし、但馬は九州までたるへく候哉
右之分御陣用意　秀長樣御置目のごとくたるへく此外に供儀人數等之評事於有之は可承候馳走可申候次に船まへの儀は御分別次第に候　已上

天正十九年九月十六日

小山助之亟殿參る

藤堂佐渡守

（東牟婁郡西向村小山文書）

又新宮造宮次第中に「東照宮御再興慶長年中御奉行淺野左京太夫、藤堂與右衛門」とあり。

右等の文書に依りて考ふるときは藤堂佐渡守は天正年中仙石、蜂須賀等と豊臣秀吉の命を奉じ熊野征伐に來り熊野統一の後其代官として熊野の政治に預りしものなるを知るべく、新宮にて造船奉行として造船を監督し、文祿征韓の役に熊野勢を率ひて出陣せしは、色川三九郎傳記及兩小山文書之を證せり。

和歌山藩史に「天正十三年秀吉本國を平定するや其の地勢を觀察し和歌山吹上峯を卜して城地と定め、自ら繩張を指揮し藤堂和泉守、羽田長門守の二人を普請奉行となし、治城を築造せしめ、工竣りて若山城と命名し、之を舍弟羽柴秀長に賜ふ」とあり、且つ紀伊國に此の時秀長に賜はりたるものなれば此れ等の關係より して藤堂、羽田二氏は秀長の命に依り一時本郡神川、五郷、飛鳥、西山村邊の所謂北山地方を支配せるものなるべく、即ち寛文雜記の記事にも吻合するものなり。又此等の因緣よりして關ヶ原亂後、堀内沒落の後又一時熊野を統治せし事は周參見氏家譜（前出）にも見ゆる處の如し。又此等の關係よりして一旦堀内氏に從ひし熊野の豪族中、藤堂氏に仕を求めしも少からざりしなり。堀内氏治は藤堂氏と姻婚たるの關係よりして二千石を以て祿仕し、尾呂志傳兵衛（孫次郎）は若山に浪人の後藤堂氏に千石（一に八百石を以て仕へたる如きは其一例なり。然らば其の藤堂佐渡守とは何んぞや、是れ即ち津藩祖藤堂高虎公なりとす。高虎公の傳記に曰く

藤堂高虎、小字は與吉、後與右衛門と改む。父は虎高、母は淺井氏、弘治二年正月六日近江犬上郡藤堂村に生る。元龜元年年甫めて十五、姉川の役に淺井長政に從ひたるを初陣とし、後羽柴秀長に仕へ、各所の役に從ひ功有り。天正十三年には熊野征伐として一方の大將を承り同十五年九州征伐に從ひ功を以て正五位下に叙し、二萬石を給せられ、佐渡守に任す。征韓の役水軍の先鋒となりて功あり、秀吉其の殊勳を賞す。慶長五年關ヶ原の役、東軍に應じ、大谷吉隆の軍を破りて功あり、家康之を賞し邑十二萬石を增し伊豫半國を與ふ。十一年和泉守に任し、十三年封を伊賀に移し、伊勢及伊豫今治の城邑を合せて二十二萬石を領し安濃津に治す。大阪の役東軍の先鋒となり、連戰功有り鈴鹿の五萬石を加增せらる。元和元年六月從四位下に叙し、寛永二年十一月侍從に任じ、三年八月左近衛權少將を拜す。七年十月江戸柳原の邸に卒す。享年七十有五。

尙ほ藤堂氏征韓の役と熊野水軍との關係は次項に述ぶべし

（七）征韓の役と熊野

「武鑑」を案ずるに津藩祖藤堂高虎、本姓藤原にして和泉守に任ぜられ、慶長十三年勢州安濃郡津城に封ぜられ、提封三十二萬三千九百五十石、其長子高次、孫高久相繼で封を襲ぎ高久の弟高通、寛文十年佐渡守に任ぜられ、分家久居の藤堂氏は代々佐渡守に任ぜられ、以て明治維新に及べり。是に由りて之を觀れ　藤堂宗家津の藤堂氏は代々和泉守に任ぜられ、勢州一志郡久居城に封ぜられ五萬三千石を食む。爾來家は藩祖高虎公が初め佐渡守に任ぜられ、後和泉守に昇りたる家格を襲用し、其の宗家は和泉守となり、其の支藩は佐渡守に任ぜらるゝを恒例となすに至れり。

山田正氏の考證に「藤堂高虎舊名は源助、伊豫國吉田の近鄉桑方の里にて生れ、幼にして新宮に來り成長の後鄉人色川某（後新宮藩臣と爲りたり）と那智山の僧徒を助けて戰功あり、爾後同山の後援に依り京都二條城修理の役を董し次きて風雲に際會して遂に家運を啓けり」とあり、何によりて考證せしか今詳かならず、山田氏の父當典は伊豫吉田の藩士なりしなれば高虎公を吉田桑方の出となせるも必ず根據のある說なるべし、異說として茲に揭ぐ

「秀吉の外征計畫は甚だ雄大なもので、明の四百餘州を始として、天竺、南蠻にも及ばうとしたといふから支那、印度の大陸は固より、南洋諸島をも征服せんとしたので、言はゞ當時の地理的智識の有らん限りの世界を、悉く我が支配の下に置かうとしたのである。（中略）斯くてなほ天正十八年小田原征伐を行つて居る頃から、既に遠征の準備に著手し、同十九年正月からは諸國の大名に命じて船舶を製造せしむ（中略）翌文祿元

年三月には諸軍の部署も定まつたなら、順次將士を渡海せしめ、自ら京都を發して名護屋に赴いた。軍勢總て十五萬八千餘人、加藤清正、小西行長が先鋒となり、水師九千二百人は九鬼嘉隆、藤堂高虎等が之を率ゐた」（以上萩野博士日本史講話）とあり。而して熊野にては新宮川口にて天正十八年末より同十九年に渉り兵船百艘を造り、奉行は藤堂佐渡守高虎なりと熊野色川文書に見ゐたり。（藤堂佐渡守の項參照）又高虎公の傳記を案ずるに征韓の役、水軍の先鋒となり、連戰敵を破り、多く虜船を獲、又陸戰にも偉功あり。朝鮮再征の役には慶長二年七月閑山島を襲ひて之を拔き、敵將朱元均と海上に戰ひて大に之を破り、戰艦百六十餘隻を奪ひ、制海の權我が軍に歸したりとあり。而して色川文書に色川三九郎、佐渡守に從ひ征韓の役に出陣したること、及び小山文書に佐渡守の出軍催促狀見ゐたれば、藤堂公の水軍中に、熊野水師の參加せることを知るに足るべし。

又鳥羽城主九鬼大隅守嘉隆は其の祖先九鬼浦に居り、後志州波切に城砦を構へ、熊野海賊を統帥して一方に雄視し、嘉隆に至り、志摩七島の地七千石を領し、鳥羽に居城せしが、堀内氏と婚を通じ相和睦せり。周參見氏家傳に

周參見主馬大輔氏長　藤原氏也、秀吉公より舊領を拜領し、佐本鄉並に古座川等一圓に周參見氏の領地なり。征韓の役に九鬼大隅守に屬し渡海處々にて働き有り。

と見ゐたれば是亦熊野水軍を率ゐたるものなるべし。

此の如く豊公征韓の役に於ける水軍の二先鋒九鬼嘉隆、藤堂高虎の二將は共に熊野水軍を麾下に屬せしめたるものにして而も熊野水軍に於ける直接の主將は堀内安房守氏善なりとす。今其の權要を述ぶべし。

豊公征韓の役に、堀内氏善は海戰に習ふを以て水軍の將となり、熊野勢八百五十人（或は五百七十人或は五百人とも云ふ）を率ゐて出征し戰功あり。文祿元年三月の竹島の戰には、堀内の被官濱田吉祥坊は、加藤左馬介嘉明の甥、加藤權七嘉雄と互に先陣を爭ひ、已に同士討をなさんとしけるが、嘉明の調停にて纔に事なきを得、吉祥坊は進みて敵國の番船五艘を捕獲したり。これ我が軍の敵軍と戰を交へたる最初にして然かも比類なき功名を顯はしければ、秀吉より感狀を賜はりたり。

其方被官濱田吉祥坊於竹島加藤左馬之介と先陣をあらそひ、直に異國の番船數艘乘取候、則達上聞候彌忠功肝要に候　恐々謹言

四月二十八日　　黒田右衛門尉

堀内安房守殿　　大谷刑部太夫

御陣所

今度竹島において働神妙に候、爲褒美長光長太刀遣之可忠勤者也

九月　　秀吉御朱印

堀内安房との

加藤嘉明は當時に於ける海軍の良將にして、雄武無比と稱せられたり、其の甥に當る者と先陣を爭ひて功名を顯はしたる程なれば、熊野勢の勇悍なりしことも推測せらるゝなり、（この時の分捕船一艘は今尚ほ新宮に存すといふと續風土記に見ゐたれど所在及び舊記ともに不明なり。）

濱田吉祥坊名は國次、其の祖石見國より出づ。天正年間秀吉の命により堀内氏に屬し其の老と爲り、引本、矢口兩浦に於て百石、佐野にて百石、其他にて百石を受く。文祿の役、加藤嘉明の家老同族嘉雄と先陣を爭ひ、蕃船を奪ひ虜を斬る數級、委吉感狀を與へ秩を加へて五百石とす。堀内氏の滅ぶるや、采地粉本村に潛匿し家を棄てゝ寺と爲す。南龍公の時、其の子孫二人扶持を給せられ、其の後代々地士となる。

堀内に從ひて朝鮮征伐に向ひたる熊野武士を擧ぐれば

太地村和田勘之亟暫國といふ者、堀内安房守に從ひて朝鮮に討死すといふ。

色川左兵衛佐盛定より四代色川兵太夫盛秋高麗陣の節新宮堀内家の下知に依て大船五艘造り出し、新宮港に廻し堀内同道にて高麗に赴き所々に戰功有り。

小山石見守、高麗の役堀内の旗本にて從ひ、朝鮮海口にて高名有り、但一族分之進と云ふ者打死す、歸陣の時御紋、御屠衣並に鞍鐙拜領す

小山助之亟隆重、高麗陣の時人數割附書、藤堂佐渡守下知の書簡に依れば

人數百八十人、諸道具は分限に應ずべし

とあり。

曾根彈正の孫新吉十八歳にて堀内に從ひ朝鮮に渡り軍中に死す。

相賀莊上里村に、相模國三浦の平六兵衛の子孫源平の合戰の時に流され、其の子孫海賊を退治したるにより、朝廷より熊野道者一人に付島目五錢つゝ取ることを命ぜらる。豐公の時朝鮮に赴く。

尾鷲南浦の世古傳左衛門、同慶十郎、同嘉兵衛、同作左衛門、同源之右衛門等高麗陣の時安房守に從ひて彼地に至り傳左衛門は討死す。在陣中仲新兵衛馬瀨の者と兩人にて虎を鐵砲にて打つ、虎怒りて走る、慶十郎手負の虎に行合ひ刀を以て指殺し豐太閤に獻ず、然れども虎に嚙れたる疵にて歸りし後遂に死す。

高瓦帶刀家嘉は、小山助之亟隆重と同じく、堀内安房守に從ひて出征し、竹島に於て戰功あり秀吉公の御感に預かる、耳に銀環を入れたるものな、捕處として歸る、其の子孫あり。

熊野年代記に太閤樣高麗へ人數渡す、熊野衆申すに及はず新宮七人衆其の外尾呂志傳兵衛守仁、引土治郎左衛門の子向井治郎十六歳にて渡るとあり。十月熊野衆高麗より歸る、尾呂志傳兵衛大功名、治良も手柄致し無事に歸るとあり。

又竹島の戰の際なるべし、分捕船處分の件に關し、秀吉公より各將へ左の書狀を賜はりたり。各將とは何れも水軍の將たるべく、而して九鬼藤堂二氏が其總大將たりしことも窺ひ知らるゝなり。文意解し難き處無きに非ざるも參考の爲め左に揭ぐ

豐臣秀吉の書狀

（新宮町大西雄狹義彥氏藏）

今度乘捕二艘之船、一艘は九鬼大隅守へ被下、今一艘は脇坂中務少輔、加藤左馬之助、堀内安房守、菅平右衛門、此四人是又國取可有之候事、

一、九鬼事、大船を乘出、敵船之間乘切、米船に名乘其分に九鬼手柄之條、一艘被下事候。然者大隅守若者と論義不可然候。船手之功者に候間、左樣の働可仕者と被思召候付、被仰付候、向後長鋪令覺悟、藤堂佐渡守、九鬼大隅守申談、同勢混成總間へ可令異見候、何にても惡敷義兩人可爲越度候間、得其意有樣に一書可差上、相殘者共諸事右兩人可隨異見候、若於違背族者、可爲曲事。

一、脇坂中務、最前越度を取候而、今度も九鬼大船乘出付而乘捕候由、申上候者長鋪可被思召、謹申段如何可相嗜事。

一、加藤左馬之助、一身之働者、以來能事に候故、德島に陣取義候、黑田、片桐兩人被遣候間見計四國之警固被遣候間、相加候而可然事。

一、土佐侍從事、最前可伺、御一書之間事、

右之條々可相守候、猶黑田勘解由、片桐市正可申也。

三月六日　　秀吉公御朱印

九鬼大隅守殿へ
藤堂佐渡守殿へ
菅平右衛門殿へ
脇坂中務少輔殿へ
加藤左馬之助殿へ
堀内安房守殿へ
桑山小藤太殿へ
杉若傳三郎殿へ
村上助兵衛殿へ

（桑山小藤太は若山城代たりし桑山重晴の養名にして、南紀古史傳に文祿の役に船手大將桑山小藤太和歌浦より出船、同揃手大將堀内安房守新宮港を發船す。其兩勢雜兵三千五百人とある其人也。）

尙ほ熊野水軍に關係深き、九鬼向井兩氏の略傳を茲に附記すべし。

九鬼氏――熊野別當長快より出づ、法橋行遍六世の孫四郎法橋道有の男藥師丸、足利尊氏に仕へ、後紀伊國牟婁郡九鬼に住し、九鬼藏人隆眞と稱す。其子隆良文和中志摩國英虞郡波切村に遷住し砦を構へて據る、波切は志摩の東南隅に當り、大王崎に寄る小島にして海面險惡最も航走に難き處なり。其曾孫泰隆加茂郡岩倉村の內田城に築きて住す。伊勢國司北畠氏合力して二見七鄕の地を與ふ。其孫嘉隆、織田信長出陣の時謁

見す。其後紀伊三鬼の一揆を討平す。又信長の一向門徒を大阪に攻むるや、嘉隆大船七艘を作り、大阪方敵船の通路を支へ、紀伊熊野雜賀の賊船五百艘と戰ひて功有り。既にして毛利氏の糧船六百餘艘、大阪灣に入り一向の徒の聲援をなすや、嘉隆之を逆へ擊ち大に之を破る、又四國の賊船六百餘艘を悉く追捕す、信長賞して志摩七島の地七千石を賜ふ、鳥羽に城を築きて之に居る。豊臣秀吉の島津氏及び北條氏を擊つや、嘉隆部下の海賊衆を率ゐて之に從ひ、又朝鮮征伐の時先鋒となりて船手を勤め、屢々軍功有り（中略）關ヶ原の役石田三成に黨し鳥羽城に據る。三成の敗るゝや新宮に逃る。其の子守隆東軍に從ひ安乘に陣し西軍の船艦を支へて大功ありしを以て請うて父の死を許さる、赦命使未だ至らざるに嘉隆志州桃取に自及す。守隆は慶長十四年、向井將監等と淡路國に赴き、西國諸家五百石以上の兵船を收め幕府に奉る。十九年大阪陣の時、大阪川口番手を命ぜられ、大船五艘、早船五十餘艘を以て傳法口を警戒し、敵を破ること數度、又盲船を造りて木津口の城樓を毀ち、又福島の塞を攻めて之を拔く等戰功多し、家康賞して御譜代並に命ぜられ御詰衆に列す（志賀氏地理學　國史大辭典）

向井氏――奥熊野尾鷲浦向井の人、南朝の時、伊勢の大湊を根據とせし北畠氏の水軍に將となる。後世に至り向井伊賀守正重、其子伊兵衛政勝は武田信玄に事へ、水軍に熟達するを以て武田氏海賊衆の將となりしが後德川氏に仕へて其の水軍を掌り向井將監忠勝と稱す天正八年三月甲斐の稗將鵜殿兵部の軍船を伊豆の三島濱に奪ひ、大阪冬の役には海門を守り、尋で傳法口に至り、敵の哨船數十隻を奪ふ。後幕府の命を奉じ、船材の多き伊豆に至り、熊野海賊衆の遺法に則り安宅丸を築造す、實に德川第一の船艦たり。斯くて向井氏は歷世幕府の御船手頭となる。（志賀氏地理學）

第九章　淺野氏時代

（一）國主の變遷

中世以來漸次發達しつゝありし封建制度は、豊臣秀吉に至り略ぼ其の形を爲し、次で德川家康に至りて初めて秩序ある組織を完成し、淺野幸長新に紀伊藩主に封せられしが、今大化の新政に紀伊國を設置し國司を定められしより以後國主の變遷を略叙すべし。

大化の初め國司を置かれしも、其の名闕けて傳らず。其後百餘年を歷て井上忌寸麿天平十七年九月紀伊守に任せらるゝ初めて續日本紀に見ゆ。是より以來交替の年月史書に記せりと雖も脫漏多かるべく、寛平以還に至りては其氏名及び交替の年月詳ならず、然れども嘉禎、曆仁（四條天皇）の頃迄は尙ほ連綿と補任せしなるべく、其後雜史に散見せるものを見るに貞治六年（北朝光明院）藤原嗣房の補任を最後とし、忌寸麻呂より凡百二十九人なり。當國は上國なれば其の國守は從五位下を相當とし間々從五位上なるあり。權守は中古よりは公卿の兼官にして其の職田を封せらるゝのみにして、任國に下り國政に預りしに非ざるべし。延喜の頃迄は當國を禁國と稱して封戶位田をも置かれず、國中に十神戶あるのみなりしに、中世以後其の制破れて國中大抵神社佛寺及び搢紳家の莊園となり、其の地皆官省符を賜はりて課役を免され、國司不入の地となりたる故に國司の職は大化より奈良朝の頃までの如く重からず、國政漸く亂れて廢事多かるべしと雖も、其の任猶ほ輕からざりしが、文治三年諸國に守護を置き國亂を鎭せしむるに至りて國政は自から守護の任となり國司は全

く有名無實となるに至れり。

源頼朝、天下の總追捕使となり、諸國に守護を莊園に地頭を置き、兵馬の事を掌らしむるに當り、佐原義連（十郎左衛門尉）を始めて紀伊、和泉の守護職に補し、國中の著姓を地頭に命じたり。義連歿後未だ其闕を補せられざりしに承元元年（土御門天皇）向後院の御熊野詣驛家（サンダルマヤ）雜事の爲自今以後指事無き外は守護人を置くべからず之に就て諸事仙洞の御計たるべきの由院宣あり（東鑑）此より後ば臨時に守護代を補して莊園の地頭を總轄せしめたり。

驛家――上古驛家の制詳ならず、大化の制に凡給二驛馬傳馬一依二皆鈴傳符剋數一とあり、大寶二年の紀に始置二紀伊國賀陀驛家一とありて是れ本國驛家の書に見はる、始なり官用傳遞等の爲め馬匹を備へ（其用を辨する驛の事務所なり。

承元元年より百二十餘年を歷て、建武年中足利氏は畠山左近將監國清を守護職に補し紀伊守とす。國清歿する後細川淡路守宗茂之に代り、永和年中に至り山名修理太夫義理守護職に補せられ、明德三年義理滅びて大内左京太夫義弘に本國を賜ふ。應永六年義弘亡びて同七年畠山基國に本國を賜ふ。是より後畠山氏世々其職を襲ぎて勢微なりと雖も僅に存するを得たりしが、畠山定政に至り根來、雜賀の徒に擁せられ豊臣氏に抗す天正十三年豊臣氏紀州南征の時、定政逃れて熊野に走り畠山氏遂に亡ぶるに至れり。佐原義連以下の守護職を表を以て顯はす時は左の如し。

畠山國清（修理太夫）建武年中紀伊國の守護となる。

山名義理（修理太夫）永和年中

大内義弘（左京太夫）明德二年山名氏清を亡ぼしたる功に依り同三年和泉、紀伊兩國を賜ふ。

畠山基國（右衛門佐）應永七年大内義弘を平げし功に依り紀伊國の守護を加增し紀伊、大和、河内三國の守護たり。

畠山滿家（尾張守）基國の子なり三國の守護たり。

畠山持國（左衛門督）滿家の子なり嘉吉二年三國の守護たり。

畠山政長（尾張守）持國の養子なり、畠山の家督を襲ぎ三國の守護たり。義就との家督爭は前章に述ぶる所の如し。

畠山義豊（彈正少弼）持國の實子義就の子なり、三國の守護たり。

畠山尚順（尾張守）政長の子なり、紀州に蟄居せしが明應八年義豊を攻殺して父の讐を報い三國を取還へしたり、細川政元尚順を攻め敗り義豊の子彈正忠義英を河内の守護職と爲す。尚順廣ノ莊に隱れ剃髪して卜山といふ。後兵を起して細川勢を敗る、後尚順、義英和睦し家督を植長に讓る。

畠山植長（尾張守）尚順の子なり。弟左京亮長經と國を爭ひ之を攻滅して家を襲ぐ。

畠山政國（播磨守）植長の弟なり、植長子なきに依り天文十四年家を繼ぎ三國を領す。

畠山高政（尾張守）政國の子なり。

畠山昭高（尾張守）高政の弟なり。元龜三年遊佐信教に弑せらる。

畠山定政（左衛門佐）高政の子（或は孫と云ふ）なり豊臣氏に抗し天正十三年家終に亡ぶ。

畠山氏亡びて守護職全く廢絶し、豊臣秀吉は弟大納言秀長に本國及大和、和泉を併せ與ふ（天正十三年）是に於て封建の制漸く成る。秀長大和の郡山に在城し若山城に桑山重晴（一庵法印長慶）を置き城代とし紀伊國を治めしむ。天正十九年秀長薨じ秀長の甥秀俊（大納言）秀長の養子たり、同年封を襲ぐ、文祿三年卒して嗣なく國除かる、重晴尚ほ城代として國を治むる事六年慶長五年德川家康、淺野左京太夫幸長を本國に封ず。封建

の制全く成れり。

（二）淺野氏

羽柴秀俊文祿三年卒去せしより後紀伊一國は久しく關國たりしが、慶長五年十月、關原戰役後淺野左京太夫幸長を本國に封ず。豐臣時代の城代桑山重晴泉州谷川（タニガハ）に退去し、幸長若山城に居りて治を爲し其の支族淺野左衛門佐を田邊城に置きて口熊野の政を司らしめ、同淺野右近太夫忠吉を新宮城に置きて奥熊野の治を爲さしむ。幸長は當時の名臣なり、士を愛し民を撫し、最も力を農政に用ひ、意を經濟に注ぎ、治績見るべきものあり、國を治むること十四年、慶長十八年卒去し、其の弟長晟封を襲ぎしが、元和五年封を安藝に移され、右近忠吉も從ひ往き備後三原を領す。今の新宮城は舊新宮權現の神宮寺たりし宗應寺及び源爲義の女丹鶴姫の建立したる東仙寺二寺の地なりしが、元和四年淺野忠吉二寺を城西に遷し、其の跡に工を起して城を築きしが土功未だ畢らずして封を移されたるなり。

淺野氏治績に關する文書今多く傳はらず、其の二三を左に擧ぐべし。

淺野氏の被官湯川五兵衛（春種）長田五郎七（高信）の二人は代官として新宮川奥より北山筋を支配せり。其の當時在々庄屋百姓中に下したる覺書に曰く。

覺

一我等兩人下代同下人在々百姓あき人に對し非分私仕候はゞ急度此方へ可申上候付て庄屋小百姓出入有之共互に此方へ可申出事

一御年貢の儀は不及申御材木以下兎も角も被仰付候時如在仕間敷候事

一在々百姓他國奉公に出し申間敷事

一他所よりはしり來り候もの並ゆくゑもしらず候ものに宿かし申間敷事

一我等下代同下人在々廻り候時ははんまい以下此方より遣候間百姓の造佐に仕間敷候事

右條々於相背ては可爲越度者也

慶長十八年九月廿一日

湯川五兵衛　花押

長田五郎七　花押

在々庄屋百姓中

此の覺書の主旨は文字の如く下級吏員のもの役義を笠に着て人民に私曲を行ふ時は必ず可申出、庄屋百姓間に紛議を生じたる時は庄屋の壓制に屈從せず必ず可申出、年貢其の他御用の材木申付の節は遲疑なく納め出づべく、百姓他國へ奉公に出す時は耕作上妨げあるにに依り、之を禁止すべく、他所より流浪し來りしもの、又は行先き不分明のものを宿泊せしむべからず、下級吏員在々巡回の節は飯米其の他の手當は官に於て支給せるものなれば、百姓に於て饗應ゞ間敷き事を爲すべからずと諭達し、若し此の條々に違背するもの有る時は其の者の越度として處分すべき旨を達せるものにて、親切叮嚀誠に愛民撫育の要を得たるものといふべきなり。（此代官の湯川五兵衛は日高郡湯川直春の家老なりしが湯川氏亡びて淺野氏に仕へ、淺野氏の移封の時從ひ往きて奉公せり）

又淺野幸長が入國の翌年の慶長六年に各大庄屋で普く頒布せられたる定書（掟書）は左の如し

（淺野幸長定書）

定

一當年貢納判外の外とりやり一切停止の事一年貢の儀は百姓としてはかり渡べし、付口米は相定のごとく一石に付二升宛たるべし然時はむしろ付の米一切不可出事

一當年荒をひらき候所於有之は當春申出す如く當年は作りとりたるへき事

一百姓申分於有之者此方へ申へし理りもなく小百姓一人もはしらせ候はゝ其所のおとな百姓可爲曲事者也

一年貢俵子其郡の船着まて可相屆付代官給人非分於有之者新宮へ近所は右近大輔所まて可申理候郡中にても爰元へちかき所は佐衛門佐かたまて可申來事

右條々相違有之ともかくし置にをひては百姓可爲曲事者也

依如件

慶長六年十一月朔日

左京　幸長

室郡百姓中

又淺野長晟の元和元年に發せられたる壁書左の如し

（淺野紀伊守壁書）

定

一和歌山より熊野すち伊勢境迄送り船申付印判路次筋のもの見しり候爲に遣置候間印判有之と申候共所々の者に見せ不申候は送船　切出間敷候

田邊新宮も右の印判白紙になしそれに書付して遣置候條和歌山熊野上下共に印判無之に船出し候は其出候船主加子はたものにかくへく候右之印判於有之者夜中によろず可被出候少も油斷仕に於ては所々庄屋可爲曲事

一我等留守之時は左衛門佐右近太夫印判にて町送可仕事

一於紀州浦船けんする儀在之者其所にて馳走可仕候自然背此旨荷物以下少成共取ちらし候は以來聞出し次第其者之儀は不及申所々肝煎可令成敗事

一和歌山熊野上下之路次にて非分之儀申もの在之候はゝうけひき仕間敷候ととかさるもの有之に於てはなさへ置和歌山田邊新宮並其年寄代官方へ可申述事

一加子米之銀子周參見より錦迄之間新宮にて右近太夫如定候新宮にかれかけに判をさせ出し可申候若米にて出し度と申もの有之は米にて出し可申事

一とこ錢之儀百匁之代に銀子二匁宛かれかけに判をさせ出し可申事

一江戸駿河其外いつかたへ加子遣候共其奉行之手形を取て加子米に次可申事

一船並加子申付候儀有之者右之印判可遣候間印判無之に下にて申付候は其者之儀は不及申所之庄屋可爲曲事

一けむり役之儀一錢も出し申間敷候總て加子米之外は何にても出間敷候自然所の者奉行と一所に成りて非分の事候は本人之儀は不及申庄屋共可爲曲事

右堅可相守所如件

元和元年十一月十一日

長晟　長晟

浦々庄屋年寄中

又淺野右近太夫より留木の件に付達せられたる口上寫左の如し

（淺野右近達）

口上

態申遣候然者新宮近邊三里四里之間在々山見け屋木材木うりかいに仕出しの事かたく令停止公儀より御用候はゝ自是急度可申付候右のとおりあいそむき出者於有之は其村庄屋年寄共可爲曲事者也

慶長十年五月七日

右近

新宮川筋

相野谷

中立筋

百姓中

（三）熊野一揆

慶長十九年九月豊臣秀頼大阪城に據りて兵を擧ぐるや、紀伊藩主淺野長晟兵を率ゐ德川家康に從ひ大阪に出陣す、新宮城主淺野右近太夫も亦從へり。吉野熊野の凶徒其の虚を窺ひ土寇を誘き將に新宮城を攻んとす。

淺野右近の家人戸田六左衛門市巷の質子を收め土寇二千餘が將に新宮川を渉らんとするを擊つ。土寇敗れ散す。又高野の土寇起す、長晟兵を分遣し擊て之を平ぐ、東西和成るに及び長晟國に歸り悉く餘賊を誅し之を平ぐ。之を熊野一揆といふ伴信友校訂の大阪軍記考異に左の如く記せり。

茲に和州紀州の地下人原大阪へ一味し紀州にては山口（喜內）津守（與兵衛）小池（孫右衛門）等一揆を發す、和州には大峯の前鬼津久、川井村の山室鬼五郎大將として、北山を新宮（紀州熊野）へ働き鮪田村に陣を取る、淺野が臣、熊澤兵庫が代官山內七左衛門は已に一揆に討れんとせしを、入鹿村の住人板屋又兵山衛內を圍ひて大阪に臻り、但馬守に告け知らす、長晟大に驚き熊澤兵庫を大將にて百騎許り指遣す（次て長谷川志摩を後援に遣すといふ）新宮の城主淺野右近（長晟か長臣也）か家士脇本荒助、中川角右衛、辻庄兵衛、同小作、浪人堀內主膳等各熊澤に相加はり、於相野村相闘ふ、一揆悉敗北し、大將大峯前鬼津久は西の川山へ逃入りしか、大雪にふりこめられ凍殞ぬ、川井の大將山室鬼五郎は剛強の大力なれば、明日にもあれ長晟より討手向はゝ其大將をは吾打取らんと兼て荒言す、然るに山室合戰に負け、僅に二十人許にて引退くを熊澤兵庫只一騎同勢を抽て相野村竹原村の間にて追付け、北山川の渡上にして太刀打せしか、頓て組合ひ互に揉合しか、山室の力や增りけん、熊澤を取て押へ、危く見へし處に、永田作兵衛駈付け、山室を一鎗突く、其時兵庫起上り山室を打留けり、兵庫か組溝口吾右衛門、齋藤信濃高名す、右近が兵脇本中川辻等各働きあり、一揆原忽ち追捕され口郡の山口喜內、小池兵衛尉、津守與兵衛を生捕て頸を刎れ、鹽漬にして大阪へ遣すと云々

翌元和元年四月、大阪又兵を起す、大野治長人を遣はし來り、長晟の臣淺野右近（新宮）同左衛門佐（田邊）及び龜田高緒の三老に向つて曰く但州（長晟）右府（秀頼）と親好あり、若し舊義を存せば即ち金法馬三を但州に各一法馬を三老に送らんと、後又書を寄せて曰く糞くは來り授けよ事若し成らば即ち紀和二州を以て長晟を封し攝泉河を左衛門佐、右近、高緒三人に割かんと、三人長晟と議して之を却け、旅を整へ出て信達に次し前鋒已に佐野市場に至る、この地は大野治長の采邑なり、嘗て金幣を熊野土寇に與へ長晟の出軍を待ち和歌山を襲はしむ、土寇日高小杉原に群聚し、砦を鹿瀨、蕪阪に構ふ、治長の士小艇に乘じ廻て佐野に到り土寇を起し將に長晟の陣營を襲はんとす、會々寇、約を變じ竊に之を左衛門佐に告ぐ、即ち治長の士を執へ斬戮す、土寇弭散す。この時熊野地方の土寇も相應じて再起を謀りしかども、淺野氏の威力に依り大事に至らずして鎭靜に歸したり。

熊野一揆は和州前鬼の津久、川井の山室が發頭人となり、行く〳〵土民を脅迫して終に鮪田村まで押寄せ正に新宮川を渡りて一擧に新宮城を屠らんとするの勢となり、其の通過の村々は重に本郡內なりしかば、之に關する本郡內の史蹟少からず。北山川の上流に滑崎あり、慶長年中大阪の役和州北山より一揆を起し、新宮牛鼻まで寄せ來り、淺野家の兵に追退けられ此川を隔てゝ鐵砲せりあひあり、此の邊にて多く一揆の者を捕ふと云ふ（紀伊續風土記）又西山鄉長井村（今の神川村長井）龍尾山萬重寺は昔は長井、粉所、尾川三個村の村持にて七堂伽藍なりしが、慶長十九年大阪陣の時、此邊在々百姓等謀反を企つるに依りて、同年霜月廿七日和歌山公儀より寺、在家ともに燒拂はれたり（同寺棟札）北山一揆御成敗のため北山御陣大將藤堂和泉守樣西山鄉赤木村に城を拵へ、一揆の徒黨御赦免せらるべきに依り御禮申す樣にと仰付られ、召出して御禮申ける時、一人づゝからめとり殘らず御成敗されしとなり（東牟婁郡色川村淸水三九郎傳記）慶長年間北山一揆の時、楊枝村に淨樂寺の長訓といふあり（淨樂寺は古本宮の社僧の內にて松平家の宿坊なりしと云ふ、妻帶の僧なるべし）武功の者にて一揆の賊を多く擊ち取り勇名を顯はしければ淺野家より其恩賞として花井莊の內にて二百石を與ふ（紀伊續風土記）（此の時の文書數通は花井村玉置忠四郎氏所藏の由にて紀伊續風土記に載錄せるを以て本法古文書の部に轉載せり）而して此の役や事匆卒に起り疾風迅雷の勢を以て攻め寄せ來りしを以て少からず淺野氏を脅威せしかば、亂後の處分も亦慘虐を極めしものゝ如し。今舊記に依り其の顚末を左に揭ぐ

（淺野家文書）

(一)　紀伊國一揆成敗村數覺書

慶長十九年十二月二十六日

熊野一揆起在所

一、高三百二十八石六升　入鹿ノ内　大栗栖村
一、高百二十三石七斗四升　同　丸山村
一、高二百七石四斗三升　同　板屋村
一、高二百四石四斗五升　同　小栗栖村
一、高百十三石二斗六升　同　玉井口村
一、高百六十三石五斗六升　北山ノ内　赤木村
一、高二百八十九石七斗八升　同　長尾村
一、高二百五十二石六斗　同　平谷村
一、高三百十八石　同　尾川村
一、高百八十五石一斗三升　同　長井村
一、高百十石七斗一升　同　粉所
一、高二百五十石六升　同　大野村
一、高三百八十五石六斗八升　同　神ノ上村
一、高二百五十一石三斗九升　同　長原村
一、高百七十一石七斗七升　同　柳谷村
一、高二百四十三石四斗二升　同　高原村
一、高百五十八石六斗七升　同　下尾井村
一、高十一石一斗　同　小松村
一、高百四十五石五斗七升　同　小森村
一、高三百九十一石五斗一升　同　桃崎村

一、高五十一石四斗五升　同　大井谷村
一、高七十二石三斗三升　同　赤藏村
一、高百七十一石七斗五升　同　和田村
一、高四百六十石七斗六升　同　寺谷村
一、高二百九十四石八斗二升　同　大股村
一、高百二十九石二斗　同　小殿村
一、高二百三十二石四斗一升　尾呂志ノ内　坂本村
一、高四百四十一石九斗七升　同　上野村
一、高百七石三斗五升　同　片川村
一、高三百八十七石六斗六升　同　栗栖村
一、高百九十八石二斗四升　同　川瀨村
一、高百四十一石一斗　同　矢野川村

熊野分合六千九百九十四石九斗三升
熊野成敗人數三百六十三人

日高郡

慶長廿年五月廿九日一揆起

一、高千百七十四石　高家村
一、高六百八十二石七斗　小中村
一、高五百八十五石六斗　小池村

一、高六十三石二斗　西村ノ内
一、高千七十五石六斗　財村　志賀村
日高分合　五千百七十七石三斗六升
日高成敗人數　二百五十二人

有田郡

一、高三百十四石五斗　湯淺村ノ内
一、高八十石五斗　廣之内　永穗村ノ内
一、高三十五石　山ノ保田ノ内　市小路村ノ内
一、高百十四石八斗　湯川村ノ内　柳瀨村
有田郡ノ分合　五百四十四石八斗

名草郡

一、高三百一石五斗　和佐村ノ内
一、高三百二十石五斗　山口村ノ内
一、高百二十石七斗　河邊村ノ内

名草成敗人數　百十四人

那賀郡

一、高五十三石四斗　山東ノ内矢田村ノ内

伊都郡

一、高百五十一石五斗　丁ノ町村ノ内
二郡合二百四石九斗
都合一萬三千九百八十石三斗九升
都合成敗人數八百六人

(淺野家文書)

(二)　淺野忠吉熊野一揆成敗申付覺書

熊野にて去年一揆起し申候者、並當年一揆催し仕候者共只今成敗申付覺

一高岡村　一揆大將作介、新衛門兩人之者、去年一揆起申候刻、吉野四村之者、並當國北山より罷出候一揆之者共を迎に罷越、新宮へ案内者仕、取縣申候を承、當春より籠舍申付、此度遂穿鑿成敗申付候
一平井村　傳介林十郎此兩人之者も、右之者共と同類にて御座候付成敗申付候

一板松原村　一揆大將清衛門と申者一揆を引籠、先懸を仕候付、成敗申付候
一檜杖村　與左衛門と申者、本宮川筋之一揆共之案内者に仕候に付、隱在之を尋出し成敗申付候
一丸山村　中と申者去年より一揆大將仕候、新宮より逃退申候刻より、大阪へ罷越今度堀内大學と申もの、觸狀を持參、下人一人召連山籠仕在之を、甲斐守承屬、とらへに遣候へは、働申候に付討捕、下人之頸共に、先度和歌山へ上け申候、然者中村や八郎衛門と申者、山中に隱在之を此度とらへ成敗申付候
一敷屋村　清衛門同弟加兵衛兄弟之者、丸山中と申者同前に堀内大學觸狀を持廻申候處、中事は最前甲斐守申付候、清衛門加兵衛儀者山中に隱在之に付搦者罷下候て尋出し成敗申付候
一大里村　彌吉と申者
一高岡村　清七郎と申者
右貳人の者去年一揆之者共之迎に罷出、新宮へ案内者仕候由候間、彌吉儀者とらへ置成敗仕候、清七郎と申者を其刻より走申候付、妻子を成敗仕候
一高田村之庄屋大島並せがれの二郎作と申者父子、去年一揆之催を仕、在々へ觸狀を持廻候由承候間門主百姓共召出し、穿鑿仕候へは紛無御座候と申候に付成敗申付候
一長井村之五味と申者、去年一揆大將仕候、去年極月廿七日北山内大沼村川越之刻より逃散、大阪へ親子共罷越、五味は大阪にて相果申由候、其せがれ落來候て、山中に隱在之をとらへ、成敗仕候
一小坂村　こしろ中村と申者貳人、去年一揆之棟梁仕、新宮へ一揆共取詰申候刻、木之本村井土村之者共爲忠節一揆共之後まきに罷越候處此兩人の者共大將にて北山より罷出、木之本村井土村之者を二三人討果し申候に付、逐穿鑿二人なから成敗申付候
一神上村　堀内大學と申者、去年より大阪へ罷越北山組在々へ觸狀を廻し、一揆起させ申才覺仕候、大學儀此元へ可參と方々相尋申候へ共行方無御座候付、其母並せがれをとらへ、貳人共に成敗申付候
一竹原村　新四郎と申者、去年鐵炮之ものに罷出大阪御陣へ罷立候處せんばより鐵炮を取かけ落仕、竹原村へ罷越、尚も一揆を催、新宮へ取かけ申候時敗軍仕、直に大阪へ罷越、今度山中へ落來隱在之に付てとらへ、急度成敗申付候、但此新四郎と申者はいにしへは竹原村之主にて御座候
一淺里村　久介と申者
一大川内村　喜之助と申者此貳人は去年一揆之先懸を仕候て、新宮へ罷越、其後北山内大沼村川越之刻罷も出、惣別徒者之儀御座候條尋出し成敗申付候
一和氣村　西と申者去年本宮より新宮迄の川筋一揆企之大將仕由、當春承、籠者申付、只今逐穿鑿成敗申付候
一平谷村　三介と申者、去年一揆大將仕、新宮へ罷出候處、新宮より逃退、吉野四村へ罷越候を此方より相改申候付大阪へ罷越、今度落來吉野と當國境澤山によしの、内池原村之奥と申一揆大將同前にかくれ在之由、淺野出羽守下代共承屆、小野宗左衛門殿下代衆へ相屆、とらへ可申と、出羽守者共才覺仕候處、兩人之者共々とりにて働申候に付討捕申候、四村之奥頸之儀は、小野宗左衛門殿下、代衆へ遣候へは別而添之由、禮狀共參候、然は三介女子一類六人とらへ、見せしめのため、三介頸同前に平谷村へはた物にかけさせ申候
一泊　村　勘左衛門と申者去年一揆を企申候付、當春より籠者申付置逐穿鑿成敗仕候
一周參見村　おさな百姓角左衛門と申もの、去年大阪への御働に付、拙者儀御先へ罷立、山中村に在陣仕候時分、代官年貢之儀促仕候へは只今之時分年貢出し申ものにて候哉と散々慮外を申、其上代官所へ罷越、代官をつき申候所を、女房わき指に取付候處、女房手を負申候へ共、わき指をいはなし不申候を、代官もき取、爲證據と山中へ持來候に付周參見村殘おさな百姓共二三人召寄、右之樣子相尋申候へは其紛も無御座殊徒もの、由申に付、其刻より父子共新宮へ差下、籠者申付、今度成敗申付候可然樣に被仰上可被下候

（元和元年）壬六月

淺野右近太夫（忠吉）（花押）
山香勘由殿

（以上淺野家文書）

以下掲ぐる所の「熊野領一揆」は東京なる德川賴倫侯家南葵文庫所藏本なるが、東牟婁郡三輪崎町大字佐野石垣德太郎氏所藏古文書中に「和州北山一揆之次第書」なる一書あり。嘗て重野博士史料調査の爲め來熊せられし際、大學に携へ歸られしことあり相對照するに彼此同一の書き振りなるも、石垣氏の方文字詳密に渉る個所尠なからず、思ふに南葵文庫の方は石垣本を底本として抄寫せるものなるべきか、今石垣本によりて訂正を加へ左に全文を錄す。

熊野領一揆

一新宮領之內北山之儀、信長公之御代迄守護附にても無之處に、太閤樣御代に吉川平助同三藏と申仁始而仕置被成候、其後藤堂佐渡殿、羽

田長門殿兩人御越、二つに分け御代官被成候、其時いたづら百姓は赤木之城下にて御仕置に被仰付候、御兩人は從是高麗出陣、其後堀内安房殿御代官被成候。

一慶長十九年寅極月、大阪陣之時一揆は大嶺之前鬼津久と申者大將仕候而、大和領より新宮迄罷出候處に被追歸、西之川之山へ逃入、雪に被降籠こゝにて死申由、其時大和之内川井村之山室と申者と、淺野但馬守殿御内熊澤兵庫殿、大沼川之間、百貫嶋と申所にて追付、互に太刀打仕則取組申候而、山室兵庫を組伏首を取可申と仕候處を、長田作兵衛と申者取合鑓付首を取申候。然は兵庫と作兵衛と頸之論有之な、溝口五右衛門殿と申す人、作兵衛手柄之程は我等見申候、首之儀は兵庫本より組合候間兵庫は首やり候へと被申候付、任其儀候由故首遣し候、彼作兵衛儀は大津惣左衛門御代官所に抱置候よし。

一右同極月廿七日、北山へ惣勢出陣之處に、大沼村にて大和之内白河之仲と申者を、佐野山城德兵衛打取申候、この仲と申ものは川井村山室伯父にて候。

一木ノ川村嘉兵衛と申者、白川の仲と、佐野山城德兵衛と組合申を助候而、德兵衛に首をとらせ申由、此段田上下兵衛見申候、加兵衛は存生、德兵衛は相果子御座候。

一田上下兵衛と申者は窄人にて、新宮領太田組庄村に居申候。

一中川濃右衛門家來原安左衛門、下尾井村にて竹田の祖父と申者山に籠居候を押かけ候得は、祖父鑓にて出合申候て、安左衛もゝをつかれ申候。其上に竹田の祖父殊之外働候處を、時分を見合ひつくみ祖父を組ふせ終に首取申候、則其頸大阪へ届け、淺野右近殿より中川角右衛門所迄之狀有之候、其文言に

一書狀逐披見候、然者其表一揆共致退散、相替儀無之候間、我等其元に相越候儀無用之由得其意候、追て申遣候、若大和領へ相働之儀は公儀へ被爲窺、彌和歌山へ無御意候得は不成義候間、得其意何もへ相談候而、其元御藏領之内、寄能所へ先引取可被申候隨而湯河五兵衛より頸二つ若山へ登せ候由、濃右衛門者茂頸一つ取、有馬喜藤次者も頸二つ取候て、何も同前に和歌山に被爲上候由、先書にも如申、頸と もは一揆見聞候處に掛置、耳鼻をそき、鹽付に仕、新宮へ集、一同に目錄にて上け候樣にと、本多上野殿、後藤彦三郎殿よりかたく被仰付候、重而之儀は右の通可被相心得候、此段何もへ可被申渡候間、態飛脚之由にて可被屆候、御組中へ銘々可申候得は先如是候、兵庫殿組其元へ被參候侍衆書付可給候、銘々見舞狀可遣候。

正月朔日　　中川角右衛門殿

追而熊兵庫殿組溝口五右衛門、齋藤備濃殿へ書狀越候間、態飛脚之由にて可被屆候、御組中へ銘々可申候得は先如是候、兵庫殿組其元

右濃右衛門者と書付に有之は、原安左衛門事にて御座候。

古主堀内若狹殿より原安左衛門所への御狀文言、

田上下兵衛、罷歸候間一書申入候、今度は湯治之故久々にて逢申候而滿足申候、殊に障入之砌、萬心付の段令祝着候。此中は下兵衛と昔物語に付、其方勢州表之山地之樣子、我等聞置くと同事にて候得は、其方なとも左樣成風情にては有間敷物をと無念候。兎角其元足痛之儀直候事專一に候、隨分養生に油斷有間敷候、委細は下兵衛口上可申候、恐々。

十月晦日　　若狹

原安左衛門殿

一大沼村大川原にて、須川善助、東文右衛門、太地松右衛門兩三人、中川角右衛門供仕、頸一つ宛取申候。東文右衛門と申ものは、岩手九右衛門抱置申候、松右衛門は、太地浦に居申候、善助は新宮本町に居申候、和田八郎右衛門も同所にて首一つ取申候、山本儀右衛門と申者も同所にて働申候由。

一佐野村德右衛と申者、山城德兵衛供仕り、入鹿にて神上之福島と申者を打申候、長田作兵衛、椵本太郎右衛門、田上下兵衛見申候。

一佐野村次平次と申者、頸二つ取申候、今に子有之候、此許右次平次と申もの鍛冶にて年々尾呂志、入鹿へ鍛冶職に參其宿をころし首取候由、慥に申傳候。

一有馬喜藤次、北山一揆に付、內の者共働申候て何茂手柄いたし候覺、

下尾井村にて　頸一つ　佐波佐左衛門
大井谷にて　同一つ　同　人
高瀨にて　同一つ　白　子　や

是は相果申子御座候。

九鬼忠右衛門

同所にて　頸一つ　是は相果、子御座候。

井土村村田はだ
同一つ　同村かりや
同　同　同村茂太夫
同　同　神木村作次郎
同　同　同村十　藏

同　生捕一人
同　一人
同　三人
同　二人

右何茂唯今は在々に百姓仕罷在候、有馬喜藤次は窄人にて御座候、只今は主膳殿と申候、江戸にて身上かせき被申由。

一尾呂志組川瀬村之小八郎と申者、北山竹原の長命と申者を打申候、右之小八郎子今に有之候。
一中立村之兵次と申者、平谷の大畑々と申者を打申候、右兵次は果申、子御座候。
一尾呂志西原之德右衞門も顎一つ取申候。
一同栗栖之五三郎、顎一つ取申候。
一同上野の又助、顎一つ申取候。
一北山一揆、極月十二日に鮎田迄罷出候、十二日に新宮へ火をかけ可申由之たくみにて三人參候を、鮎田より注進申、新宮より御奉行二人參り、一人を被打留、一人は逃申候。
一大里村角左衞門と申禰宜、裏切可仕由、新宮より御觸狀廻り候に付、ふなた村より退申候。
大和領四村櫻さこと申者を、大里にて打申候、また平尾井村にて、よろい武者一人打取、即頸二つ新宮へ届候。
一大里村善吉と申者、流之佐渡にて頸一つ取申候。
一大阪夏陣之砌、丸山村仲と申者大阪城へ入、大野修理狀を持、一揆之企可仕ため罷歸、山籠仕居申を、鳴津吉助と申者押懸打取申候、中間をは湯口村の久市郎打取申候。

丸山之中間之者御座候を、湯之口之久一郎討申候。

一北山一揆のもの共、熊澤兵庫殿代官山門七右衞門と申者を打可申と仕候處、入鹿村内板屋之又兵衞と申者、かこいのき申候、則同道にて大阪ぜんはまて參、淺野但馬守殿へ御理り申上、彼七右衞門を渡し申候、依是熊澤兵庫殿より、毎年米十石宛被遣候由狀有、また當御代眞鍋五郎右衞門殿よりも高十石宛被下候、又兵衞相果申候むすめに孫有之候。惣別前代之衆より忠功可仕との狀共有る。其文言
一汝身上之儀、從前に對公儀、如在不被仕旨時々相聞候に付て、今度之候先令赦免候、向後彌上儀御馳走可申事尤に候、並在所中田畑等荒地なき樣に百姓中へ可申付者也。

五月廿日

藤堂佐渡守

羽田長門守

入鹿村板屋庄屋
大家所へ

大家とは又兵衞事也

一今度北山一揆、新宮取掛候剋、其方事色々心懸候通、具申上候處、一段御滿足被成候當座爲御褒美銀子時服なと被遣候、以來は御扶持をも可被成之由、御意候條、無油斷御奉公專要候、委細は本宮下代共方より可申渡候、恐々謹言

三月十五日

湯五兵衞
長五郎七

入鹿又兵衞殿

一御鐵砲衆組頭被爲仰付候付、棟役一軒、高十石之所へ、相應之役儀御免被成候、則去年御材木之割よりひき申候間其意可有候、御鐵砲衆御法度書別紙に遣候條、彌相違無之樣に精々可被入事肝要候、恐々謹言。

元和五年卯月十八日

田原傳左衞門
湯川五兵衞

板屋又兵衞殿

一米納十石遣候間、毎年其方ひかへの内を以請取可申候則山内七右衞門方へも其通申遣候以上。

元和二年八月十一日

熊兵庫

板屋又兵衞との

一未得御意候得共一書致啓上候、然者出雲守殿新宮御拜領被成候付、其元萬事御仕置等被仰付候由及承候就夫先年北山一揆之節、我等下代之所へ取懸申處に、入鹿村之板屋又兵衞同道にて罷退、大阪ぜんはにおいて、但馬守へ披露申處、一段神妙成仕樣とて、褒美なと遣、律儀成者にて御座候間、被懸御目可被下候、我等事中納言樣へ御禮申上候節も出雲守殿御取成にて御懇意にて候、右之旨御序ての節御取成輕入存候、如何樣面上之節可得御意候、恐惶謹言。

正月廿七日

熊澤兵庫助

山本六左衛門殿

一北山一揆、新宮へ押懸候時、町中上下無相違肝煎候事、年寄嶋之介情を出候故と、右近殿御聞届被成候、辻庄兵衛所より嶋之介へ參候狀有其文言に

一其方事、去年冬元一揆之時、當所上下無相違肝煎、一揆敗北之剋、早く川を越て行く者生捕手柄仕候付、右近被致満足、毎年三人扶持に五石寫被遣候、彌町中肝煎候事專一に候、御切米之砌右近吉政より御切手可被遣候、此旨我等方より可申渡候由、御意に候間、可有其意候、恐々謹言。

八月十一日　　須川嶋之助殿　　辻庄兵衛

一新宮へ北山一揆出候砌、鍛冶町善兵衛と申者、うしかはな平嶋へ舟にて渡り、相野口谷合にて、一揆之者に渡合せ、候取申候。其時西山勘右衛門と申仁に行合、一段手柄之由被申候、頸は戸田六左衛門殿へ上け申候、牛鼻川を渡し申、先陣は熊谷次郎兵衛榎本太郎左衛門小堀武左衛門也。其後數多渡し一揆追拂申候、寛文元年迄四十八年に成。

一北山一揆、相野口、檜杖口兩方押寄參候時、越路より檜杖へおりさがり、川を越、一揆之者追散申候付、爲御褒美、茶たて五十七本被下候。此茶たては一揆之者鐵砲たてに仕申候茶たてに御座候。右の茶たて被下候人數之覺、

新宮ノ五郎右衛門　同　太郎右衛門　同　九右衛門
佐野德兵衛　同　三輪崎庄右衛門　同　茂左衛門
三輪崎茂左衛門　同　茂右衛門　同　孫三
和氣村藤田、北山一揆之砌忠功申候付、其年より庄屋被仰付候由、辻庄兵衛書狀有。文に、爲御意申越候、然者其方事、去年一揆之刻、新宮へ相詰、親類共迄引越忠功仕候に付、和氣村當庄屋其方に被爲仰付候旨御意候條、得其意御公儀大事可仕候。其村之儀は不及候、三ッ村之事肝煎候樣に肝要候此段小百姓共方此方より可申付候、恐々謹言。

九月十五日　　藤田市助殿　　辻庄吉

一色川村之内、平野村坊主長雲と申仁、元來北山のものにて有之候故、北山一揆之節、色川をもかたらひ、色々一揆之才覺仕候處を、其時之代官長東甚兵衛、宮代理兵衛、色川吉兵衛なと相談にて申付、平野村之與兵衛、同村之助太郎と申者打申候、坊主が子生捕、天滿にて成敗被成由。

一原仁左衛門と申牢人御座候、大阪にてかせき申候通、時之主堀内若狹の狀有之、文に久々にて逢一入滿足申處に、其方名も忌申に付彼せてんの袷を着候者は如何仕候と噂申候處、面にて大阪兩日之儀、心馳に申滿足不過之候間、所在之處、一日は滯留一入と存候、重而上方へ被登候は、面にて委可申入候、恐々謹言。

正月廿三日　　原仁左衛門殿　　堀若狹

外に大阪兩日心馳之儀、さりとては感入申候。我等儀も、此體にては暮申間數候間、其時分は貴所賴入可申候、萬其心得可有候。（原仁左衛門の一項石垣本に見えず）

楊枝村淨樂寺長訓と申仁前代よりの狀共所持申候狀之覺

一去廿日之日付之書狀並一揆之首數廿三、慥相屆候、此表より伏見へ上け遣候、即長盛樣御返禮被遣候、可有頂戴候、其表御手柄、尤候、猶追而吉左右可申上承候、恐々謹言。

九月廿五日　　長訓　　早田亟助

一去十九日、於田地村、山さかし仕、十津川組中にて首數廿三討取到來、祝着之至候、今度別て精を被入候通聞屆候、恐々謹言。

（大和大納言樣御家來也）　　増田右衛門長盛判

九月廿三日　　淨樂寺長訓

一去廿二日、山地村之者共、いわや（籠有之所へ取懸、一人も不殘、討捕首十九到來、誠今度之働無比類候、次其方弟鐵砲にうたれ相果候由、不慥之至候。猶大塚庄作、小嶋三右衛門可申候、恐々謹言。

九月廿五日　　淨樂寺長訓　　右衛門長盛判

一急度申越候、然者淨樂寺領分より、鐵砲之者二十人召出、早々其方和歌山まて可被罷登候、此時自然其方被申付候儀、相背者於有之者、急度曲事に可申付候、恐々謹言。

十月十三日

（是ハ長訓爲ニハ弟ノ由）　樋　谷　殿

外に鐵砲之者召連急に可被罷登候、此時候間由斷有間敷候。

一御飛札拜見仕候、如仰未申通候、然者北山之者共一揆起、入鹿村に有之由、代官追拂申候由被仰越候、其上新宮へ取懸候半之由、御知せ滿足申候、自然此地へ參候はゝ、其元三ツ村庄屋、百姓中と御談合、隨分御防可被成候、殊御陣へ長訓御子息御立候由、御大儀共に候、彌其元之儀被入御精尤に存候、猶重て可申入候、恐々謹言。

十二月十日　　淺野右近判

淨正寺內　源介殿　　戸六左衞門

一、高百五十二石三斗六升六合　　室郡川合村

一、高三十九石四斗七升　　花井下木村

一、高八石　　同九重之內

合二百石

右遣之候條、全可令領知候、追而判形を出し、此墨付可取替者也。

慶長八年十一月廿五日　　紀伊守

淨樂寺

是は淺野紀伊守殿より知行被遣候墨付之寫

一井關村次郎右衞門儀、房州と清水門善房と取合候時、次郎右衞門は房州方仕候。門善坊弟の左京と申者の頸を取申候、其褒美として刀脇指と、井關村にて高二石、亦佐野村にて田壹反被下候、長田下野、同正政所殿御兩人より、鎧二筋御褒美に被下候、頸は房州へ差上申候城主門善房と申は、清水瀨兵衞おはむこにて候。

寅六月十九日　　（熊野領一揆）

右「熊野領一揆」の書は各地に傳寫されしものと見ゐ、本郡西山小學校等より提出されしものあれども大同小異に付き之を省略す、

尙ほ熊野領一揆につきては色々の異本あり、且つ新宮の儒者大石氏の著「田舍太平記」の如きは小說的に面白く叙述せるものなるが、茲に神上村大字尾川高梨氏所藏の「北山一揆物語」は前記「熊野領一揆」とは編述の體を異にし且つ其の足らざる處を補ひ誠に貴重の史料たるを以て煩を厭はず左に其の全文を揭ぐ

北山一揆物語　（神川村尾川高盤氏藏）

北山一揆の起は慶長十九年寅十月の頃、北山組三村の內川合村に山室と云ふ者有り大阪よりの內意を受て一族を語らひ一揆の企をなす。依之大峯釋迦嶽より二里下センキウの津久と云ふもの山室に同心す、其外堀內將監、中村某、小中某、同意す以上五人同道にて大阪へ參り一揆の評定相究る由、右山室、津久、堀內、中村、小中は世に所謂五鬼是なり。其の內大阪より歸り一揆の色を立て近鄕在々駈催ふし勸むるは山室、津久兩人なり三人は大阪に止ると也、若山の城を乘取べきとて在々所々與力の百姓を集る、此手の頭分には山口喜內廣の知森、日高郡にて財部の兵衞等一揆を勸め、和歌山淺野但馬守大阪表出陣の留守を窺ひ城を乘取るべしとの談合せしと也。

熊野新宮の城を窺ふ一揆原には大峯前鬼の內津久と云ふ者を頭として平谷の三助又は和州北山在々の庄屋並に其村にて口をも開程の者共を語らひ內談堅く示合せ其後津久、與力の百姓等に向て曰く今度大阪一亂に付但馬守泉州迄出張し我より大阪、馳向る由、然れば若山にも勿論田邊新宮共、士亦は町人に至る迄はか〳〵しき者有べからず、此時節何れも志を一つにして取かけは安々と新宮を攻取るべき事必定なり、此度利運を得るに於ては其村山林田畑等夫々に各々配分し與ふべし、本より新宮領分は此津久支配すべき也、何れの村方にても此義に同意無之者あるに於ては重て身の上の大事、目の前なりと申ければ、風に隨ふ草木の如く何

も最くこて同意す、故に津久いよ〳〵威勢強く盛んにして奥々よりも迎に出て殊の外熱したる様子なりと云ふ。新宮留守の物主（編者云ふ物主とは一藩を統率す役名）戸田六左衛門（淺野右近太夫家老千石）北山一揆蜂起の注進前日に之を聞き其用意專らなり、青木小兵衛（一説小柳小兵衛右近内切米文のものと云ふ）と云ふ者を組頭として相野谷、尾呂志兩組にて健かなる者を選び四五十人鐵炮を持せ尾呂志風傳野と云ふ處にて一揆を押留め追拂はん爲に指向らる。然れども一揆の奴原早く片川村迄大勢にて出向ひ相支ゆる、青木も案に相違して雜人原といへども多勢に無勢對しがたく引取たり、翌日一揆共早や大里村に押入暫く控へ新宮へ取寄する評定區々なり。

尾呂志邊にても悉く百姓等を語らひ付け、剩へ大里村西東の公儀藏へ己等が封印を付置き米入用次第渡すべしと庄屋共へ嚴しく催促すれども庄屋共一圓承知せず、然れども色々手を入れ無理に取納ること其勢強き故なり。

一揆の者新宮の樣子見聞の爲に同類の內兩人鮒田村へ越し彼方此方と窺はせ其夜は鮒田に一宿す、新宮よりも兼て檢見の者鮒田村へ入置る故に彼の二人の者を見付、是は一揆方より案內見ん爲に來ること必定なりとて頓て二人ともに討取りぬ、此由北山者聞付是は鮒田村より注進せしなるべしと大に怒罵る事甚し、依之早速大里より船田へ內通有之に付船田村西圧七、鈴木勘七と云ふもの二人大里村へ罷り越一揆の頭分の者共に對面す、其時津久云けるは、此方組下の者の內用有て牛鼻邊へ遣す處に新宮へ早く告知らせ二人の者討せ申段不屆千萬也、此上は各をも遁し申間敷と聲々に罵る、其時庄七、勘七共にやゝ有て云ふは最の事ながら全く此方より知せたるに非ず、新宮へも密々に聞わ檢見の爲め頃日二三人つゝ鮒田へさし置かるゝ處に彼の二人の者を見付て是こそ不審なるものとて討取たると存す、此方より全く注進せず、若し某共告知せたるとの證據有之に於ては何樣の罪にも行はるべし、且又各々心得の爲、申すべき事あり御存知の通り新宮には家中の士衆も餘程有之、其外浪人或は社人町人又は百姓等多く有之猶又尋ね申度事あり、其義は此度新宮取かけ給ふ手段如何と問ふ、其時一人進み出て云ふは其方如何やうの底意も難計、然れば先づ其趣を述られよ、兩人云く各にも定て考有べし敵味方懸合の時節、音無の大河越すべき手段心許無く存ずる也依之尋ね可申と云ふ、又其座に大里門禰宜と云ふ者居合て云く船田衆は少も如在無之樣に相聞るなれば兎角船田衆を味方に引付け牛鼻大川を越ゆべき謀、船田衆ならでは成間敷なり、二人は急き歸られ船橋の用意尤もなりと云ふ。其時船田兩人僞りながら慥に受合同心して左あらば牛鼻に材木數々有之、即ち筏に組置き各出らるゝ刻大川にかけわたし安々と越させ可申、且又二三日の粮米なども支度可仕と申し漸く其座を立ち虎口の難を遁れ歸る、道すがら二人私語けるは何と牛鼻に大筏を數多組置き山の者共を引乘せ新宮へ渡すべき體にして港口へ流しやるならば太刀も刀も入るまじと云ふ、一人の曰く此巧み最も宜しかるべし然れども萬一山の者共利運に成る時は如何ならん所詮在所邊に居る事叶はざるものなり、山の者の目に懸り疑はれても惡かるべしと兩人を始とし其外妻子を引連れ奥山へ逃入となり。

新宮より船田村に讎はなけれども、村の人家を其儘に置くならば一揆の小屋にも便ありとて船田中殘らず寺迄も燒拂ふ、然れ共牛鼻宮寺は無事也、依之村の者共家內道具雜具種物等此處彼處の山林へ隱し置といへども新宮町より大勢押入り殘らず奪ひ取しとなり。

一揆の者大里、高岡村にて暫く考へ時分を計つて牛鼻迄まくり出で定て彼筏舟橋こそ有るらめと尋ね見れども無之、又船田村に一人も見わず案の外なる仕合是非に不及先づ川を隔て鐵炮にて新宮と打合ひたり。

附、鮒田者へ一揆の者共に怒罵られたる事船田の仕合と云は事終り御吟味の時言ひ分立しと也。

本川筋は十津川、河たけの組其村々にて語り合せ川下り檜杖村迄出て先づ蓼津呂瀬頭、北河原は一揆の者、南河原は新宮鐵砲にて互に打合ふ（此せり合十月末と云なり）爰に宇井の地方組五郎左衛門と云ふ者才覺大きに勝れたる働と云ふは町中より茶立數多取寄せ是を楯とし一揆の者と打合ふ處に一揆の者の中より一人進み出て南河原に向ひ罵りけるは其許にて勵み回るは誰某にては無きかと呼はる、答へて曰く如何にも其方見知れる如くなり、左云は檜杖村の何某にては無かと云ふ、彼の者一揆の大將たるを威光に思ひ廣言したりと相聞えたり重て一揆同心の者御穿鑿の時彼の言葉をかけたる者一番に搦捕らるゝなり。

牛鼻人數次第に成川深谷さで打詰戰ふ新宮にも人數多く見せん爲に町中老若ともに川原表へ早く出よと相觸らる故我も我もと罷出川を隔て敵に向ふ、爰に本陣淨圓坊（一說に淨惠房とも云ふ）と云ふ者の妻に心猛く才覺ある者也、彼女川原へ懸出大音あげ如何に面々是れ一大事の場也油斷有るべからずとて、先づ庵主の薮へかけ入り竹百本計り切出させ彼竹に角取紙を付て一本づゝ持せ川原表へ早々出よとて長柄の如く見せ川の上下に下知をなし先づ竿の立樣見繕ふ其後諸人に向ひ云けるは今度領主は御留守と云ひ味方無人也、敵一人も川を越させ候はゞ皆々一々舌喰切死せよ〳〵と拳を握り齒咬をして駈回たる此女の爲體その勇氣の逞しさ又有間敷と皆々沙汰せしと也。

互に川を隔て打合晩合計にて勝負なし、町奉行小堀武左衛門（又小森武左衛門ともあり右近太夫內二百石）並榎本太郎右衛門、熊谷次郎兵衛馬上にて水手口より牛鼻南川原迄乘り回り下知をなすと云ふ。

留守物主戸田六左衛門は其日一揆原成川深谷迄押詰たりと云へども其身は成林寺といふ禪寺にて碁を打居たる處に、追々敵こそ只今深谷川端迄押來り追付川を越へき體なりと注進櫛の齒を引くか如く告來れば、六左衛門は碁を打ながら敵は越ね難からん大河ありと計り也、心勇にして器量も有る士なりと人々稱美せり。

戸田六左衛門下知として卒爾に川向へ一人も渡る事無用の由制す、然るに榎本分別には制せらるゝを守るも尤なれど一揆の奴原夜に入るを相待ち大勢にて押入當町中を燒ならば以の外難儀なるべしと云へは、熊谷申は物主より堅く無用と有之上は暫く見合らるべきかと、其時榎本は左あらば兎角一人の存分に致すべしとて手前の川平太舟に乘り白きシナイを指し一番に川を渡す、此折節小山久太夫と申す者は川下より四五端帆に乘り漕出す、榎本は川案內は能く知たる故眞直に向へ越し山の手へかゝり敵を追くづし船田村へ罷向ふ此節熊谷に出合ふ是より前にて敵百ばかり有る處へ太郎右衛門並大藏見齋庄助と云もの又町人に五郎太夫加右衛門其外五六十人にて敵を追拂ふ、榎本熊谷は芝が瀨邊にて敵を先づ取切り榎本首一つ熊谷も首一つ討取即ち高岡迄追詰るなり。

稻垣小左右衛門と云ふ者（右近太夫內切米也）彼此と勵み芝瀨迫合にも精を出せとも指たる功もなし故に重て御取立もなかりし。

私曰御國替の後餘程有て新宮領主水野重良公北山一揆の節榎本手前の働き御尋に付委細申上る、然るに此の稻垣其身も攻合の場を勤めたれども不仕合なるを無本意思ひ我手前を少し働きたる樣に飾りけるが、榎本働を左程にも無之樣に人々にも咄し太郎右衛門抔を寒しけると也、故に事紛しく沙汰も有けるが、重て重良公水野平右衛門、水野喜兵衛、神谷九左衛門を御頼み藝州戶田六左衛門方へ右三人連署を以て相尋らる處に即報に榎本第一番に川を渡し一揆の者共追拂ひ勝れたる仕形見屆候由懇に申來り依之被召出二百石下賜之、右一揆退散の即日戶田より榎本方への證狀並長田正政所よりの書狀も有之と雖も此度藝州より神谷なご方への證據狀をも所持仕るべしとて被下置、數通の證狀今に榎本太郎右衛門家に相傳ふ

尾鷲杉野長左衛門（右近內二百五十石と云へり）關船一艘に大勢乘り鐵炮百丁用意し爲見廻に來り深谷前川中に掛り居船に人ありとは敵努々知ることなし、彼の船次第々々に陸へ付寄せ川下より火をつけ燒立て其勢に新宮より川を渡し追立る。爰に鍛治町善兵衛と云もの甲斐々々しく健げなる者なるが深谷口にて首一つ討

取り敵味方に見せたり、山の者共たまりかね相野口芝瀬指て敗走せり（附）此刻中新之亟、庄司兵左衛門なども來る若此船中の人數か追て考ふべし。

相野口の奥に器量健なるもの一人忍居る、新宮家中の又者是を見付け片川村八兵衛にてはなきか早く出づべし一命は助るぞと聲を懸れば則彼者の出來るを捕へ新宮へ連行預け置きしが一揆一味の者なれば公義へ忠節なりとて重て御吟味の節、彼の又者一番かけの首尾に成たる由

（誰人の家來か知らず追て可考）

一揆の將津久、大里村宿にて諸人に向ひて云けるは、各は明早天に牛鼻迄出らるべし、我等は時分を計て出べしと云合せ、既に刻限にも成しかば其在所の内達者なる人足十人許り出し山乘物に打乘り旗一流押立て大里より五町程下田の道迄出る所に新宮より追崩されたる先立の者に行逢ひ新宮の樣子如何と問へば恐なる申され事や、牛ノ鼻より先へは中々頭出しならず、其上新宮の兵共追付け是迄懸來るべしと息もつきあへず云ければ人足共乘物を沼田へなげすて散々に北げ行たり、津久は力無く然て北山さして引歸す、其後日數過て大峯の近所仙臺と云ふ所にて餓死たりと云ふ。

爰に芝次郎左衛門と云ふ者あり（浪人か地士か不分明追て考ふべし）是も川を越ゑ牛鼻邊處々走り回り見れども一揆原、疾く敗北と見へて一人にも不逢故本意なく思ふ所に向の物かけに幟の見へけるを扨は能仕物ありと悦び間近く寄て見れば敵一人も見くず然れども是迄働き出たる驗なりとて彼幟を取り歸ると也

私曰、此次郎左衛門世間靜りて後の批判に一揆原とは云ながら敵の旗を奪取たるは手柄なりと他所にては譽るとも也、右の沙汰に依て若狹大守へ被召出三百石の祿を賜りたると云ふ、按ずるに榎本氏覺書の中に佐野より出たる由にて一人若輩もの味方打に逢んとせしを榎本先の者に斷り追散す、彼若もの敵を追かけねれども、敵早や北げ行く故に手をはふきかねとも首尾も能く聞えける、其後於江戸奉公を捨けるに、先樣の云へるは何とそ申立も有之やと問ふ故右の有增を答へ則太郎右衞門方へ書付をも玉はり候樣にと願ひ越す故、右の首尾申越由覺書に

あり、其の者の名無之故略之、若芝氏の事か然れども其場の首尾異なれば定て別人ならんか

一揆の者共出て來る道筋の村々頭分の者共寄合云けるは物ごと能く鑒るに我々か働も皆案の外相違になる此上は分別處なり我々地頭方へ忠節第一の義と思ひ心を引かへ先づ相野谷の内大里の田中次郎禰宜は山の者歸るを見て追かけ平尾井村寺の後ろにて暮六つ時分一揆の者と迫合で道より下の小川谷へ切倒し最早死たりと思ひ明朝首を可取とて宿へ歸りける、其身も少々淺き疵を蒙りける、翌朝明るを待かね人を遣し見ければ彼者北げ行きたるにや見わず定て淺手故に空死と相聞たり又西村の者同日一揆の者首一つ取たるを次郎禰宜所望し東村田中こそ此首を取たりと申上しと也

西村山城事一揆の者宿致し其上彼是取持肝煎たる故御穿鑿の時危ふかりしが、然れども田中、山城兩人とも御免子細無く事は長袖故なり。

大阪御和談に付諸大名何れも歸國の沙汰也、依之當國守護並新宮領主歸國に付家中共に寅の十二月押詰め何も歸宅、然る處に和歌山よりの仰せとして北山國領分は殘らず燒拂ひ、目に遮ぎる者をば切取るべし、大和領北山は是も重て御吟味の上にて一揆一味の者不殘御支置有るべし、扨又和歌山より討手として熊野兵庫馳向ふ（一說に先手將として右近太夫熊澤兵庫其外馬上五十騎とあり）

新宮にて永田正政所、卷本荒助、中川角右衛門、其外新宮領分在中にても口をも聞く程のもの、兵庫殿に相隨ひ、十二月廿七日、先づ尾呂志にて人數を揃へ暫く評定有て追付け入鹿組へ我先にと入込み頓て家に火をかけ燒崩す、外の頭々衆も手分して數の村に燒立ること夥し。

大沼村前は北山組とて歩渡り成らざる川也、大沼村と竹原村と其間に數々の難所あり、兼ての催しに道より上は手に大木を切り指繩にて括り置き新宮入數此所を押通る時彼の綱を切て落し微塵にせんと巧みたり。寄

手は小川村に陣を取り諸事を聞繕ひ色々談合す、彼の難所の事まで寄手内々具に知る故に彼が手段にのらず大沼村前川より東の方に寄手より楯を配り鐵炮にて打合なり。爰に山の者の内若き男二人赤裏の羽織に馬のりあけたる長羽織を着し川端にて脛をまくり上げ爰を打てよとたゝき居たり、寄手是を見て扨て憎き奴哉あれ遁すな討て取れとて寄手大勢の其中に淺里村文里と云ふ者を選出し其間百間ばかりあるを火藥にて只一矢に打倒し、又二の矢に今一人をも同じく打伏たり諸人何れも稱美の聲暫しは止まざりしとなり。

兵庫頭も大沼村へ可越と思へども其日に限り寒氣甚しければ何れも思案する所に、兵庫は其儘馬を游かせ渡しける小者共は兵庫が馬の尾に取付き難なく越たり、然る處に年頃五十計に見わたる者夫婦共に居たり、其家名を木ノ室と云ふ、兵庫是を見て則ち飛かゝり透間なく引組む。兵庫は甲冑、木ノ室は生膚なれば何の苦もなく兵庫を膝の下に押付け、姥は何くに有そと聲を立つれば、姥は丈夫なる松割庖丁を以て兵庫が甲の上をしたゝかに控へ、既に危く見わける處に味方より兵庫討すなと聲々に呼ばはる。爰に新宮の住人永田五郎右衛門と云ふ者馳せ來り木ノ室を取て引返し首を兵庫に取せけるとなり、前に山室と云ふは此の木ノ室か、但し古老の覺書にも山室鬼助とあり。

南筋佐野組、那智組、色川組、太田組、古座組迄の者共、北山と一黨して同日に新宮へ取懸るべきとの兼ての手合なりしが、北山組一日早く出る故南筋の者共は手に合はざるなり、但南筋の者共は思案も替へたる樣に相聞ゑし

兼ては新宮を手に入れ田邊其後若山へ押かけべきと堅く約束せしとなり

此手の頭分は色川組平野村慶福寺の住僧龍雲と云ふ出家勝れたる大力なり、刀は四尺に拵へ今度南筋を駈り催し彼是と肝煎、其上北山の者共と堅く云ひ合せ置となり、其後御吟味の節奥々の頭分御穿鑿の處此龍雲も南筋頭分の由訴人有之終に御成敗なり。

一揆の大將津久前に記す通り大峯近所仙臺にて餓死しけるを何者か見出しけん、大峯山の者共何れも集り色々談合して一揆の大將の首我々討取たりと差上るならば今度の難を遁るゝ品もあるべしと津久が首を取り扨て誰をか可遣と云ふに皆々恐れて我れ行かんと云ふものなし、然る處に下市生れの者今他ノ峯に居住せし小右衛門に持せ遣し下市御代官迄指上げ可然とて小右衛門と云ふ者討取たるとて江戸にても御褒美に預りしとなり。

新宮家中大阪出陣の刻城内に廣く小屋をかけ、在々庄屋共の妻子一人宛人質に取入れ、其人質部屋に棟かぎり齒朶を積み置く、是は若し一揆の者共新宮へ押入ならば火を付け燒き崩さん爲めなり。

元和元卯年關東より御下知として熊野奥北山堺に一揆押へとして城を取立べき由、其奉行は藤堂和泉守なり、入鹿組の內赤木村に城普請始りやう〳〵出來致し紀州領の內北山何村にては何某、此村にては誰と云ふ者早々伺候して取出の御城を拜し御祝儀可申上との回文也、村々の者共何心もなく我も〳〵と刷ひ罷出で和泉守へ目見可致由にて赤木村へ相詰る、其內一揆一味の者には手掟を以て城玄關違の間にて一人宛召出し搦め取て縛り、遙かの奥へ連れ行き其次何村の誰と呼出しては縛り段々に如此捕へて一人も不殘、搦め捕り赤木村と大栗須村との間にタヒラコと云ふ休場の長き尾あり、此所にて一々梟首せらる。

新宮領並に御藏領入鹿組相野谷、川たけ筋不殘一揆に一味の者御詮議の上數百人鵜殿川原表に一々獄門にかけらるゝとなり。

大阪事終て卯の秋冬の頃者山にて一揆に與したる者御穿鑿の上牢舍其後火アブリの由

或る書に云ふ北山一揆追拂、新宮靜謐に成たるは十一月の事とあり、同く右近太夫出陣の留守に差置かるゝ

人數知行分は戸田六左衛門を始め二十一人、知行高四千七百五十石、同切米分青木小兵衛を始として十九人、外に中間頭三人（新右衛門、孫八、與九郎右三人なり）熊谷次郎兵衛一揆の節の働を以て當家へ勤へ仕り正保年中病死八十餘榎本太郎右衛門前に記す如くの首尾を以て當家へ被召出是又壽八十計にて病死、今太郎右衛門の爲には父方の祖父也。

第十章　藩政時代

（藩政は淺野氏時代より行はれるものなるも淺野氏は慶長五年入國、元和五年移封に至る僅か二十年に止まり德川侯は入國以來明治四年廢藩置縣に至る迄二百五十餘年間藩政を掌り其の間の記事前後脈絡の關係あるを以て、淺野氏時代は第九章に掲げ、本章に於て德川侯の藩政沿革を總括せんとす）

（一）德川侯就封

元和五年淺野氏の封を安藝に移さるゝや德川幕府は德川賴宣を紀伊國主に封せり。賴宣は德川家康の第十子にして初め慶長八年常陸水戸に封ぜられ二十五萬石を領し同十一年從四位下常陸介に任ぜられ、同十四年封を駿府に移され駿遠の地五十萬石を領し累進して元和三年權中納言に任ぜられしが元和五年德川秀忠は賴宣の封を紀伊に移さんとし、賴宣の傅安藤直次を召し謂つて曰く「紀伊の國たる南海に突出し、西阿淡を制し、北京畿を控へ、東和勢に連なり實に西國の咽喉要害の地たり、我此の故に至親を以て之を鎭せしめんと欲す、今中納言は年少なりと雖も、誠に其の人也、然れども駿河は太公遺命の存する所なり、若し予が遺命に背くを以て之を難せば之を奈何ともすることなし、汝善く此の意を中納言に諭せよ」と。直次還りて具に之を賴宣に白す。賴宣命を聽きて曰く「吾既に一身を以て國に委ぬ、國の爲に用ひらるゝことを得ば可なり、謹んで台命を奉じ、敢て鯁鈍を竭さんのみ」と秀忠大に喜ぶ。此に於て淺野氏の封を安藝に移し、賴宣を紀伊に封し、伊勢の地を併せ賜ひ五萬石を加增す。即ち紀伊一國名草、海部、那賀、伊都、有田、日高、牟婁七郡の表高三十七萬石、伊勢國度會、多氣、飯高、飯野、一志、安藝、三重、鈴鹿、八郡の內の表高十八萬石、

合して五十五萬石を本領とせり。後又大和吉野郡の内にて一千石の地を賜へり。此に於て賴宣は元和五年八月十八日若山城に入り、國老安藤直次を田邊に、同水野重仲を新宮に置き共に傅相として口熊野、奥熊野を統べしめ永く南海の雄藩として三家の一に列し、其の家を紀州家と稱し、幕府よりは紀伊殿と唱へ、累代封を襲ぎ、光貞、綱教、賴職、吉宗、宗直、宗將、重倫、治貞、治寶、齊順、齊疆、慶福、幾承の十四代に及べり、其の家系左の如し（伊勢を除き本藩領の口六郡兩熊野に分つ、口六郡は名草、海部、那賀、伊都、有田、日高の六郡にして、兩熊野は即ち口熊野、奥熊野なり）

紀伊德川家家系

一代　賴宣公

家系　德川家康第十子、母正木氏、夫人加藤清正女
生誕　慶長七年三月七日
薨去　寛文十一年正月十日（壽七歲）
致仕　寛文六年五月廿一日
官位　從二位權大納言
就封　元和五年七月十五日
諡號　南龍院

二代　光貞公

家系　賴宣長子　母中川氏夫人伏見貞清親王女
生誕　寛永三年十二月十一日生
薨去　寶永二年八月八日（壽八十）
致仕　元祿十一年四月廿二日（剃髮號對山）
官位　從二位權大納言　贈從一位
諡號　清溪院

三代　綱教公

家系　光貞長子　母山田氏　夫人將軍綱吉女
生誕　寛文五年八月廿六日
薨去　寶永二年五月八日（壽四十二）
官位　從三位權中納言　贈從二位權大納言
諡號　高林院

四代　賴職公

家系　光貞第三子　母宮崎氏
生誕　延寶八年正月十七日
薨去　寶永二年九月八日（壽二十六）
官位　從四位下左近衛權少將　贈參議從三位
諡號　深覺院

五代　吉宗公

家系　光貞第四子　母巨勢氏　夫人伏見貞致親王女
生誕　貞享元年十月二十日
薨去　寶曆元年六月二十日（壽六十八）
官位　從三位權中納言　贈正一位大相國（享保元年四月晦日承將軍家）
諡號　有德院

六代　宗直公

家系　光貞弟賴純第三子　母太田氏
生誕　天保二年七月廿五日

薨去　寶曆七年七月二日（壽七十二）
官位　從二位權大納言
去號　大慧院

七代　宗將（ノリ）公

家系　宗直長子　母服部氏　夫人伏見貞建親王女實今出川誠学女　繼室一條兼香女
生誕　享保五年二月三十日
薨去　明和二年二月廿五日（壽四十六）
官位　從三位權中納言
諡號　菩提心院

八代　重倫（ノリ）公

家系　宗將第二子　母吉田氏
生誕　延享三年二月二十日
薨去　文政十二年六月二日
官位　從三位權中納言
致仕　安永四年三月三日（天明六年十一月七日剃髮號大眞）
諡號　觀自在院

九代　治貞　公

家系　宗直第二子　母外山氏　夫人今出川氏或云菊亭氏
生誕　享保十三年二月廿六日生
薨去　寬政元年十月廿三日（壽六十二）
官位　從三位權中納言
諡號　香巖院

十代　治寶　公

家系　重倫第二子　母佐々木氏　夫人將軍家治養女實田安宗武女
生誕　明和八年六月十八日生
薨去　嘉永六年正月八日
官位　從一位前大納言
致仕　文政七年六月七日致仕
諡號　舜恭院

十一代　齊順（ユキ）公

家系　將軍家齊第七子　母梶氏　夫人治寶養女
生誕　享保元年九月九日
薨去　弘化三年閏五月八日
官位　正二位大權納言
諡號　顯龍院

十二代　齊彊（トシ）

家系　將軍家齊第二十子　母吉見氏　夫人近衞氏
生誕　文政三年四月廿八日
薨去　嘉永二年三月十日
官位　從二位權大納言
諡號　憲章院

十三代　慶福（ヨシ トミ）公

家系　幼名菊千代　後家茂　齊順長子　松平氏　夫人靜寬院宮
生誕　弘化三年閏五月廿四日

薨去　慶應二年八月二十日
官位　從三位參議兼左中將　後贈正一位大相國
諡號　昭德院
（安政五年六月廿五日嗣將軍家）

十四代　茂承公

家系　賴宣第二子賴純（西條家）八代孫賴學第七子　母近藤氏　夫人伏見貞致親王の女倫宮則子、
生誕　弘化元年正月十五日
薨去　明治三十九年八月二十日
官位　正三位權中納言　後從一位侯爵
　　明治二年六月任和歌山藩知事
　　明治四年七月免和歌山藩知事
諡號　慈承院

而して現代紀州家の世系は左の如し

侯爵　德川賴倫　舊田安侯德川慶賴の第六子にして明治五年六月廿三日誕生、同十三年二月二日出でゝ德川茂承の嗣となる。夫人久子（母は伏見邦家親王の女倫宮則子にして明治六年十一月十五日の誕生なり）は即ち茂承侯の長女なり。又賴倫侯の長兄家達は德川宗家を襲ぎて公爵たり。次兄達孝は田安家を嗣ぎて伯爵たり
世子　賴貞　賴倫侯の長子にして明治廿六年八月十六日の誕生なり

（二）歷代藩主

（一）賴宣公　德川家康の第十子にして紀州家の始祖なり。初め賴將、又賴信、幼より雄武濶達にして深く家康の殊寵を受く。元和五年八月十八日始めて入國す。公初め紀伊の地、民奸黠にして難治の國なりと聽き、安藤直次の議により先づ戶田藤左衛門を遣はして治國の法を圖らしめたり、戶田は大久保石見守の浪人にして治才あり、紀伊に入るや土豪神前中務、金谷次部四郎、田所平左衛門三人を呼出し、淺野家の制度法律及び諸般の事情を聽取し之を參酌して諸般の規畫を定む。公入國するや安藤直次（三萬五千石）をして田邊を鎭せしめ、水野重央（三萬五千石）に新宮城を守らしめ、久野宗成を勢州田丸城に置き地方鎭撫の任に當らしむ。公は能く幕府の法度を遵奉し、神佛を崇敬し、海陸の武備に注意し、廣く武勇の士を招致して武を勵まし、又學を好みて李梅溪、那波活及其の子木庵等の儒臣を親近して常に國政を諮議せり。其の他延見せし名士頗る多く、明人吳仁顯の如きは頗る優待され、又熊野蕃山の如きも經書を講せしことあり。公は又殖產を奬勵し地方の開發を計り、頗る意を民治に用ゐ、深く百姓の安寧幸福を計り、自ら封內を巡視し遠く熊野に至るまで普く視察し、民の疾苦を問ひ、土地の宜しきを相して殖產興業の法を授け、或は開墾灌漑の道を開き、治國五十年、勵精治を圖り安藤水野の兩相、李梅溪、那波等の儒臣能く公を補佐せしかば、國防、軍備、政治の諸制度を始めとし、民治產業に及ぶまで施設經營概ね完備して藩政の基礎全く成れり。公の晚年（五十九歲萬治三年の時）に當り熊野の住民にして其の親を殺したるものあり、吏之を捕へて罪を糺したるに其の者平然として答へて曰く他人の親ならば知らず、吾が親が惡しき故に吾が之を殺すは當然なりと、吏其の親の尊むべきを諭すと雖も聽かざりしかば之を公に上申せり。公大に嘆じて山中邊鄙の地とはいひ乍ら我が領內に於て斯る淺ましき者を出したるは我が罪なりと、儒臣李梅溪に命じて日々獄屋に赴きて其の者に孝道の尊むべき所以を說かしめたる三年に及びたり。其の者是に至りて漸く悔悟し、遂に自ら我が過なりしを申立てゝ罪に服したり。是に於て公自ら筆を執りて一通の告諭を草し、梅溪に命じて淨書せしめ、之を津々浦々迄にも通達し能く敎へ諭せよと命せり。則ち是れ世に父母狀と稱するものにして藩政時代には

年々之を村民に讀み聞せ、或は學校、寺子屋の手本として用ゐしめしものなり。其の文に曰く

父母に孝行に、法度を守り、へりくだり、奢らずして、面々家職を勤め、正直を本とする事誰も存したる事なれども彌能く相心得候樣に常々下へ敎へ可申聞者也

子　正　月　日

世にまた之を六諭の敎と稱したり。斯の如く公が深く意を敎化の普及に用ひたりしが故に、法令善く下に行はれ、民俗頓に改まり、曾て難治の地と稱せられし紀州の地も甚だ順良の民となり、其の致仕の前年寬文六年には獄中一人の罪人なきに至れり。其の當時執政より郡奉行代官へ申渡され通達書に

先年仰出候在々の御仕置百姓共に申聞せ大かた得心仕候樣に被聞候、牢屋に科人一人も無之段も達御耳御機嫌に思召候（中略）此以後は猶以科を不仕相嗜可申候科はたくみて仕ものにては無之候、心ならず出來るものにて候間相嗜可申處肝要なり、科人出來候ては御褒美の御詞の處、其甲斐無之候間、末々迄彌々御敎を守り候樣に、念比に申聞せ候て、兼ての敎の御書付讀聽せ可申候

とある如きは其の治化の如何に普及せしかを知るに定るべし。寬文六年老を以て長子光貞に封を讓り、同十一年薨去せり。世は南龍公と稱せり。

（二）光貞公　光貞は賴宣の長子にして幼名は長福丸、人と爲り穎達にし剛勇、乃父賴宣の風あり、學を好み、儒臣に命じ律書を講じ明律を譯せしむ、本藩刑法の基をなせり。治世三十一年意を政治に用ゐ、領内善く治まり、前代に續きて刑を措くの治世なりしが、常に士風の振起に意を用ゐたりしも、時漸く元祿驕奢の世に入り、且つ將軍綱吉の妹鶴姬長子綱敎に入輿あり、將軍の臨邸あり爲に御守殿、御成殿の新築あり、加之江戸邸の炎三度に及び財政次第に窘窮を告げしかば數度御立用金を斷延し銀札を發行して漸く之を凌ぐに至れり。元祿十一年致仕し對山と號し、謚して淸溪公といふ。

（三）綱敎公　光貞の嫡子、元祿十一年父光貞致仕後封を襲ぎ治世八年。前代の餘勢を受け、且公子公族甚だ多かりしかば財用足らず、屢々節用の令を下せり。公の時大畑才藏の設計に成れる伊都郡藤崎堰竣成し伊都、那賀二郡の內五十三個村、田一萬石を灌漑せり。又勢州一志郡新井の水利工事も大畑才藏の設計に依りて竣工せり、旱損田六千三百餘石の水利を得たり

（四）賴職公　光貞の第三子にして綱敎嗣なきを以て封を襲ぐ。寶永二年五月綱敎薨じ同年八月父光貞亦薨じ公看護頗る努め、已も亦病を獲て九月終に薨ず在封數月治蹟の記すべきものなし。子なきを以て弟賴方入つて封を襲ぐ、即ち中興の祖吉宗公是なり

（五）吉宗公　幼名源六郎又新之丞と稱す、光貞の第四子（庶子）なり。元祿十年將軍綱吉の命に依り越前丹生三萬石に封せられ松平主稅守賴方と稱し三家庶流の大名となせり。兄綱敎、賴職相次て薨し嗣なきを以て入りて宗家を繼ぐ、綱吉偏諱を賜はり名を吉宗と更む。庶子として長く小祿に衣食し辛酸を嘗めたるを以て頗る世態人情に通曉す、襲封の始に當り元祿驕奢の餘を受けて一藩の士風漸く紊亂し、財用益足らざりしかば、公は痛く之を憂ひ率先躬を以て範を示し家臣の節儉を勸め常に綿衣を着し、粗食に安じたり、始て襲封入城するや木綿羽織に小倉袴を著し、騎馬にて乘込み、大に家臣の美服を着せし者を驚かしたりしと云ふ。常に士心を皷舞するに意を用ゐ、古武士の風を皷吹し、藩士の武藝を奬勵し、暇あれば綿服を穿ち十六夕筒の鐵砲を杖にして山野を跋涉し猪狩をなせり。又水軍に意を用ゐ海防を嚴にせんがため浦組の制を定め捕鯨に託して水軍の練習をなせり。又頗る學問を奬勵し學問所を設け儒者をして學を講ぜしめたり、當時學術の旺盛なること天下一と稱せられたり。

當時紀藩財政の窮乏其の極に達し幕府より拜領金を爲し、家中に二十分の一の上米を命じ、町人百姓に御立

用金を命じ、新税を徴發し或は借金の斷延を行ふ等種々の方策を施行せるも、遂に其の困乏を匡救すること能はざりしが、公襲封の際理財に能ある大島守正を登用し、君臣力を合せて殖産を勵まし、節儉を勸め、殿中の坊主、手代、小役人等八十餘人を罷免し、冗費を節し、正德四年には更に大に庶政を釐革し、諸臣に命じて十年の節儉を守らしめて十年計畫を立てゝ財政を一新せんとし、其の法著々功を奏し、財用次第に足り、遂に家中の上納を免じ、幕府の拜領金を返濟し、享保元年藩を辭する時には金十四萬八百八十七兩、米十一萬六千四百石を剩すに至りしと云ふ。

公の治世に成りし溝渠堰堤甚だ多し、有名なる伊都、那賀兩郡に跨る小田堰の如き其の一なり我が熊野に於ても正德三年四村莊下湯川村に暗渠を堀鑿せり、下湯川村と檜葉村との間に山岡中間を隔つるを以て藩より檜葉村の內串峠といふ所より下湯川村との間、山腹一丁餘の間、穴を穿ちて渠となし、水を引きて田に灌がしめたるも亦公の時代なり。

公は後幕府に入りて大統を繼ぎ、積年の弊政を改革し中興の祖と稱せられし如く、本藩に在りても庶政を釐革して其の面目を一新せり。治世十二年、襲封の時は二十二歲の弱齡に過ざりしも銳意藩政の刷新を圖り、躬を以て衆を率ゐしかば、府庫は充實し、財政は整理し、士風は革まり、殖産は興り、地方は發達し各般の面目全く一變し士民擧りて悅服せり。正德六年享保元年大統を繼ぐの命を蒙り江戶城に入るに當り、若山に於て大島次郎兵衛、國中の各主庄屋共を集め其の事を告げ扨ても目出度よと告げたるも、參集の者相囁いて扨々力を落したる事に候、紀伊國は如何成り行くべきかと語り合ひ別を惜みて誰一人として嘉儀を申述るものなかりしと云ふ、以て如何に其の士心を得たるの深きかを知るべき也。

紀藩に於ては郡奉行代官は毎年春期に領內を巡回し、庄屋、肝煎、頭等を呼出し、御書付、御定書等を讀み聞かせ、或は作物の出來、不出來、百姓の生活狀態等を視察せしめ、若し貧窮困難の者あるときは是が救助法を講じ、或は工事に使役し、或は借麥の方等を實行する如きは是皆吉宗公の創始せられしものなり。民政に深き注意を拂ひ永く後代に惠を貽せるを以て茲に附記す。

（六）宗直公　正德六年（享保元年）吉宗公入りて將軍を襲ぐに當り嗣なきを以て賴宣の第二子にして伊豫西條家を創めたる賴純の第三子宗直入りて宗家を繼げり、治世四十一年、其の初世は吉宗の善政遺澤を受けて財用足り政治も普及せり。又吉宗の遺訓を奉じ享保七年には嚴に令を下して家中に節約を命じ

紬、木綿の外他の衣服を著すべからず

嘉儀祝儀の節も一汁二菜の外に香物、酒三遍、吹もの一種たるべし

年頭、歲暮、五節句等にも、祝儀物取替すべからず

葬儀、佛事は輕くすべし

婚姻、養子等に金銀の土產取遣すべからず

と令し上下士民に儉約を勵行せしめたり。蓋し當時泰平日久しく士風漸く驕奢に傾かんとするに依り牖戶綢繆の策に出でしものなり。而して敬神崇佛の念厚く幕府と相俟つて神社寺院の修築寄進されしもの頗る多し。吉宗將軍が享保六年十一月には熊野三山の社造營費として特旨を以て三千兩の御寄附あり、又三山修繕のため日本國中惣勸化公儀觸被仰出（享保七年四月）又願に依り再び日本國中惣勸化御免を仰出され將軍の生母淨園尼公より寄附（享保十年七月）ありたるが、公も亦屢々各神社に參拜し種々の御進納ありたるもの擧て數ふべからず、享保七年十月には領內を巡見し熊野三山にも社參ありたり。

然るに享保年中數度の飢饉あり、殊に同十七年の虫害は前古未曾有にて紀勢領內にて三十一萬五千五百十石の損耗あり、如此屢次の凶作にて財用次第に不足を告ぐるに至り、寬保二年に至りては御立用金三十二萬二

百兩の斷延をなすの窮狀に陷り、百方之が整理を講せしも能はず遂に國中の松山を拂下ぐるに至り國中の山林伐採さるゝもの多く長く後患を貽せり。

（七）宗將公　宗直の嫡子なり、寶曆六年宗直薨ずや、翌年八月襲對す、時に年三十八歲なり、明和二年二月病んで江戸に薨ず、在世八歲に滿たず、公の時世上驕奢の風甚だしく且つ公子姬甚だ多かりしを以て婚嫁等の費莫大なり。加ふるに公は永く江戸に滯在せしかば其の費亦少からず、財政大に窘窮を告げ、公租の先納調達等多く國中頗る疲弊せり。深く佛敎を信じ（但し甚だしく日蓮宗を排斥せり）在世中は自ら諡號を定め菩提心院と稱せり。

（八）重倫公　宗將の第二子なり、宗將明和二年薨じ直に封を襲ぐ、治世十一年にして安永四年狂暴を以て致仕を命ぜらる。幼名は岩千代、隱居の後剃髮して大眞と號し諡して觀自在公といふ。文政十二年六月薨ず、壽八十四。公氣象勇豪にして躁暴殆ど狂に近し。嘗て江戸麴町の邸にあり、隣邸松平出羽守邸に高樓あり、毎月婦女納涼をなして藩邸を俯瞰し戲笑するが如し、公常之を怒りしが、一夕自ら銃を執つて之を射殺す。事幕府に聞ゆ、終に國籠隱居を命ぜられしなりと云ふ。

公の擧止躁狂なるも、母夫人に事ふるや、恂々怡々として定省を怠らず、蓋し其の至孝天性に出づるものなり。而して其の識見亦凡ならざるものあり。將軍家重の時、島津家より大阪城の守護たらんことを請ふ、幕府大に驚き三家を召して之を議す。尾張、水戸二公も亦答ふる所を知らず。公曰く速に薩摩守の願意を聞屆けらるべし、而も薩摩守大阪に來らば、薩州は空城となるべし、拙者因て其の留守居に參るべしと告げられよと平然として答へたり。薩摩家大に驚き早々願下をなしたりと云ふ。

公隱退後大殿樣を以て稱せられ、各地を跋涉し僅かに其の鬱勃の雄心を慰めたり。寬政六年（年四十九歲）我が熊野に巡遊し木本町に一泊せしことあり（十一月廿七日）其の瀟達の資性は到る處に逸話を殘し大眞入道樣の名今に至るも邊隔に喧傳せらる。當時那智山に參詣し、那智山上に登り、平然として瀧頭の三ッ口を徒涉せり、御供の者大に其の剛膽なるに驚きしと云ふ（二木島巡覽の事は捕鯨の部に記載せり）

（九）治貞公　宗直の第二子、幼名を春千代と云ふ。始て出て西條家を繼ぎ、重倫致仕するに及び宗家を嗣ぐ。資性賢明、政事の才あり、其の西條に君たるや細井平洲を聘して學を講じ、各臣を登庸して國政を秉らしめ頗る治蹟を擧げ、在職二十三年間に十萬餘金を剩すに至れり。安永四年宗家を嗣ぐや藩政頗る解弛し士風頽廢し、驕奢の風盛んにして藩用繁く、殊に大眞公を始め方々と稱するもの二十二方に上りしかば財用の窮乏實に其の極に達せり。於此襲對第一先づ節儉の令を下し國政一々舊法に據るべきを令せり（安永四年三月）爾來頻りに群臣を戒飭し弊政を刷新し、一意財用の窮を救はんと欲したるも、天明の飢饉に遭遇し、且つ幕府より貞恭院の入輿ありて御方々と稱するもの二十八方に及び、其の費莫大にして到底救濟すべからざるの勢となりしかば、天明七年には六個年を期して財政の回復を圖らんとし、其の間諸士の俸祿を半減し公自らも極度の節儉を守り、自ら奉ずる極めて薄く、常に綿服を着し、豆腐と燒味噌とを以て食事となし、終には朝夕湯漬を召されし程なり。又諸役所の經費を半減し、奥向の諸用度も極て省略を計らしめたり。公苦心の功空しからず、諸士も之に勵まされて艱難を凌ぐ樣になり、在町人も自然と恥ぢ勵みて節儉を守るに至り、飢饉に際しても盜賊の憂なかりき。然るに公は性來多病にして未だ整理の全からざる內に寬政元年遂に薨去せり。公は德化の普及を圖り、產業發達に注意し、灌漑の便を圖り、地方の發展を圖る等、民政勸業に於て見るべき治蹟頗る多かりき。

（十）治寶（はる）公　重倫の第二子、幼名岩千代、治貞養うて子となす。寛政元年封を襲ぐ、時に年四十九、將軍家治の女種姫を迎ふ。文化三年致仕して尙ほ、政を見る、齊順、齊疆、慶福三代に亘り嘉永五年薨去に至る迄政事に與れり。天保五年十月從一位に叙せられたるを以て世に一位老公と稱せり。

襲封の初めは天明の疲弊を受け、先代改革の半にて財政困厄せるも、學館を興し、學問を奬勵し家中の節儉を勸め、文化三年堀江平藏を拔擢して國政を任す。平藏公の知遇に感じ粉骨碎身、政事に勤め權臣數人を斥け、新に榊原權之助、仁井田模一郎等を拔擢して政事に預らしめ勵精局に當り大に爲す所あらんとせしも、性多病にして在職僅に七ヶ月にして卒せり、衆之を惜めり、然れども其の遺法に依り大に財政の窮を救ふを得たり。即ち浮置歩增の法に依り、大に藩用の不足を補ひ、藩士の窮乏を救ふを得たるも尙ほ歳出の不足五萬兩に達せしかば、公は益整理節約に努め、文化五年には不足高一萬六千兩餘に減ずるを得て、財政の整理將に成らんとするに及べり。然れども時將に家齊將軍の盛世に當り、天下太平に馴れ驕奢華侈の風天下に浸潤し、又將軍家より諸公子の緣組あり、江戸藩邸及紀藩邸ともに數回の祝融に遭遇し、加之太眞公尙ほ健在にして喜怒常なく藩政に啄を容れ其の費も亦莫大なりしかば終に整理の効を全うすること能はざりしなり。文政六年には旱魃の害に依り農民蜂起して富豪に迫り所謂毀ヲ騷動なるもの所存に起るに至れり。

（十一）齊順（なりゆき）公　將軍家齊の第七子なり、幼名菊千代、文化十三年治寶の女豊姫の婿養子となる。文政七年治寶致仕し公封を襲ぐ。之より公儀の風は一藩を風靡し湊御殿の結搆は華美宏麗にして一に江戸大城に擬し、左右の侍臣百餘名に超ゆるに至り、質實朴茂の國風は全く一變せり。公襲封の際は歳二十四なりしが政は尙ほ老公治寶に在りて公は與るを得ず、爾後老に至るも政を返さず、家臣互に黨して權を爭ひ、山高石見守は齊順の出頭として寵を受け、山中筑後守は治寶の出頭として事を用ひ、此の兩人互に權を爭ひて相軋轢し、天保五年山高斥けられてより公快々として樂まず、湊御殿に退去して豪奢を極めたり。弘化三年閏五月病んで薨ず。

（十二）齊疆（なりかつ）公　將軍家齊の第二十子、出でゝ清水家を繼ぎ清水中納言と稱せしが、弘化三年閏五月齊順薨ずるに及び入りて紀藩を襲ぐ、時に歳二十七、政は尙ほ一位老公に在り。安藤、水野の兩相之を助く、治世僅に四年にして嘉永二年三月病んで薨ず。

（十三）慶福（よしとみ）公（後に家茂公）齊順の嫡子なり、齊疆薨去後生誕せしを以て齊疆養うて嗣子となす。嘉永二年齊順薨じて封を襲ぐ、年僅に四歳なり。幕府西條侯松平賴學傅相水野忠央、安藤直祐をして幼君を補け國政に與らしむ、而して水野忠央（新宮城主）最も權勢ありて一藩の政を左右し嘉永五年より六年に至り先代よりの權臣多く貶黜せられたり、伊達藤次郎の如き、玉置縫殿の如き、山中大輔等の如き其重なるものにて此の他江戸及び若山に於て權臣の貶けられしもの頗る多く一藩の權勢凡て水野忠央に歸せり、公在世の間に外艦の渡來あり、沿海防備の制を嚴にし、又文武を奬勵し闔藩の風氣自ら一新せり。而して將軍家定病みて嗣なく儲貳の論紛然として起りしが、輿望は一橋慶喜に歸せしも、本藩の執政水野忠央は血統の近きを以て公を推さんとし畫策最も努め、大老井伊直弼と内外相答應し、終に群議を排して公を擁立し、公は安政五年六月終に將軍家を繼ぐに至れり。公時に年十三歳、即ち十四代將軍家茂公なり

慶福公は四歳にして紀伊侯の封を襲ぎ、十三歳にして將軍となり春秋纔に二十一歳にて薨去せられて甚だ短命なりしと、且つは當時一橋慶喜公の賢名甚だ高かりしため、其の聲望に蔽はれて、公の性行の多くは傳はらざるが、幼少より頗る聰明にして仁慈の德あり、自ら人君たるの器量を備へられたり

四歳にして紀侯を襲がれし故、最初は諸士の拜禮は家老に於て代りて受けられしが、追々六歳にもなり、見習のためとて、或日老女附き添ひ表書院に出で拜禮を受けられしに、上下數百人一同平伏して御禮申上ぐるを御覽ぜられて

「ヤヽ〳〵大勢が、うぢや〳〵として、まるで丁斑魚（めだか）の樣だ」

と申されしに、藩士共は退いて「吾等如き古老の武士も幼少の殿樣に一攫に丁斑魚にせられた、恐ろしき殿かな」と云ひしとぞ

又或る時庭を逍遙せられし時、小さき蟲飛び來りて公を刺さんとするに、痛く驚かれたる樣なりしに、侍臣は直に、其蟲を捕へて指頭にて潰し殺し「かばかりの小蟲に御驚き遊ばさるゝものでは御座りませぬ」と申されしに、公は

「汝は小さきものには恐れぬか」と目を瞠つゝ申されしかば、侍臣一同は恐れ入りけるとぞ

慶福幼少なれば、政務は凡て執政に委任せられ其の筆頭たる水野土佐守の威權並ぶもの無かりき。土佐守はいたく放鷹を好み、藩主の鷹場をも我が占有物の如くなしけり。或る時公の御慰に供せんとて自ら馳驅して鷹を合せげるが、此日折あしく大なる獲物を取り逃がしけり。公は此の體を見て蒼黃として「土佐を呼べ」と申さる、土佐守は何に御用にやと急ぎ伺申けるに、公は「今のは惜しかつたのう」と申されて、直に退場せられ、其の樣さながら土佐守を愚弄せられたる如くにてありしかば、扈從の面々舌を巻いて恐れしとの事なり

（十四）茂承公　西條藩主左京太夫松平賴學の七男にして幼名健吉と稱す。安政五年紀州慶福將軍家を襲ぐに及び、入りて宗家を嗣ぐ、時に歳十五、水野土佐守、安藤飛彈守之を補佐すること故の如し。然るに安政七年三月櫻田の變あり、井伊大老暗殺せられて幕府の形勢一變し、大老と共に將軍擁立に努力せし水野土佐守は同六月新宮に隱居を仰付けられ、其他の權官多く貶黜せられ、文久三年二月安藤飛彈守も隱居を仰付けられ、久野丹波守、水野多門等代りて執政となれり。爾後天誅組の亂あり（文久三年八月）紀藩も出兵して鎭撫の任に當り、次で長州征伐の役あり（元治元年八月）幕府は紀伊中納言茂承公を以て總督とし、松平越前守を副將とせんとし、八月六日幕命を公に傳ふ。公時に大阪城を守護し、且つ海岸の防備と堺の警衛を命せられて滯阪中なりしが、總督の命を受けて勇躍して奉公を期せり。然るに幕議俄に變じて尾張大納言慶勝を以て總督となし、公を以て旗本後備を命せり。

次で長州再征の令あり（慶應元年四月）我が公に征長總督を命ず（同年五月十二日）然るに幕府は逡巡して征長の師を出さず。翌慶應二年五月幕使を出し毛利父子責罰の命を傳へたるも長藩命を奉せざるを以て幕府は愈々問罪の師を發するに決し六月諸藩の兵を以て海陸並び攻めしめ、我が公は總督となり安藤飛彈守を前軍總督となし、水野大炊頭を後軍總督となし、六月五日藝州に着し、藝州口、石州口兩道の兵を指揮す。然るに開戰に當り、幕府の先鋒井伊、榊原の兩軍戰はずして潰走せしを以て水野大炊頭之に代りて大野村に進軍し防禦の任に當り屢々敵の來襲を防ぎて偉功を奏せり。凡そ長州再征の役に當り、各道の幕軍悉く慘敗を招きしに、獨り水野大炊頭の向ひし大野村の軍能く其の陣地を守りて一步も敵をして東進せしめざりし、若し水野の一隊無かりせば廣島の本陣また危殆に瀕せしならん。水野の一隊に依り纔に征長軍の面目を全うせしものといふべく、幕府も褒狀を賜はりて大に水野を賞したり。征長の役は幕軍の失敗に依り士氣大に沮喪せる折柄、將軍家茂の薨去（七月十八日）ありて終に休戰となり、公は九月四日廣島を發し、大阪に歸れり。此の役水野大炊頭の一隊善く奮闘せし外に和歌山隊の長屋喜彌太、法福寺道龍等も善く戰ひしが、總督名代として、石州口に向ひし安藤飛彈守も散々の目に逢ひて敗北せしかば、公は直に若山に召返して待命に處したり。

此の戰役に當り幕府を初め出征の各藩は財政上に大に困弊に陷りし中にも紀州藩の如きは最も打擊を受け、慶應二年六月五日の出兵より九月三日休戰に至る迄の間に於ける廣島滯陣中に於ける軍費のみにても左の巨額に達せり。

金百二十二萬八千二百四十六兩二步二朱
米七萬七千五百九十四石三斗八升九合

大判　十五枚　銀十七貫九百三十匁
錢　十五萬千〇三十三貫四百九十七文

此外慶應元年五月大阪出陣滯阪の費用及び石州口出軍の費用は詳ならざるも之を合計する時は驚くべき巨額に達せしなるべし。此に於て戰後財政其の他諸般の制度改革の必要に迫られ、先づ第一着として財政の窘窮を救はんがため、家中半知の祿を仰出され、知行百五十石、切米六十石以上のものは總て半知となし（慶應二年九月五日）尚ほ紀州の藩札を大和、河内、和泉、攝津、播摩の五個國にも通用せしむるの許可を得、之を實行せり。（同年十月四日）

次で公は津田又太郎（出）を擢用して加判の列に加へ國政改革制度取調惣裁に任じ藩政改革に當らしめて天下に率先して鋭意藩政改革に着手せり。

此の時に當りて幕府にては德川慶喜將軍職を襲ぎたるも積勢の及ぶ所、幕府の威權地に墜ち復た天下を統御する能はざるに至りしかば、終に大政奉還を奏上し（慶應三年十月十四日）次で伏見、鳥羽の戰（明治元年正月）となりたるが、紀州は幕府の親藩として特に密接なる關係を有するを以て、公は公武の間に立ちて其の苦心慘憺たるものあり、幸にして其の忠良誠實の資性は能く其の難局に處して一藩の歸嚮を愆らざらしむるを得たるに及べり。

王政維新後公は版籍を奉還せんことを請ひ（明治二年二月十日）六月十七日之を允准せられ、直に和歌山藩知事に任ぜられ、同四年七月廢藩置縣の令と共に藩知事を免せられ、東京府貫屬を仰付けられて東京に永住することゝなれり。

（三）紀藩の位置

德川家康は其長子義宣を尾張に、十子賴宣を駿府に、十一子賴房を水戸に對せしが、秀忠に至り紀伊は西國の咽喉に當れる要衝の地なるを以て賴宣を紀伊に移封せり、之より尾張、紀伊、水戸を御三家と稱して列侯の首座に置き、制度、典禮、格式に於ても他と異なるものあり、親藩中の親藩として特別の待遇を與へ將軍の繼嗣絶ゆるときは三家より之を繼ぐの典例となせり。中にも尾張と紀伊とは、其の待遇に於て水戸藩に超ゆるものありて、其の封地も五十五萬石（後に尾張は六十萬石となれり）の高祿を有し、官位も兩藩同位同官に敍せらるを常とし、共に初官は從三位中將にして、尾は右兵衛督、紀は常陸介を兼ね、參議に進み、家督して中納言となり、從二位權大納言に止るを例とせり（水戸は權中納言に止る）家康が元和元年に定められたりと稱する公武法制中に

尾張大納言義直紀伊大納言賴宣兩人と將軍と三家に可相定。將軍萬一傍若無人の振舞を致し、國中の民可及愁訴時は右兩家より相代り可申然は天下政道に掛り申候

とあり、又南龍公御事歷覺書に

元和元年五月、大阪落城の翌日神君於茶臼山、台德公へ御對談の時、此度事故なく勝利を得、此後は彌天下の政正く惠を厚くせらるべき旨品々仰せあるの上、義直、賴宣二人をは兩翼の如く思はれ、若し過失あらば敎訓を加へ可給、兩人の事偏に賴候云々

とあるに徵しても尾紀二藩の位置を知るべきなり。

而して將軍との姻戚關係に至りては紀藩は三家中最も密接の關係を有せり。七代將軍家繼の薨じて嗣なきや吉宗紀藩より入りて統を襲げり。吉宗は藩祖賴宣の孫にして家康の曾孫なり、此に於て將軍家の系統秀忠の

嗣は絶ねて賴宣の統之を繼ぎ、吉宗の子家重、孫家治相襲ぎて將軍となれり。又吉宗の時其次子宗武を田安門內に住せしめ、其の家格を三家に準ぜしめ、家治の時には弟好重を清水門內に住せしめて同じく三家に準ぜしめ爾來田安、一橋、清水の三家を三卿と稱し、將軍家嗣子なき時は繼嗣となるの待遇を與へられたり。即ち紀藩系統は幕府の三卿となりて諸侯の上に立つに至れるなり。家治薨じて嗣なし、家齊一橋家より入りて之を府ぐ、實に吉宗の曾孫なり、家慶、家定相襲ぎ繼嗣絶ねたるに依り紀藩慶福入りて統を襲ぐ即ち十四代將軍家茂にして實に吉宗五代の孫なり。十五代將軍慶喜は水戸系統の出なるも三卿の一橋家より入りて統を繼ぎたるものなれば正に紀州系統といふべく、慶喜の後を襲ぎたる現德川宗家の家達は田安家より入りたるものにて現在紀州德川家を襲ぎたる賴倫は家達の弟なり。面して紀州家に於ても三代綱教の夫人明信院は將軍綱吉の女にして、十代治寶の夫人直恭院は將軍家治の養女なり。また十一代齊順、十二代齊疆は共に將軍家齊の子にして、將軍家を襲ぎし慶福は齊順の長子なり。歷代斯の如く將軍家と紀州家とは血統の關係より見るも殆ど一心同体の姿にありしが故に、藩政時代に於ける紀州家の位置は非常に重大なりしものにして從つて藩士といはず普通人民といはず紀州藩といへば他藩の者は一種の畏敬を拂ひしものなり。

斯の如き位置に在りしが故に幕府の衰運に際し、尊王討幕說の盛んなりし時代には紀藩の上下を擧げて其の苦衷は誠に諒とすべきものあり、藩政を改革し、兵制を更新し、朝幕一途の策を講じて藩屏たるの責務を盡さんとし、終には朝廷より猜疑の眼を以て監視を受くるの位置に立ちたるも、終に其の順逆を誤らず、宗家の爲に國力を竭盡し、而かも朝家に對し忠誠を盡したるは誠に能く三家の首班たるの責務を全うしたるものといふべき也。

（四）水野家入城

元和五年八月、德川賴宣卿紀伊に封ぜらるゝや將軍の特命を以て安藤直次、水野重仲を國老とし傅相の任に當らしめたり。賴宣卿は安藤氏を田邊（三萬八千石）に、水野氏を新宮（三萬五千石）に置き犄角の勢を爲して口、奥熊野全体を統治せしめたり。而して安藤、水野兩氏は他の家老の知行所とは大に異なりて、領內の土地、人民、山林の類皆隷屬して殆ど諸侯たるの觀あり、故に之を田邊領、新宮領と稱したり。重仲（從五位下對馬守、後に出雲守）は淺野右近の肇めし新宮城を增築して之に居り、爾後重良（從五位下淡路守）重上（從五位下土佐守）重期（從五位下淡路守）忠昭（從五位下大炊頭）忠興（從五位下筑後守）忠奇（從五位下飛彈守）範明（未だ任官せられずして卒去に付代數に列せられず）忠啓（從五位下對馬守）忠央（從五位下土佐守）忠幹（從五位下大炊頭）に至る迄十代相繼ぎ以て王政維新の際に及べり。

今水野氏の家系を按ずるに、其の祖實に六孫王源經基王より出づ。經基王の二男滿政（陸奥守鎭守府將軍）二十世の孫貞守三河國刈屋に城づき初めて水野氏と稱す。其の子孫堅政、清忠、忠政父子相繼ぐ。忠政の次子信元家を嗣ぎ今川氏を離れ織田氏に歸せしが佐久間信盛の讒構により自害す（天正三年十二月）其の子松千代僅に三歲、乳母之を育て長じて土井氏を襲ぐ實に大老土井利勝なり。

利勝實は水野下野守信元の庶子にて德川殿の爲めには外戚に付ての從弟たり、信元の討たれし時利勝僅に三歲にて未だ人知らざりしかば、乳母我が子の如くして育てしに、土井小左衞門利昌養うて子と爲し、即ち土井利勝なり（藩翰譜）

忠政の次女、大の方、傳通院殿と稱す、實に德川家康の生母たり。忠政の四子忠守は幕末の老中山形城主水野忠邦の祖たり。忠政の七子忠分信長に屬し、攝津有岡に戰死す（天正六年十二月）實に新宮城主重仲の父

なり。天正八年佐久間信盛信長に叛き紀州に奔るや、信長始めて信元の罪の信盛が讒構に出づるを知り、其の冤を悟り、忠政の八子忠重をして兄信元の嗣となし、其の故邑刈屋城を襲がしむ。忠重の長子勝成（日向守）豪雄果敢にして戰功多し、實に結城水野家の藩祖なりとす。勝成の弟忠直の次子治方小十郎と稱す、新宮城主二代水野重良の客分となる、是を水野八十郎家の家祖となす。今水野氏の系圖を表を以て示す時は左の如し

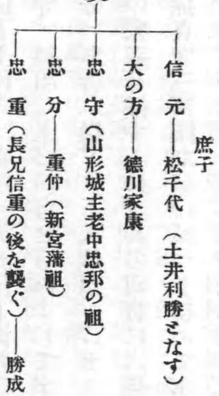

右の如く新宮水野氏の祖たる重仲はその父忠分の姉大の方が家康の母に當れば將軍家康とは實に外戚の從兄弟にして又忠分の兄信元の子は即ち土井利勝なり、忠分の弟にして宗家を繼ぎたる忠重の子は即ち日向守勝成なれば、利勝、勝成共に重仲の從兄弟なり。而して幕末の老中水野越前守忠邦の祖忠守は重仲の伯父なりとす。斯の如く新宮藩祖は德川將軍に對しては外戚の位置に當り、當時の名臣良將とは從兄弟に當り、且つ常に江戸定府の任に當り、身は陪臣たりと雖も、其の權勢隆々たるものあり。爾後賢明の君相承けて封を襲ぎ入ては則ち主君を輔けて以て號令を出し、出ては則ち大府に事へて以て諸侯に應じ、對内輯和し民其の業に安んじ以て二百六十有二年の長きに及べるなり。

（五）歴　代　城　主

初代重仲公――藩祖重仲公は、忠分朝臣の三男にして家康公の母方の徒弟たり、幼名は藤四郎、甫めて七歳の時公の近侍となり天正十六年大御番頭仰付られ、五千五百石拜領、同二十年二月朔日武藏國太田庄にて九百石、上總國土氣郡にて六百石、計一千五百石の加增ありて七千石となり、慶長六年從五位下に叙せられ對馬守と稱せらる、後出雲守と改めらる。同十二年十二月十日（一書に十三年二月とあり）常陸介賴宣朝臣の後見たるべき旨上意あり、一應辭退せられたるも御許しなく懇ろなる思召ありて、常陸に於て一萬石を給せらる。

知　行　方　目　錄

常州那珂郡の内
千七百五十四石五斗二升　寺田村
千九百四十六石六斗五升　東野村
九百四十六石一斗九升　上岩瀨村
八百八十九石八斗六升　野上村の内
百九十三石三斗　金上村
四百七十石七斗八升　上國井村の内
同國茨城郡の内
六百三十二石九斗一升　高野村
五百三十二石二斗五升　川和田村の内
七百十四石二斗五升　下阿久津村
同國久慈郡の内

七百十三石五斗四升　高貫村
七百四十二石七斗九升　藤田村
四百五十八石五斗八升　大森村
四石三斗六升　小嶋村の内

右宛行記全可領知者也

慶長十二年十二月十日　　御朱印

水野對馬守とのへ

これより先き慶長八年賴宣朝臣二歳の御時、封を常陸水戸（初め二十萬石、後に二十五萬石）に受け、重仲公の傅となりし慶長十二年には僅か六歳の御身なるが故に、重仲公は御名代として水戸に遣はされて國政を沙汰せられ、同十四年十二月賴宣朝臣の駿遠の主となられし時遠州濱松の城主仰付られ御加增ありて二萬五千石となり、同十五年安藤帶刀直次の賴宣朝臣の後見仰付けらるゝに際し、同格を以て啓沃の任に當るべき御沙汰あり。大阪冬夏の二役共に賴宣朝臣に從ひて出陣して功あり、元和三年十月二十四日台德院より一万石加增の恩命ありて、食邑高合て三萬五千石となりしが元和五年七月十九日賴宣朝臣の封を紀伊に移さるゝに及び、新宮城三萬五千石を賜はり、同月二十九日御入國あらせられ、同七年十一月十二日和歌山にて卒去せらる、壽五十二、同地直川村全正寺に葬る。紀州は畿内に接し西國を控へ南海の咽喉に當るを以て、幕府にては特に之を重要視し、近親にして且つ雄略に富める賴宣朝臣を茲に封し、硬直嚴格なる安藤帶刀直次朝臣と温良寬厚なる出雲守重仲公とを傅相たらしめしが、二公寬嚴相救ひ心を盡して輔弼の任を全うせられたり。二公共に御家老加判の列に奉職し、水野氏は江戸定府にして代々江戸市谷淨瑠璃坂の拜領地に居住せり。水野氏の所領地は第八章中の藩治時代の行政區劃中に詳說せるが、牟婁郡の外に名草郡、有田郡、日高郡に於ても左の所領地あり。

名草郡直川村、計一ヶ村
日高郡財部村、南荊木村、計二ヶ村
有田郡星尾村、中村、東丹生圖村、計三ヶ村

○

第二代重良公――幼名は藤次郎、重仲公の長子也。慶長十二年（十二歳の時）家康公に謁し、秀忠將軍の近侍となり、慶長二十年正月廿七日從五位下に叙せられ、淡路守と稱す。大阪冬、夏の兩役に軍に從ひ共に戰功あり。元和七年十一月父出雲守の逝去するや、公は家督相續を欲せず、家督は弟忠重をして襲がしめ、自身は宗家を繼ぎ、以て紀侯の傅相を辭退せんとの思召なりしかば、元和八年に至るも御家督相續定まらず、

全龍院樣御逝去後、元和七年霜月より同九亥年六月迄御家督不相定、本廣院樣御本家御勤被成御座、紀君への御奉公御辭退に付、戌年（元和八年）一ヶ年は御家督不被仰付、其の內は全龍院樣御在世之通り御家中證事相守可申旨、從南龍院樣被仰出候、萬端作略は若山御役人中より被申付候事（系譜の一書）

かくて元和九年四月、秀忠、家光兩公御上洛の際御奏者番仰付けられ、伏見城に於て、秀忠公御前に召し出されて御直々に御家督仰せ付けられ、且紀州傳相たるべき旨懇ろなる御諚の上、御脇差等拜領せられ、同年六月家督御相續ありたり。新宮城は、元和四年淺野右近忠吉工を起し、未だ竣成を見ずして安藝に移され、水野氏の居城となりてより規摸を擴張して、工事を繼續し、二代重良公の寬永十年に至りて竣功し、三世重上公の寬文七年に更に增築を加へたるものなり。

寬永年中賴宣卿紀州にて泛江の西の庄さいふ所へ御鷹狩に御越にて、御歸の節港に船を付陸路を經給ひしに、折節六月時分にて春たる麥を蓮にならべ、僅に通路明たりしを御覽成され皆農民の年中の糧なるぞ、供の者ふむべからずと再三御制止被成候故、御目付野本彌太夫以下其の旨を下知して終に少しも麥を履まざりければ、町人百姓手を合せ御慈愛御仁惠を忝けなく悅びあへりしを、供なりし橫目の、御家老の

前に參りて、かゝる次第に候と申す、何れも感じあひけるに、水野淡路守一人「今日殿の御ふるまひこそ心得れ、かゝる事故下々の奴原、殿の内實を見て、馬鹿に致し候なれ、殿の通らせ給はんには、參を脇へ引のけ、砂を盛り、水を打てこそ有べきに、何ぞや參をほして御通路の障をなす事言語同斷なり、それを左樣にいたわりし段、我等尤と存せず候、一國の主の御慈悲は、左樣の事にては有るべからずと言ひもし、賴宣卿被聞召、淡路守申す處一々道理至極なりと仰せられければ、人々之を傳へ聞きて君も君たり、臣も臣たりと感じ合ひけるとぞ。

（德川實記、君臣言行錄）

紀伊公嘗て侍臣に謂つて曰く、水野淡路朝すれば宜しく詳に大阪役の事を問ふべし、彼已に老衰なれば常に酒食を設けて以て之を優待すべしと、小野木長十郎、淺井駒之助從客として之を問ふこと公の敎ふることの如くし、因て云はく村越長門守、小幡勘兵衞の遑ふる所極めて詳悉たり如何と、重良嘆じて曰く夫れ戰は死生の地なり、安んぞかくの如く詳悉なるを得んや、彼の輩此を以て諸公を歷說し因て以て補啜せんと欲す、故に人の語る所を聞けば錄して以て談柄に備ふる耳、汝等略ぼ之を聽かんと、竟に語る所無かりき。（武邊聞書）

○

淸溪公（紀伊第二代光貞卿）の初めて甲を擐するや、井伊直孝貴たり、祝して曰く美なる哉將たらしめなば、掃部先鋒となり以て壘戰せんとす、豈快ならずやと、一座同聲に善と稱す、重良之を聞きて直進し、直孝の前に出で、曰く輔は幕府の先鋒たり、侯家は則ち自ら淡路の在る有り、淡路にして在らば、他人をして先鋒たらしめんこと必ず無しとて聲色甚だ壯なり、衆皆之を畏れき。（武邊閑談）

○

本藩士嶋崎五兵衞の僕、江戸淸水坂井伊掃部頭屋敷邊に於て酒狂に及ぶ、哨卒五人出て之を縛す而かも法に非ざる也。時に藩公國に在り重良江戸邸の留守たり、乃ち僕を死に處し、而して不法の哨卒を井伊侯に求む、侯一人を出し以て責を塞がんと欲す、重良聽かずして曰く悉く五人を出せと、侯之を病ひと稱して聽かず、閣老乃ち私に之を尾張公に謀る、尾張公因て重良に諭す、重良公曰く此度の不法は辻番一座の者の責任なり、當日事に預る者一人を少くも得ず、掃部頭彌合點仕らず候はゞ私罷越し直談すべしと、尾張公其の回すべからざるを知り以て井伊侯に告ぐ、井伊侯已むを得ずして五人を出して死罪に處す。世重良の倔強を長ず。

（武邊聞書）

第三代以下重上、忠昭、忠興、忠奇、忠啓諸公の御事歷は他に文獻の徵すべきものなきに依り、次に記する所の畧系及び系譜によりて一班を推知せらるべく、忠央、忠幹二公の御事歷は長文に渉り、且つ近世史と關渉する所多きを以て別に項を設けて記述し、唯だ忠昭公の逸話を左に揭ぐべし

第五代水野大炊頭（忠昭公）は非類の剛力にて、或時川舟に乘り兩手にて提げ難き程の大碇を片手に持ち、彼は何の國に候哉、是は何と申す山に候哉と碇にて國を指し尋ね候事、扇を遣ふ樣に持扱ひ候。然れとも力量の有る事を人に隱し候由、食事も物に依て大食致され、殊に雞卵を好みて一度に七十つゝ給へられ候。（祖公外記）

享保十三年春江戸御屋敷前出火、御家中働の次第、水野大炊頭下知の體、江戸沙汰よろしく、落首に、

御威光に火もおくれ行く紀の屋形

水野大炊で氣遣はなし

（南陽語叢）

又水野家の家紋に錢紋を用ゐる由緒に關し國史大辭典の考證する所左の如し、

永樂錢の形に模したるもの、水野氏の家紋に之を用ふ、始め祖先軍功あるを以て、參內の時永樂錢を捧ぐる故、永樂錢を以て家紋となしたりといふ、駿河沼津の水野、出羽山形の水野、紀伊新宮の水野、上總鶴牧の水野、但馬出石の仙石氏等皆之を用ふ。

水野家畧系

一代　重仲（シゲナカ）公

家系　水野忠分公三男

生誕　元和七年辛酉十一月十二日壽五十二

逝去　元和五年七月二十九日御入國

襲封　致仕

官位　從五位下、出雲守

諡號　全龍院殿日山常春大居士

紀州若山直川村全生寺葬

夫人　隆崇院殿嘉譽周慶大姉

安部攝津守信盛養妹、實水野四郎左衞門淸忠女、萬治二年六月十一日武州淺草花川戸實義山九品寺葬

二代　重良公

家系　重仲長子
生誕　慶長元年丙申
逝去　寛文八年戊申十月廿八日　壽七十三
襲封　元和九年癸亥六月
致仕　萬治元年戊戌九月二十五日
官位　從五位下、淡路守
諡號　本廣院殿眞休常榮日輔大居士
　相州鎌倉壽延山高松寺葬
夫人　慶雲院殿妙意日理大姉
　水野監物忠元女、延寶三年六月二十六日鎌倉高松寺葬

三代　重上公

家系　重良公第二子
生誕　寛永十一年甲戌十一月朔日
逝去　寛永四年丁亥三月朔日　壽七十六
襲封　萬治元年戊戌九月廿五日
致仕
官位　從五位下、土佐守
諡號　知德院殿常應日應大居士
　相州鎌倉高松寺葬
夫人　覺應院殿妙體日悟大姉
　松平遠江守忠倶養女、實織田上總介信勝女、寛永四年丁亥三月十四日四ッ谷戒行寺葬

四代　重期公

家系　重上公養子、實新庄與總右衛門直恒三男養子
生誕
逝去　元文五年三月二日　壽四十六
襲封　寛永四年丁亥四月七日
致仕　正德四年七月十八日
官位　從五位下　淡路守
諡號　知泉院殿靜山日體大居士
　武州四ッ谷戒行寺葬
夫人　無室

五代　忠照公

家系　重期公養子、實水野飛驒守重矩三男
生誕
逝去　寛延二年己巳十月廿五日　壽五十
襲封　正德四年七月十八日
致仕
官位　從五位下、大炊頭
諡號　本德院殿良山日種大居士
　四ッ谷戒行寺葬
夫人　永明院殿法顏知證大姉
　加藤周防守明治養女、實加藤駿河守明教女、享保十年乙巳六月十八日江戸市谷長延寺葬

六代　忠與公

家系　忠昭公第二子
生誕　寶暦十三年六月廿八日　壽二十七
逝去　寛延二年　巳十一月十九日
襲封
致仕
官位　從五位下　筑後守
諡號　本立院殿義道日成大居士
　鎌倉高松寺葬
夫人　芳壽院殿拈華良璃大姉、永井飛騨守直期女、安永七年戌四月廿一日長延寺葬

七代忠奇（ヨリ）公

家系　忠興公養子、實水野多宮守鑑次子
生誕　寛政二年巳十一月廿三日
逝去　文政五年四月廿五日　壽七十四
襲封　寶暦十三年未八月六日
致仕
官位　從五位下、飛騨守
諡號　法心院殿永持日顯大居士
　四ツ谷戒行寺葬
夫人　智莊院殿英勝自温大姉
　松平對馬守親盈女、明和四年十一月晦日淺草海禪寺葬

○範（ノリ）明（アキラ）公

家系　忠奇公長男
生誕　安永二年巳七月廿七日
逝去　文化二年丑七月廿四日　壽三十三
襲封　部屋住の內卒去に付不列代數
致仕
官位　從五位下、出雲守
諡號　本聖院殿考懿日德大居士
　四ツ谷戒行寺葬
夫人　靜聖院殿慮賢妙懿大姉
　松平備前守正温女、文政六年一月六日戒行寺葬

八代忠啓（アキ）公

家系　範明公長男忠奇公嫡孫
生誕　寛政七年卯十一月十一日
逝去　嘉永元年九月三十日　壽五十　（年譜に十月六日とあり）
襲封　文政五年六月五日
致仕　天保六年八月十六日
官位　從五位下、對馬守
諡號　繼洽院殿日新至誠大居士
　鎌倉高松寺葬
夫人　德章院殿温謹日休大姉、丹後國松平伯耆守宗發伯母、慶應四年四月一日新宮橋本山塋葬

九代忠央（ナカ）公

家系　忠啓公長子（實第五男）
生誕　文化十一年戌十月朔

逝去　慶應元年二月廿五日　壽五十二
襲封　天保六年八月十六日
致仕　萬延元年申六月四日
官位　從五位下、土佐守
諡號　鶴峰院殿前土州大守篤勤日綉大居士
　　新宮城南橋本山塋葬
夫人　前永井飛驒守眞興女
　　後本庄伊勢守通寛女　共離緣

十代忠幹（モト）公

家系　忠央公第四男
生誕　天保六年
逝去　明治三十五年四月三十日
襲封　萬延元年六月四日
致仕　明治二年六月廿日更ニ新宮藩知事ニ任ゼラル
官位　從五位下、後正四位　錦雞間祗候
諡號　眞德院殿忠幹日現大居士
夫人　湯玉院殿
　　羽州山形城主水野和泉守忠精女、野州宇都宮城主戸田越前守忠翰女離緣、參州田原城主三宅土佐守康直女稱釼子

（六）藩治時代の行政區劃

紀州藩の治下となりしより牟婁全部を二十八莊十五鄕に分ち更に之を二城下四百五十四個村に區分し、更に又行政上の便宜に從ひ之を三十四組に區劃し、一村に莊屋一名肝煎、組頭數名ありて人民保護の任に當らしめ、毎組一名の大莊屋ありて之を統轄し、官憲には郡奉行及び代官ありて大莊屋を統宰し、其の下に、帳書と呼ぶ書記ありて事務を補助せり。大莊屋は大抵世襲にして、庄屋にも世襲のもの多し。

一郡二十八莊十五鄕を左の領地に分つ、

田邊城主安藤氏の所領
　田邊莊、芳養莊、秋津莊、萬呂莊、三栖莊、富田莊、岩田鄕、栗栖川莊の八莊外に（日高郡切部莊、岩代莊、南部莊）
新宮城主水野氏の所領
　大田莊十六個村
　色川鄕（十八個村の內平野、檜曾原、小坂、口色川、大野、田垣內、熊瀨川、中ノ川、小匠、直柱の十個村）
　那智莊　十二個村
　佐野莊　五個村
　新宮
　淺里鄕　七個村
　三ノ村鄕　五個村
　花井莊　八個村
　小口川鄕十個村
　四村莊（二十四個村の內請川、高山、小津荷、大津荷、津荷谷、耳打、皆瀨川、蓑尾谷、田代、大野、和田、靜川、野竹の十三個村）
　三里鄕（十一個村の內一本松、伏拜、三越、大居、上切原、切畑、土河屋、篠尾、西數屋、東數屋の十個村）
　入鹿莊（九個村の內湯口、島津、木津呂、玉置口、小栗栖の五個村）
　西山鄕（十四個村の內大沼、下尾井、小森、小松、竹原、花知、七色の七個村）
　大野莊（十個村の內下桐原村を除く）
　四個莊　四個村
　尾呂志莊（七個村の內川瀨、栗栖、上野、坂本、西原の五個村）
　有馬莊（十三個村の內神木村を除く）

和歌山藩公領

安宅、荘城川、荘市鹿野荘、四番荘、周参見荘、潮崎荘、三前郷、七川谷郷、小川谷郷、佐本荘、
色川郷（内楠、樫山、高野、坂足、樫原、赤木、田川、小森川の八個村）
四村荘（渡瀬、下湯川、湯峰、久保野、平治川、曲川、檜業、小々森、皆地、武住、大瀬の十一個村）
三里郷（内本宮村）
入鹿荘（内板屋、大河内、大栗須、丸山の四個村）
西山郷（内赤木、長尾、平谷、尾川、赤倉、紛所、長井の七個村）
北山郷
大野荘（内下桐原村）
尾呂志荘（内矢野川、片川の二村）
有馬荘（内神木村）
木本郷　曾根荘、三木荘、尾鷲郷、相賀荘、長島郷、赤羽郷、

本藩直割の地が、田邊、新宮二領の間に犬牙錯綜せるは、彼此相控制するの徳川政策に胚胎せるものにして、公領又は御藏表領と稱し、之を口熊野、奥熊野の二部に分ち、口熊野は周参見に、奥熊野は木本に郡廳を設置し、代官交代して郡政を管掌し、又別に監察廳を置きて之を監視せり。監察廳は元和年間御目附役所と稱し尾鷲浦に設置せしが、其の後屢々轉移ありて寶暦年間に至り古座浦に移されたり。

熊野に於ける公領、安藤、水野二氏所領合して二城下四百五十四個村を左の三十四組に分轄し以て自治行政の便を圖れり。

芳養組、田邊組、秋津組、富田組、朝來組、三番組、四番組、周参見組、江田組、
（以上九組西牟婁郡）
古座組　三尾川組（内佐本荘は西郡）　太田組、那智組、色川組、佐野組、新宮、三之村組（内楊枝、楊枝川、和氣は南郡）　大山組、受川組、本宮組、三里組、
川内組（内花井、小栗栖、木津呂、湯ノ口は南郡）　新宮北山組（内小森、花知は南郡）　淺里組（内淺里、北檜枝、瀬原は南郡）
（以上十五組東牟婁郡）
入鹿組、北山組、相野谷組、成川組、尾呂志組、有馬組、木本組、
（以上七組南牟婁郡）
尾鷲組、相賀組、長島組、
（以上三組北牟婁郡）

以上各組の荘名村名中南北牟婁兩郡關係の分は左の如し。

南牟婁郡（△印は東牟婁郡に入りし分）

淺里郷　總七個村、（小名瀬原は本郡に屬す）
△南檜枝村、北檜枝村、（小名乙基）△相賀村（淺里村枝郷）（小名瀬原）淺里村　△口高田村、△西高田村、△里高田村（新田、倭石）
右淺里郷七個村これを淺里組とす、

三ノ村郷　總五個村
和氣村（小名下和氣）△田長村（和氣村枝郷）△山本村（能城村枝郷）△能城村、△日足村（小名志古、相須神丸）
右三村郷五個村に花井荘楊枝、楊枝川二個村に小口川郷椋ノ井村を加へ合して八個村是を三之村組とす。

花井荘　總八個村（小名百夜月は本郡に屬す）
楊枝村、楊枝川村、（楊枝村枝郷）小船村、△宮井村　△花井村、△九重村（小名百夜月、大手）
右八個村の内相須村、宮井村、小船村三個村に四村荘高山村、小津荷村と三里郷、篠尾村、西數屋村東數屋村を加へ合して八個村を數屋組とす

入鹿荘　總九個村
湯口村（小名河根）△島津村（小名小川口は南牟婁郡に入る）木津呂村　△玉置口村、板屋村、大河内村（小名十薬、三井其）
小栗須村　大栗須村（小名長野）丸山村、
右入鹿荘の内板屋、大河内、大栗須、丸山四個村を除き、花井荘九重、花井四瀧三個村を加へ合して八個村之を川内組とす

西山郷　總十四個村
赤木村（小名大倉谷）長尾村、平谷村（小名川畑）尾川村、赤倉村（小名丹倉）紛所村、長井村、△大沼村、（小名大河原）△下尾井村（小

名上小瀬、下小瀬）小森村、小松村（小名上小松、下瀧）△竹原村（小名相須）花知村（竹原村枝郷）△七色村（竹原村枝郷小名田井本）
右西山郷の中赤木、長尾、平谷、尾川、赤倉、粉所、長井、七個村。入鹿莊板屋、大河内、大栗須三個村。大野莊下桐原村。尾呂志莊矢野川、
片川、二個村。總十四個村是を入鹿組とし西山郷の内大沼、下尾井、小森、小松、竹原、花知、七色七個村是を新宮北山組とす。

北山郷　總十六個村

神ノ上村（小名河瀬）長原村、柳谷村（小名碇谷）大井谷村、桃崎村（小名高尾谷）湯ノ谷村、寺谷下番村、寺谷上番村、和田村、神ノ
山村、野口村、佐渡村、小坂村（小名匙平）小股村、大股下番村、大股上番村、
右北山郷十六個村これを北山組とす、

大野莊　總十個村

鯖田村、高岡村、永田村（大里村枝郷）小名田代）小畑村（大里村枝郷）大里村、井内村、平尾井村、坂松原村、下桐原村、上桐原村
右大野莊の中下桐原村を除き殘り九個村これを相野谷組とす。

四個莊　總四個村

成川村（小名七瀧）鵜殿村、神内村、井田村（小名上野）
右四個莊に有馬莊引作村を加へ合して五個村是を成川組とす。

尾呂志莊　總七個村

矢野川村（小名通谷、小谷、新田檜平）片川村（小名小片川、風吹峠）川瀬村、栗栖村、上野村、坂本村、西原村、
右尾呂志莊の中矢野川、片川二個村を除き有馬莊中立村を加へ合せて六個村これを尾呂志組とす。

有馬莊　總十三個村

阿田和村、引作村、中立村（小名柿原）下市木村、上市木村、志原村、金山村、久生屋村、神木村、山崎村、口有馬村、奥有馬村、井土
村（小名瀬戸）
右有馬莊の中中立、神木、引作、三個村を除き總十個村を有馬組とす。

木本郷　總六個村

木本浦（小名切立）大泊村、古泊浦、波田須村、新鹿村（小名沼田野、端馬）遊木浦、

曾根莊　總八個村

二木島浦、二木島里浦、甫母浦、須野浦、梶賀浦、曾根浦、賀田村、古江浦、
右曾根莊に木本郷、木本、大泊、古泊、波田須、新鹿、遊木、六個村。三木莊、三木里、名柄、小脇、三木、盤松五個村。有馬莊神木

村を加へ合して二十個村是を木本組とす。

三木莊　總八個村　（△印は今北牟婁郡に屬す）

三木里浦、名柄村、小脇村、三木浦、盤松浦（新田頼母）△早田浦、△九木浦、△行野浦、（小名松本）
（北牟婁郡）尾鷲郷　總十個村
矢濱村、向井村、大曾根浦、林浦、南浦、（新田、日尻野）中井浦（小名坂場、山田、）野地村（小名新田）堀北浦、天滿浦（小名長濱）
水地浦
右尾鷲郷に三木莊、早田、九木、行野、三個村。相賀莊、須賀利浦を加へ合して十四個村これを尾鷲組とす。

相賀莊　總十二個村

古本村（小名渡利）便山村（小名木津）小山浦、引本浦（小名長濱）須賀利浦、矢口浦（小名生熊）小浦村、船津村（小名阿闍新田、前
柱）中里村、上里村（小名鳥居崎）河内村、馬瀬村、
右相賀莊の中須賀利浦を除き總十一個村是を相賀組とす。

長島郷　總八個村

三浦、白浦、島勝浦、（小名中熊）道瀬浦、海野浦（小名古里）長島浦、（小名中島、出垣内）二郷村（小名片上）鎌浦（小名河内）
赤羽郷　總五個村
前山村、（小名下地、志子）中桐村、大原村（小名三口）十須村（小名淺柄、下河内）江龍村（小名中原）
右長島郷赤羽郷合せて十三個村を長島組とす。

（七）郷莊の形勢

中世より熊野の各郷莊は紛亂を告げたりしが、德川氏の入國に依りて大に安定を得るに至れり。此の時代の郡内各郷莊の沿革及び形勢に就き紀伊續風土記の記述する所を摘記すれば左の如し。

淺里郷　總七個村
三ノ村郷　總五個村

淺里、三ノ村二郷總て十二個村、淺里郷は佐野莊の北西に在り其の北西を三ノ村郷とす、皆南東より北西に向

ひ相連りて、西北花井ノ荘と相接す西南は那智、色川、小口川三郷に接し東は大野荘に接す、其の延袤を計るに東西三里半餘南北五里半許、熊野川二郷の中央（右岸は今東牟婁郡に屬す）を貫き諸村皆川の兩岸に臨みて村居をなす土地狹くして田地少く日足村能城村の間及び淺里村僅に廣濶の地ありと雖も水漬の土地にして年々水災を受く兩岸山溪又深からず多く材木を出すことあたはず、然れども舟行の間兩岸峻絶奇觀ありて大に目を悦ばしむるに足るものあり

花井ノ荘　總八個村

花井ノ荘總八個村、東は三ヶ村郷に接し北西は三里郷に接し東北は入鹿荘と界す其の延袤東西一里半許、南北も是と同じ。花井荘舊四個村にて慶長檢地帳に九重、四瀧、川合、楊枝とあるもの是なり寛文六年川合村を分ちて小船、宮井、相須の三個村とし又九重村を分ちて花井村を立つ、然れども花井村最も舊くして本宮竹ノ坊古文書にも見わたるが慶長の比九重村に合せたりしに後に古に復して別に一村となれるなり、荘の中央南北に北山川流れて（川の以北今東牟婁郡に屬す）小船村、宮井村に至りて熊野川と合ひて新宮に入る、運送の便あれども兩岸諸村山深からず材木を出すに足らず田畠皆斜田にて且つ狹隘にして磽薄なり

入鹿荘　總九個村

入鹿荘總て九個村、東北は西山郷に接し西北は和州十津川に接し南は花井、尾呂志、大野の三荘に堺す、其の幅員東西三里許、南北二里餘、北山川東より來りて西に向ひて流る、湯口、島津、木津呂、玉置口の四個村（内島津、玉置口二村は今東牟婁郡に屬す）其の兩岸にあり、荘中の高峯を大峯山といふ又入鹿一族山ともいふ、荘中二つの小川あり一は一族山の南西より出て大河内村を經花井荘楊枝村に至りて熊野川に入る揚枝川といふ、一は丸山村の北東半里許に出て小栗須村大栗須村の間に至りて矢の川に落合ひ板屋村を經て北山川に入る入鹿川是なり。荘中總て山澗の間に在りといへども板屋、小栗須、大栗須の邊は土地稍開け田畠多し、又本宮より木本郷木本浦などへ往還の路筋にて運漕の川邊も遠からざる故に山中といへども生産貧しからず。熊野は皆三山の神領地なりしに山中僻遠の地自然に開け村居處々に出來し其の中には土豪強族ありて互に境界を爭ひて靜謐ならざるに依り三山社家の號令山中に行はれずなりぬ、因りて足利氏の初の比にやありけん山中の守護として京都より士族の人來り之を鎭す、其の子三人あり長子は入鹿の地頭たり今高三千石を領す、次男は尾呂志荘の地頭たり今高千石許を領す、三男は西山郷竹原村に居る（其石高は不詳なり）といふ

荘中玉置口、木津呂、湯口の諸村と花井荘九重村との間に和州十津川組竹筒村北西より突入りて北山川を踰えて川向の山南東の方の地までを其領分としたるは甚だ異なりとす、總て國界は或は山峯の水流を以て限りとし或は川を以て限りとす然るに今十津川の彊界此と異にして本荘及び花井荘との間に侵入し來れるは蓋し十津川の名舊は熊野川上流の名して和州に限るに非ず故に紀和の彊界を分つに當りて紀州の地に在る者も十津川人士の部類なるは其の儘和州に入りたるものならんか

西山郷　總十四個村

西山郷總て十四個村、南は尾呂志荘に接し、東は有馬、北山の二荘に接し西は入鹿荘及和州十津川郷神山村に界し（口武那山西の麓立川を以て界とす）北は和州北山郷に界す、其幅員東四里、南北七里、此郷東北の方長井村、粉處村より南の方赤倉村に至り夫より西に折れて赤木村の南の方尾呂志荘風傳に至り絶巖壁立して楯を幷ぶるが如く屏風を列ぬるが如し、其形磬折して長さ七里の間に連亘せり因りて之を以て他荘と堺を隔て其内別に一區域をなせり、域中谷三に分る赤木、長尾、平谷三個村を總て谷内といひて南北に相連なれ

り、其東に尾川谷あり大抵水南北に流れ尾川、赤倉、粉所、長井四個村其の左右にあり其北に北山川北より來りて曲折して西に流る小松、小森、下尾井、大沼、竹原、花知、七色七個村川に傍ひ村をなす（今小松、下尾井、大沼、竹原、七色五個村東牟婁郡に屬す）

此郷奥熊野中最も深山にして北は和州と界し窮僻の地なれども溪内處々土地開け且つ北山川郷中を貫き土民皆材木を出し筏に乘るを業とす、且は田畠も亦多く故に生産なし易し唯土地高きを以て五穀皆不出來なりと云ふ人家大抵板屋にて草屋なく家立總て宜し

北山郷　總十六個村

北山郷總て十六個村東は木本郷に接し南は有馬荘に接し西南は西山郷に接し北は尾鷲荘及和州北川荘に接す（備後川を以て界とす）其の延袤南北十里、東西四里半許、郷中北山流と云へる溪川ありて郷の中央を曲折して流れ下は桃崎村に至りて北山川に入る郷中の諸村皆此川の左右に村居をなす唯南西隅の神上、長原、柳谷、大井谷の四個村北山流の外に在りて別々の谷々に分れ居る因りて此四個村は舊西山郷に屬せりと云ひ傳ふ、今地形を以て考ふれば其の言理あるに似たり何れの時北山郷に入りしか今慶長檢地帳に從ひて北山郷に合す。郷中の諸村皆飛鳥社の神戸の村なるべし戰爭の世に至り其の事皆廢すれども代りて此の地を領する者何人古は郷中皆新宮飛鳥社の神戸の村なるべし戰爭の世に至り其の事皆廢すれども代りて此の地を領する者何人なる事今知りがたし、南帝播遷の時此地に潛幸し給ひしにや其の跡往々土人の口碑に遺れり。

此の地舊より深山窮僻なれども谷の間狹からず地味薄しといへども田畠も亦少からず、四個郷木本浦の海邊に近きを以て諸貨の通便宜く材木を多く出し平日皆山稼を專とす故を以て生産なし易く家立も皆宜し土風大抵西山郷と均し、本國北山郷北の方和州に界し和州に在りては北の方祖母峯に至るまで村數總て十四個村是を北山荘といふ北山の名兩國に通じて稱する時は其の本或は一なるに依れり

大野荘　總十個村

大野荘總て十個村、東は尾呂志、有馬、四個三荘に接し西は三村淺里二郷に接し（現今の東牟婁三津ノ村には接せず）南は熊野川を隔てゝ新宮に對し北は入鹿荘に界す、其の廣袤東西三里許、南北四里半許、大野川荘の中央を流れ源を藏光山の諸谷に發し桐原、大里等の村を歷て鮒田村に至りて熊野川に入る其の間東に中山ありて山の東土地稍々開け坂松原、平尾井、井内の三個村あり、井内川其中を流れ大里村に至りて大野川に落合ふ、大里は荘中の大村にて此邊土地廣きを以て大野の稱起れるならん

古相野と書す、永德二年の文書に相野の荘司兄弟といふ文あり又明應七年相野荘司坂本原相野禰宜の文あり於保能、阿婦野假字の違ひあれども通し用ひ來るか又別に其の義あるか今慶長檢地帳に從ひて大野と書す。

此の荘古皆新宮の神領なり今猶ほ新宮の禰宜荘中に散住す又當時新宮神領も此荘諸村の中に散在せり一荘を通じて論ずるに地味薄きにあらざれども山淺くして民に傍入の利なく尋常の山村にして富を成すに足るものなし

四個荘　總四個村

四個荘總て四個村東は海に面し南は熊野川を隔てゝ新宮と相對し西は大野有馬の二荘に接し北は有馬荘阿田和村と界す、其の延袤東西廣き所一里狹き所十八町南北一里半許、此の荘僅に四個村故に四個荘といふ、四個荘舊誰の領所なるか今知るべからず大抵新宮社家の領する處ならん其の地熊野川海口の處にありて新宮と川を隔てゝ南北相對す四方廻船輻湊の地なれども皆新宮の方に集るを以て其の利を得る處なし井田村は海に濱して漁を業とする者あれども又大漁をなすに足らずといふ。四個村の中鵜殿、成川の二村天正慶長の頃鵜

殿氏の領する所にて堀内氏盛なりし時鵜殿氏親族となりて其の族下に屬す、大阪落城の時鵜殿石見守、堀内圭水と共に天樹院尊夫人を守護して大阪城中を遁れ出て台德公の御陣に入れ奉り其の功に依りて二千石を賜ひて旗下に召さる、石見守領地を他國に得る事を願はず同じくは其の舊領を賜はりて故郷に歸らんといふ因りて鵜殿にて千五十石の地を賜ふ元祿の頃に至りて子なきを以て家斷絶す

尾呂志莊　總七個村

尾呂志莊總て七個村東南は有馬莊に接し西は大野莊に接し北は入鹿、西山の二鄕に接す其の幅員東西は二里半許、南北は二里許り、莊中山峯四方を圍みて上野村邊其の上游にありて土地稍開けて東に阪本村あり西に川瀨、栗栖二村あり皆土地最も高し、西ノ原村下流に至りて兩峽の間に當り下は有馬ノ莊中立村に至りて谷間益狹し、矢野川、片川二村は山峯を隔て西に在りて各小谷の間にあり、上野村の邊土地高く北に高峯石巖ありて南は地卑し陽を得る事多き地なるを以て五穀の出來宜しといふ、西の方高峯石巖相連りて楯を幷ぶるが如く屏風の列ぬるが如く西山鄕と道路隔絶して往來なし。

上野の正面に當りて風傳といふ處あり山峯缺けて半規をなす、上の徑三町餘にして下圓底迄深さ三分の二なるべし是即ち本宮より入鹿莊を經て木本鄕木本浦に至る通路なり此邊土地高きを以て風常に烈しくして其缺所風の衝に當るを以て風の荒さ最も甚し上野の邊は甚しく吹下す風烈しくして山氣を吹き雲霧を拂ふに依りて五穀の出來他の山村より宜しといふ

古人相傳ふ古尾呂志殿といへる人上野村に居て此莊の地頭たり（入鹿莊の部參觀）其初め詳ならず其の城跡宅趾今上野村にあり、長享、永祿の頃に至りて其名稱始めて見はる、長享二年尾呂志氏より片川、矢野川、栗栖三個村立合山定の文書に尾呂志殿內城太夫半左衛門とありて今栗栖村に傳ふ、又有馬莊大馬權現永祿の棟札に尾呂志殿の稱あり。永祿の頃に當りて尾呂志慶閑といふ人あり（一に永祿の頃孫三郎といふ人ありといふ孫三郎隱居して慶閑といひしなるべし）其の子傳兵衛（一に孫次郎と稱す）安房守の婿となり堀內の族下に屬す、文祿元年朝鮮の役に安房守に從ひて朝鮮に渡り軍功あり事畢りて歸る、九州の田中筑後守是を留め紀州にて得る所の知行高を與ふる因りて留りて筑後守に仕ふる事十年許り筑後守死して家斷絶す、是に於て傳兵衛浪人となり紀州に歸る、元和封初の後若山に出て仕を求む二三年を歷て事ならず夫より勢州に至り藤堂和泉守に千石を得て仕ふといふ

有馬莊　總十三個村

有馬莊總て十三個村南は四個莊と接し北は木ノ本鄕、北山鄕に接し西は尾呂志莊及び西山鄕に接す唯だ東一面大洋に向ひて片濱なり、南阿田和村より北に有馬村まで海濱三里餘、一帶の翠松海畔に聯亘して街道其の中に通ず。莊中幅員東西二里半餘、南北三里半許、此の莊東は海に向ひ西は山を負ひて土地平廣なり、されども山淺く谷深からず材を出さず片濱にて漁の利なく唯農のみにして傍入の所得なきを以て海濱なれども家居生產北山、西山二鄕の山鄕よりも却て困乏の形あり。

有馬の名最も古く神代卷に見ゆ、中世以後の事詳かに知るべからずといへども新宮の神地にして榎本氏來りて此の地に居り產田神社の神官となり子孫世々此の地を領し有馬氏と云ふ其の後其家堀內氏と一となり堀內氏亡びて公邑となり後新宮城に隸せらる（有馬氏の事は別に述ぶべし）

（有馬莊の內阿田和村に就き左の記事あり茲に附記す）

阿田和の名元享元年の文書及び新宮古文書に見えたれども其義詳ならず、今元享の文書に因りて考ふるに古は阿田和、中立、柿原、引作の四個村を阿田和莊といせり、又慶長舊記（大野莊鯰田村赤木氏藏）に昔村中に鹽田莊司行義といふ人ありて當莊を領せしに天正年間隣鄕の守護と相爭て合戰に及び敗れて鯰田村に逃るといふ按ずるに行義は元享の文書に行慶とある人の後裔にて數世阿田和莊を領せしなるべし

木本郷總六個村

木ノ本郷總て六個村南は有馬莊に接し東北は北山郷に接し東北は海に面す其の幅員東西一里半に滿たす南北三里半に餘りあり、此莊東南は海に面すれども山々の出崎多く海岸灣曲して浦々をなすを以て村居の向背一樣ならず。木ノ本浦は片濱なれども漁を業とする者多く、又北山郷及び近村より諸貨の集まる所にして且つ郡の布政所茲にあるを以て邑中商賣多く村居市廓の形あり、新鹿村は前面海灣廣く後の谷々も深く開け村居も亦宜し其他は皆海岸少しづゝの谷々を開きて村居をなす皆小村なり、此の地其の初を考ふるに新宮の神地なるべけれども舊より海岸にて田地少ければ別に地頭の著しきも聞かず然れども慶長檢地帳に四郷の稱ある時は是を領せし地頭ありしならん、後世有馬氏是より北の方曾根、三木兩莊のあたりまでを併合せしより土人通じて有馬莊と稱ふ、然れども有馬氏の茲を領するも暫の事なれば通じて莊鄕とするに足らず因りて今其の舊き稱に復せんとすれば此の地四郷莊となすべきに似たれども其の稱他に見はるゝ處なく領主も詳ならざれば確證としがたし今木本は郡の布政所のある處にして此邊輻輳の地なるを以て木本郷を以て六個村を總べしむ

尙ほ木本浦新鹿浦に就きて左の記事あり

木本浦

慶長檢地帳に鬼ノ本浦と書す當村は此邊の湊會の地にして商賣市街をなす南北の通りを裏町、寺前町、西側町といふ。東北の橫町四筋あり井筒町、笠屋町、新町、橫町といふ廣袤東西一町半、南北七町許り慶長十六年の町割なり。

小名切立は村の北西七町に在り、此の所古の本郷にして今の村居は中世開發の地ならん。切立に元宮といふ小社あり村中に村開發三十餘人といふ徒ありて舊家とす。村中井戸唯二あるのみ切立より壑渠を作り其谷水を村中に引きて飮水とす、水舟四あり皆石を鑿りて是を作る

新鹿村

波田須村の北東の方二十五町にあり北東の方狼峠（往還傍に松の峠を界とす）を曾根莊二木島浦の界とす。松居海に面し海面南東の方乳岬海上に突出て東の方遊木浦界まで海上徑二十五町許、奥行二十町餘の大灣なり。里川村の中央を貫きて流る源は北西の方北山郷小俣村界の山より出て茲に來りて海に入る。川の南を小名里といひ川の北を小名濱といふ。里の方人家多し。小名二あり村の南十町許街道にあるを沼田野（ヌタノ）といひ村の東二十町遊木浦への道にあるを端馬（ハシマ）といふ各家十軒許り。

曾根莊總八個村

曾根莊總て八個村南は木本郷に接し西は北山郷に接し北は三木、尾鷲二莊に接し東は海に面す、二木島、賀田の二灣最も深く內に入りて諸村此の灣に向へるを以て浦々の向背各異れり其の幅員長短相補ひ方三里餘莊中二木島は漁事便なると善き灣なるとに因りて村柄宜く賀田も村居大溪の口に在るを以て生產成し易し其他は皆小浦なり。

當莊より以東の諸莊は上世丹敷戸畔の領せし處にして丹敷戸畔誅に伏し成務帝の御代熊野國造を置給ふ時此邊熊野國に隷す。孝德天皇天下の國郡鄕名を定められし時此の邊志摩國に隷し大抵伊勢太神宮の神戸となる。此の時當莊及び三木莊は卽ち英虞郡徐戸鄕の地ならん。中世以後北畠家の領地となり近江の佐々木氏の支族來りて此地に住し當莊七個村を併せて已の領とし曾根浦に居る。（七個村と云ふは舊は二木島、里ノ浦を合せて一とする故なり）後堀內氏の旗下となり地遂に堀內氏に併せられて當郡の內となれり。

寬永記に今紀州勢州の堺なる長島の荷阪峠より西南二鬼島浦竪崎まで路程十一里五町、村數四十個村、昔は志摩國英虞郡の地なり。天正十年新宮堀內安房守攻取りて紀州牟婁郡の中になれりとあり。

今按ずるに志摩の地は古大抵伊勢の神領にて後世北畠家押領せしに堀內氏長島荷阪峠までを責取り紀ノ國熊野に併せしより北畠家押領の地は伊勢國度會郡に止まりて本國と志摩とは伊勢を隔てたる地とはなれるなり

（附けて云ふ二木島浦曾根浦に就き左の記事あり）

二木島浦

木本郷新鹿村の北東の方一里四町に在り。中間狼坂を界とす。狼坂は二木島より南西登り十二町、街道なり。此山奥狼多き故狼坂の名あり或は途神坂と書きて太神宮熊野權現と逢ひ給ふ處なりといふは迷川の傳をとり紛らしたるなり。村居入海の崖に臨み南より西北に並び海面三四町を隔つるのみ家の軒下皆船を繋ぐべし、東の方に續きて二木島里浦あり舊は二木島と一村なり。里浦の北東の方に甫母浦あり。甫母の出崎の楯崎に當浦の東に當りて當浦南東の出崎室古明神の岬と東西相對して其の間僅に八町なり之を入海の口となす。灣中東西長さ殆ど一里にして南北の幅狹きは三四町廣き所は二十餘町、四方の廻船常に茲に集まる善悪といふべし。村民漁事を專とす、漁船九十餘艘あり。書紀に所謂荒阪ノ津といふは此の湊をいふなるべし。村名舊は二喜島と書き又二鬼島とも書けり。二木島の名義詳ならず按ずるに荒阪津は即ち此湊なるべしといふときは此の湊即ち古の丹敷浦なるべし因て思ふに今錦浦は長島郷の一村なれども上代は錦は此の地より今の錦浦までの大名ならん。然れば二木島は即ち丹敷浦にて「にしき」と仁幾之麻と音近ければ轉じたるか、仁之幾島と云たるか之の字の書りたるかなるべし。

曾根浦

二木島浦の北一里三町にあり。其の間の阪を曾根太郎、曾根次郎と云ふ。往還なり。村居其の山の北の麓にありて入海の崖に臨めり。此の地三木荘三木里浦の南に當る。三木里の前、海灣大にして北西より南東に向ひて開け盛松の出岬迄十餘町許り當村其西の崖にあり。當村より北に折る事十町許之を入海の窮（ツマリ）とす賀田村こゝにあり。屈曲の間合せて二十町廣さ通じて六町ありと云ふ。

三木荘總八個村

三木荘總て八個村西南は曾根荘に續き東北は尾鷲郷に接し東一面海を受く、然れども村居海灣に向ふを以て向背各異なり、八鬼山北の方に峙ち其の連峰南東の方に迤邐として長く突出て其の内海灣窈奥にして深く早田、九木各小灣の内に在り。荘中土壌績斷一ならず故に延亥大小詳にいひがたし、往還の街道南北二里許り東出崎より西の方山中に至りて四里半許。荘中古の事跡詳ならず後世三木新八郎といへる者三木浦に居城を搆へ三木浦及び三木里、小脇、名柄、盛松の浦を領す、後新宮堀内氏に併せらる、早田、九鬼、行野の三浦は三木氏の領するや否やは詳ならざれども近きを以て今三木荘に合す（今早田、九鬼、行野は北牟婁郡に屬す）

（八）地士の制

秀吉が南征により各地に割據せし豪族は多くは夷滅せられ又は遁逃せるも、其の族類の諸所に蟄伏する者尚ほ鮮からず。此等は孰れも土豪名族の末裔なれば、今俄に悉く之を芟除し盡さんは治國の途にあらず。然れども戰國干戈に慣れたる斯輩に實力地位を與ふるも亦頗る危險なれば、德川頼宣の入國するに及んで此等豪族の處分を考量し、茲に初めて地士の制を設け、一は以て豪族の心を收攬慰撫し、一は以て不慮に備ふる事となせり。即ち熊野八庄司の孫裔、畠山、湯川、宮崎、貴志氏等の遺臣、大野十番頭の族等六十人を拔擢し元和八年各新知五十石宛を賜り大番頭に附屬せしむ。之を六十人者と稱せり。（時に增減あり六十人は大數により名づく）正保二年頼宣幕府の嫌疑を恐れ、新規の徵辟を止め、家臣與力等數十名を解放するに及び、此等六十人の者及び隅田組に共に上知を命じ、唯地士のみの待遇を與へ、又其の他の豪族を多く任用して地士となせり。地士としての待遇は、

一、武功ありと雖も藩士の列に加へず、
二、平素鄉里に在住し、人馬兵具を蓄へ、農事に從事せしむ、
三、他國旅行には藩士の資格を免さる、
四、年賀、引見、參暇、迎送等の特遇を與へらる、
五、封內巡視の際には、扈從を命じて地理先導、民情諮詢の用を爲す、
六、一朝事ある時は、直に干戈を取りて變に應せしむ、

地士は勘定奉行の管轄に屬し、時々御改めありて增減を調査し、又其の所持の鐵炮は時々吟味せらる。元祿十四年正月御改めの地士數を見るに、

口熊野　三人　奥熊野　七十六人

其の他の各郡　三十七人
勢州領　百三十二人
合計　二百五十二人

奥熊野及勢州領は城下を距ること遠きを以て特に其數を多くせり。元和封初の際は遠近各郡土著の武士なく緩急の用に應じがたきを以て、此の地士の制は、頗る其の時宜に叶ひたるものにして、當時は由緒、家格により武備を考量して各郡に配置せるものなりしも、治平年久しく民事多端となり、道路、水利、拓地、勸農、等諸種の事業頻繁に起るに及び、鄉中の豪民或は篤志の者等私財を抛ちて工を起し、或は官業を幇助して功を成さしむるものあり、或は大庄屋、庄屋等の職に在りて永年勤續して功勞あるものあり、或は財政の急需に應せんため、金穀の献納に應ずるものあり、これ等の寄特者を賞する爲め地士の待遇を與ふるの制起れり。地士の沿革に關しては、南紀德川史に記する所、頗る其の要を得たるを以て左に之を抄錄す。

御入國前の地士沿革

元和初封之時國中從來土着太武士多し皆名門右族の末裔乃至武邊剛勇の餘類にして之を地侍と稱せり古より國司守護職ありと雖も天下騷亂の世政令一州に行はれず變轉繼年之間其權地頭庄司に歸し遂には庄司互に國中を分領隨て土豪剛勇四方に起る所在に城砦を築き近鄉を掠略各自一分之君主を立て之が被管幕僚となり從をなし衡をなし强に抗し弱を凌ぎ戰鬪攻伐是れ事とし時に或は足利氏を奉するあり南朝に仕ふるあり織田氏に應ずるあり又は本願寺を援て信長に敵するあり根來寺に據て秀吉に當るあり如此四分五裂の狀深山窮谷熊野の極隩に迄押し及べり。然るに天正十三年豐臣氏大擧根來寺を屠り太田城を陷るに當りて七郡の國司豪族悉く降伏皆其所領を沒收せらる爾來他家他邦に分散鄉里民間に斃伏して遂に統一に歸したる也。

中世以後地士始末

御初封已來紀勢地士の總員は詳ならされども元祿十四年の調査には總計二百五十六人内百六十九人とし紀伊國續風土記掲ぐるところは紀州のみにて五百四十名なり天保十二之に勢州の三百八十一人（慶應三年より廢藩までを加ふれば合して九百二十一人とす如斯增加にいたりしゆえんは往昔は由緒家柄武備國防を主として各郡地士配置をとりしも治平久しく民事多端にしたがひ勸農救恤荒蕪開拓水利新製橋梁築堤の事等頻頃たし鄉中の豪民又は篤志の者は私財を義捐乃至官費を補助する者不尠官亦其義擧を奬勵或は大庄屋庄屋杖突胡亂者改山廻り抔永年勤續之者等其奇特功勞を賞する爲皆地士に命するの例となり又一方には國用多端なるか財政必需の爲郡中に金米の献納を勸誘其應募の賞亦地士を以てす不然も地士の名譽を得んが爲好んで献金を爲すあり是地士となれば資格士籍に準し長屋門を搆へて銃砲武器を支關に裝置して威近鄉に行はれ旅行には槍具足櫃を携へ紀藩を揚言して宿泊渡津に權を振ふを無上の榮譽とせる也如斯の類年を追て增加且一たび地士となれば過失罪戾なき以上は父子世々繼續の制なるが故勢ひ增加せざるを不得の有さまとはなれり隨て地士申付の標準なかるべからず。其略左の如し。

地士資格	一、献金額	二、同　嘉永四亥年更正額	三、同安政六未年十一月更正額
平地士ニ	平民ニテ百両已上	同二百両已上	同百五十両
御代官直支配ニ	廿両已上	四十両已上	三十両
代々同斷	四十両已上	八十両已上	六十両
年頭御目見之節駄斗目着用御免	二十両已上	四十両已上	三十両
代々同斷	又（二四十両已上）	又（八四十両已上）	又（六三十両已上）
御勘定奉行直支配	又（七五十両已上）	又（四三百両已上）	又（二七百両已上）
代々同斷	又（七五十両已上）	又（四三百両已上）	又（二七百両已上）
小十人格ニ	又（七五十両已上）	又（四三百両已上）	又（二七百両已上）
獨禮格ニ	又（七五十両已上）	又（四三百両已上）	又（二七百両已上）
大庄屋胡亂者改	勤功二十年以上		
杖突帳書同	二十五年以上		
庄屋肝煎同	四十年以上		
	平地士ニ		

從來は一表の如き所追々献金請願之者增加により嘉永四年二表の如く更正後嘉永六年諸政改革の際褒賞之事一時停止す後在中修繕か所增

加官賞のみにて届かたく献金奨勵復舊の事御代官より具狀安政六年十一月より三表の如く施行と云ふ。

一慶應三年二月御勘定奉行より建議之上從來之取計方名實相違の廉を正し且在中の帶刀人增加にては往々治方に差支ゆるを以て平百姓より地士帶刀人に取立は容易に不取計拔群之者に限り可被計に決定の旨あり。

如此標準を以て續々地士たるを得か故百金を投すれば何を得何十金を捐れば何々たるべく抔恰も物品を購買する如きの流弊を生したれ共財政の通塞時に隨ての奬勵策は免れさりしや。

一地士にして小十人格獨禮格乃至其上席被命あり、是拔群勤功ある者に限り特殊の事とす、此分は全く諸士待遇を以て御目附より召狀を發し御家老の申渡也。

一年頭御目見之節髮斗目着用御免といふは毎年頭若山に登城年始拜謁をなし御參府御歸國之時御途中へ御送迎して出張拜謁をなし又熊野伊勢高野山等御旅行之時は土地御都合被計御供をなすの例也。

一地士を命する辭令書に御勝手御用相勤又は臨時御用出精之品云々の語あるは獻金をなし又は御立用と稱し利付年賦等の調逢金をなし國用の便を謀りし也又永上納云々とあるは利付年賦立用の金を更に永年獻金になしたるをいふ難澁所御手入え出金とは官より貸民又は風水災者救護賑恤之時金米を義捐寄附し或は社倉回米建設を補助したるをいふ雜澁所御手入え出金とは官より貸民又は風水災者救護賑恤之時金米を義捐寄附し或は社倉回米建設を補助したるもある也。

一地士之者病氣又は家計衰替之時は役儀難勤により地士株御預けといふを願出平百姓となり追て回復之上一類より出願復舊地士相續する之例也。

一地士國事に服務したるは高野山兩回の騷擾に出張の外爾來又左之條項ありたり。

(一)寛政三亥年四月熊野大島浦へ外國船漂泊之時近鄕地士へ警固出張を命す伊都郡の者は田邊迄出張之所既に解散に至る。

(一)文政六未年六月伊都那賀郡中百姓蜂起之時近郡地士所々に出張警衛す。

(一)天保八酉年二月廿五日大阪天滿與力大鹽平八郎亂逆之時近郡地士共紀河泉國境要所々々へ出張警衛す。

(一)文久三亥年八月大和天誅組騷亂之時伊都郡地士河州境紀伊見峠橋本等警衛す。

(一)元治元子年七月長州福原越後等京師之亂入之時右同斷。

(一)慶應二寅年十二月兵制洋式に改正之時在々地士に銃隊操練修業を命す。

此時和歌山湊操練所へ召し特に修行を申付たる者あり。

(一)同三卯年四月在々農兵取立を命す。

(一)同年五月地士共自費を以西洋銃購求の者に背嚢一個つゝを賞與す。

(一)慶應四辰年六月伏見戰爭之節伊都郡地士共紀伊見峠等警固す。

(一)明治二年三月國境之警衛勤務を解く。

一紀勢地士の名籍は司農府に於て每郡に區分したる地士姓名帳と稱する籍冊を保管地士申付以來其村名住居賞罰任免死失改名子孫相續の畧を列載變更ある每に修正を加へ一目瞭然たる元簿ありたり廢藩置縣之時之を縣廳に引繼ぎしが近年縣廳火災之際恐く燒失唯名竹郡之分一冊を存せり明治二年迄修正を加へ廢藩文久三亥年改とあれば此時紀勢各郡の地士を精査更に編成を遂げたるものか。

○元祿五年七月調査地侍の名前（但し熊野の部のみを掲ぐ）

口熊野先大庄屋、横矢六郎
家來三十人、馬貳疋、武具、馬具所持、

同郡地侍　小山八郎右衛門
具足三領、馬具一通、鐵砲十五挺、刀脇指八腰、鑓三筋、一族家來共ニ六十七人、但し二十歲より四十五歲迄

同郡地侍　安宅次郎四郎
馬一疋、鑓一筋、刀脇指五腰、家來十人

次郎四郎從弟彌次右衛門
具足一領、鞍一口、鑓二筋、鐵砲二挺、刀脇指十二腰、家來二十五人

右の者共若何時にても相應の御用御座候節は相勤め申度由、內々郡奉行迄申達候、

口熊野地侍　小山角右衛門
召仕男十五人、鑓一筋、弓貳挺、鐵砲二挺、刀脇指六腰、

口熊野　小山式右衛門
召使男十人、刀腰持六腰、鐵砲二挺、

右の通り所持仕候、御用之節下人召連れ可罷出由

○元祿十四年正月御改の地士姓名
元祿九年　初度改め

同十二年　二度目改め

伊都郡　三人　那賀郡　三人
名草郡　二人　海士郡　十八人
有田郡　五人　日高郡　三人

口熊野

小山八郎右衛門（久木）　安宅佐次右衛門（安宅）

奥熊野

小山彌十郎（西向）

堀内主膳（木ノ本）　中新之丞（尾鷲）
佐武佐助（木ノ本）　濱地茂兵衛（木ノ本）
脇彦兵衛（木ノ本）　喜多七郎八（木ノ本）
東彦左衛門（木ノ本）　東又左衛門（木ノ本）
橋爪武左衛門（木ノ本）　山城加左衛門（木ノ本）
九鬼宇太夫（木ノ本）　大谷左次衛門（小泊）
鈴木圓廣（新鹿）　坂本勘兵衛（三木）
濱田又十郎（紛ノ本）　濱田儀太夫（紛ノ本）
松浦小八郎（南浦）　別當新八（林浦）
北村傳三郎（中井）　九鬼九内（九鬼）
堀小左衛門（錦浦）　湊百太郎（長島）
澤田半左衛門（長島）　奥村次左衛門（海野）
東勘十郎（崎浦）　山孫平九郎（長島）
井野善兵衛（海野）　奥野市左衛門（錦浦）
奥村八藏（崎浦）　谷與兵衛（大原）
脇平吉（大原）　大西助左衛門（重須）
南孫左衛門（紛所）　小西千助（大栗栖）

二階堂右近（本宮）　鳥居兵部（新宮）
嶋玉郎兵衛（木ノ本）　中左次兵衛（木ノ本）
南大助（木ノ本）　濱又次郎（木ノ本）
北四郎衛門（木ノ本）　辻伴平（木ノ本）
北佐左衛門（木ノ本）　楠清太夫（大泊）
西左太門（波多須）　北口喜兵衛（新鹿）
小倉平次郎（神木）　西村半左衛門（波田須）
庄司宅左衛門（紛ノ本）　岡崎兵松（南浦）
庄司万休（南浦）　庄司九左衛門（南浦）
九鬼嶋之助（九鬼）　佐々木宇左衛門（二木島）
湊市郎左衛門（長島）　湊彦左衛門（長島）
中野三郎兵衛（海野）　東傳左衛門（長島）
堀田市左衛門（長瀬）　石原次兵衛（海野）
世古元左衛門（二郷）　水谷角兵衛（前山）
大久保庄左衛門（中桐）　谷善吉（大原）
上野三左衛門（重須）　西村善兵衛（片川）
西武兵衛（尾川）　岩橋藏之助（本宮）

高那志十郎（尾川）　淵上權左衛門（本宮）
西善六（井川）　大森又左衛門（桃崎）

〆七十六人（以上七十餘人の地士は大半は堀内主膳の被官たりしものなりと熊野歩行記に見えたり）

外に勢州田丸領、松阪領、白子領、一志郡を合せ人數合計貳百五拾貳人

内三十七人　口六郡
七十九人　兩熊野
内三人　口熊野
七十六人　奥熊野
百三十六人　勢州
内三十五人　田丸領
四十九人　松阪領
二十八人　白子領
二十六人　一志領

以上

玉置彦八（板屋）　和田庄次郎（檜葉）
山口武太夫（神ノ上）　南八左衛門（大久保）

又紀伊續風土記（天保年間）に見えたる地士は左の如し。

（西向浦）小山熊之丞、同清水直助、（大島浦）巽武左衛門（古田村）日下安之右衛門
同日下爲助、（木本浦）堀内主膳（九木浦）九鬼恭平、同九鬼島之助（尾鷲郷）世古敬十郎、仲楠之丞（相賀莊）莊司宅右衛門
（二木島村）加田重兵衛、井本利右衛門、濱田惣藏

前記の外各地に於て地士と稱するものに左の諸人あり、其後任命せられたるものなるべきか。

（九）職制

藩治時代の諸制度は頼宣公の時、幕府の制に準據して之を定めたりしが、吉宗公出るに及んで大に藩政を振

肅して制度を更改する所あり。一位治寶公に至りて益々制度を更改し役名を變行する所多かりき。今紀伊家御役順等に依りて其の職制の概畧を掲ぐべし。

（一）御年寄　御家老の通稱なり。御年寄の内に加判の列と、菊の間詰との別あり。加判の列は御政事係り、即ち執政にして一切の國政を總理し、法律制度を執行し、家中の黜渉賞罰を行ふ。御家老に代々御家老門閥御家老、又諸太夫の別あり。

（二）御家老家柄　御附家老安藤、水野の兩家は特別にして、代々加判の列を命せられて上席す。兩家の席順は先任の順序に依る。

（三）諸太夫御年寄　諸太夫とは從五位に叙し何の守と稱さるをいふ。幕府の制に御三家諸太夫御家老は尾、紀は六人水戸は五人に限れり。

（四）加判の列　定員なし。並高三千石執政の御年寄を加判の列と稱す。任命にも加判之列被仰付とありて、御年寄又は御家老とは仰付けられざる也。幕府にて閣老に被命時、加判之列被仰付とあるに准ぜられしならん。安藤、水野兩家は、特別に勳勞あれば特進の禮を命ぜられ最敬禮を行ふ也。この特進の禮に進みしは田邊藩に在りては安藤順輔（道紀）一人、新宮に在りては水野飛彈守（忠奇）同土佐守（忠央）の二人のみなり。

（五）勘定奉行　又司農府と稱す、郡政一切を管掌す、而して其管掌事務中、租稅は郡政の最も重要なるものにして之が運用の得失は人民の休戚に關すること甚だ深く民力の消長に係ること至大にして、民政とは密接の關係あるを以て一に司農と稱し、其役所を司農府と稱せり。御勘定奉行は斯く重大の要職たるを以て、此の職に補するものは特に才幹あるものより拔擢せり。御勘定奉行の下に御代官ありて各郡に役所を設けて在勤し、奉行の指揮を受けて管内を統治す。又別に御勘定在方なるもの附屬し司農府より出務し、專ら池川普請の土功を司り、兼て租稅、檢見等の事に預れり。

（六）御代官　口六郡（名草、海部、那賀、伊都、有田、日高）は茲は高四十石にして、口奥兩熊野は五十石なり。往時は郡奉行と御代官の兩役並び立ち、奉行廳は郡政を掌り、代官廳は租稅を掌りしが、寛政十一年五月治寶公の時、郡奉行を廢して缺役とし、御代官に於て郡政、租稅を兼掌するに至れり。御代官の職責非常に重くなれり。代官廳に本役と見習との二人あり、半年毎に在勤して郡中の民治、勸農、救荒、賑恤、訴訟、斷獄、諸稅徵收等を掌る、一切勘定奉行に申請し其指揮を受く。毎郡に元〆手代一人、手代數人ありて之に附屬す。口奥熊野は藩廳を距ること遠きを以て御代官の職責他郡に比して重し、故に祿高も多く、且つ有爲の人物を配置したり。兩熊野代官廳所在地は左の如し。

奥熊野　木本浦　口熊野　周參見

代官は明治維新の際迄繼續して郡政に與りしが、明治二年國政改革の際廢止となりて民政知局事と改められたり。

（七）熊野御目付　御役順になき職にして持格又は大御番等より出役す。兩熊野に限りて設けられたる職にして、熊野は和歌山より遠隔なるを以て、御代官の勤務方及び公事訴訟、且つ安藤、水野兩家領地の治績、家中の風俗、其他臨時の出來事を偵察せしめしものにて、初は口熊野の古座組中湊村と、奥熊野の尾鷲浦とに置かれたりしが、寶曆三年に至り尾鷲浦は廢局となりて古座組の兼務となれり。

（八）大庄屋　淺野氏の治世までは、郡は莊を統へ、莊は村を統べたりしが、南龍公の治世に至り、莊を分合して新に組を設け、毎組一名の大庄屋を置きたり、大庄屋は高一萬石につき一名を置くの制なるも、山村

僻地にては三四千石にして一組を組織せるもありたり。大庄屋は其職務最も廣汎にして自治民政に關すること最も深く、郡奉行、御代官の命を受けて組内の各村を治め、村政に於て預からざる所なく、且つ苗字帶刀を許され地方に於ける權勢の府たり。

(九)　杖　突　　口六郡には大庄屋の下に杖突一人あり、兩熊野には杖突の代に帳書を置けり。共に大庄屋を助けて組内の事務を執り記錄を掌るものなり。

(十)　庄屋、肝煎　　庄屋は一村の長として大庄屋の旨を受けて一切の村政を掌る、隨つて其職務も多端にして民治に最も深き關係を有す、肝煎は庄屋を助けて村治に預る今の助役の如し。

大庄屋以下の村役人は、多く其地方の地士、豪家、舊家等より任用し多くは世襲とす、但し其の任免の權は郡奉行の司る處なり。

(十一)　村役人給料　　在方覺の記する所によれば大庄屋の受くる給料は左の如し。

一、御切米二石　毎年御切米手形にて下さる、官より出る者なり。
一、米一石三斗　鄕役米の内より下さる、是は大庄屋が鄕役米の受拂をなし、池川の普請を務め、御勘定もなすといふを以て高百石分の鄕役米を下さるゝなり、但郡によりては高百五十石分を給する處あり、古來の習慣に依る。
一、銀百目程より二百目程迄、高百石の組割銀にして、大庄屋一組の諸入用を毎年暮に組中寄合高割にして取立つ。
一、銀三百目程、組中より取立つ、是は前々より高百石に付三匁宛、村々より大庄屋に出したり、大庄屋一組は凡そ高一萬石なるを以て約三百目前後とす、尤も山中抔には一組の高三四千石なるあり、從て其銀も百目前後なり。
一、米二石　大庄屋役料、新田の作德として鄕役餘米の内より下さる、是は前に鄕役米を以て新田を作り、大庄屋に下さる定めにて大庄屋の役德となりしが、郡々に新田場なきに及び後年は鄕役米の内より給せらるゝことゝなれり。
一、大庄屋在御用にて在方に出張の節は、御普請所に出張の節は鄕役米の内より右の扶持方を請取り、御普請所に出張の節は、御扶持方米一升づゝ請取り、定なり。
但米一升は二人扶持にして大庄屋は下人を召連候もの故、三人扶持を渡すべき筈なれども特に一升とす。右の一升にて在々の泊り宿へ相渡し其村より賄を受くるなり。

庄屋給料　在方覺によれば左の如し。

一、御藏庄屋　納米百石に付米四斗の定めなり、而して村庄屋を兼務する者は村よりの庄屋給を別段に受く。
一、村庄屋は其村より出る給米二石三石或は五石七石又銀百目二百目或は五百目七百目と定めらる、或は免高何分と極め候も有之庄屋給免一分とすれば高の一分則ち千石の村より十石を取る處あり。
一、村庄屋は以上の給料を受くるのみならず、自己の持高には村役を免じ、御普請其外の人夫諸役を除かる、之を銀に見積る時は十石所持の庄屋なれば、銀にして五六十目に當る。
一、庄屋在方に出張の雜用、或は其使用の筆墨紙等の費用は庄屋給の内にて辨するあり。或は村々の小入用に算入するあり。要するに庄屋の給料は、凡て其村惣百姓との關係により、定まる者なるを以て一樣ならず。山村僻地にては無給に庄屋を勤め、或は隣村にて兼務するもありたり。

一、給人庄屋は知行高百石に付、凡そ米四斗宛を給せらる、も一定の制なし。給人庄屋のみ勤むる者には村より給分を出さず、村役も多く免せず。

肝　煎　給

御藏入の村にても肝煎に給するものなく、村にては肝煎は村庄屋へ准じ給分は庄屋の三ヶ一、五ヶ一位なり、小村は無給の處多く、一年二年と順番に交替勤務せり。亦肝煎所持の高にも村役を免せざるあり、或は大村にては之を免するあり、尤も村役を免せられざるも夫役は出さずといふ。肝煎の村用に要する雜用は村小入用に算入せり。

組杖突給料

一、米一石三斗　鄕役米の内より下さる、是は池川御普請に勤務するを以て、大庄屋と同斷百石分の鄕役米を給す。
一、銀百目程より二百目程迄高百石分の組割銀にして、大庄屋と同じく高百石分の組割銀を給す。
一、以上の外大庄屋一組中より、杖突給分として銀百目より二三百目位迄を給す。
一、杖突御用にて出張の節は御扶持方七合五勺、御普請所に詰たる節は、鄕役米之内より御扶持六七合五勺を給せらる。

(十二)　北山御材木奉行　　奉行二人、手代三人。熊野北山御材木を管轄す。一人は新宮鵜殿村に居住す。村田治兵衛代々勤務せしが、安政二年六月、水野土佐守領知村替に付き、向後北山御材木御用も土佐守差配に變更せられ、爾來缺員となれり。材木御用とは公儀に於て御用材伐り出し候節、奉行の姓名印鑑を預け、公

儀及び五條御代官所へ差出置くをいふ。

（十三）流木奉行　御役順に無き役にして御用木奉行たる村田次兵衛兼務之趣なり。北山川、新宮川の流木を監査し、材木散亂の節出張して夫々木印の有無相調べ木印有之ものは木主へ戻し遣し、木印無之、持主不明のものは入札拂に付し、其の代銀は二歩口役所へ納入するものとす。元本藩直轄たりしが延享元年より新宮領支配となれり。

（十四）五人組　五人組の制は遠く孝徳天皇の白雉三年の令に五保相保ち一人の長を設けて互に相檢察せしめしに厚く、爾來幾多の變遷ありて室町幕府の末となりて比隣相倚り以て匪徒に備ふる必要生じ地方所在に小團結の組合を造れり。所謂向ふ三軒兩隣り互に相援助するは自然の數なるべし。徳川幕府に至り此の組合を勵行せしめしと見れ、慶長の文書に已に五人組の名稱あり。元祿の文書に屢々散見せり。寛文四年には五人組帳なる帳冊を製し毎年所管の役所に提出する事とせり。

五人組の方法は家並近きもの五人づゝ組合せ、其の内の律義なるもの一人を組長の位置に置き、數組に組頭一人を置く、小なる町村にては組頭一人を置き、庄屋に事故あるときは組頭臨時代理す。大町村にては凡そ二十五軒毎に組頭一人を置くものとす。五人組は一家兄弟の如く組内に起りし事は大小となく其の責に任せしむ、土地の荒廢、年貢の未進、不届者、賭博者、盗賊等の出づるあれば、何れも組内の者總べて其の責任を免れざるものとす。此の制江戸幕府に於ても夙くに設け置かれたるものにして、享保の文書に「右之趣堅相心得、向後名主五人組吟味を遂げ、町中に遊女さし置申間敷候、相背に於ては、其所の名主五人組急度可申付候」とあり。

又密淫賣を置きたる時の罰例にも、

遊女本人は無罪、抱主は過料、五人組は輕き過料、家主は重き過料

とあり。其他賭博類似の賭事の罰例にも、

本人は遠島、名主年寄は五十日押込、五人組は家財取上げ、家主は家財取上げの上百日の手錠、一村の者は高割過料

に處すとありて、組内に不正者ある時は五人組にも其の罰を及ぼせり。此の制は明治の初年迄も實行されたるものなり。

尙ほ五人組制の事に付、大畑才藏の「五人組心得」に詳述せるものを左に抄記す。

五人組心得

一、五人組の者共、萬事父子兄弟同樣にかくしなく、何事も申合せ、盗賊の用心、田畠うなひおこし、令二油斷一者には、互に心を附け、借銀未進の諸判迄、同人組仲間に於て仕り、縱令庄屋、組頭、致二加判一候共、五人は不レ殘相談可致、其外嫁取、聟取り佛事弔之節も五人之者共出合互に可二見届一事。

一、五人の内一人も不届者有之候て、田畠不精に致し、他郷をあるき、博奕大酒を好み、すまふをとり、百姓に不似合男たてをいたし、高未進又は分限にすぎ借金など可仕體に候はゞ、五人組の仲間として致異見、妻子を奉公に出し、又は自分身を賣借銀をすまし、ほとなく所へ立歸百姓相勤候樣に致し、殘し置所の田畑山林あれざる樣に取まかのふべし、若又不用意見不届のもの有之候はゞ、組頭名主へ達し代官の可受差圖、見のがし、聞のがし、高未進、又は分限に不相應借金爲仕候はゞ、殘り四人のもの共へかゝり可二返濟一事

一、忠節訴人は各別、其外公事沙汰並訴訟の事有之時一人として罷出間敷候、五人遂相談多分の道理にまかせ、本人一人と五人組の頭逢庄屋受二差圖一可二罷出一事

附對二庄屋一爭論有之時は、則五人組申合可二罷出一事

一、五人組の内相煩候か、又は牛馬を殺し耕作におくれ候はゞ、相殘る者共寄合手前之田畠前に繕入、年貢可レ致二修納一事

一、五人之内人も存たる失墜仕り、進退相續難成もの有之候はゞ、組頭庄屋達代官より可レ請二用捨一事

一、被二仰出一候御法度之趣、不レ寄二何事一堅く相守、若又庄屋組頭非常之儀有之は、ひそかに代官へ可二申出一せんさくの上、隨二道理一庄屋組頭以後あたを不レ仕可二申付一事　（以上）

又古江校調査の寶暦年中文書にも左の被仰出書あり。

一、前々從公儀被仰出候御法度書の趣彌以堅く相守御制法之儀不相背樣に村中小百姓下々迄可申付事
一、五人組の義町場は家並、在郷は最寄次第家五軒宛組合共並下人、店借、借地の者に至る迄惡事不仕樣に組中常々無油斷可令僉議、若徒者有之候て庄屋の申付をも不用候はゞ可訴之也（南輪內村古江庄司平三郎氏藏）

（十）農政と勤儉令

藩政時代には農を以て立國の本となす。一國の財政は主として田畑より納むる年貢（本途といふ）を以て支辨するが故に、農民を保護指導すること頗る周到なり。大庄屋覺書に、

一、大庄屋兩月に一度宛も（相野谷組控には一ヶ年に兩度とあり）村々相廻り作毛見分仕り、若し田畑やらひ等處末にも仕候はゞ其の田畑の作主吟味致し申付候樣に、庄屋、肝煎に可申聞候。
一、耕作の義常々油斷仕間敷候。庄屋、肝煎、頭百姓の風俗を未々の小百姓迄見習可申候間、互に示し合せ耕作精出し可申候。

又同覺書に未進（滯納稅）ある百姓には特に注意すべく、折角未進取立候ても、其の百姓潰れに及び候はゞ却て爲にならぬ故、潰れに及ばぬ內に斟酌を加ふべしとの注意書あり。

又慶長六年淺野左京太夫幸長の定書にも

小百姓一人も走らせ候はゞ、其の處のおさな百姓曲事たるべき事。

とありて、百姓の保護には頗る意を用ひたり。從つて農民の驕奢懶惰は產を破り身を亡ぼし、遂には貢租の缺損となりて一國財政の基礎に龜裂を生ずるの恐れあるが故に、歷代の藩主茲に意を用ひ屢々儉約の令を發せり。藩祖南龍院公の寬永十九年の令に、百姓の儀手前能く成る者といへども、奉公人（士人）のまねをなし、無益の奢を仕り、惣て衣類食物居家等諸事に付、百姓に似合たる樣に可仕とあり。同公の正保二年の仰出には、

百姓奉公人の眞似仕間敷候。衣類の儀、大庄屋は絹紬、女房共同前、小百姓は布、毛綿、女房共同前相守申候。百姓家作其の分際に不應儀不仕候。

と令して衣服家作に制限を設けたり。後五年の慶安三年には左の如き極端の儉約令を發せられたり。（當時水野家は二世重良公の御時也）

法度

一、酒肴衣類在鄕へ買取候事。
一、鹽之外何によらず買申事。
一、諸勸化に入申事。
一、新宮へ庄屋百姓罷出、代官郡奉行共外いづれへも音信指上げもの仕事。
一、在々にても少の音信仕事。
附、製酒親方へ五節句仕事。
一、常々食事に丸米給申事。
一、當年來年は在々賀嫁取仕事。
一、死人忌中立申、親子兄弟の外、無用之事、縱親子にても、一七日より外迄入申間敷事。
一、爲何祝事在之候共、餅、こわめし、めんるい、にごり酒、たうふあぶ仕事。

右は世間米高直に成候得ば、御年貢に油斷仕、常々のごとくに相心得候はゞ、來年は餓死可仕候條、前廉より此旨を相敎、隱有之百姓はかせきを致して、可成老人と子供はく（此間不明）ひ、或は何にてもくひもの類さゝのひ、來年の支度可仕候。此旨相背、年貢油斷仕候ものは又は食事口給上げ候もの候はゞ、吟味之上曲事可申付候、依而如件。

慶安三年十月

森　壹右衞門殿　（相野谷組大庄屋）

右之通御書附被下候國則書寫し遣候、此段組下之百姓共に、壹人も不殘堅可申付候。百姓のため御思召被仰出義に候間、過分に存じ油斷仕間敷候。此の如く書寫し組下村々へ壹枚づゝ遣置可申候　以上。

慶安三年寅十月拾七日

森　壹右衞門

幕府に於ては慶安二年二月二十六日、家光公勤倹の令數百個條を布けり。中に曰く、

一、稼穡に心入れて草をとり、時々鍬いるるときは、稲も長じ易く實も多かるべし。
一、田畝の境に大小豆をうへて生業の助けとすべし。
一、朝はとくおきて耕し、晝は田圃を耕し、晩は繩をなひ俵を綴り、何にても其わざに怠惰すべからず。
一、酒茶を買飲むべからず。
一、年々正月十一日前に鍬の刃を磨ぎ、鎌を打直すべし。器械よからざれば耕耨はかどるべからず。
一、農民は思慮うすく後のことを思はず、秋にいたり米、雑穀を妄りに妻子に喫せしむ、いつも正二三月の心をもちて食物を大切にすべし。
一、何にても雑穀をつくり、米を費さざるやうにすべし。
一、其の身をはじめ、子弟奴婢に至るまで、常はなるたけ麁飯を喫すべし。されど一しほ骨折る時は食物を宜しく多く喫せしむべし。
一、男は農業をはげみ、婦は機織に心いれ、夜までも夫妻とも家業をつとむべし。
一、農民衣服に布木綿より外着すべからず。
一、宅地の庭を南向にして、洒掃をよくすべし。庭悪しければ土砂交り入りて、雑穀を賣るときにいたり、價いやしくなり費多かるべし。
一、蔘田になるべき處は少したりとも、見立て蔘田とすべし。
一、煙草を喫むことを禁ず。こは食にもならず、中々病となるものなり。
一、山かたは山のなりはひし、浦方は漁獵して、それ〴〵に業をつとめ怠らすかせぐべし。
一、孤獨の民病に臥し、あるはさはる事ありて稼穡を廢するときは、同邑の者助けあひ、其の田圃荒蕪せざるやうはからふべし。
一、里正たるもの、よく小民を曉諭すべし。
一、隣郷と睦ひ合ひ、他領のものとも諍論訴訟などすべからず。
一、父母に孝心深かるべし。孝の第一は其の身疾病なからんやう養生し、飲酒に耽らず人と諍闘せず、身の行をよくし、兄を敬ひ弟をあはれみ、兄弟の中親睦なれば、父母の心ことに悦ぶものなり。
一、貢米さへ納むれば、農民ほど安穏なるものはあらじ、よく〳〵これらの旨を心得て、子孫を教訓し、家業をはげむべし。

同年二月六日、諸大名を召して、井伊掃部頭直孝はじめ、諸老臣仰を傳へしは、

先に倹約の令をくだされるといへども、今に及んで猶奢侈を好むものありと聞ゆ、因て天下の爲に再び令せられれば、今より後かたく儉約を守るべし。

となり、又同月十日番頭物頭並に寄合の輩を召され、

先年倹約の令を下されしに、頃日又分にこえて奢侈のものある由聞ゆれば、彌先令を守り倹素を旨とすべし、今より後は、目付に命ぜられ査檢せしめて嚴に沙汰せらるべし、その心して令を守るべき、

旨、老臣をして傳へしめらる（徳川實記）。かくの如く幕府に於ても勤倹の令の八ヶ間敷折なりければ、南龍公は其の細目に渉りて嚴重に仰出されしものなるべく、塩の外何に依らず買ふべからず。代官郡奉行其の外何れへも物品を贈るべからず。常に丸米食すべからず（雑穀を交へ食ふべしとの意なるべし）今明年は聟嫁取るべからず。忌中にても親子兄弟の外立寄るべからず。何の祝たるを論せず、餅、強飯、麺類、濁酒、豆腐和を用ふべからずとは隨分思ひ切りたる倹約令なりと謂ふべし。明暦三年更に左の如く百姓保護の件仰出されたり。

覺

一、惣て田畑の念入耕作仕付可申候、若田畑麁相に致無念に仕候者有之は、或は過料、或は所を拂候歟、又は品により急度可申付候。
一、山中筋濱方などは、かせき第一とせいたし、耕作麁相に仕所も可有之候、心付令吟味、田畑に念を入耕作仕付しゆり致、其透間には萬かせきとも可仕事。
一、在々公事等之砌、双方相手並大庄屋、小庄屋より外、雖親子兄弟、新宮へ參り候事堅く無用、但證據人は各別。附り、籠舍之音信見舞猶以停止の事。
一、大庄屋共、組下村々分村之時、隨分令吟味、毛頭無依怙贔負、念を入可申候。其上村々へ細々見廻り、萬事油斷無き樣に可申付候。前々より如仰付諸役申付候時（ノヽマヽ）誓水に可申付事。
一、免盛之時分は、小百姓共にも萬事具に申聞け、相談之上可相究、惣百姓共諸事少にても費無之樣可仕事。
一、免盛之時分は、小百姓共にも萬事具に申聞け、相談之上可相究、惣百姓共諸事少にても費無之樣可仕事。
右の通御意之旨、御老衆被仰渡候間、此趣惣百姓共にも可申付候、於相背は可爲曲事者也。

明暦三年酉四月廿九日

野村彦右衛門
澁田茂兵一衛（代官）

寛文五年に至り、役人在々巡回の節多數の者迓迎に出で、且つ酒食を饗應し、或は駕舁人足多數出す等の弊を指摘し、向後此の如き場合は吃度處罰すべき旨嚴達せり。これ亦百姓保護の旨趣に出でし者也。

一筆申入候、然ば在々藏改に付、歩行目付衆所々へ遣候處、庄屋共之儀は不及申、小百姓に至迄むかひに混出候由、其上めしたべ候へば、肴など調へ酒なと出し候由、承り候。以來歩行目付衆なとの儀は不及申、其外の衆在々參り候とも、小百姓の儀は不及申、年寄百姓にても むかひなどに混出候事、自今以後堅く無用に可仕候。其上めしたべ候共、海肴など一色にても出し申候か、酒など出し候はゞ、其組の大庄屋並小百姓方へ過料可申付候間其心得可有之候得共、自今以後乘物かき三人か四人か出し可申候。但路次惡敷所ば一、乘物かき申人足、數多出し申由承り候。尤所により左樣に可有之候得共、自今以後乘物かき三人か四人か出し可申候。但路次惡敷所ば見合可仕候　以上。

寛文五年巳十二月十七日

御領分大庄屋中

前田惣兵衛

二代光貞朝臣剛勇にして武を尚ぶ、乃祖の風あり、屢々勤儉の令を下す。次に記載する條々は元祿四年より七年に渉りて次々に仰出されしものを、同十四年に至り更に改刪增補せられしものなり。後半の十五條は人民心得ともいふべきものにして儉約令には關係少なきものなれども一括して揭記す。（當時は新宮城主三世重上公の御時なり）

村々役人小百姓並に在々居住の商人職人常に可相心得條々

一、在々へ參ようかましき小萬物賣一切入申間數候。

但し海道筋にて棚を出して賣申候は、今迄の通り賣可申事。

一、酒肴賣一切入申間數候。但し浦々にて取し肴其所にて賣り候は不苦事。

一、借銀之利息高利に取申間數事。

一、惣て御法度之衣類等在々にて賣買なと仕間數事。

一、燒米自今無用に可仕、地頭へ五節句祝儀物は今迄の通り地頭へ計持參可仕事。

（元祿四年未十二月從和歌山被仰越候分）

一、祭禮等之節酒肴相止、成程輕く仕、餠酒取遣仕間數候。勿論他村之者出合無用に可仕候、但し親子兄弟聟舅は不苦事。

一、聟取嫁取之節、萬事輕く致、宜數日姓にても長持、挾箱、鏡臺、衣桁等堅く無用に可仕。振舞一汁二菜肴二色迄之內致相應、大酒仕間數候。三つ目五つ目杯と申儀も無用に致、聟舅之出合も其日に可仕、遠き所は追て出合可申候。仲人並從弟迄は心次第出合可申候。祝儀之餠、聟舅之外取遣無用之事。

一、輕に遣候物、宜き百姓たりとも、木綿帶貳筋迄、總肴一色之外は無用可仕候。聟引出者、木木綿貳反迄之內遣可申候。絲組之酒振舞事間數事。

一、子出生之時、初着餠酒取遣仕間數事。

一、名を替候節、銀米出させ候儀無用に可仕、輕き祝儀も仕間數事。

一、物參り下向之節さかむかひ無用に可仕、他國歸悅見舞之物、並やくおとし、富士こりの節も餠酒無用之事。

一、家作候節、諸事祝事無用に可仕、勿論祝儀物取遣仕間數事。

一、年頭、歲暮、節句、餠酒等取遣仕間數候。惣て音物取遣無用之事。

一、日待月待數候節、親類にても寄合申間數候。右一家にて可仕、並浦祭盆祭之儀、隨分輕く仕、並浦祭盆祭之儀、隨分輕く仕、寄合食物酒給申間數候事。

一、先年も申付候通り、不依何事村中寄合相談など仕候節、食物酒給申間數候事。

一、葬禮輕く可仕、奠並に供養之酒、無用に致し、其外諸事目立成儀仕間數候。香奠從弟迄は不苦事。

一、大庄屋妻子、絹紬地布八講迄は着可仕、尤も紬より上の物、帶襷にも仕輕く仕り、從弟迄は寄合、其外は出合申間數候。勿論餠酒取遣仕間數候事。

一、大庄屋妻子、絹紬地布八講之外、帶襷にも堅く無用の事、並村々庄屋妻子共、紬地布八講迄は着可仕、尤も紬より上の物、帶襷にも仕間數候。其の外の百姓共は、木綿より外絹紬之類にても、ふくめん、ぼうし、襷並に帶共、堅く無用に仕り、毛綿地布八講着可仕候。著し相背申者有之候はゞ、其衣類取上げ申上、其品に應じ可申付事、附り、こせ座頭、紬紬より外之衣類一切着致させ申間數事。

一、地布八講にても、地紅粉地桔梗黑へに縫箔、鹿子、茶屋染、一切無用に可仕候。但し木綿に鹿子之小紋は不苦、附單物しの內に論入候儀は可爲無用、惣て高直成染物不仕、祭物參等之節、新數衣類拵申間數候。附り紬紬着申程之者は、增帶着紬を用候へるも不苦候、尤紅粉染に染申間數事。

一、惣して女まし帶も、綿廓之外無用可仕候。但し紅粉染に染申間數候。

一、召仕の女木綿地布八講之外無用に仕、絹紬の類にても帶襷も堅く無用に候付、蒔繪並にへつかうの指櫛無用の事。

一、大庄屋庄屋娘たりとゝいふとも、平百姓の方へ緣付遣候ては夫々通り木綿布着用致も、絹紬の類にても帶襷等に一切仕間數候。且又平百姓之娘たりとゝいふとも、庄屋妻に成り申候はゞ、紬地布八講迄着用いたし可申事。

一、端午ののぼり、布木綿も相止め、向後紙を可用、のぼりの數貳本、甲貳はれ、鎧壹本、長刀壹振立させ申す樣にと諸士方へ被仰付候。

但し八歳以上は立申事不罷成候。此趣を請、村町中も彌輕立申樣にと町方へ申觸候上は、在中は猶以輕く相心得可申候。且又男子何人有之候共、のぼり右の數より多く立申間敷候。

附り、ひゐなの儀も、自今紙ひゐな可用候。甲、破魔弓、ひゐな、羽子板抔の音物取替し、雖爲親類、可致無用之事。

一、婚禮之諸色、其外祝儀、並葬禮佛事之節輕く可仕旨、諸士方へ被仰付候間、在中は不及申、諸事隨分輕く執行可仕事。

一、在々祭禮婚禮其外祝儀も、餅酒取扱可爲無用旨、先年も書付を以て雖申渡、末々之者迄は申觸不相屆候哉、猥成所も有之樣に相聞候。自今急度餅酒取扱可爲無用候。此段末々小百姓に至迄、堅く相守候樣に可申付、若此上にも愼不申候者於有之者、庄屋方より遂吟味、大庄屋方へ可相斷事。

一、他領之者に、田畑山林永代賣券に仕間敷候。若し當分之質物、又は山諸漁り年賦相究賣申候はゞ、大庄屋へ相斷、此方に相達差圖可相待、尤他領之者は不及申、此方御領分之者にても、材木其外山方浦方漁り仕せ候儀有之候はゞ、此方へ相窺指圖次第に可仕候。且又右之漁り仕廻候節は、無失念此方へも委細可申出事。

一、御領分之者共他領へ罷出候時分、庄屋に斷候て出可申候。尤も其所之法儀相守、不札口論、過言抔不仕樣諸事愼可申事。

一、他領へ諸家職に參候時分、家職之品により先樣にて書物等仕儀に候はゞ、其所の庄屋へ相斷候上、在所に立戻り、右之次第大屋庄へ相達可請差圖候。萬端紛敷儀不仕樣に、小百姓に至迄可申聞事。

一、他領之者下男下女に召抱候はゞ、慥成者請人を取、其上にて抱可申候。不慥成者は少之內、雇申儀も堅く無用に可仕事。

一、惣て他領之者に證據ヶ間敷書物等、遣し申間敷候。若先樣より達て望候はゞ、庄屋並大庄屋へ相斷、指圖次第可仕候。且又他領之山漁之儀、他領之者と申合仕候はゞ其段大庄屋へ相斷可請指圖事。

一、御領分より外之者と相商、並金銀之貸し借り仕間敷候。若不仕候て不叶儀は、以來出入に不成樣に、平に書物等取替し申分け大庄屋へ相斷、指圖次第に可仕候。若斷を不立內證にて示合、不埒出來、出入に取給ひ候はゞ、公事之理非は格別、其儀落着以依其品急度可申付事。

一、他領にて、諸家職仕旅人一宿之儀は、格別定宿に賴申者於有之者、樣子聞屆候上大庄屋へ斷り可請指圖候。其外不慥成者をば、一日の働にも曾て雇申間敷候。尤召抱る儀候はゞ猶以慥成請人取、其趣大庄屋へ申斷、差圖次第に可仕事。

一、他領より參候出家方、其在之寺へ參り逗留仕候はゞ、庄屋聞屆候上、大庄屋へ可相斷事。縱一宿之道心者たりといふ共、國所宗旨名迄相尋候て、書付大庄屋へ可相渡候。大庄屋所へ程遠き村々者、庄屋方へ書付置、一箇月切に大庄屋へ書付可相渡候。寺へ參り候旅僧は、其寺より大庄屋宛之手形を取候て、是又大庄屋へ相渡し可申事。

一、浦方之儀は、別て他國者入込賣買も仕候儀に候て、諸事已後出入に不成樣に相心得、第一何事にても庄屋へ可相達事。

一、往來之旅人は、可限一宿、若二宿共願申もの在之節は、御法度之趣申聞候上、無據逗留之わけ有之候はゞ、庄屋へ可相斷候。大形之儀にては二宿は借し申間敷候。且又雖爲諸商人、二宿迄は借し申間敷候若慥成者にて、前々より參候者逗留仕候はゞ、庄屋へ斷、其上大庄屋へ可相達事。

一、海道筋一宿之雖爲旅人、不慥成樣子、及見候はゞ、庄屋方へ其趣通達可仕候。且又海道筋にて無之村は、及夜陰、宿借り申度望候者有之候はゞ樣子承屆、庄屋へ相斷、夜中も心附き翌朝罷立候はゞ何方へ參候哉見屆可申事。

一、奉公人と申懸け候はゞ、雖爲旅人、其仁体相應に禮儀相勤、少も不作法仕間敷候。別て海道筋之儀は、對旅人過言口論抔不仕樣に常に愼可申事。

一、通筋は、猶以雖爲脇道、不掃除無之樣に常々於五人組、遂穿鑿可申付事。

一、往來之海道船渡し、並谷川筋俄に水出申節船渡し定之外、棹賃取不申樣に可仕候。谷川筋其所之人足雇候はゞ、相應之賃銀を取、少も旅人迷惑不仕樣に常々可相心得事。

一、村々頭立之百姓共、近年在廻りに林を立、田畑之影に成、第一猪猿抔のやらいも難成樣に相聞候。兼て田畑影伐は仕候樣にと申付候。自今者村々吟味仕候て見分之上にて、影伐は不申及、又は田畑のために不宜新林は立させ不申樣に無油斷可申付候。若承引無之者有之候はゞ、御代官迄早速相達可申事。

右從和歌山被仰越候五箇條之趣並三十四箇條之趣、大庄屋庄屋は不及申、小百姓其外職人小商人共、不斷相心得候樣一箇月に壹度つゝ可申聞事。

右箇條之趣、先年より書付を以て被仰付候分、此度新規に申付候處、改書付け遣候紙面之通、急度相守候樣に可申付旨被仰付候。常々無油斷可申聞者也。

元祿十四年巳十月

五代吉宗朝臣は自ら奉ずること極めて薄く、又藩士に對しては儉約を命すること最も嚴重なりしかども、庶民に向つては甚だ寬大にして敢て儉約の令を布かず、寧ろ產業の發達に留意し人民の富力を增進せしめて自然に不生產的事物の發生を沮害せんと期したるものゝ如し。

町人百姓へは儉約筋不可申候、彼等は銘々一分切にて家屋敷田地相求め、夫々の家業商賣致す者なれば、國主の用に立つ者も有之候。國主よりの厄介無之者共故、心任に致置可然事なり。

町人百姓は算勘にて致相續者共なれば、平日油斷有間敷事なり。尤數萬人の內には相續せずして潰に及ぶ者も可有之候得共、夫は世の盛衰

無據義にして何時も有內の事に候。

といへり。蓋し消極的の儉約令に依らずして積極的に富力の增進を圖りしは、時流に超越せる卓見といふべきなり。後入りて將軍職に就き、次に宗直朝臣の代に至りては驕奢淫逸の風瀰漫して弊害百出せしかば、茲に嚴密なる享保の儉約令出づるに及べり。この儉約令は元祿のそれに比して一層綿密周到を極めたるものにして、之を例せば元祿の令には、

端午の幟男子何人ありとも二本、甲二つ、鐙一本、長刀一振。

とあるに、享保の令には、

端午の幟男子何人ありとも家一軒にて幟一本、甲一つ、鐙長刀の內一本。

とあるが如くすべての点に於て其の制限を嚴にせり。（享保は新宮城主五世忠昭公の御時也）

享保七、八、九年儉約令

一、今度儉約之儀被仰出、諸士麁服を着候に付、途中抔にて百姓共處外不仕樣に、綱紫々に可被相遁候。右は先年も遁し有之儀には候得共猶又可相遁旨御年寄衆御申候。

一、百姓背之衣類着候を儉約改役人見屆候節、近在は其百姓之家迄、改方下役人附參候て住所見屆候筈に候得共、遠在之者は在所へは附不申、舍所迄下役人召連參、人足支配へ相渡候筈に候間、其節右百姓之居所等吟味可被申付事。

右書付兩通寅十二月十八日（享保七年）口六郡奉行中並人足支配へ申渡。

一、此度諸士儉約之儀被仰出候條、在中にても右を受、萬端費ヶ間敷品差て無之樣に可仕候。尤男女とも衣服帶襟等に至る迄、毛綿地布之外一切着用仕間敷候。

一、年頭歲暮五節句等、只今迄地頭へ祝儀物持參いたし候得共、自今右之祝儀物相止め可申候。

一、地頭へ燒米持參候儀、是又自今相止可申候。

右書付寅十二月十六日紀州郡奉行中へ申渡、勢州は兩役中へ申渡（享保七年）

（元祿四年十二月の仰せには、燒米自今無用たるべく地頭への五節句祝儀物無用に仕り、年頭祝儀物は從前通り地頭へ計り持參すべしとありたるが、此に至りて地頭への年頭祝儀も今後禁止せらるゝことゝなりたるなり）

一、地士並大庄屋且又妻子衣類、紬毛綿地布はつかうの外堅無用、帶襟等絹（紬？）迄は不苦候。

但妻娘等帽子覆面絹不苦候。

一、庄屋年寄並妻子共毛綿地布之外不罷成候、帶襟等紬迄は不苦候。

但妻娘等帽子覆面紬不苦候。

一、地士並大庄屋之妻子より惣百姓之妻子に至迄、べつかうの差櫛笄並蒔繪之差櫛笄一切不罷成候、且又惣て衣類等紅紫に染申間敷候。

右書付寅十二月廿四日紀州郡奉行中へ申渡勢州兩役中へ申渡（享保七年）

一、此度諸士儉約被仰出候付、在中之儀も諸事費ヶ間敷儀無之樣に申聞候樣にとの御事候。就夫年頭之祝儀に、父母へ輕物は不苦候、右之外は五節句等にも祝儀物堅取遣無用に可仕候。地頭へ年頭歲暮五節句等之祝儀物、並燒米抔持參不仕筈、勿論外之音物は一切持參仕間敷候、且又正月之祝事並年頭叙入等之出合、隨分輕く費ヶ間敷儀無之樣に相心得可申候。親子出合に物給候節、兄弟祖父母孫之外は出合止め可申候。惣て無據用事に付出合候共、大勢寄合申間敷候、尤一切酒を不可用、猶委細之品々は追々段々可申遁候得共、此節先差當り右之趣急度相心得候樣に、在中へ可被申聞候、前々より相遁候品々は、猶以此節無油斷相心得候樣に可申聞候。

但醫師藥禮並師匠へ付屆之儀は格別之事。

寅　十　二　月

右書付寅十二月廿七日紀州郡奉行御代官中申渡勢州は兩役中へ申渡（享保七年）是より卯年分

覺

一、在々百姓之暮し米猥に費不申、專雜穀を用、衣類は布毛綿を着、妻子共晝夜稼を精出し、渡世一通を心得、身躰を持立、御年貢御定之時節皆納仕儀肝要に候處、近年はいつとなく風俗惡敷成り、奢侈之儀古來之風俗に立返候樣相愼可申候。

一、家作之儀前々御定之通り、彌以輕可仕候身上宜百姓座敷構之家取立候共、床一つの外ろうヶ間敷普請曾て仕間敷候、ふすま等ぬりぶちから紙張等之儀相止め、繕紙抔にて麁相に可仕候、惣躰は右之格に准し、分限に不相應之儀堅仕間敷事。

但往還筋旅人之宿仕候輩は格別たるべき事。

一、地士大庄屋村庄屋惣百姓、並右妻子共衣類等之品、且又祝儀之出合、音物等之儀、舊冬申渡候通彌堅相守可申候。尤婚禮之節娘衣類嫁道具等に至迄御定之通相心得可申候、若背候もの有之候はゞ、役人見付次第其者居村之庄屋方へ引渡、背之品々取上其にて急度可申付事。

一、聟取嫁取之儀萬事輕可仕候、額に遣し候物大庄屋は鳥目三百文、庄屋以下百姓は二百文に過べからず、聟引出者も右同前たるべし。尚又小百姓はいよ〳〵輕く可仕候、右鳥目之外少しの物にても、互に取替無用たるべき事。

一、右之節地士並大庄屋は、木地長持壹棹、葛籠一遣し候分は不苦候、庄屋頭百姓は木地半櫃壹荷又は長持壹棹遣候分は勝手次第に可仕、右より輕分は應分減少可致候。尤小百姓は右を受猶以輕く可仕候、物てりたん堅く無用たるべき事。

一、婚禮之節仲人は勿論、親類從弟迄之内は勝手次第出合可申候、給物隨分輕くいたし酒三献之外無用可仕事。

一、神事佛事いよ〳〵輕可仕候、親類出合候とも從弟迄之外出合申間敷候。尤所有合之雜事にて、一汁一菜の外給物無用に可仕候。且又葬禮之節張こし無用、寺に有合候籠又は桶にて可仕候、葬場へ罷出候儀從弟迄は不苦候、女葬場へ出候儀堅無用にいたし、悴之外親類は色着申間敷事。

一、端午之幟男子何人有之候共、家壹軒にて幟一本甲壹、鐘長刀之内壹本右より多く立申間敷事。

但幟は紙にても毛綿にても小ふりに可仕候、尤八歳以上は無用之事。

一、ひいなの儀、紙ひいなを可用、ひいな道具にても、漆ぬり箔置堅く無用に可仕事。

一、往還筋旅人宿休所並茶屋等之外耕作一遍之村々にては、小間物餅酒肴其外百姓に不相應之物賣買之商人有之所は相止可仕候。尤先年より酒造來候者は、唯今迄之通に相心得可申事。

一、博奕仕候者、小盜等仕候者、自今は役人相廻見付次第召捕申筈に候間、彌村々にて念入可申事。

一、辻打並見せもの等在々へ參候共、一切留置間敷候、且又箱でく等之儀、立願にもこめ申間敷事。

一、小入用村割組割共、兼て御定之通不用之入用無之樣可仕候、是又所々にて役人に帳面改させ、費之儀有之候はゞ急度可申付事。

一、役人賄之儀、御定之通料理ヶ間數儀一切仕間敷候、尤役人に對し不禮仕間敷事。

右は前々より御定之趣、尚以て此度相極候條、急度相守可申候、若相背もの有之候はゞ、庄屋肝煎五人組迄可爲越度候間、常々小百姓迄能々申聞相守可申者也。

享保八年卯二月　　郡奉行

右書付二月十九日紀州郡奉行中へ申渡勢州は兩役中へ申渡。

在中締方之儀に付別帳之通御年寄衆被仰渡候間右帳面之趣堅相守可申旨入念可被申付事。

享保九辰八月十六日

一、地士大庄屋平日は布毛綿着用可致候、帷子はきぴら又は麁相成鳴類着可致候、御目見之節のしめ御免之筋は、絹紬着用上下一等諸麻可相用候、其外上下着之節紬可相用候。夏は麁相成さらし紋附にいたし可用、袴はこくら毛綿島、夏は麻葛の類可用、妻娘は平日毛綿、無據節絹紬迄可着、かたびら右に准じ麁相成を着致べし。

但惣領は親同前、二男よりは平百姓同樣。

一、苗字帶刀人平日は毛綿、上下着之節はふと織紬迄着用可致、夏は麁相成さらし紋附可用、平日毛綿無據節ふと織紬迄不苦、其外右同樣。

但、代々帶刀人惣領は親同樣、平帶刀人之悴共は平百姓同樣。

一、庄屋肝煎杖突帳書共毛綿麻布可相用候、帶袖に襷紬不苦、妻娘は右同斷。

但、庄屋杖突帳書は小脇さし差可申候。肝煎は不相成候。

一、近年平百姓猥に脇指さし候由、已來たとへ屋數々々へ出入たりとも、郡方へ斷無之筋は一切不相成候事。

一、百姓妻子へつかう、たいまいの櫛、笄、簪、銀細工、並に右にまがひ候物も不相成候、其外右に准じ奢ヶ間數物用申間數事。

辰八月（享保九年）

勤儉の令出づるや、百姓末々に至るまで之を觸れ知らせ（安永九年四月には御儉約御定の趣能く相守り心得違無之樣可仕といふ請書を一人毎に出さしむることゝ定めたり）大庄屋以下庄屋、肝煎、五人組に實行の責任を負はしめ、違反者あるときは其の失策に歸し之を處罰したり。延寶六年代官渡部六右衛門、田代吉兵衛に酒食を供し賄賂を贈り兩人私曲の行ありしにより兩人は夫々處罰せられ關係の者一同も亦各仕置申付けられたる文書あり。

（延寶は二世光貞朝臣の御時にして新宮城主は三世重上公の御時なり）

覺

今度渡部六右衛門、田代吉兵衛支配所にて女色並酒宴音物請振舞などに參り、其上私欲有之候、右之依不屆、御仕置に被仰付、就夫右兩人のものに取入候もの、女色之宿音信見舞など仕候大庄屋並年寄小百姓共夫々被仰付候、此已後相背候もの有之候はゞ、急度御仕置に可被仰付候、何も爲心得申聞候、以上。

延寶六年午九月十八日

以上の外、百姓保護に關する令達と見るべきものを左に列擧す。

一、去々年より去年まで、於諸國酒造之儀可爲累年之半分、相觸といへども、當年打續雨降洪水に付て耕作損亡之地有之、今年猥に米を費へからず、酒造之儀江戸、京都、大阪、奈良、堺並名酒の所々、其外諸國在々所々四年以前迄造來員數、其所之給人、御代官より念を入れ改之、其半分爲造可申、勿論新規之酒屋一切令停止之筈、於致違背は給人御代官可爲越度、萬一密に多作聞あらば、訴人に出べし、御穿鑿の上其品により御褒美之高下有之、急度可被下之、且又彼酒屋は可被行罰科事。

一、耕作損込之所々百姓困窮の者、不草臥樣に念を入仕置可有之事。

一、從先年如被仰出、對士民不成非儀、若又作毛不損込之所、申掠、年貢等令難澁者可被行曲事。

一、在々所々難爲御覽塊、年内より麥をまくべき事。

右之條々急度可被申付者也。

萬治三年八月二十三日

公儀御高札之趣堅可相守者也。

萬治三年九月　日

覺

一、他國へ賣候もの於有之は、其村中として身の代を出し、其ものゝ親を遣し早々よび戻し可申候。

但御入國以前之儀は不苦事。

一、他國へかよひに參商人、諸職人、獵師、船子に至迄も、先に不居付樣に、急度穿鑿可仕候事。不及申儀に候得共、他國にて數年不仕樣に可致候、若年より内へ不戻ものは、所の庄屋年寄共より改、奉行所へ可相理事。

一、御分國の内は、町人百姓に寄らず、田地にかまい無之ものは他鄉に有付候ても不苦候。乍去所出候とも、其村々代官給人に居付候共、其所の代官給人へ可相理事。

辰　三月（元祿元年か）

覺

一、風雨痛付山川崩所普請大損人牛馬死船並家損亡。

一、虫付痛

一、旱損水損

右の痛其外にも田畑之儀に付申立候義在之候はゞ、早々遂吟味、大積書出し可申候。先年より斷々延引に付度々申付候得共、遲れ申に付、此度書附を以申渡候、若組々より痛も在之書附出し候迄は延引可申と存候處、自今は先達て相斷置、無油斷相改、早々可申出候。尤此趣支配下へも常々能可申聞候、此上延引申候はゞ可爲越度者也。

元祿四年未八月

相野谷組大庄屋

榎本茂兵衛殿

覺

一、在中より、庄屋肝煎此方へ參候節、御役所迄罷出候樣にと先年申渡候。然處近年透と不罷出候由、自今は無失念罷出候樣、庄屋肝煎へ可申付候。

一、右之者共此方へ罷出候はゞ、郡奉行中へ持屆、是又相斷申樣急度可申付候。

一、三年以前何れも心得のため、書付郡奉行中より被相渡候所に、于今不心得之趣も有之樣に相聞候、向後念入組下の儀無油斷可申付候。且又近頃郡奉行中より被相渡書付之通彌可相守之候。若此後不心得之方も在之候はゞ、急度可加吟味之條、可得其意候。以上。

元祿七年戌十月

榎本茂兵衛殿

在々浦方町人へ可申聞事

一、何にても願申趣有之、道理可立儀、役人共へ願不相立事候はゞ、此度以書付其所の支配人に不搆、大目付共へ可指出、向後とても支配人手前私曲も有之御直々願申度事も候はゞ、書附を封じ御目附共迄可指出旨被仰出候。其段支配之所々へ可相觸者也。

元祿七年戌十一月廿日

水野對馬守

安藤帶刀

後藤兵左衛門

宮川彦八

（二）民政施設

（一）

大庄屋庄屋心得　藩政時代には今日の如き自治制の法規は確立せざるも、民政施設には深く留意する所あり、而して其の主として人民に直接接觸するものは大庄屋、庄屋、肝煎等なるが故に、是等の役人に對しては嚴重に戒飭する所ありたり。又當代に於ける財政は主として農業者に在りたるを以て農政は藩政運用の基礎たりしものなり。故に大庄屋等の職責は第一に農政に注意するに在りしを以て此点に關して戒飭する所甚だ多きは固より當然なりとす。元來大庄屋、庄屋等は下級の村役人なるが、其の職務の廣汎なること は今の郡役所、町村役場、警察署、稅務署、登記所の事務の併合したるものにして、時には裁判所の事務を も取扱ひたるものなれば、其の責任は重大にして自治民政に甚大の關係を有するが故に、藩廳に於ても深き注意を拂ひ周到なる心得方を示して其の準據する所を知らしめたり。五十一ヶ條の心得書なるものは頗る舊幕時代の服務狀況及び自治方針を見るに足るものあるを以て、長文を厭はず左に掲載す。

大庄屋並庄屋、肝煎、常々相心得可申條々

此覺書只今迄の大庄屋役御免候はゞ、後役へ可被相讓者也。但大庄屋代の節は名前書替可遣候間、自今以後其の時々此帳面差出可申候。

一、諸法度の義は勿論、公儀御用筋、尤も此の方御用無滯樣に、兼々庄屋並に小百姓共々可申聞事。

一、御城米、御用木、其外公儀御荷物船破損又は沖合にて御荷物はれ申斷在之候はゞ、庄屋方より早速大庄屋方へ申遣し、前々之通佐野組より南筋は大庄屋方より、古座御目付衆へ二ッ印にて註進可申遣、同時に此方へも早々注進可申達、尤御城米之義は周參見南三十郎（コノ上ニ張紙ニテ安宅佐右衞門トアリ）方へ右御目付衆へ注進之節可申遣、且又組之大庄屋、早々其浦へ懸け付、遂吟味船頭加子口上書取候上番人申付、其外之儀御役人中不罷參候内、心な付可申事、附り南筋は佐野組、那智組、太田組、右三組萬事可申合、東筋は新宮、成川、有馬組、是又三組可申合事。

一、破損船有之、組之大庄屋は不及申、村々小庄屋迄其浦に相詰、人足等も壹組の人足遣可申候、尤も外兩組大庄屋早速罷越、落着迄相詰、

其組之大庄屋同前に諸事指圖可申付事。

一、右之節、此方より出合候御役人、並御足輕迄扶持方、前々之通其所之御藏米勘定に可相立、尤右之面々、摠嵩薪其外入用迄、自今は委細之書付を以て御勘定所へ相達し、勘定仕立申候上、御藏米拂相立可申事、附り酒肴調申候事、一切無用に可仕、但し御藏役人への見廻は可爲各別事。

一、右之節、御足輕小頭並平足輕共に家壹軒相渡し、卯時（原文の儘）壹人付置可申事。

一、右之節、外組兩大庄屋　並物書貳人、下人貳人、家壹軒、時前壹人相渡し、尤賄は其組より可仕事。

一、右之節、御藏所より出候大庄屋共、並御城米役人（相應の馳走可仕事、附り其浦にて入用委細之帳面仕立、大庄屋吟味之上、判形加、郡奉行中迄出し可申事。

一、右之入用、人足扶持方、其外諸事入用如何にても半分其組より出し、半分外兩組より出し可申事、但し割付申候儀、高懸り成共、棟掛りに成共、組の大庄屋取立の勝手能方を了簡仕、郡奉行中迄、內意相達申上候て、取立可申事、附り右の割付高掛り棟掛りに仕候、割付の帳面仕立、郡奉行中迄出し可申事。

一、大庄屋儀、兩月に壹度宛も村々相廻り、作毛見分仕、若田畑やらひ等、麁末にも仕候はゞ、其田畑之作主吟味致し申付候樣に、庄屋肝煎に可申聞候、其外にも存寄も候はゞ可申聞事。

一、春秋の普請場所は勿論、風水等にて損じ候場所、早速遂見分候上、其分にて難指置所は其通相斷り、又は書上を以て仕候ても不苦所了簡仕、委細可申出候、兼々申付候通り、五工三工の儀は其作人に可申付事、但し田畑多く所持申候百姓には了簡仕、早く普請仕、可然所此方より申付遣し可申事。

一、田畑痛所普請有之、春秋之內普請人足工數書上げ帳仕立申候節、大庄屋、肝煎立合之上、痛申候田地毎に、高歟名寄帳を相改、本田之分聞屆帳面仕上可申候、若痛所見分計にては、本田と古新田のわけ難き田地可有之候、隨分心を付け吟味可有候、尤も不吟味にて、古新田痛所有之、本田同前に書上ヶ帳に結申候はゞ、何も可爲不調法、此段可遂吟味事。

一、新田に可成所は勿論、竹木植可然所々、又は菜園等に宜所見分仕、存寄候はゞ、庄屋、肝煎に申聞、尤郡奉行中御代官へも痛み次第に、右之段可申達事。

一、新田、新畑掘起候者有之候はゞ、前々之通、郡奉行中へ相達候て、三年目に檢地改を請候樣に、兼々可申付候、且又畑返し、荒起等有之候に付、掘起し候はゞ、郡奉行中迄達し候て、竿入改を請可申候、右之段本人より大庄屋、庄屋方迄斷無之候とも、其者遂吟味、早速郡奉行中迄相達し可申候、若油斷有之候て延引に罷成、外より相聞候はゞ、當職之者可爲不調法候間、依其品可申付事。

一、山脇、田畑共、大庄屋、庄屋、肝煎、度々見廻り、新田、新畑起申候か、竿先き廣け申候か、或畑返し仕候や、或は竹籔抔に仕候所も

無之候や、見分仕、右之趣郡奉行中迄相達可申事。

一、旱損、虫付、痛み田畑、或は風雨痛、水損痛之田畑、或は山川崩れに付、普請所大積り、人牛馬打殺しもの、家小屋、船、損亡有之候節、其外田畑之儀に付申立候品有之候はゞ、早速遂吟味、大積り書付け郡奉行中迄出し可申、若し所により痛所大分有之、書付け早速難差出候はゞ、自今先達に相斷置、無油斷相改早々可申出事。

一、當米納所之義、六七月より心を付け、百姓共は不及申、其外職人、小商人等、手作之田畑年貢、屋數年貢共、霜月切に皆濟致候樣に申通し、其節證成加判人を相立、皆濟可致旨之請合手形取り候か、又はもより〳〵の組合に皆濟之連判手形取、當米不殘取立可申候、其內皆濟請合不成者有之候はゞ、其斷を聞屆け、御代官迄申達し差圖可申事。

一、當米取立之儀、小百姓は不及申、其外少々にても年貢米納所申者、米納、銀納共、時々請取一札遣し置き、免ならも相濟帳面仕立申候時分、夫々納米高免平し、委細の樣子銘々申聞せ、則帳面に判形取、當米不殘皆濟致させ庄屋前、差引勘定年切に仕らせ、其節百姓手前へ遣し置候納米之請取一札引合せ、過不足相究候、相違無之候趣、村切帳面に仕立、庄屋、肝煎、組頭立合、判形に大庄屋奥書名判仕、御代官迄出し可申事。

一、當米納所皆濟不致以前、借米借銀之方へ少も相濟し申間敷候。若外借用筋へ相濟し、御年貢米不足いたし候はゞ、其身は不及申、貸し方のものまで可爲曲事候間、能々可申付事。

一、質地は勿論、當米指加へに借用いたさで不叶儀有之ものは、庄屋、肝煎、組頭吟味の上、大庄屋へ相斷可申候、惣て高利之銀米共、村借連判借いたし申間敷候。若左樣の借用有之、村之痛に成候儀有之に於ては、庄屋、肝煎、組頭可爲越度事。

一、預り地仕候者之內、近年年貢滯候者會之候間、自然此以後左樣の者有之候はゞ、滯候年貢、地主より半分、下百姓より半分、年內に取立可申候。若其上にも下百姓、年貢滯せ候はゞ、地主方より不殘取立、年內に急度皆濟いたさせ候樣に、相心得可申付事。

一、當米未進殘り申候百姓、其外不限何者、或は日損、水損、風雨に付不作に逢ひ、未進殘り候か、或は長病など相煩、耕作難仕、作毛不出來故、未進滯申候か、委細吟味いたし、極月に至て、未進殘申候段、斷書いたし、年內御代官迄、右之帳面出し可申事。

一、未進有之百姓共、庄屋手前面付帳寫しを取、當米未進くり越、送り未進共、小百姓手前差引無之候哉、樣子、大庄屋へ屆、尤御代官、六月之中勘定出候時分、右庄屋手前之面付帳に引合相改候上、相違無之候はゞ、大庄屋判形可仕事。

一、村々人入作之者、壹つ違に免高く仕懸け候樣にと、近年申付候、然れ共所により入作大分にて、其村痛申所も有之候由、斯樣の所は、壹つ違より多く仕懸け、其村のためにも成り候樣に可仕事。

一、禿れ者、死失者、有之候て田畑屋數等無主高有之候節は、高委細に書付、庄屋、肝煎、名判大庄屋之奥判を以て、御代官迄出し候て、則御役所へ被相達、差圖次第夫々主付可申付事。

一、潰れに及ひ候百姓有之節は、當米御納所方、並家職の樣子委細吟味の上、若不心得にて痛申樣成者有之候はゞ、存寄申聞せ家職勵み立て行き申樣に可仕事。

一、惣て上納節滯銀有之候はゞ、常々心を付、少宛も家職筋を以て、上納仕候樣に、兼々其樣子庄屋肝煎に可申聞事。

一、未進持百姓田作は不及申、畑作仕付申候はゞ、麥、大豆、小豆、蕎麥抔、出來之樣子、大庄屋、庄屋、肝煎遂見分、實入之積仕、六分作人に遣し、四分通は未進上納宛に取立可申候。且又瓜、茄子、大根等作り申者有之候はゞ、是又出來之樣子立合之上見分致し、代銀の積り仕、六分通り作人に宛、四分は未進方上納に取立可申事。附り右兩樣共立合遂見分、積り仕候節、帳面に留候て無油斷取立可申候。尤右之趣、帳面に仕立、御代官迄出し可申候、若心付無之ぬかし候はゞ、此方より可遂吟味申付事。

一、未進持百姓は不及申、其外之者共、諸役耕作之障有之候時分は、草履、草鞋、繩、莚、其外勝手能方之家職を仕樣に日々無懈怠申付、右家職之諸色、出來の樣子、遂吟味候て、未進方相應に取立、一ヶ月切に庄屋方へ取集め、其品帳面に仕立、每月御代官相改被申候時分、出し見せ可申候。尤も御代官へ出し見せ申候帳面外に、仕立申間敷候、右之帳面御代官見分之上、則月々に庄屋方へ戻り可申事。

一、耕作之義、常々油斷仕間敷候。庄屋、肝煎、頭百姓之風俗を、末々の小百姓迄見習可申候間、互に示し合せ耕作精出し可申候。其內、小百姓共は、猶以稼可申候、或は田畑も少く、或は家職等も無之ものは、組頭相談の上、不依何事所相應之稼之品をもくろみ、家職爲致身上取續候樣に可仕候。尤も稼の樣子に付、本手銀、仕入銀等、入用之儀有之候はゞ、其品により銀子貸し渡し申儀も可有之候。且又家職疎に致し、及潰申候者有之候はゞ、組頭より可申出候、若隱し置き、外より相聞候はゞ、組頭は不及申、庄屋、肝煎迄可爲越度事

一、百姓之內、死後跡式相續申者無之候はゞ、庄屋、肝煎、組頭立合、田畑之高畝、並家財共其品細に書付、大庄屋方へ早速斷り候上、郡奉行中、御代官迄大庄屋より早々申達し、指圖を請け可申候。尤死失者に未進滯有之候はゞ、田畑、家財共賣拂、其代銀大庄屋取立、早速御代官へ斷相立、書付を以て御勘定所迄申達、差圖次第有未進筋へ上納仕、其者未進銀皆濟致し全銀も有之候はゞ、免割帳にて差引致、地下遣に可致、若右之者未進多く、諸色拂代を以て未進上納不足有之候はゞ、不足銀は地下並に致し、高懸り成共、人別割に成共、大庄屋、庄屋、肝煎、組頭相談の上取立可成方に相究、其年切に取立上納皆濟致可申事。附り潰者有之、跡式相續之者無之候はゞ田畑家財共、右同前指引可申、尤未進滯銀有之、右諸色代引て不足致候はゞ、地下並に致、是亦其年切に急度取立て可申候、右何も油斷有之、年數相延申候はゞ、大庄屋は不及申、庄屋、肝煎、組頭可爲無調法事。

一、浦方未進持之百姓共、海上船手之稼致候て、日々相應之家職銀有之候節、庄屋、肝煎、組頭立合の上、委細承屆、其銀子之內六分通りは其ものに遣し、四分は未進銀當てに取立候て、其樣子御代官へ書付を以て月切に相達し可申候。

且又浦方漁場他國之者、居網等致、漁申候はゞ、旅人より網代銀出し候歟、又は日々漁次第銀子出し候歟、其品委く御代官迄申達、取立

銀不殘、其村の未進筋に上納致可申事。

一、山方未進持之百姓共、山之稼致、日々家職銀有之候節、庄屋、肝煎、組頭立合の上、委細承届、其銀子之内六分通りは其者に遣し四分は未進銀當に取立、其樣子書付を以て御代官へ月切に相達可申候。且又山方柚材木、或は炭山、或木地挽等、其山々の漁りに御領分之者、他所之者、山代、木代なり以て漁り度抔と望申候者、銀子何程出し可申哉、其品委細に書付、御代官迄相達、指圖次第に賣渡し、代銀不殘、其村の未進上納銀に差上可申候。尤内證にて相對致し賣申間敷事。

一、惣て百姓日々家業之儀大庄屋、庄屋、肝煎、拾人組頭、無油斷心を付、不精成者有之候はゞ、得心致候樣に申付働せ可申候。兎角百姓不心得にて、家職不致、身持惡敷候故、及潰可申候間。能々相心得百姓痛不申樣に可申付事。

一、田方歩附けの儀、大庄屋、庄屋、立合相談之上、相極申筈之處、所により大庄屋壹人の了簡にて、庄屋、肝煎に不申聞、相極候者も有之由相聞候、此段は第一大庄屋遠慮可仕儀に候、當年より大庄屋、庄屋、庄屋相談致候て指支候品有之候はゞ、何も書紙之役人に候得ば鼠賀用捨無之筈に候間、田毎立毛念を入見分致、其作人又は盛之高下に心を付候て、大庄屋、庄屋共、帳面を所持致し、銘々歩な付け記し、一日之歩付仕廻申候て、兩人之歩付帳突合候て、夫々の歩を一畝鉢切ならしに致し相究可申事。

一、惣て外家職無之、田畑計の百姓大未進を持ちて有之候はゞ、此者へは縦ひ作能有之候共、歩付遣し、其外悴を立遣、未進方へ取立候樣に可仕、右の趣に大庄屋了簡を加へ仕候上、未進持百姓手前年々申勘定之時分、未進減じ申候哉相改申可候。若し其節未進減不申候はゞ庄屋手前遂吟味、其品御代官迄可申出事。

一、歩付井に悴遣し、潰百姓出來不仕樣に、未進方取立可仕候、折角未進方取立候ても、痛に罷成、潰百姓有之候へば、惣かゝりに罷成不宜候。左候得ば百姓潰不申内、歩付、悴に心得を仕、未進銀取立可申候。此段大庄屋、庄屋、肝煎示合可申事。

一、壹分參厘米取立候儀、從前に申渡候通、大庄屋、庄屋、肝煎申合せ、無滯取立納所仕、早速御勘定所へ相達し、預り帳面に記し置き、重て田地、痛所普請有之候節は、惣入用米之儀書付に仕、郡奉行中迄相斷り郡奉行中奥書を以、御勘定所へ相達指圖次第米請取、人足共に相渡可申候、尤普請所入用米指引致し、殘米有之候はゞ、御勘定所指圖次第拂立、銀子早速御納戸へ上納仕り、壹歩三厘米、勘定早々年切に仕上げ、皆濟可仕候。且又不作有之候て、本計筋未進出來候共、壹分三厘米、無滯取立可有候。隨て不作年田地痛所有之候得ば、普請等抔仕事に候。若右壹分參厘米に納置候米、御代官所より本計筋に取立被申儀に候はゞ、此書付之趣を以て相斷可申候。其上承引無之候はゞ、御役所迄相達可申事。

一、郡奉行、御勘定役、御代官毛見之刻、又は在々臨時之御用に付被遣候諸役人共、朝夕之支度前に申渡候通、一汁二菜に致し、浦方は小魚類、千魚にても井に和物類何も輕く仕可、山中の在々にては其所相應、輕き物可用之、尤も生魚等一切無用に可仕、併し川筋にては其所に有合す輕き川魚は不苦、且又召仕のものには和物類香の物に成共、一菜に可限、右何も手形取置可申事。

一、山林田畑等出入有之節、爲見分諸役人被遣候刻は、前々の通輕き壹支度可仕、其外臨時之御用之節、壹支度仕はゞ手形取置可申事。之儀不及申、手形取置可申事。附り御代官在中扶持方之儀、八月より霜月迄者、手形取置可申、極月中催促之内は百姓可爲賄候、其外不時の御用にて參候刻は、彌手形取置可申事。

一、郡奉行、御勘定役、御代官は不及申、惣て何樣の御用に付在々へ被遣候御役人へ、酒一切出し不申、何時にても盃事は無用に可仕事

一、何時にても御用に付知行分在中へ被遣候時分者、上下共、郡奉行中、御代官可爲同前事。

一、郡奉行所御勘定頭、御代官御用に付、在中へ被遣候節は、乘物人足四人に可仰、併し難所にて里數有之所者可爲見合、少しにても馳走ヶ間數不入人足出し申間敷候。且又惣て知行分御用に付、在中へ被遣候時分者、郡奉行可爲同前事。

一、郡奉行、御勘定役、御代官は不及申、惣て何樣の御用に付在々へ被遣候御役人へ、酒一切出し不申、何時にても盃事は無用に可仕事

一、何時にても御用に付知行分在中へ被遣候時分者、上下共、郡奉行中、御代官可爲同前事。

一、郡奉行所御勘定頭、御代官御用に付、在中へ被遣候節は、乘物人足四人に可仰、併し難所にて里數有之所者可爲見合、少しにても馳走ヶ間數不入人足出し申間敷候。且又惣て知行分御用に付、在中へ被遣候時分者、郡奉行可爲同前事。

一、郡奉行、御勘定役、御代官は不及申、不罷出候ても不苦者迄、出合申樣に相聞候間、左樣之仕形無用に可仕候。若用事有之者は、御役人より呼出し可被申候。殊に御代官之儀は、切に被遣候得ば、只今迄の通に致、大勢の者共其日之稼相止候樣にしては不可然候、當日役人足之外、無用之者は一切不罷出心得に可仕候。但し其村之庄屋、肝煎又は山家、足輕は案内之爲にも有之候間、罷出候ても可然事。

一、足輕之内、在中催促又は不時の御用に被遣候時分、朝夕支度前々之通に可仕候。尤仕出しの儀は、一汁一菜に輕く可仕、且又壹支度之儀、一圖無用に可仕、若時により壹支度不仕候て叶不申候節は、斷次第其趣を請手形取置可申、附り南筋切死丹浦改に遣之候足輕は、旅籠銀渡し遣候間、何方に一宿申候共、旅籠代請取可申事。

附り、在々井溝川除田地普請に罷越候御足輕、朝夕壹支度共、一汁一菜に不可過、扶持方米之儀は普請入用拂に可相立、右支度致させ候刻、酒一切出し申間敷事。

一、在々御用に付被遣候諸役人召仕し下々、井足輕、中間等、草履、草鞋等望候はゞ、相應の代錢取せ可申事。

一、在々庄屋、肝煎、新宮へ罷出候之刻、御役所迄罷出候樣にと、先年も申渡し候處、近年御役所へ出不申候由、自今無失念罷出候樣に、庄屋、肝煎へ可申付候、且又右之者、新宮へ罷出候はゞ、郡奉行中へ相届可申候。尤も新宮逗留仕り罷歸候節、是又郡奉行中へ相斷申樣に常々可申付事。

一、何時にても、御用之儀に付、同役方へ爲相談急用申遣候節者、見合に可仕候。不及申候得共、隨分百姓いたわり申儀可爲肝要事。

一、公事合、出入をこのみ、其外何角要事をたくみ働き廻り、惣百姓共之心入悪敷仕なし候者有之候はゞ、常々心がけ承合次第可相達事。
一、惣て段々申渡候儀共、當分一通相觸申計にては末々迄疾く承知有之間敷候。自今庄屋、肝煎共に小百姓一人々々に面談に可申聞候、とかく末々へも委細行届候様に可仕候。尤下よりの願の品有之候はゞ、大庄屋、庄屋能々遂吟味、しらべ候て諸事不都合無之様に相談之上可申出事。
一、博奕禁制の義、別て念入可申候。若し博奕并に賭勝負致候者有之、表立相知吟味候ては、急度御仕置被仰付、所之賞へ、百姓之牾みも多く有之事に候間、隨分吟味致し、尤他國より徒者入込不申様に、能々申聞、第一火の要心堅く可申付事、
右五十一條の趣、大庄屋、庄屋、肝煎相心得、諸事無懈怠、心付可申候。尤此外何様の儀にても心付候品有之候はゞ此方へ可申聞候之候間、毎日一兩度づゝ立合申様に、日限極め置、其節再應披見可有之事。
且又此書付一通の披見迄にては無覺束も可有之候間、

以上は元祿年中に下されたる定書なるが、尚ほ寶永年間に左の追加定書きあり。此の定書は末尾に郡奉行（代官）の裏書きありて大庄屋の交迭毎に其の當時の代官は必ず大庄屋宛に其の裏書をなせるより見れば、當時の民政上には余程重寶とせられしものなるを知るべきなり。

追　加　（寶永八年四月）

一、御代官在中江被參候へは、用事無之者迄、勝手へ大勢取込一宿、雜用大分百姓共割付請、迷惑申由相聞候。自今左様に無之様に、御代官へも申渡候。用事有之者も近邊は宿にて支度仕、兎角小百姓迷惑不申様に、相心得可申候。
一、五節句に御代官へ庄屋共相務候旨、其内無用に被申付候、御代官の内、一兩年以來百姓賄にて手前に勘定人抱へ候由相聞候故、急度無用に仕様にと申付候。不依何事、新規之儀仕間敷候。縱御代官被申付候共、郡奉行申迄内意可申達候。
一、在々百姓共持傳候本田、畑屋敷、山林、新田畑の義、本家相續致させ候世悴に不殘可讓、外の世悴共へ田畑山林わけ讓申間敷候。若無據品有之に於ては、書付を以て郡奉行御代官迄相達可請差圖事。
附り、隱居付として分ヶ申田畑、山林之義、兩親死後に至つては本家相續の世悴可致支配、但親隱居仕以後買求開候田畑、山林、新田畑之儀は、兩親心次第、何の世悴成共可讓、家財分ヶ申儀是又親共可爲心次第事。
一、田畑、山林他領へ永代賣之儀、兼て停止の事に候。彌一切賣申間敷候。尤當分之賣物にも堅く指入申間敷候。
一、御領分之内に於て、田畑、山林賣申歟、亦は年季を定め賣物預ヶ申儀有之刻は、其品書付を以て、郡奉行御代官迄先達て相斷、指圖之上賣買、賣物等に指入可申、勿論賣券手形には、庄屋、肝煎、組頭加判いたし、大庄屋裏判之證文、双方へ可取替、右之通加判之無證文にて、賣買、再質物等に取置候は、双方越度に申付、田畑取上げさせ可申事。
一、在々名寄帳諸面帳面念入記置可申事。
附り、在々小入用帳之義、委細に記置年々勘定仕候、以後紛失不仕様致置、何時にても郡奉行御代官より相尋之刻、早速帳面持出し可申事。
一、在々に於て有は之儀、他領之者は勿論、御領分之者たりとも無斷して、住居致させ申間敷候、他在之者住居申度旨願候節は、其者の宗門并在所諸親類迄委細に遂吟味、慥成者に候はゞ、其品書付を以て郡奉行御代官迄相達、指圖を可請、尤彼者之在所庄屋方より此方庄屋方迄、前々之通添狀并寺請狀取り候上にて居付せ可申候。
右之通不遂斷者、暫らくも在所に指置申間敷事。
一、拾物之儀、何に不依海陸何方にて拾候共、早く御代官迄申達可請差圖、若隱置候歟、或は内證にて賣拂申儀有之に於ては、後日に相聞候共吟味之上急度可申付事。
右之者先年被仰付候條々、并此度被仰付候趣、急度可相守旨、支配下在々庄屋、肝煎小百姓に至る迄、銘々可被申付候也。
寶永八卯年四月　　（以上）

（二）一般の心得

前項は主として大庄屋、庄屋等に對し民政上の心得を指示したるものなるが、尚ほ一般人民の心得としては、左の定書ありて毎年正月に於て村内人民の初集會ある時は大庄屋、庄屋より之を讀み聞かせて其の實行を誓はしめたりしものなり。

正保年御壁書

郡奉行衆
御代官衆への書附

一、郡中仕置萬事念を入れ御後くらき義不仕、毎年山林、竹木を積立させ何村も不衰微精々分別可仕事。
一、堤井堀川除之義年内より御普請差行に申達水損旱損無之様常々覺悟可仕事。
一、郡中私の借物并諸商賣手作無用之事。
一、御年貢米念を入桝目高下無之様に可仕事。
一、御年貢米納之則庄屋、小百姓方へ手形可出庭帳のとじめ并其日納高合書に手代押切印判を仕置重て出入無之様に可仕事。
一、郡中公事有之時は能々穿鑿いたし及分別候義は勿論可申付、落着難仕義は證文證據を取集双方奉行所へ可申達事。
一、郡奉行御代官御用之相調候以後在郷に逗留仕間舗事。

一、郡奉行御用不相濟内に和歌山へ通參候時跡に下人殘置申間敷事。
一、先年從公儀御定の如く人の賣買一圓停止たるべく若し猥の輩於在之は其輕重を分ち或は死罪或は可爲過料事。
一、男女奉公人年季先年より如御定十年限とし十年過候はゞ可爲曲事。
一、公儀の御船は不及申、往還の船に至る迄難風に逢候時先年の公儀御制札之趣堅く相守少も相違無之樣に可仕事。
一、御城米船逢風波候時は早速小舟を出し御馳走可申候、若し船頭水主御米賣候共買申間敷候自然他所の者と賣買仕候を見出し候はゞ代官郡奉行注進可仕也、當座に御褒美可被下候、若注進不仕者年月過候共可行罪科事。
一、先年從公儀御定之通在々所々に於ては新錢鑄候事今以堅く御停止也、若違背之族於在之は可申出、縱同類たりと云ふとも其科を免し御ほうび可被下也、若し隱し置に於ては五人組迄可爲罪科事。
一、百姓家作其分際に不應儀自今以後仕間敷候并佛寺祭禮等に至る迄其所其身に過たる義仕間敷事、在鄕へ高直成る着酒買取申間敷事。
一、聟嫁取其身相應に可仕事、百姓の食物當に雜穀を可用、米を妄に不食事、百姓衣類庄屋は絹紬、女房は帶同前、小百姓は布木綿、女房共同前、庄屋の娘たりとも小百姓の女房に成り候はゞ男同前の事。
右の條々先年從公儀仰出候御法度の趣毎度雖相觸候、今度令清書候、彌堅く可相守此旨也。

正保二年九月

三浦長門守
永野淡路守
（南輪内村古江浦庄司平三郎氏所藏）

被仰付候鄕組仕上一札之事

一、父母に孝行に法度を守り、誂り不奢して、面々の家職を勤、正直を本とする事、誰も存じたる事なれども、彌々能相心得候樣、常に無油斷下へ教可申聞もの也。
右之通下々に至迄常に奉守候事。
一、壹ヶ村に徒百姓御座候而、御年貢不相立走り候は、殘り百姓中さして御藏御給所方共御定の通急度皆濟可仕候。若御年貢遲々仕候は、、鄕組として皆濟可仕候。走り百姓者鄕組として尋出し可申候。御年貢皆濟無之以前、借銀借米取遣仕間敷候事。
一、獨身の百姓相煩ゆかりなく耕作成兼候時は、五人組十人組之儀は不及申上、其一村さして相互に田畑仕付、御年貢無滯御納所可仕候。
一、度々御法度之旨被仰付候切支丹宗門、於背之者、早速御注進可申上候、隱置脇より訴人御座候はゝ、其鄕之庄屋、肝煎百姓迄可被仰付候。

一、何事によらず徒黨を結び起證文書神水を呑一味同心仕間敷候。
一、田畑賣買之儀、双方より大庄屋へ相斷差圖次第に可仕候、質物に入る田畑の儀も右同前に仕可候。
一、野山むだと燒申間敷候。燒き候はゞ不叶所は、其村の庄屋、肝煎相談の上大庄屋へ相斷燒可申候。
一、先年より御定通、櫪栢植此三木御留山は不及申上、何れの山にても伐取申間敷候。
一、萬掛勝負不仕候、若隱し置、脇より訴人御座候はゝ、鄕組之庄屋、肝煎曲事に可被仰付候。
一、先年より御定之通、他國へ人賣買不仕候御事。
一、新田畑并荒起、畑返り、隱置申間敷候。脇より訴人御座候はゝ、當人は不及申上、庄屋、肝煎迄曲事に可被仰付御事。
一、免割、名寄帳并鄕中諸役掛り物、萬入用割符いたし候時、庄屋、肝煎并小百姓入作迄立會吟味の上致割符、帳面に不殘判仕、割符之儀は年を不越一年切に仕候御事。
右ヶ條書之通直々被仰渡候、彌々大庄屋も被申渡候惣而正保二年之御法度書延寶五年之御定書小百姓に至迄申聞を相守申者也。

月　日

公儀御高札

定

（天和二年）

一、忠孝をはげまし夫婦兄弟諸親類にむつまじく召使の者に至る迄憐愍を加ふべし若不忠不孝のものあらば可爲重罪事。
一、萬事書いたすべからず、麤作衣服飲食等に及ぶまで儉約を可相守事。
一、惡心を以て或は僞り或は無理を申懸け或は利慾をかまへて人の害を爲すべからず惣て家業を務むべき事。
一、盜賊并惡黨もの有之は訴人に出すべし急度御褒美可被下事。
附、博奕堅令禁制事。
一、喧嘩口論可停止之自然有之時其場へ猥に不可出向、又は手負たるものを隱置べからざる事。
一、被行死罪之族有之刻被仰付輩の外不可馳集事。
一、人賣買堅く令停止之并年季に召仕下人男女共に十ヶ年を限るべし其定數を過る者何爲罪科事。
附、昔代の家人又は其所に住來輩他所へ相越在附妻子をも令所持其上科なきものを不可呼返事。
右條々可相守之於有違反之輩は可被處嚴科旨所被仰出也依而下知如件

天和二年五月日

奉　行

（北輪内村三木浦三鬼和吉氏藏）

定

一、鷹遣候者をば作仕候内にも見附次第御書判を可改、不審成る者をば郷迄りに仕、其者を付届奉行所迄可申断、但町屋に在之者をば其町の年寄に預置、奉行所へ可相達事。

一、餌指御札を改、御札無之者和歌山迄宿を付送、是も右之通奉行所へ可相達事。

一、鵜、雁、鴨、青鷺、五位鷺之類、鶉、雲雀、雉子此分は餌差御札持共取せ申間敷事。

一、百姓諸鳥取申事は不及申、諸鳥の巣落し申儀令停止事、但し山中御免の所たりとも青鷺、鵜、雁、鴨、五位鷺の類、取申間敷事。

一、御藏入給所共庄屋、年寄、百姓初納より精を入れ小百姓に至る迄未進不仕候様に互に致吟味納所可仕候、少しも油断致し五穀を費し未進仕候は、庄屋、年寄の可爲越度事。

一、在々田畑不荒様に精を入るべし、耕作を無沙汰仕候者於有之は村中穿鑿仕、郡奉行へ可申断也、若左様の者を隠置き外より漏れ聞へ候は、當人は不申及、庄屋、年寄、百姓中可爲越度事。

一、田畑賣之儀は双方御代官郡奉行へ相断、其上差圖次第に可仕候付、質物に書入候儀も右同前之事。

一、田畑分ケ事自今は可爲停止事。

一、在々にて自然火事出來の時、所の者は不及申隣郷よりもかけ付可申事。

一、百姓の家他所へ賣申間舗候、自然賣候はで不叶儀候は、郡奉行へ断り札を立て一年可相待、其主尋來候は、其品大庄屋所迄相尋れ紛失於無之は相渡べし、并落申者も早速其品を大庄屋に相断置可申事。

一、浦邊に於て陸地に何の品物にても拾ひ申時は大庄屋に断り札を立て一年可相待、其主尋來候は、其品大庄屋所迄相尋れ紛失於無之は相渡べし、并落申者も早速其品を大庄屋に相断置可申事。

一、往還の者不運滞様に、一夜の宿は借し可申候、物て一日は不及言、少の内休み候共不審たる者と認候は、先々付送り其旨奉行所へ早々注進可仕、一夜の宿借と云ふとも又餘の家に移り其近邊を離れ廻り候者於有之は是又早々注進可仕事。

一、在々より他國へ逃走り候者有之時は、在所聞出し候は、御代官郡奉行へ相断差圖を受け其上にて呼取可申候、自然急成る事にて相断る時刻無之候は、追掛參り他國にて見附し先、其所の庄屋、年寄に可相断、若し在難澁は御預け置き罷歸り其手細郡奉行御代官へ可申事

一、男女共に他國へ奉公日傭縁付に參候事堅く停止たり、若し參り候はで不叶諸職人、獵人抔は大庄屋に相断、請人を立て郡奉行御代官へ相達し一年歸りに可仕事。

一、百姓公事仕候時當人證人の外爲見廻親族たりとも參間舗事。

一、獨身の百姓相煩ひゆかりもなく耕作成兼候時は五人組之義不及言、其一村さして相互に守り立、田畑仕附け年貢納所仕候様に可仕事。

一、松、杉、檜、槻、楠、栢此六木は御留山は不及言、何れの山にても無断伐取申間敷事。

一、野山むざ〳〵焼申間敷候、焼候はで不叶所は其所の大庄屋、肝煎相談の後焼可申候、若し林火付候はゞ其村の者は不及言、郷隣の者も出合消可申事。

一、先年より御法度之通萬掛け勝負仕間敷候隨て同類訴人仕候はゞ御褒美可被下事。

一、御用に付御國廻り衆被罷通候節宿々にて被仰付候外に自分の爲馳走人足一人も出間敷事。

一、在々宿々にて如御定、宿賃請取可申事。

一、郡廻り候節被罷候節百姓去月分のかせき指置き御用も可在かゝ前方より相待居申間敷候用々の儀候て廻りの節呼出し可申候此段令違背候は如御定之舟數曲事事。

一　浦々押送り舟之儀先年如御定之舟數同帳に其斷書付け置、毎年一年切に組中寄合勘定を遂げ加子米高に割付可仕候、組中之内押送り仕所々に同帳斷を付置打合入用勘定可仕事。

右之旨可相守者也。

正保貳年九月

宮地九郎太郎
後藤彌次兵衛
（南輪内村古江浦庄司平三郎氏藏）

條々

一、毒藥幷に惡藥種賣買之儀彌堅く制禁之、若於商賣仕は可被行罪科、たとひ同類たりとも訴人に出る輩は急度御褒美可被下事。

一、にせ金銀賣買一切たるべし自然持來においては兩替屋にてうちつぶし其主に可返之幷はいしの金銀にせ金銀は金座銀座に遣してお改事。

附　にせものすべからざる事。

一、寛永の新錢金子一兩に四貫文勿論一歩には一貫文、御料私領ともに年貢收納等にも御定の員數とるべき事。

一、新錢之儀いづれの所にても御免なくして一圓不可鑄出之、若違犯の輩有之者、可爲罪科事。

附　惡錢似錢古錢此外撰べからざる事。

一、新作の造ならざる書物商賣いたすべからざる事。

一、諸色の商賣或は一所に買置しめうり或は申合高値に致すべからず惣て誓約をなし結徒黨儀可爲曲事。

一、諸職人申合作料手間賃等高値にすべからず惣て誓約をなし結徒黨儀可爲曲事。

右條々可相守此旨若違犯之族於有之は可被處罰科者也仍下知如件。